

令和4年2月
令和4年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

令和4年第1回市議会臨時会

会期日程	1
------	---

2月14日

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
仮議席の指定	4
議長選挙	4
議席の指定	6
副議長選挙	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
常任委員の選任	8
議会運営委員の選任	9
広報特別委員の選任	9
指宿広域市町村圏組合議会議員選挙	10
指宿南九州消防組合議会議員選挙	10
市長挨拶	11
議案第1号上程	13
提案理由説明	13
議案第1号（質疑、委員会付託省略、表決）	13
議案第2号上程	14
提案理由説明	14
議案第2号（質疑、委員会付託省略、表決）	14
議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件	15
閉議及び閉会	15

令和4年第1回市議会定例会

会期日程	17
2月28日	
議事日程	19
本日の会議に付した事件	20
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定による出席者	20
職務のため出席した事務局職員	21
開会及び開議	22
会議録署名議員の指名	22
会期の決定	22
議案第3号～議案第23号一括上程	22
提案理由説明	22
議案第24号～議案第26号一括上程	40
提案理由説明	40
議案第24号～議案第26号（質疑，委員会付託省略，表決）	41
散会	42
3月2日	
議事日程	44
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定による出席者	45
職務のため出席した事務局職員	46
開議	47
会議録署名議員の指名	47
議案第3号～議案第7号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	47
議案第8号～議案第23号（質疑，委員会付託）	48
散会	48
3月18日	
議事日程	50

本日の会議に付した事件	50
出席議員	50
欠席議員	50
地方自治法第121条の規定による出席者	50
職務のため出席した事務局職員	51
開 議	52
会議録署名議員の指名	52
一般質問	52
高 田 チヨ子 議員	52
1. 安全・安心な生活について	
2. 女性支援について	
3. 子育て支援について	
前 原 五 男 議員	62
1. 市政運営について	
新川床 金 春 議員	74
1. 少子化対策について	
2. 財政再建計画について	
3. 公共事業の計画・管理等の見直しについて	
恒 吉 太 吾 議員	91
1. 不登校児童生徒への支援について	
新宮領 実 議員	103
1. 新型コロナウイルス対策について	
2. ふるさと納税について	
3. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
4. トイレ事情について	
延 会	126

3月22日

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
地方自治法第121条の規定による出席者	127
職務のため出席した事務局職員	128

開 議	129
会議録署名議員の指名	129
一般質問	129
井 元 伸 明 議員	129
1. 市長の政治姿勢について	
2. 池田湖の環境整備等について	
吉 村 重 則 議員	141
1. 新型コロナ対策について	
2. 農業問題について	
3. 地熱問題について	
西 田 義 哲 議員	157
1. サツマイモ基腐病対策について	
2. 棚田振興について	
東 勝 義 議員	164
1. 市の職員人件費について	
2. いぶすき観光デザインへの市の関与について	
3. 空き家について	
前之園 正 和 議員	177
1. 政治姿勢について	
2. 市営住宅家賃の減免について	
3. 緊急通報システムについて	
4. 生活道路の点検と整備計画について	
5. 墓地公苑内の環境整備について	
議案第8号（委員長報告，質疑，討論，表決）	191
選挙管理委員及び補充員の選挙	192
散 会	193

3月28日

議事日程	195
本日の会議に付した事件	196
出席議員	196
欠席議員	196
地方自治法第121条の規定による出席者	196
職務のため出席した事務局職員	197

開 議	198
会議録署名議員の指名	198
議案第9号及び議案第10号（委員長報告，質疑，討論，表決）	198
議案第12号及び議案第13号（委員長報告，質疑，討論，表決）	199
議案第11号（委員長報告，質疑，討論，表決）	200
議案第14号（委員長報告，質疑，討論，表決）	201
議案第15号（委員長報告，質疑，討論，表決）	203
議案第16号（委員長報告，質疑，討論，表決）	204
議案第21号～議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	219
議案第17号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	221
議案第20号（委員長報告，質疑，討論，表決）	224
議案第27号～議案第31号一括上程	225
提案理由説明	225
議案第27号～議案第31号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	228
議案第32号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	229
決議案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	230
議長挨拶	230
市長挨拶	231
閉議及び閉会	232

参考資料

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	233
----------------------	-----

第 1 回 臨 時 会

令和 4 年 2 月 議 会

令和4年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月14日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月14日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮議席の指定 ・ 議長の選挙 ・ 議席の指定 ・ 副議長の選挙 ・ 会期の決定 ・ 常任委員の選任 ・ 議会運営委員の選任 ・ 広報特別委員の選任 ・ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙 ・ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙 ・ 議案第1号（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決） ・ 議案第2号（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決） ・ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

第 1 回 臨 時 会

令和4年2月14日

(第1日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

令和4年2月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の決定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 広報特別委員の選任
- 日程第10 指宿広域市町村圏組合議会議員選挙
- 日程第11 指宿南九州消防組合議会議員選挙
- 日程第12 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第2号 監査委員の選任について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 中 村 昭 二 | 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 |
| 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 | 4 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 5 番 議 員  | 東 勝 義   | 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 |
| 7 番 議 員  | 新宮領 實   | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 田 中 健 一 | 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 11 番 議 員 | 東 伸 行   | 12 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 14 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |

17 番 議 員 前之園 正 和

18 番 議 員 下川床 泉

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司   | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎   | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史   | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨   | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志   | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩 |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美   | 建 設 部 参 与 | 星 倉 淳 一 |
| 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 | 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

○**議会事務局長（鮎川富男）** 一般選挙後の最初の議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、前原五男議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。前原議員は、議長席に御移動願います。

○**臨時議長（前原五男）** ただいま御紹介いただきました前原五男でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

#### △ 開会及び開議

午前10時00分

○**臨時議長（前原五男）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和4年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 仮議席の指定

○**臨時議長（前原五男）** まず、日程第1、仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 議長の選挙

○**臨時議長（前原五男）** 次は、日程第2、議長の選挙を行います。お諮りいたします。議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（前原五男）** 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙は投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○**臨時議長（前原五男）** ただいまの出席議員は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○**臨時議長（前原五男）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（前原五男）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱確認〕

○**臨時議長（前原五男）** 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（前原五男） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前原五男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○臨時議長（前原五男） これより、開票を行います。

開票立会人に、中村昭二議員、松下知恵議員、山本敏勝議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（前原五男） 選挙結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票中、下川床泉議員9票、西森三義議員8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、下川床泉議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました下川床泉議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

下川床泉議員、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（下川床泉） 一言、議長当選承諾及び就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員の皆様方の御推挙によりまして、市議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、また、その責任の重大さに身の引き締まる思いで、衷心から感謝感激をいたしております。ここに皆様方の御推挙を受けましたからには、皆様方の温かい御支援と御鞭撻によりまして、市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。また、円滑な議会運営のために公平無私、不偏不党の基本の下に、分かりやすい議会、開かれた議会を念頭に、努力を傾注してまいりたいと固く覚悟しておる次第でございます。何とぞ先輩・同僚議員、並びに執行部当局は申すに及ばず、報道機関関係者各位におかれましても倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長当選承諾と就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（前原五男） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、新議長、下川床泉議員、議長席にお着きください。

（下川床泉議長、議長席着席）

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議席の指定

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 副議長の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下川床泉） ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（下川床泉） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱確認〕

○議長（下川床泉） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被

選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（下川床泉） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（下川床泉） これより、開票を行います。

開票立会人に、前原五男議員、東勝義議員、西田義哲議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（下川床泉） 選挙結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票中、前原五男議員9票、井元伸明議員9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であり、前原五男議員と井元伸明議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで決定することになりました。

前原五男議員及び井元伸明議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、その順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽選棒で行います。

田中健一議員及び吉村重則議員、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

〔くじの立会人、立会席に着く〕

○議長（下川床泉） 前原五男議員、井元伸明議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（下川床泉） くじを引く順序が決定いたしましたので、報告いたします。

まず、井元伸明議員、次に、前原五男議員であります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

井元伸明議員、前原五男議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（下川床泉） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、前原五男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前原五男議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

前原五男議員、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（前原五男） ただいま副議長になりました前原五男です。議長の補佐役として、議会が遅滞なく運営ができますことを行っていきたいと思いますし、行政のたゆみない前進を願いながら、議員の皆さんと努力していきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

（拍手）

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時37分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長（下川床泉） 次は、日程第7、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水



道委員に中村昭二議員，東勝義議員，西田義哲議員，新川床金春議員，福永徳郎議員，前之園正和議員，文教厚生委員に松下知恵議員，前原五男議員，新宮領實議員，恒吉太吾議員，井元伸明議員，高田チヨ子議員，産業建設委員に山本敏勝議員，田中健一議員，吉村重則議員，東伸行議員，西森三義議員，下川床泉議員を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時08分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き，会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので，御報告いたします。

総務水道委員長に東勝義議員，副委員長に中村昭二議員，文教厚生委員長に新宮領實議員，副委員長に井元伸明議員，産業建設委員長に田中健一議員，副委員長に吉村重則議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 議会運営委員の選任

**○議長（下川床泉）** 次は，日程第8，議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において，東勝義議員，西田義哲議員，新宮領實議員，田中健一議員，東伸行議員，井元伸明議員，新川床金春議員，前之園正和議員，以上8名を議会運営委員会の委員に指名いたします。

#### △ 広報特別委員の選任

**○議長（下川床泉）** 次は，日程第9，広報特別委員の選任を議題といたします。

広報特別委員の選任につきましては，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において，中村昭二議員，松下知恵議員，山本敏勝議員，西田義哲議員，恒吉太吾議員，西森三義議員，以上6名を広報特別委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 2時09分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き，会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので，御報告いたします。

議会運営委員長に東伸行議員，副委員長に新川床金春議員がそれぞれ互選されました。

次に，広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので，御報告いたします。

広報特別委員長に西田義哲議員，副委員長に松下知恵議員がそれぞれ互選されました。

### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第10、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に、松下知恵議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員、東伸行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6名の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松下知恵議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員、東伸行議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました松下知恵議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員、東伸行議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

### △ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第11、指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に、新宮領實議員、西森三義議員、福永徳郎議員、下川床泉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新宮領實議員、西森三義議員、福永徳郎議員、下川床泉議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿南九州消防組合議会議員に当選されました新宮領實議員、西森三義議員、福永徳郎議員、下川床泉議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

## △ 市長挨拶

**○議長(下川床泉)** この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

**○市長(打越明司)** 令和4年第1回市議会臨時会の開会に当たり、まずは御挨拶を申し上げます。機会をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

本日、ここに新しく選出をされました議員の皆様が御参集の下、令和4年1回指宿市議会臨時会が滞りなく開会されますことに、厚く御礼申し上げます。皆様方におかれましては、これまでの20名から18名へと議員定数が2名減員となるなか、執行されました2月6日の市議会議員選挙におかれまして、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、市民の負託を担ってめでたく御当選の荣誉に輝かれました。ここに改めて深く敬意を表し、心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。本日、先ほど選任をされました正副議長、正副委員長の皆様方には、その職責に応じて持てる力を存分に発揮され、御活躍をされますことを心より御期待を申し上げます。

ます。

さて、私は先の市長選挙におきまして市民の皆様の力強い御支援、御期待と厳粛な負託を賜り、このたび初めて指宿市政を担わせていただくことになりました。この間にいただいた様々な声は、その多くが現状の指宿を何とかしてほしい、変えてほしいというものでありました。現在の指宿市への不満、将来への不安が変革を願う声として、一気に噴き出してきたかのように感じたところであります。私はこれまで、指宿市民のお支えをいただいて県議会議員や国会議員として働かせていただきました。その経験は、私にとってとても貴重な財産ではございますが、このたび私に与えられました市長としての責務は、議員とはある意味また異なり、誠に重且つ大であり、正に身が引き締まる思いであります。日々その期待や声に対し、真摯に向き合いながら全力で職務を遂行していく決意でございます。

私は今回の選挙において、将来を楽しみにできる町にと、そういう目標を掲げてまいりました。私の市政運営に対する評価は、指宿市の将来を期待する、あるいは楽しみにしている、そんな市民が1人でも増えてくれるかどうかだと考えています。そして、その仕事を農業に例えれば、次のリーダー、次の方に交代するときまでに、できるだけ指宿の将来に備えて田を耕し、多くの種をまきながら、出てきた芽を育てていくこと、次の世代に、あるいは将来にわたって、その芽から花を咲かせ、その果実を収穫できることが一番大切だと考えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民の皆様の日々の暮らしや健康への不安に加えて、宿泊業界や飲食店、そうした方々を支える農林水産業をはじめとする指宿市のあらゆる産業に携わる方々が大変な痛手を受けている中、指宿は将来どうなっていくのか、弱り切った市の財政は本当に大丈夫なのか、そうした皆様の切実な危機感、この閉塞感を少しでも打破してほしいという市民の皆様や事業者の皆様の声を、思いを、これまで数多く聴き、受け止めてまいりました。そうした実体験を通じて、指宿を必ず変える、これがおのずから皆様との合言葉となり、その合い言葉を胸に深く刻み、私は選挙戦に挑んでまいりました。そうした市民の皆様の声や思いが、私をこの場に導いてくださったものだと受け止めております。正にその声に誠実に、確実に、スピード感をもってお応えすることが、市長としての最大の責務であると認識しております。

指宿市は日本を代表する観光地であります。これまでも多くの観光客の方々が指宿を訪れ、そしてコロナ禍ではございますが、今このときも指宿を選んでくださるたくさんの指宿ファンが日本中に、あるいは世界中にいらっしゃいます。ウイズコロナ、ポストコロナの時代をしっかりと見据えて中・長期的な視点からも質の高い指宿、質の高いおもてなしを準備していくことが必要になります。具体的な進め方や政策につきましては、次の定例会議での施政方針に譲りますが、このまちの将来に大きな責任をもって、それを果たすために全身全霊をかけてまい進していくことは、議員の皆さんと同じ志であると思っています。いわば

同士であります。どうぞ議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして、格段の御理解と御協力を賜りたく、心からお願いを申し上げる次第です。

結びに、未曾有のコロナ禍の中、日々感染拡大防止に取り組んでいただいている市民、事業者、医療従事者、全ての関係者の皆様方に心から御礼を申し上げ、私の市長就任にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### △ 議案第1号上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第12、議案第1号、教育委員会委員の任命について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、人事に関する案件2件であります。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第1号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員、別府竜人氏が令和4年2月22日をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時23分 |
| 再開 | 午後 | 2時23分 |

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第1号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第2号上程**

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第13、議案第2号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高田チヨ子議員の除斥を求めます。

[高田チヨ子議員退席]

**○議長(下川床泉)** 提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長(打越明司)** 提出議案の2ページを御覧ください。

議案第2号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任された委員であります東伸行氏の任期が、令和4年2月11日で満了となったため、次期委員に高田チヨ子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

#### **△ 議案第2号(質疑, 委員会付託省略, 表決)**

**○議長(下川床泉)** これより、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

高田チヨ子議員の除斥を解除いたします。

[高田チヨ子議員着席]

#### △ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び 広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(下川床泉) 次は、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件、を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申出があります。また、広報特別委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査及び閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長(下川床泉) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、令和4年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

臨時議長 前 原 五 男

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾



# 第 1 回 定 例 会

令和 4 年 3 月 議 会

令和4年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（2月28日～3月28日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                          |
|-------|---|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 2月28日 | 月 | 本会議 | ・会期の決定<br>・議案第3号～議案第26号一括上程（議案説明）<br>・議案第24号～議案第26号（質疑，委員会付託省略，表決） |
| 3月1日  | 火 | 休 会 | 一般質問・議案審議及び一部討論の通告限（12時）                                           |
| 2日    | 水 | 本会議 | ・議案第3号～議案第7号<br>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）<br>・議案第8号～議案第23号（質疑，委員会付託）      |
| 3日    | 木 | 休 会 | 総務水道委員会（10時開会）                                                     |
| 4日    | 金 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                     |
| 5日    | 土 | 〃   |                                                                    |
| 6日    | 日 | 〃   |                                                                    |
| 7日    | 月 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                     |
| 8日    | 火 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                     |
| 9日    | 水 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                     |
| 10日   | 木 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                     |
| 11日   | 金 | 〃   |                                                                    |
| 12日   | 土 | 〃   |                                                                    |
| 13日   | 日 | 〃   |                                                                    |
| 14日   | 月 | 〃   |                                                                    |
| 15日   | 火 | 〃   |                                                                    |
| 16日   | 水 | 〃   |                                                                    |
| 17日   | 木 | 〃   |                                                                    |
| 18日   | 金 | 本会議 | ・一般質問<br>議案第8号：委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                             |
| 19日   | 土 | 休 会 |                                                                    |
| 20日   | 日 | 〃   |                                                                    |
| 21日   | 月 | 〃   |                                                                    |
| 22日   | 火 | 本会議 | ・一般質問<br>・議案第8号（委員長報告，質疑，討論，表決）                                    |
| 23日   | 水 | 休 会 |                                                                    |



# 第 1 回 定 例 会

令和4年2月28日

(第1日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和4年2月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第4 議案第4号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第5号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第6号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第7号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第8号 指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第15 議案第15号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度指宿市一般会計予算について
- 日程第17 議案第17号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和4年度指宿市介護保険特別会計予算について

- 日程第20 議案第20号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和4年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第24 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 議案第26号 監査委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
健康福祉部長	山 元 成 之	産 業 振 興 部 長	大 迫 格 史
農 政 部 長	寺 田 昭 宏	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
山 川 支 所 長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一
総 務 部 参 与	野 元 伸 浩	総 務 部 参 与	増 永 智 美

建設部参与	星 倉 淳 一	教育部参与	中 摩 浩太郎
市長公室長	渡 部 徹 也	総務課長	山 下 浩 二
財政課長	東 忠 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開会及び開議

午前 10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達していますので、これより、令和4年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの29日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月28日までの29日間と決定いたしました。

△ 議案第3号～議案第23号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第3号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第23、議案第23号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの21議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、令和4年第1回市議会定例会開会に際し、令和4年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするに当たりまして、市長としての市政運営の所信と令和4年度の施策の概要を申し述べたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に世界中が翻弄され始めてから、はや2年が経過しました。今まさに、日本もその波の真只中にあります。第6波と呼ばれる感染拡大の中で、指宿市においても直近一週間において53名の陽性者が確認をされ、予断を許さない状況が続いており、なお一層の感染拡大防止の取組が求められております。この事態に対し、本日、本会議終了後にも、新型コロナウイルス感染対策本部会議の開催を決定をしたところであります。

す。

市長就任の挨拶の中でも申し上げましたが、この場をお借りして改めまして、日々この事態に向き合い、尽力されている医療従事者、全ての事業者の皆様、そしてまん延防止等重点措置の2週間の延長の中、我慢強く新しい生活様式の実践に努めていただいている市民の皆様、厚く御礼を申し上げます。市といたしましても、更なる感染対策への支援や宿泊施設等へのコロナ対応整備を充実させてまいりたいと考えております。

さて、私はこの度、初めて市長として市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。私は今回の選挙の中で、指宿を将来を楽しみにできる町にという目標を掲げてまいりました。そして、私が皆様との合言葉とさせていただいた、指宿を必ず変える、この言葉はチェンジという意味だけではなく、リボン、すなわち指宿を再生させていくのだという強い決意と覚悟を込めたフレーズでもございます。

それでは、その目標の達成に向けて、私が掲げた公約を五つのキーワードでくくり、市政運営にあたっての基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、一つ目のキーワードは、ワンチームでございます。

私は市長就任の挨拶の中で、議員の皆様方とは指宿の将来に責任を持つ同志であると申し上げました。さらに視野を広げると、市民、地域、市役所、市議会、そして日本中、世界中にいる指宿のファンが、言わばチーム指宿であり、ワンチームとなって一緒に力を発揮していくことが、町づくりにとって最も大切なことだと考えております。それぞれが異なる意見を言い、それぞれが違う方向に歩いていけば、市政は一步も前進をしません。議論を深める中で、ベクトルを同じ方向に向けて進んでいく努力こそが、市政運営の要だと考えております。どのようにチーム作りを進め、チームの輪を広げていくのか、その過程も極めて大切です。そのためには、市民が共感し共有できる、分かりやすい目標をリーダーがしっかりと明確にすることが必要です。目標がやる気を起こし、議論を闊達にします。目標が定まれば、アプローチの方法は様々にあります。私は、自ら先頭に立って、目標に向かい、全力で走ってまいる所存でございます。

二つ目は、財政再建でございます。

人口減少や少子高齢化、経済規模の縮小など、様々な課題が山積する中、本市の財政状況は厳しい局面を迎えております。合併特例債等を活用し整備した公共施設の整備費の償還が、今後、本格的に始まります。地方交付税や市税については、大きな伸びを期待することはできません。加えて、新型コロナウイルスの感染症の拡大は、指宿の経済にも大きな影響を与えており、本市の自主財源のさらなる落ち込みも懸念されるところであります。入るを量りて出ざるを制す、この方針のもと、弱り切った財政を歳入と歳出の両面から改革をし、10年後には財政を今よりも安定をさせ、機動的な財政出動が可能な状態となるように、次の世代の負担ができる限り軽いものになるに、更には効率の高い行政を進める組織づくりなど

を目的に、行財政改革を推進する部署を新たに設置いたします。

三つ目は、住みやすい町でございます。

医療や福祉、質の高い教育や子育て支援、さらに、障害者政策や生活インフラを可能な限り充実をさせ、生活先進地を目指してまいります。その第一歩として、令和5年度のこども家庭庁の発足を見据え、また、未来を担う子供たち、そして子育て世代の市民の皆様に、よりきめの細やかなサービスを提供できるように、子育てに関する各種相談や母子寡婦父子の支援、並びに、子育て支援や保育所等に関する業務を行う部署を新たに設置いたします。そして、20年後には県内で最も住みやすい町となるよう、生活に必要なや環境の質を一つ一つ高めてまいります。また、まちのデザインにつきましても、これから主役になる若い方々、あるいは指宿市外から訪れるなど、多くの方々の視点や意見、提案を求める場を作り、時間をかけながら丁寧にリノベーションを実践し、働ける場も増やしてまいります。市民の皆様に住みやすい町だと実感していただけることが必ずや移住・定住にもつながって行くものだと考えております。

四つ目は、稼げる町でございます。

指宿には、温泉をはじめ、恵まれた観光資源がたくさんあります。また、温暖な気候と肥沃な大地、更には三方を囲む海から生み出される新鮮で豊富な食の恵みがございます。豊かな地域資源をもっと磨き上げ、それらを余すことなく十分に生かし、観光、飲食、特産品など、人を迎えて稼ぐ産業と、畜産業、水産業、食品加工業などのモノづくりをとおして稼ぐ産業、この2本の柱を中心に国内外に積極的に売り込んでまいります。その戦略づくりのために、庁内の横断的なワーキングチームの設置を検討してまいります。加えて、ふるさと納税を徹底して伸ばしていくために、特産品づくりや素材の発掘など、全庁的なプロジェクトを立ち上げる準備に入り、稼げる町を作ってまいります。コロナ渦において、観光業がとりわけ厳しい状況が続いております。インバウンド需要が不透明な中、コロナ収束後、当面は国内旅行者の受入れ需要を高めるため、数の観光から質の観光へ転換を計ってまいります。観光客の皆様が長期に滞在していただく、地元で食べて遊んで消費していただく、そして、また来てみたい、また泊まりたい、また食べたい、また買いたい、また遊びたいなど、またの多い、リピーターの多い観光地を目指して、観光の質的転換を推進してまいります。

最後、五つ目のキーワードは、IT化と情報発信でございます。

市民生活を支えるうえでも、行政のIT化等を積極的に推進し、効果的かつ効率的な情報やサービスの提供につなげていくことが喫緊の課題の一つです。国は、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げ、昨年9月にデジタル庁を設置しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活様式を大きく変えました。接触機会を減らすために、テレワークやオンライン会議等のニューノーマルが推奨され、新たな行政サービスの提供の在り方が求められていま

す。例えば今後は、オンラインで様々な手続ができる。あるいは必要な情報を自動的に適切なタイミングで市民の皆様にもお届けをするなど、真に必要で、満足していただけるサービスを考え抜き、近い将来、全ての市民の皆様がデジタル社会の恩恵を受けられるように、令和4年度から新たにデジタル戦略を担う部署を設置をし、市役所だけでなく、地域も含め、指宿市全体のIT化を推進してまいります。また、国内外に指宿を売り込んでいくには、まずは指宿の魅力を絶え間なく、それぞれのターゲットに向けて効果的に発信していく必要があります。その発信力を大幅に高めるためにも、更なるIT化の推進やPR活動の充実を図ってまいります。

以上、5つのキーワードに基づき、私の市政運営の基本的な考えを述べさせていただきます。

それではここからは、令和4年度の主要施策について、御説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。

持続可能な地域社会を形成するためには、住民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかななくてはなりません。そのため、新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手育成の支援を進めてまいります。また、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、男女共同参画に関する啓発活動を行なってまいります。指宿市パートナーシップ宣誓制度を令和3年4月1日から開始し、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える市の実現を目指しております。引き続き、理解促進と支援に取り組んでまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支えあう地域福祉を推進し、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続き取り組んでまいります。また、健康寿命の延伸を目的に、豊富な地域食材を活用した健幸食等の開発・普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりの推進など、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、各種介護予防事業をとおして、地域との交流を図ることにより、高齢者の引きこもり予防や高齢者を地域で見守る体制を充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう推進してまいります。

介護サービス体制につきましては、地域介護基盤整備事業による看取り環境の整備促進を図ってまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害者計画等に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と、障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意思により、地域で自立し

た生活を送れる社会づくりに努めてまいります。また、認知症高齢者や障害者の財産及び権利を保護するため、令和3年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の設置及び制度の利用促進に取り組み、安全で安心して暮らせるよう支援してまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブでの障害児の障害児受入事業に取り組むなど、多様な保育サービスの充実を図り、子供を育む環境を整備するとともに、虐待・貧困等によって支援が必要な子供やその家庭に対する包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会・歯科医師会や薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診等を実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

なお、積極的勧奨の再開が決定された子宮頸がんワクチンの予防接種につきましては、ワクチンの効果や副反応などの情報発信をしっかりと行い、安心して接種いただける環境整備に努めるとともに、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃された方を対象とする接種への対応も行なってまいります。また、産科医の確保、産後ケア事業などにより、子供を産み育てやすい地域づくりを図るとともに、子育て世代包括支援センターにおいても、充実した支援環境づくりに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、医師会との連携により、ワクチン接種体制の確保や市独自のPCR検査体制の継続・感染防止対策の広報、講習会を実施することによって、新型コロナウイルス感染症のまん延防止、重症化の予防を図ってまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収及び保健事業を行ってまいります。また、国保財政の健全化を図るため、今後も特定健診、特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かな保健事業に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。また、フレイル対策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業に取り組んでまいります。

介護保険特別会計につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営を図ります。また、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や認知症の早期支援体制、在宅における医療と介護の連携体制の構築等を一体的に推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者への周知啓発に取り組むとともに、本市地域内における自然的・社会的条件を踏まえた、温室効果ガスの削減の基礎的情報の収集・分析・温室効果ガスの将来推移等に関する調査について、国の支援制度の活用を検討しながら取り組んでまいります。

地域環境の保全対策につきましては、環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には迅速に対応し、原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置を継続して設置することにより、水質保全に努めてまいります。

本市に生息が確認されているハイイロゴケグモなど、生態系や人体に被害を及ぼす恐れのある外来種のまん延防止・防除対策に努めるとともに、不快害虫であるヤンバルトサカヤスデにつきましては、発生地域に対し、薬剤の配布を行ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や、くみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、本年3月に策定される第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみ減量化を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、不法投棄の防止、指宿市環境衛生協力会との連携を図るとともに、高齢者等のごみ出し支援の在り方を検討し、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の実現を目指してまいります。

廃棄物処理の施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、指宿広域クリーンセンターをはじめ、指宿広域管理型最終処分場、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、コロナ禍における農産物の需要変化等への対応のほか、気候変動、自然災害においても揺らぐことがない農業の生産基盤、セーフティーネットの構築などが求められています。また、国内外における食料・農業・農村を巡る状況変化に注視しながら、本市農業の持続的かつ魅力ある成長産業化に向けた攻めの農業を展開していく必要があります。

そうしたことから、多様な主体からなる産業連携のもと、農産物の新たな価値創出と需要開拓、食・農のつながりの深化などの取組を推進していくほか、農業経営の安定化や産地体

制の強化，担い手農家の育成支援，新規就農者や後継者の育成，人・農地プラン推進による担い手への農地集積，荒廃農地の発生防止・解消等，農地利用の最適化等を図ってまいります。

さらに，地域資源活用による農山村振興，中山間地域の機能維持・保全を推進するほか，本年2月の農林水産省，棚田遺産選定を契機とし，指定棚田地域の関係団体等と連携しながら，都市部から地方への流れを促す環境づくり等を推進してまいります。

農業生産振興につきましては，耕種部門における生産性向上や農作業省力化につながる新技術の普及促進，サツマイモ基腐病，有害鳥獣・病害虫の被害防止・軽減対策に取り組んでまいります。また，畜産部門につきましては，各種家畜伝染病の侵入防止対策の徹底，環境保全対策の推進のほか，本年度開催される第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会へ向けた支援策等に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては，農業生産性・経営向上を計るため，農地や農道の整備・保全に努めるとともに，畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など，今後も国・県，南薩土地改良区などの関係機関と連携を図りながら，農業生産基盤の整備を進めてまいります。また，地域住民共同で行う農業・農村の環境整備活動及び施設の長寿命化のための活動支援を拡充してまいります。

林業につきましては，県や地元林業者との連携，所有者不明森林の解消，林地台帳整備，間伐や主伐・再造林などの促進・効率化を図るため，令和元年度から，森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に引き続き取り組むとともに，森林に触れ合う機会の創出や，森林環境教育を推進してまいります。また，松くい虫被害対策につきましては，薬剤散布による防除や伐倒駆除，植林した抵抗性クロマツの保育など，総合的に事業を実施してまいります。このほか，治山事業による山地災害防止等に努めてまいります。

水産業につきましては，本市の基幹産業であるかつおぶし加工業の原料確保のため，海外まき網船の誘致に向けた施策を実施し，山川漁港への入港の促進に努めてまいります。また，漁港の整備につきましては，県の漁港整備長期計画に基づき，県と連携しながら維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては，新型コロナウイルス感染症の拡大による本市経済への影響を抑えるため，国・県の動向を見ながら，指宿市内での消費喚起策や市内事業所の固定費軽減策等を進めてまいります。また，人手不足解消のため，関係機関や団体等と連携を図りながら，地元企業の雇用創出に取り組んでまいります。

交通運輸施策につきましては，令和元年度に策定した指宿市地域公共交通基本計画に基づき，イッシーバスや乗り合いタクシーを運行し，地域公共交通の充実を図ってまいります。また，山川・根占航路の安定的な運航のための取組を進めてまいります。

道の駅いぶすき及び道の駅山川港活お海道につきましては，指定管理者と連携を図りなが

ら、本市の新鮮な農産物や魚介類、かつおぶしなどの加工品等の宣伝、販売に努めてまいります。

特産品の振興につきましては、ポストコロナを見据えた商品開発を推進するとともに、特産品の販路拡大を支援するため、都市部での指宿フェアや大型商談会への出店事業などを展開してまいります。

ふるさと納税につきましては、市内事業者と連携して返礼品の魅力を高めるとともに、市の魅力を全国にPRし、ふるさと納税寄附金の増額を目指してまいります。

観光につきましては、引き続き、コロナ禍における感染防止対策並びに発生時の支援対策に取り組んでまいります。また、近年の個人旅行化やモノからコトへの嗜好性の変化といった旅行ニーズの多様化に対応していくため、令和2年度に発足した、一般社団法人いぶすき観光デザインと連携して、観光DXの推進や、観光素材等のブラッシュアップなどに取り組み、誘客・滞在時間の延長と、観光消費額の増加につなげてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、開設60周年を迎えます。訪れるお客様が安心して快適に御利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症防止対策や施設の環境整備、サービスの向上に努めながら、皆様に親しまれる施設を目指してまいります。

砂むし会館砂楽、ヘルシーランド等の観光施設につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するとともに、施設の維持管理に努め、より一層のサービス向上を図ってまいります。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会は、令和5年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催されます。本市の多彩な魅力を全国に発信する好機でもあることから、引き続き、県や関係団体等と連携を図りながら、市民総参加の下、開催準備を進め、心と記憶に残る両大会の成功に向けて努めてまいります。また、スポーツコンベンションの推進につきましては、令和2年度に設立した、官民一体型のスポーツコミッションいぶすきと連携し、整備されたスポーツ施設の更なる活用を図るとともに、ウイズコロナに対応したスポーツ大会やキャンプ・合宿などを通して、交流・関係人口の拡大と地域・経済の活性化を推進してまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきまして、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。また、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿兒島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道

路のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、継続路線として、北町通り線、堀切園石嶺線、都市計画1号線、川尻利永線等の改良舗装工事を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として、引き続き橋梁補修工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、平成26年度に国の直轄海岸保全施設整備事業として新規採択され、鋭意整備が進められています。今般、令和3年12月に国の事業評価監視委員会が開催され、突堤の配置変更や離岸堤の施工計画見直し、養浜の緩速施工を踏まえ、事業完了が4年延伸して令和9年度に、総事業費は60億円増額をされ、180億円に変更されたところであります。本市としては、引き続き防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、県の海岸環境整備事業により、長崎鼻海岸の整備を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、整備が進められております十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、新西方団地の浄化槽設置工事の実施や、敷領団地建替事業の第二期新築工事に向けた解体工事等を実施し、市営住宅の安全性確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、立ち会いによる調査と併せて、山間部においては航空写真等によるリモートセンシングデータを活用した調査も実施し、早期完了に向けて一層の促進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設、更新を実施するほか、令和2年度から実施している基幹管路である池田水源地石嶺配水池系送水管や配水管の更新、水源池や配水池の設備更新を実施し、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に合わせた汚水管の新設整備を進めてまいります。

令和4年度から下水道の老朽化対策の新規事業として始める浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場や老朽管の改築更新事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施してまいります。

浄水苑，雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理に万全を期すとともに，公共下水道への排水設備の普及促進に努め，文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

温泉供給事業につきましては，温泉供給施設等の維持管理を実施し，市営温泉の安定供給に努めてまいります。

次に，教育行政についてであります。

本市では，令和3年3月に策定した教育大綱と第2期教育振興基本計画に基づき，学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら，教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては，確かな学力，豊かな心，健やかな体の調和を重視し，小学校においては令和2年度から，中学校においては令和3年度から全面实施された新学習指導要領に則った指導の充実を図りながら，これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また，学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために，小中一貫教育の推進や各小中学校へのデジタル教科書の導入に努めてまいります。小中一貫教育では，児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業，指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぼう好きふるさと学を核とした郷土教育，小学校低学年からの外国語教育等を実施し，9年間の切れ目のない系統的・体系的な学びの中で子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては，生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに，スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実にも努めてまいります。また，スクールソーシャルワーカーを学校，家庭，地域に派遣し，関係機関とも情報をより一層共有することで様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては，志や夢を持つ子供を育成するため，中学生による職場体験学習，キャリアスタートウィークやトップアスリートを招請した，こころのプロジェクト夢の教室事業を引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては，実効性のある避難訓練や防災教室，交通安全教室や防犯教室等を通して，発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに，家庭，スクールガード，PTA，地住民等との連携を深め，地域全体で子供を見守り，安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては，GIGAスクール構想により，令和3年度に小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を活用し，子供たちが情報モラルを身に付け，情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにすることで，社会の変化に対応し，社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては，令和3年9月に策定をした第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針の目的を踏まえ，保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得られるように

協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など、工夫した献立を実施しながら、安心・安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、学科再編により、これまでの商業科を3学科に再編し、より専門的な魅力のある学校づくりを進めて、入学志望者を増やすとともに、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど、特色ある教育活動を通じて、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともにICP活動を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ自立、自ら律する自律した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習して欲しい必要課題についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関連団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など、地域学校協働活動事業も進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、学校や幼稚園・保育園、関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実を努めてまいります。

子供の読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、第3次子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。また、令和2年度に着工いたしました新市民会館が令和4年度に完成いたします。新市民会館が市民をはじめとする多くの

方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいを持って各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう発表や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として、指宿まるごと博物館構想に基づいた企画展、指宿が生んだ芸術家、木佐貫熙展や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

社会体育につきましては、市民が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めてまいります。また、スポーツ団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ってまいります。そのために、スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押ししてまいります。さらに、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会において、本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技につきましては、継続して体験教室を開催するなど、普及・啓発を図ってまいります。新たに追加競技となったボッチャ競技につきましては、国体・スポーツコンベンション推進室と連携を図り、スポーツ推進委員の審判員養成に努めるとともに、競技の体験教室を開設するなど、普及・啓発を図ってまいります。

スポーツ設備につきましては、関係団体と連携し、いぶすきフットボールパークや市営野球場、市営陸上競技場等スポーツ施設での大会、合宿等の誘致を図るとともに、市民の利用促進に努めてまいります。

次に、令和4年度の当初予算の大綱について申し上げます。

令和4年度予算は、予算編成期に市長選挙が行われたことから、政策的経費を除く骨格予算として編成しております。人件費、扶助費、公債費等、義務的経費及び継続的事業、急施を要する経費等に対し、固定した通年ベースでの必要額を計上し、政策的な経費は6月補正予算で肉付けすることにしております。

本市の第二次総合振興計画で定める、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの将来都市像を実現するため、コロナ禍の厳しい社会経済状況においても、必要な施策・事業を着実に推進していく必要があります。そのため、骨格予算においても事業の緊急性、優先度を的確に把握し、事務事業の選択と集中、職員の創意工夫を図るとともに、ICTや公民連携のなど

により、歳出削減や財源確保に取り組む方針としております。

本市の財政状況は、近年の大型投資事業により、令和3年度末地方債残高が320億円と見込まれ、類似団体と比較しても突出した数値となっております。また、経常収支比率が高く、本市の行財政改革は喫緊の課題となっております。今後は効果的かつ効率的な行財政運用を目指して、行財政改革に取り組むとともに、経常収支比率や健全化判断比率の改善、基金残高の確保などに努めなければなりません。歳入、歳出両面を見直し、財政基盤を確立しながら、疲弊した地域経済立て直しなど、本市が直面する課題克服のための施策等を展開してまいります。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒補助やPCR検査委託事業などの感染症対策やプレミアム付共通商品券事業などの経済対策、市民の安心安全を守るための防災減災対策事業等を講じております。

歳入面では、ふるさと納税の更なる拡充を図ることで、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、ふるさと応援基金や合併まちづくり基金等を効果的に活用する予算編成としたところがあります。

令和4年度の当初予算は、一般会計261億9,400万円、国民健康保険特別会計67億6,978万9千円、後期高齢者医療特別会計7億9,935万6千円、介護保険特別会計59億1,880万9千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億1,074万7千円、水道事業会計、収益的収入7億1,652万6千円、収益的支出6億7,748万3千円、資本的収入4億5,363万円、資本的支出7億5,583万6千円、公共下水道事業会計、収益的収入7億9,692万5千円、収益的支出7億7,966万9千円、資本的収入1億8,362万3千円、資本的支出5億4,089万3千円、温泉供給事業会計、収益的収入3,326万8千円、収益的支出2,975万4千円、資本的収入0円、資本的支出1,480万9千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりであります。

行政の運営に際して、最も肝要なことの一つは、説明責任だと考えております。本日ここに示した事業は、どのような思いでスタートをし、どのような議論を経て実施をされ、その結果、どのような成果を残すことができたのか、常に広く市民に説明することが求められています。あわせて、大切なことは、節約という言葉を念頭にコスト意識をしっかりとって、仕事や事業に向き合うこと。市民と市役所の距離をできる限り縮めること。実際に現場で、目と耳で確認をしてから答えを出すこと。そのような視点が市政運営には必要だと考えています。私たち執行部は多くの御意見をいただきながら、様々な議案を作成し、議会へ提出いたしますが、議会という場所は、これらの議案に対し、ベストなファイナルアンサーを作り上げていく場所であると考えています。私は、皆様が提案されること、届けていただく声には、真摯に耳を傾け、より良い結論を作っていくよう努力をしてまいります。市長という

仕事は、一人で走るマラソンランナーではなく、次々とタスキをつなぐ駅伝ランナーのようなものだと思っています。私は、悠久に続くこの指宿市の歴史の中で、ほんの一区間を任されたランナーとして、引き継いだタスキを次のランナーに届けるまで、全力疾走で頑張っ
てまいります。そしてそのタスキは、少しでも負担が軽く、明るい将来につながるものでありたいと考えております。市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政への御参加と、たくさんの御意見を賜りますようお願い申し上げまして、市政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件7件、条例に関する案件6件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件3件の計24件であります。

それでは、議案第3号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、議案第23号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの21議案につきまして、関係部長等に説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（下吹越寿） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第3号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,053万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を291億9,153万円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、10ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの各事項について、事業費の確定に伴い、期間及び限度額の変更をするものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、13ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和3年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額

又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、60ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計各特別会計、公共下水道事業会計の補正予算につきましては、別冊の令和3年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の6ページを御覧ください。

議案第8号、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、であります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1の規定により、教育に関する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務を定めるものです。制定の趣旨は、地域スポーツの活性化並びにスポーツ合宿及び大会誘致の促進による交流人口の拡大を図るとともに、令和5年度開催の燃える感動かごしま国体・かごしま大会に向けた機動的な組織体制を整えるため、学校における体育に関するものを除く、スポーツに関する事務について、市長が管理し、執行する事務とするものです。

条例の内容といたしましては、経過措置として、条例の施行の際、現に効力を有する指宿市教育委員会が行った処分、手続、その他の行為又は現に指宿市教育委員会に対して行っている申請、その他の行為で、この条例の施行日以後、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものはこの条例の施行の日以後においては、市長が行った処分、手続、その他の行為又は市長に対して行った申請、その他の行為とみなすこととするものです。また、指宿市部設置条例の一部改正については、産業振興部に学校における体育に関するものを除く、スポーツに関する事務を加えるものです。指宿市スポーツ推進審議会条例及び指宿市体育施設条例の一部改正については、学校における体育に関するものを除く、スポーツに関する事務について、市長が管理し、執行するに当たり、文言の整理を行うものです。

条例の施行期日は、令和4年4月1日です。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第9号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、引き続き在職した期間が

1年以上である、との要件を廃止し、取得要件の緩和を行うものであります。また、併せて本人又は配偶者の妊娠、出産を申し出た職員に対する育児休業制度の周知や育児休業の取得意向の確認、職員研修の実施など、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するものであります。

なお、附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください

議案第10号、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、消防庁において、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、水火災及び自然災害に係る出動報酬について、消防団員の処遇改善を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容でございますが、現在、災害出動した者に対し、費用弁償として1回につき4,700円を支給しているものを、改正後は、災害出動した者に対し、出動報酬として1日当たり最大8千円支給できるよう改正することから、本条例第8条、第10条、別表第1及び別表第3の条項を改めようとするものであります。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第14号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,193万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を295億3,346万6千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加をするものであります。

補正の内容につきましては、提出議案の概要の8ページを参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第16号、令和4年度指宿市一般会計予算について、から31ページの議案第23号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の令和4年度施政方針と予算の大綱の中で一般会計及び各特別会計等の歳入歳出の概要をお示しし、また、別冊の令和4年度第1回指宿市議会定例会委員会参考資料を配布しておりますことから、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（大迫格史） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第11号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について、であります。

本案は、コミュニティセンター愉徒里館の多目的ホール等に空調機を設置したことに伴い、使用料の改定を行うため、その条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、15ページを御覧ください。

コミュニティセンター愉徒里館の多目的ホール等につきましては、平成31年4月から令和3年12月まで、市役所開聞支所の仮庁舎として使用されており、これに伴い、多目的ホールとトレーニングルームに空調機が設置されております。開聞支所が新庁舎へ移転し、令和4年4月から施設の利用を再開しようとすることから、会議室等の使用料の見直しを行い、別表のとおり使用料を定めようとするものであります。トレーニングルームを多目的室に名称を変更し、1時間当たりの使用料190円を200円に、会議室の1時間当たりの使用料580円を200円に、音楽鑑賞室の1時間当たりの使用料780円を3人以下で使用する場合、1人当たり300円に、4人以上で使用する場合、3人目まで1人当たり300円、4人目から1人当たり200円に改め、創作室を削除し、付属設備を加え、1時間当たりの使用料は別に規則で定める額とするものであります。備考2において、市民以外の者が使用する場合、音楽鑑賞室を使用する場合を除く、の使用料は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とすると定めるものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（鶴窪誠作） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について御説明申し上げます。

提出議案の17ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市奨学金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について、であります。

本案は、民法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、保護者の定義を見直すため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

第1条は、指宿市奨学資金条例の一部改正であります。

第4条に規定している保護者，学校教育法第16条に規定する保護者を，保護者等，学校教育法第16条に規定する保護者又は奨学生が成年に達しているときは，奨学生の父母又はこれに準ずる者に改め，第9条第4号中，保護者を保護者等に改めるものであります。

次に，第2条は，指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正であります。

第4条に規定している保護者，学校教育法第16条に規定する保護者を，保護者等，学校教育法第16条に規定する保護者又は奨学生が成年に達しているときは，奨学生の父母又はこれに準ずる者に改めて，第9条第4号中，保護者を保護者等に改めるものであります。

なお，附則において，この条例は，令和4年4月1日から施行することとしております。

次は，提出議案の19ページを御覧ください。

議案第13号，指宿市立市民会館条例の一部改正について，であります。

本案は，新指宿市民会館の供用開始に伴い，位置及び使用料等の改正を行うため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので，20ページを御覧ください。

まず，第2条につきましては，指宿市民会館は，ふれあいプラザなのはな館の敷地内に移ることから，会館の位置を指宿市東方9300番地1にしようとするものであります。

次に，第5条につきましては，第21条の削除に伴い，第8号を削除し，第9号中の第22条を第21条とし，第9号及び第10号をそれぞれ1号ずつ繰り上げようとするものであります。

次に，第8条の使用の許可につきましては，新指宿市民会館は，ふれあいプラザなのはな館と一体的な連携活用をすることとしていることから，利用者が新指宿市民会館のトイレを利用する場合や，ホワイエ及び創作活動室を休憩などで利用する場合，使用の許可を必要とせず使用できるようにするため，使用の許可を必要とする者を使用する者から占有して使用する者に改めようとするものであります。

次に，第21条の販売行為等の禁止につきましては，新指宿市民会館は，ふれあいプラザなのはな館の敷地内にあり，敷地内での販売行為等については，ふれあいプラザなのはな館条例の規定に基づくこととしたため，本条例から削除しようとするものであります。

次に，第22条及び第23条につきましては，第21条を削除することに伴い，それぞれ1条ずつ繰り上げようとするものであります。

次に，別表第1の指宿市民会館施設使用料につきましては，1時間当たりの使用料を大ホールは4,690円，リハーサル室は350円，小会議室は250円，創作活動室は1室につき270円，楽屋は1室につき180円，ホワイエは320円にしようとするものであります。

なお，附則において，この条例は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとし，経過措置として施行の日以後の使用に係る使用料について適用し，同日前の使用に係る使用料については，なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（山下秀一） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について申し上げます。

提出議案の23ページを御覧ください。

議案第15号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。

補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で予算の総額の中において、歳入予算の組替えをしようとするものであります。

それでは、29ページを御覧ください。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金3,000万円の減額補正につきましては、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金において、唐船峡そうめん流し事業の運営維持支援金として、一般会計から3,000万円繰り入れることから、同額を減額することで財源を組み替えるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） ただいま議題となっております、議案第3号から議案第23号までの21議案に対する質疑等は、3月2日に行います。

△ 議案第24号～議案第26号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第24、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第26、議案第26号、監査委員の選任について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、御説明申し上げます。

提出議案の32ページを御覧ください。

議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります櫻井美代子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに、東中川祥三氏を委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

す。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、郵便局に在職中、毎年、人権研修を受講し、子供から高齢者まで広く関わる中で、特に高齢者の相談対応には積極的に取り組んでこられたことから、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次は、提出議案の33ページを御覧ください。

議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地域の現委員であります井手康子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに、堀之内明美氏を委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、民生委員・児童委員の中でも、子供や子育て家庭の支援を専門に担当する主任児童委員を長年務められ、人権に携わる経験をされていることから、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第26号、監査委員の選任について、であります。

本案は、現委員であります渡瀬貴久氏が、本年3月2日をもって任期満了となることから、新たに、有馬芳文氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、令和3年3月の退職まで指宿市職員として35年間という豊かな行政経験があり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第24号～議案第26号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第24号から議案第26号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第24号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、同意することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長(下川床泉) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義

第 1 回 定 例 会

令和4年3月2日

(第2日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和4年3月2日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第3 議案第4号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第5号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第6号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第8号 指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第14 議案第15号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第16号 令和4年度指宿市一般会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 令和4年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算に

ついて

- 日程第20 議案第21号 令和4年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第22号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第23号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |             |         |
|-----------|-----------|-------------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司   | 副 市 長       | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長     | 下吹越 寿   |
| 健康福祉部長    | 山 元 成 之   | 産 業 振 興 部 長 | 大 迫 格 史 |
| 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏   | 建 設 部 長     | 山 崎 一 磨 |
| 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作   | 山 川 支 所 長   | 中 島 裕 一 |
| 開 闢 支 所 長 | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与   | 野 元 伸 浩 |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美   | 建 設 部 参 与   | 星 倉 淳 一 |
| 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 | 市 長 公 室 長   | 渡 部 徹 也 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二   | 財 政 課 長     | 東 忠 孝   |

---



1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 鮎川 富 男  | 次長兼議事係長 | 木 下 英 城 |
| 調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議事係主査   | 古 川 浩 仁 |

**△ 開 議**

午前10時00分

**○議長（下川床泉）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（下川床泉）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

**△ 議案第3号～議案第7号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第2、議案第3号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第6、議案第7号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第7号までの5議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第7号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号から議案第7号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第7号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第8号～議案第23号（質疑，委員会付託省略）

○議長（下川床泉） 次は、日程第7，議案第8号，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、から、日程第22，議案第23号，令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの16議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、質疑を終結いたします。

ここで御報告いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第8号，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、議長において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育委員会に意見を求めたところ、お手元に配付のとおり意見書が提出されております。

以上で、報告を終わります。

ただいま議題となっております、議案第8号から議案第13号まで及び議案第15号並びに議案第17号から議案第23号までの14議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第14号及び議案第16号の2議案については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 井 元 伸 明

議 員 新川床 金 春

# 第 1 回 定 例 会

令和4年3月18日

(第3日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和4年3月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	中 島 裕 一

開聞支所長	山下 秀一	総務部参与	野元 伸浩
総務部参与	増永 智美	建設部参与	星倉 淳一
教育部参与	中摩 浩太郎	市長公室長	渡部 徹也
総務課長	山下 浩二	財政課長	東 忠孝
税務課長	坂元 一博	地域福祉課長	内村 喜代志
健康増進課長	廣森 政宏	商工水産課長	宮路 主税
ふるさと納税室長	上田 和成	農政課長	鴨崎 一郎
学校教育課長	常深 章		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	木下 英城
調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。

新市長が誕生し、新体制の下、行われる初めての一般質問でございます。くしくも、トップバッターで質問をすることになりました。最後まで元気いっぱい行いますので、よろしくお願いたします。

突如として始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅かし、明白な国際違反であり、断じて容認できないものであります。一刻も早いウクライナの平和と安定を構築するための停戦合意を望んでいます。また、新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株が猛威を振るう中、未だ収束の兆しが見えません。3回目ワクチンの接種により、抗体が強まるとの知見から、国もワクチン接種のスケジュールを前倒しして進めています。公明党の秋野参議院議員が国会でワクチンの要望を出していなければ、日本はもっと医療崩壊していたかもしれません。引き続き、感染予防に気をつけながら、3回目の接種がまだお済でない方は、ワクチン接種の順番をお待ちいただき、そして、1日も早く収束することを願っております。また、3月16日夜中に突然起きた福島沖での地震、震度6強ということでした。東日本大震災から11年、ようやく落ち着きを取り戻してきた感があったところでした。突然の地震に、福島、岩手などの皆さんは、また、11年前の恐怖がよみがえってきたのではないのでしょうか。コロナや地震等でお亡くなりになられた方々に御冥福を申し上げるとともに、被災に遭われた全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災に遭われた皆様が、1日も早く、安心して生活できるように、復旧に取り組んでいただきたいと思います。何事もない平穏な生活を送れることが、とても大切なことだと思います。だからこそ、指宿市民の皆様の安心安全な生活を守るために頑張っていくことが大事だと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、安心安全な生活を守るために、高齢者や買い物弱者の対策について、お伺いいたします。令和2年度から新しい体系でイッシーバスや乗合タクシーの運行が始まりましたが、現在、どのような運行を行っているのか、お伺いいたします。まず、イッシーバスのほうからお伺いいたします。

2点目に、女性支援について、お伺いいたします。さて、3月1日から8日までは、厚生労働省が定める女性の健康週間でした。女性が生涯を通じて、健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを目指し、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための週間となっています。そこで、お伺いいたします。市として何か取り組んでいることがあるのでしょうか。

3点目に、低出生体重児の対策について、お伺いいたします。令和3年12月の一般質問でもお聞きしましたが、リトルベビーハンドブックの作成について、市や県において作成する予定はないかとお尋ねしましたが、その後、動きはないでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） おはようございます。昨日から今日の一般質問に備えて、いろいろ考えておったんですが、なかなか夜も眠れずに、夜の雨を見ておりました。久しぶりに、私が就任して恐らく初めて、これだけまとまった雨の降る日となりました。御案内のとおり、雨の少ない時期、尾下地区とか畠久保地区では、水不足で、現在でも水を毎日のように運んで行っています。そういう方々が一息つければいいかなと、そんなことを思うことでありました。また、随分長いことまとまった雨が降っていませんでしたので、農家の方々にとっては相当な恵みの雨になっているのではないかな、そんなことも感じることでありました。いずれにしても、初めての一般質問の日、大雨の日でありましたけれども、どうぞ一つ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、高田議員の女性の健康週間についてのお尋ねであります。厚生労働省は毎年3月1日から8日まで、女性の健康週間と定めて、国及び地方公共団体、関係団体など、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを推進しております。この期間中は、本市におきましては、女性特有のがんである乳がんの検診を行っており、今年度は3月6日及び13日の2日間にわたって実施したところであります。なお、検診会場では、受診者に対して乳がんの早期発見のための自己検診の方法について紹介をするDVDを放映し、知識の普及啓発を行っております。女性の健康週間は、文字どおり、本市に暮らす女性の皆さんが健康を考え、具体的に取り組み始める良い機会になると私は考えておりますので、高田議員をはじめ、様々な方々からの活動に対する提案などをいただきながら、さらにその内容を充実させていきたいというふうに思っております。

次に、低出生体重児の対応策についてのお尋ねがあり、市や県の動きについてお答えをしたいと思います。昨年12月6日の県議会の一般質問で、県知事が、低出生体重児の保護者などの心理的な不安に寄り添ったハンドブックを作成するという意向を表明いたしました。現時点での県の進行状況ではありますが、ハンドブック作成に関わる予算が、現在、県議会のほうで審議されているということでもありますので、その動向を注視しているところであります。なお、県はハンドブックを県内の産科医療機関に配布をし、医療機関から対象となる保護者の方への配布をする予定としているようでもあります。本市といたしましても、このハンドブックを活用し、低出生体重児の支援を積極的に行いたいというふうに考えています。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁をさせたいと思います。

○産業振興部長（大迫格史） イッシーバスの運行状況につきましてでございますが、現在、イッシーバスは小牧線、徳光・鰻線、そして、川尻地区からフラワーパークまでを結ぶイッシーバス連絡線の3路線で運行しています。イッシーバス小牧線は、瀬崎からニシムタまでを毎週月・水・金曜日に1日3往復し、徳光・鰻線はフラワーパークからなのはな館までを毎週火・木・土曜日に1日3往復運行しています。料金は、大人1人片道一律250円で、小学生以下は130円、障害のある方は、付き添いの方1名も含めて、それぞれ130円、未就学児は無料となっております。また、イッシーバス連絡線は、川尻地区の方が指宿市街地方面へ行かれる際に、イッシーバス徳光・鰻線の停留所があるフラワーパークまで無料で運行しているもので、毎週火・木曜日に1日2往復しております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。イッシーバスについては、よく分かりました。それでは、乗合タクシーについては、現在、どのような運行を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 乗合タクシーにつきましては、市で利用できる区域を設定しており、利用される方には最初に登録していただき、そして、実際に利用する際には、朝9時の便は前日の午後5時までに、2便目以降は出発時刻の1時間前までに電話で予約されますと、御自宅から目的地として設定された停留所までタクシーが運行する内容となっております。また、お帰りの際は、行きと同じように、御利用になる1時間前までに電話予約するか、行きのタクシーの運転手に乗車する停留所と時間をお伝えすれば、御自宅までタクシーが運行します。乗合タクシーは畠久保・西方線、池田線、魚見線、尾下線の4路線で運行してまいりましたが、令和3年11月から開聞線を追加し、現在は5路線で運行しております。畠久保・西方線、池田線、魚見線、尾下線は、それぞれ週3日、上り2便、下り3便で、いずれも指宿市街地方面へ運行しております。料金につきましては、運行距離により片道200円から500円となっているところでございます。また、開聞線は、開聞地域のうち、十町西部、これは脇、塩屋、入野、物袋地区になりますが、これを一つの区域、また、川尻地区を一つの区域、そして、上仙田、上野地区及び開聞十町の笠口地区を一つの区域としまして、これらの

三つの区域から、開聞支所やAコープかいもん店などの開聞地域の中心部に向けて、それぞれ週2日、3往復運行しております。料金はいずれも片道200円となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 現在の運行状況はよく分かりました。それでは、昨年度から変わったところがあるのでしょうか。もしあるとすれば、説明していただけませんか。

○産業振興部長（大迫格史） 昨年度から変わった点といたしましては、イッシーバス開聞循環線につきましては、令和3年10月で廃止し、11月から乗合タクシーの運行に変更しております。また、川尻地区からフラワーパークまでを結ぶイッシーバス連絡線につきましては、令和3年10月まではフラワーパーク行きを朝1便だけ運行しておりましたが、11月からフラワーパーク行きを1便追加して2便とし、さらに、新たに帰りの便として、フラワーパークから川尻地区へ向かう便を2便新設しまして、イッシーバス徳光・鰻線に接続する形で2往復の計4便運行しております。なお、イッシーバス連絡線につきましては、昨年10月までは毎週火曜日と土曜日の運行でしたけれども、地域の方々の声もございまして、11月から火曜日と木曜日の運行に変更しております。

○16番議員（高田チヨ子） 開聞循環線を見直したということになっておりますが、その見直した理由は、なぜなのでしょう、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 開聞地域の公共交通を見直した理由でございますが、イッシーバス開聞循環線につきましては、利用者が伸び悩んでいたことから、地域の方々に聞き取りを行ったところ、運行時間の間隔が長くて次の便が待てないなどの声がございました。また、イッシーバス連絡線につきましては、利用者や地域の方々から、行きの便数が1本しかない上に、帰りの便がないとの声をいただいております。これらの声を基に、イッシーバス開聞循環線については、予約があったときに運行する予約型乗合タクシーの運行に変更しまして、イッシーバス連絡線につきましては、往復計4便に増便したところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 現在の利用状況はどうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） イッシーバスの利用状況といたしましては、今年度はまだ年度途中でございますので、4月から1月までの利用者数で申し上げますと、イッシーバス小牧線は1,848人で前年度の同時期比30%の増。徳光・鰻線は2,450人で3%の減。イッシーバス連絡線は、昨年11月に増便しておりますので、簡単に比較はできませんが、参考までに申し上げますと158人で9%の減でございました。なお、10月で廃止しました開聞循環線につきましては、4月から10月までの利用者数は34人で前年同時期比56%の減でございました。また、乗合タクシーにつきましては、畠久保・西方線は165人で前年同時期比15%の増。池田線は215人で12%の減。魚見線は785人で68%の増。尾下線は110人で24%の増でございました。なお、11月からイッシーバス開聞循環線に替わり運行を開始した乗合タクシー開聞線につきましては、11月から1月までの3か月間で延べ8人の方に御利用いただいております。イッシー

バスと乗合タクシーを合わせた人数としましては、昨年度の同時期に比べ547人増え、約10%の増となっている状況でございます。

○16番議員（高田チヨ子） 利用状況としては、増になったり減になったりしているようですが、全体的にはプラスになっているという理解をさせていただきました。

次に、イッシーバスや乗合タクシーの利用者からの声、また、要望等について、お伺いいたします。市民の方から、目的地に行くのに、イッシーバスは乗り換えないといけないので利用しにくいなどの意見を聞いているんですけども、市はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 議員御指摘のそのような御意見がありますことは市でも承知しておりますが、令和2年度に見直した際に、川尻地区から指宿市街地方面へは民間の路線バスが既に運行していることから、イッシーバスを運行することで民間の路線バスの利用者の減少につながる恐れがあること。また、イッシーバス徳光・鰻線を川尻地区まで延長すると、1便当たりの運行時間が長くなり、国が定める運転手の休憩時間を確保できなくなることなどの理由により、イッシーバスを開闢地域から指宿市街地まで直接運行することは難しいと判断したところでございます。しかしながら、これまで利用者や地域の方々からフラワーパークまで運行しているイッシーバス連絡線が行きの便が1便だけでは非常に不便であるとの御意見をいただいておりますので、令和3年11月から連絡線の子の便を1便増便し、また、帰りの便を新たに2便設け、往復計4便に増便したところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） さらに開闢地域の方から、指宿まで乗合タクシーを出してほしいとか、乗合タクシーは予約をしないといけないので面倒だという声も聞いております。このことについては、市としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 乗合タクシーを開闢地域から指宿市街地まで運行することにつきましても、民間の路線バスやJRなどの公共交通機関が同様の区間を運行しており、運行区域が重複することから乗合タクシーの導入は難しいところでございます。また、乗合タクシーを利用する際には、予約が必要ということにつきましては、複数の利用者の方から同じ時間に予約があった場合に、タクシー事業者は迎えに行く順番や時間を調整したり、また、利用者が多いときは運行する台数を増やすなどの調整をしたりする必要がございます。そのため、事前の予約をお願いしているところでございます。予約型乗合タクシーは御自宅から目的地の停留所まで運行しておりますので、利用されている方からは便利だとの声もいただいておりますので、運行している地域の方々にはもっとこの制度を知っていただき、御利用いただきたいと考えております。市としましては、この乗合タクシーについて、市のホームページに掲載したり、乗り物ガイドを作成し、全戸配布したりして周知してまいりましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、運行している地域に出向いて説明会を開催するなどして、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 先ほど説明のあった見直しの際には、市は利用者の声とか要望などをどのように聴いているのでしょうか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 乗合タクシーを導入したり、イッシーバス連絡線を増便したりする際には、民生委員や区長の皆さん方から御意見をいただいております。また、イッシーバス連絡線につきましては、実際に利用されている方や、長寿会の役員の皆様にお集まりいただき、直接、御意見を伺っております。その中では、乗合タクシーを利用できない地区があるのはおかしい、イッシーバス連絡線の運行日は土曜日より木曜日がいいなどの御意見をいただきましたので、イッシーバス連絡線を運行する曜日につきましては、令和3年11月の見直しの際に変更しております。乗合タクシーの運行区域につきましても、本年4月から拡大するため、現在、運行許可の取得に向けて事務を進めているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、次に、今後の対策について、お伺いいたします。イッシーバスや乗合タクシーをもっと利用しやすいようにしていくお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 市では、今年度が現在の市の公共交通基本計画の中間年にあることから、1,500人の市民の方を対象にしたアンケート調査を昨年8月に実施いたしました。アンケートでは、イッシーバスにつきまして、停留所を増やしてほしい、運行時間を変えてほしい、停留所の待合環境を改善してほしいなどの御意見がございました。また、乗合タクシーにつきましては、料金を安くしてほしい、停留所を増やしてほしいなどの御意見がございました。これらのアンケートや利用者からの意見を基に、乗合タクシーの停留所につきましては、本年4月からコープかごしま指宿店と福元医院を追加し、そして、開聞地域の乗合タクシーの運行区域の拡大に合わせ、濱田洋一郎医院を追加する予定でございます。市としては、今後も適宜見直し、より利用しやすく喜ばれるものになりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 今後、イッシーバスや乗合タクシーをどのように変えていこうと思っているのか、計画があるのでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 現在のイッシーバスや乗合タクシーなどは、令和元年度に策定した指宿市地域公共交通基本計画の中の取組として運行しております。この基本計画は令和5年度までの計画期間となっており、今年度はその中間年であることから、中間検証を行っているところでございます。今後、運転免許証の返納者の増加や、バスやタクシーの運転手不足、市財政への負担等、様々な課題が出てくると思っております。令和6年度以降の次期計画の策定に向けましては、公共交通機関を利用される方々をはじめ、市民の皆様や運行事業者等の御意見を伺いながら、残りの2年間でそれらの課題を整理し、イッシーバスや乗合タクシーの運行方法の在り方のみならず、本市の地域公共交通体系がより良い仕組みとなるよう、検討してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） いろいろ考えていることはよく分かりました。通告に入れてなか

ったので、答弁はいいんですが、できれば、このイッシーバス、乗合タクシーだけでなく、今、1事業所が買い物をするための運行をしているところがありますよね。そういうのをもっと増やしていけたら、ほかの事業所もそういう買い物を優先で、高齢者の方に、車の運転をしなくなった方々のために、そういうのも使っていく方法もあるのではないかと。そういうのも、市として何とか取り組んでいくことはできないか、そういうことも思っております。これは通告してなかったんで答弁はいいんですが、そういうのも、今度、令和5年度からのときに、また、検討の中に入れていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長にお尋ねいたします。このイッシーバス、乗合タクシーについて、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○市長（打越明司） 突然の質問でありますけれども、市民の足を支える様々な交通の手段については、常に皆さんの声によく耳を傾けながら、先ほども答弁しましたように、随時、工夫を加えていくということが大事だろうなというふうに思います。特に高齢者の方々が増えつつある時代ですから、免許返納を勧めてもいるわけですし、なかなか交通手段を持たない人が家に籠ってしまうということは、なお悪くなるというふうに思いますので、是非、様々な声を基に、工夫を重ねていけるように、市としても努力をしていこうというふうに思います。

○16番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、女性支援について、お伺いいたします。女性の健康週間の期間中に、乳がんの検診を行ったということでした。それでは、市としての取組について、がん検診以外の取組として、女性の健康週間に関するPRや周知などを行ってはどうでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 本市におきましては、現在のところ、がん検診以外の取組は行っておりませんが、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごす、女性の健康週間を理解することは大切なことであると思っております。本市としましては、今後、女性の健康週間に合わせて、広報紙やホームページなどで女性の健康週間に関するPR、周知を行ってまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、次に、がん対策について、お伺いいたします。女性の健康を守る取組として、女性特有のがん対策について、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 女性特有のがんに対する対策としまして、本市におきましては、40歳以上の方を対象とする乳がん検診及び20歳以上の方を対象とする子宮頸がん検診を実施しております。検診の実施方法として、指宿保健センターや各地域の公民館などを巡回する集団検診と、医療機関での個別検診の2通りがあり、このうち、集団検診におきましては、乳がんの自己検診の方法について紹介するDVDの放映や、高齢の女性に多い骨粗しょう症

の検診も併せて行っております。このほか、成人式の参加者に子宮頸がんに関するリーフレットを配布したり、保健センターなどにがんに関するポスターの掲示やリーフレットなどを通年設置し、がん予防などの知識の普及啓発を図っております。なお、令和4年度より、これまで積極的勧奨を控えていた子宮頸がんワクチンの定期接種につきましては、積極的勧奨を再開する国の方針に則って、本市におきましても、積極的な勧奨を行う予定としております。

○16番議員（高田チヨ子） 乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診の令和3年度の受診率をお伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 市が実施しております、令和3年度の乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診率につきましては、令和4年1月末現在で、乳がん検診は22.9%、子宮頸がん検診は受診率15.5%、骨粗しょう症検診は受診率28.8%となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 今、聞いたところでは、受診率が低いようなんですけども、それでは、鹿児島県としての受診率はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 令和3年度の統計がまだ出ておりませんので、令和2年度の県の統計で申し上げます。令和2年度の各検診の受診率を県全体の受診率と比較しますと、三つの検診のうち、乳がん検診と骨粗しょう症検診の二つは県平均を上回っていることから、本市の検診者が少ないということではないと考えております。がん対策につきましては、早期発見、早期治療が最も重要でございます。そのようなことから、市では多くの方に検診を受けていただくため、受けやすい検診環境の整備に取り組んでおります。一例としまして、医療機関での個別検診や受診しやすい集団検診を実施しているほか、集団検診におきましては、地域における検診や夜間、土日の検診を実施したり、小さなお子様連れの方のために会場での保育などに配慮するなど、様々な受診率の向上策に取り組んでおります。また、市では令和3年度にアクサ生命鹿児島支社及び第一生命鹿児島支社と包括連携協定を締結しました。両者の渉外の方が市の検診のチラシを配布するなど、本市のがん検診の周知にも寄与していただいております。いずれにしましても、がん対策には早期発見、早期治療が最も大切であります。市では今後も、指宿医師会等、各種団体の御協力をいただきながら、市民の皆様の生命を守るために、検診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。指宿市はがん検診の受診率が低いんだと思っていたんですが、そうでもないということが分かりました。それでも、やっぱり自分の体は自分で守るしかありません。ですので、検診をもっともっと進めていけるように、取り組んでいていただきたい、そういう意味から、今の答弁を聞いて、よかったなって、ちょっと安心したところでした。頑張っていていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、医療用ウィッグについて、お伺いいたします。医療用ウィッグについて、どのようなものが御存じでしょうか。以前にも、この医療用ウィッグについて質問をしたことがあります。県内の自治体で医療用ウィッグの購入費用に係る助成を行っている自治体はないのでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山元成之）** 医療用ウィッグとは、抗がん剤治療などの副作用に伴う脱毛による外見の変化をカバーするためのカツラのことでございます。がん患者に対する医療用ウィッグの購入費用に係る助成につきましては、令和3年度現在、本市を含め、県内他市でも実施しているところはないようでございます。

○**16番議員（高田チヨ子）** 県内でもまだないということでしたけれども、鹿児島市が令和4年度の当初予算に、医療用ウィッグの購入費用の助成を計上していると聞いているんですけれども、このことは御存じでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山元成之）** 議員御案内のとおり、鹿児島市におきましては、がん患者の就労など、社会生活を支援することなどを目的としまして、医療用ウィッグの購入費助成につきまして、令和4年度に計画しているようでございます。また、鹿児島県におきましても、令和4年度に医療用ウィッグの購入費用に助成する市町村に対する経費の一部助成を計画していると聞いております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 医療用ウィッグはとても高価なため、買いたくても買えないという患者様からの声を聞いたことがあります。助成があれば買いやすいと思いますが、医療用ウィッグの購入費用の助成について、本市においても、令和4年度から取り組むことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山元成之）** がんになり患された方が治療を続けながら社会参加などを継続するためには、がん治療に伴う脱毛に対応する医療用ウィッグは、患者の外見の変化などの悩みに対して精神的な負担を軽減し、生活の質を高める役割を持つ重要なツールの一つであると理解しております。しかしながら、新たな助成制度の導入は、現時点では難しいと思われることから、引き続き県の情勢や、鹿児島市など他市の取組を注視してまいりたいと考えております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 女性の方ががんになったために脱毛し、ウィッグを付けないといけなくなった、そういう心の傷み、本当にがん患者さんの気持ちを考えたときに、どうしても必要なものではないかな、そういうふうにも思っております。ですので、このことは他市を調べるのも必要ですが、何とか本市として、早いうちに取り組んでいただきたい。そういう思いから、市長に答弁をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○**市長（打越明司）** この医療用の、女性への医療用ウィッグについては、私も友人の中にそういうことをされた方々も存じております。とても、高田議員のお気持ち、内容は受け止めていただきましたが、中身については、いろいろピンキリもあると。非常に値段の幅もあ

りますし、今、指宿市はどれぐらい財政的な支援するための力があるかという、なかなかそこは簡単には、すぐ導入できるという段階ではないだろうと思います。これから、私の柱である財政改革等々も含めて、指宿市がそういったものを助成できるような力が付いたら、是非、前向きに検討していきたいというふうに思います。お気持ちは十分に理解しました。

○16番議員（高田チヨ子） なるべく早くお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、リトルベビーハンドブックについて、お伺いいたします。鹿児島県としては、このリトルベビーハンドブックを作成するという事です。普通の母子手帳では、リトルベビーは小さすぎて成長の記録が書けない。お母さん方は10g増えた、50g増えた、1cm背が高くなった、そういうのを見ながら、本当に赤ちゃんの成長を一つ一つ楽しみにしているわけであります。そういうお母さん方の気持ちを何とか形にしてあげられたらいいのになって、そういう思いがあります。保護者の子供を思う気持ちに寄り添う、それが大事ではないかなと思います。県が予定しているハンドブックはどのような内容になる見込みか、もし、分かっていたら教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 低出生体重児の対策について、県議会では、先ほど市長が申しましたように、3月議会で審議をされているようでございました。県が作成する予定のハンドブックの内容につきましては、まだ明示はされておりません。他県が作成しているハンドブックの例で内容を見ても、出生体重1,500g未満でも対応できる発育曲線が掲載され、成長、発達の遅れや個人差を考慮した記録の記入欄があるなど、保護者が子供の細やかな成長を喜ぶことができるよう、様々な工夫が施されているようでございます。鹿児島県が作成するハンドブックも、低出生体重児の保護者等の心理的な不安に寄り添った内容になるものと思っております。なお、他県におきましては、主に出生体重1,500g未満の子供や、2,500g未満で特に支援が必要な子供向けにリトルベビーハンドブックは配付される場合が多いと聞いております。

○16番議員（高田チヨ子） 県も今からのようですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、市長の施政方針の一つに、チーム指宿、ワンチームになって、一緒に力を発揮していくことが、町づくりにとって最も大切なことだと考えているとおっしゃっていました。そのとおりだと思います。みんなが一つになる。つまり、異体同心の気持ちが必要だと思うのです。指宿市の発展のために、市民の皆様の幸せのために、頑張っていきたいと思っております。

以上で、終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

○4番議員（前原五男） 4番、前原五男です。恵みの雨がやっと降っていただきました。農家にとっては、特に年末から現在まで、スナップエンドウやソラマメの値段が良くて、これは良かったなと思っております。今日はそれに応援するかのように雨も降っていただきました。続けて、農家の収入が増えて、税金が増えるように期待しております。

では、打越市長に対しての初めての質問ですので、今回は市政運営について、お伺いいたします。

まずもって、市長選勝利、おめでとうございます。さて、市長と私との立つ位置、関わり方を私なりに申し上げておきます。同僚議員、支持者に常々言っておりますが、選挙によって市民から選ばれた市長ですので、市民のためになるよう、お互い協力し合い、意見を述べながら進んでいくというのが、私の偽らざるスタンスでございます。ところで、私事になりますが、1期目の議員としての感想、1期目のときの感想を私から申し述べます。一部議員は、傍聴席にたくさん来ていらっしゃいますけれども、このほかに、LINEなどでライブとして聞いておりますので、その内容は私とほぼ同じじゃないかと思えます。市政を前に進めるという話より、ネガティブな指摘が多くて、残念で堪らない議員も一部にはいました。この指宿市議会、議場は、ライブ配信をしていて、全国津々浦々に流れています。私の友人から、本当に指宿市の議員ですかというような意見が多々あります。私も今日はそのような人たちに対しましても、払拭するためにも、一生懸命質問をさせていただきたいと思えます。市長とともに、市民生活向上のためにこの席にいるので、私との意見の違いを述べさせてもらいます。将来的には市民への思いを市長と共有するためにも、打越市長の選挙公報掲載、チラシ、新聞、指宿広報紙などに市長が述べたことに対して、前向きな質問をさせていただきます。残念なことに、勝敗のついた後にも、打越市長は念押しに、広報いぶすきの紙面上で、財政難を力説していますので、公共団体の財政の在り方について、見解をお聞きしていきたいと思えます。

まず、1点目。選挙用折込チラシに、前の市政を必ず変えるとありますが、どこを、何を、どのように変えるのですか。具体的にお答えください。また、財政再建のところ、指宿市の台所は火の車です。弱り切った財政を収入と支出の両面から改革し、一刻も早く体力を取り戻します。収入とは、税金などで収入を増やすと、それが収入だと思います。支出とは、縮減をしていくと、いわゆる内部保留を行っていくという意味と私は捉えております。ここも具体的に、どこのところか指摘していただきたいと思えます。また、1期4年と言って

いますが、本当は何年かかるのでしょうか。

以後の質問、住みやすい町にするために、どのように行動、施策を行っていくのでしょうか。

3点目、地熱発電などはどのように進めて行く考えなのでしょうか。

4点目、今回の議会での予算は骨格予算であるが、土木、建設業者などに影響はでないのでしょうかなどは、質問席から行います。

○市長（打越明司） 前原議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、最初に、一緒に指宿の将来のために、市民の生活のために、ともに頑張ろうというエールについては、大変ありがたく受け止めさせていただきました。そのとおりだと思います。これまでのことを反省をしたり、いろいろ議論することももちろん大事ですけれども、将来に向けて、我々は一体何をすべきなのかということをしつかりと議論していくことが大切だというふうに思います。その上で、まず、幾つかの御質問がこれからもあるようですので、必ず変えるということについて、御質問がありました。私は、この選挙戦、あるいはそれ以前の様々な活動においても、10年後は楽しみにする。20年後はもっと楽しみにする。そんな町をつくりたいということを目指して活動をしてまいりました。市民の市政に対する評価、あるいは、市長の活動に対する評価というのは、将来の指宿が楽しみになってきたなど、そういう市民の方々が毎年1人でもたくさん増えていくということが、一番の評価になるだろうというふうに私は考えています。そのために、最初に取り掛からなければならないことは、そういう町をつくっていくための、きちんとした戦略を練ることではないかというふうに思います。いろいろな分野ごとに具体的な戦略を策定するために、様々な方法で衆知を集めていきたいというふうに思います。とりわけ、これから主役になっていくであろう若い方々、あるいは、この町の持っている様々な弱点を外から見て指摘のできる市外の指宿ファンの皆さん、そういう方々を中心に、指宿の将来にいろんなプランや御意見を持つ方々、そういう方の知恵を集められる場所を設置をするということ、まずは検討してまいりたいと思います。そして、そこで作り上げた将来への戦略を確実に実現をしていくために、市民をはじめ、地域や市議会、あるいは市役所、そして、指宿の将来に期待する市民や指宿ファンの方々が一体となって、様々な議論をしながらも、ワンチームでやっていけるように、不断の努力を続けていかなければならないと、そう決意をしております。物事を進める上で、目標や具体策を共有することがとても重要なことだというふうに思います。また、政策を進めていく上で避けられない課題が、財政を安定させること。機動的な財政出動をいつでもできるように、力を蓄える必要があります。そのために、この4月から新たな部署として経営改善推進室を設置し、達成すべき目標を定め、事務事業の見直しや効率的な組織作りなどを、まずは進めてまいる決意であります。

○4番議員（前原五男） 財政難という言葉はどこから出たのかという質問もありましたけれど

も、財政課長がお答えをいたしますか。

○市長（打越明司） 財政難については、詳しい質問があるのかと思って、失礼をいたしました。本市の財政状況を判断する健全化判断比率につきましては、昨年9月の議会において報告したとおり、令和2年度は実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率の4指標はいずれも早期健全化基準をクリアしているということでありまして、全国でクリアをしていないという市は、財政破綻をした夕張市のみでありまして、クリアをするのは当然と言えば当然のことだというふうに思います。日本経済新聞社が発行している、令和2年度の全国都市財政年報というのがあります。これは、全国に792の市があるわけですが、この中で、地方債残高、つまり借金であります、これを自治体の一般財源の標準規模を示す標準財政規模で除した数字、つまり、指宿の標準財政規模で割った数字というのが、借金がどれくらいあるのかというのがあります、全国に792市があります。792の最下位が夕張市。指宿は、この中で721位ということになっております。指宿よりも数字のいいところが、792市の中で720か所に上るということでありまして、全国の自治体の中でも、いかに本市が多く借金を抱えている町かということが分かります。次に、鹿児島県内で考えてみますと、19市の中で、今、令和2年度の決算が全て出揃っており、3年度については、まだ見込みでありますので、2年度でお話をさせていただきますが、この19市の中で基金の残高、基金の残高というのは、言えば貯金です。そして、地方債残高、先ほど申し上げた借金でございますが、この二つを19市の中で比較をしますと、指宿市の基金残高は市民1人当たり換算しますと、16万3千円ぐらい。19市の中で、少ないほうから5番目です。一方で、市民1人当たりの借金に当たる地方債残高というのは、76万4千円。借金の多いほうから4番目になっています。この二つの指標ともに悪いほう、貯金が少ないほうから5番目以内、借金が多いほうから5番以内という、二つとも入っているのは、指宿市だけでありまして、借金が多くて貯金が少ないということは、差し引きをしてみると、指宿の場合は60万1千円を市民1人当たりが背負っておるということになります、この数値は県内で最も高い町の一つになっているわけでありまして。あわせて、将来負担比率という、一般会計に対して、将来どれだけの負担があるのかという比率がありますけれども、これが令和元年度は32.4%でしたが、令和2年、翌年に決算をした時点で49.2%と大きく悪化していますが、これは借金が多くて基金残高が少ないということそのまま表してしまっていて、よく言われる南薩4市での比較で申し上げますと、ちょうど南九州市と南さつま市というのが、ほぼ指宿市と同じ財政規模でありますけれども、南さつま市にあっては、平成26年度に、この将来負担比率が0%を達成して、今日まで将来負担比率0%を続けているという状況です。南九州市は、我々より合併がちょっと遅れて、有利な起債を指宿市ほど持っていないんですけれども、それでも頑張っていて、令和2年度で将来負担比率0%を達成しているという状況であります。単独で、今、やっております枕崎と比較しても、4市の中でも将来負担比率は、指宿市が一番重いということ

になっています。この二つの、起債残高、いわゆる借金と基金残高、貯金、これだけではなくて、本市の財政運営には、私は課題があるというふうに思っています。単年度収支という、1年間の収入と支出の決算がありますけれども、単年度収支では、何とかかんとか、このゼロベース、それほど大きな赤字になったり、それほど大きな黒字にならないというのが特徴的な姿でありますけれども、実質的には、運営をするためにお金が足りなくなると貯金を取り崩すわけです。この貯金を取り崩したり、積み立てたりするものまで加えたものが、実質収支比率と言われるものになります。この実質収支比率というのが、実は平成26年から令和2年までの7年間、ずっと赤字です。平成26年は4,400万円ぐらいの赤字でしたけれども、27年が1億5,000万円余り、28年は11億8,000万円余りの赤字。平成29年は9億7,000万円余りの赤字。そして、令和元年が3億8,000万円。令和2年は6億3,000万円という実質の単年度収支の赤字がずっと続いてきているということで、黒字を達成したのは8年前の平成25年に遡らなければならないという状態になっています。先ほど申し上げましたが、この繰入金、貯金から予算編成をするときに繰入れをやっていく、その貯金取り崩しというのもずっと続いておまして、ちょうど財政がまあまあ良かった平成25年は4,800万円の繰入れになっていますけれども、段々これも増え始めまして、平成26年では3億2,000万円の繰入れ。27年は5.5億円の繰入れ。28年は12億6,000万円の繰入れ。29年は12億2,000万円の繰入れ。平成30年は10億円。令和に入ると15億5,000万円。令和2年度は21億円の繰入れということで、非常にこの繰入額も大きくなってきています。本市の財政運営がいかに繰入金に頼ってきているかということが、よく伺えるわけです。つまり、歳入に見合った歳出になっていないということでもあります。私は入るを量りて出ざるを制すということをお話してきました。普通の家庭で考えれば、収入の範囲内でお金を使うというのが原点だというふうに思います。まずは、この目標を何とか指宿市も達成していきたいというふうに思います。先ほど、1期4年間の間でできるかという御質問がありましたが、正直申し上げて、4年の間に、この収支を整えることは相当難しいだろうというふうに思っていますが、それなりの決意を持って、頑張っていきたいというふうに思います。

一方で、今、現状についてお話をしましたが、これからの見通しについて、少しお話をさせてください。これからの財政の見通し、施政方針でも少しお話をさせていただきましたが、地方交付税、市税という、最大の収入源につきましては、これからの伸びには、なかなか期待できないということが予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大が指宿の経済にかなり深刻な影響を与えていることは、皆さんも御存じのとおりであります。本市の自主財源のさらなる落ち込みが心配されるという状態であります。逆に、歳出の見通しについて。これから出ていくお金についての見通しというのは、借金が随分ありますので、これから、その返済について、本格的な返済期が始まってまいります。7月には市民会館も完成をすることになりますけれども、そうした、これまでずっと積み重ねてきたものについ

て、本格的な返済が令和6年度から始まるというふうに考えております。そして、大体この10年ぐらい、約11年と予想していますが、この令和3年から4年にかけての借金返済、公債費の額を上回っていくという状態がこれから続く。歳出は令和6年から10年間ぐらいは、借金返済ということを注視したら、随分出費を抑えることはなかなか難しくなっていくという状態が続くということでもあります。今のところは、策を講じなかった場合に、1番のピークになるのが令和13年度と予想されておりまして、9年後ですかね、現在の公債費よりも3.7億円ぐらい増えるという状態を見込んでいるというところでもあります。また、一方では、現在パブリックコメント中の公共施設等総合管理計画、指宿には現在、144の100㎡以上の今まで造ってきたいろんな公共建設物がありますけれども、こういうものに関して、今後36年間で予防保全型管理による公共施設の更新費用の総額が、向こう30年間で概ね1,344億円掛かるといことになっています。つまり、これからは、本市が管理する公共施設の管理運営費をはじめ、改修、新築、除去等の更新費用が、経常的な費用としてずっと歳出への圧力を高めていくというのが予想されるわけでもあります。このような状況の中でありまして、本市の財政状況については、財政指標や近隣自治体と比較しながら、今、現状、課題を述べさせていただきましたが、私はどちらかというと、気が弱いほうでございまして、心配症であります。こういう状態で市がずっと推移していくというのは、とても心配です。ですから、何としてもここは将来に向けて、財政上の不安を少しずつでもなくしていくために、財政再建は不可欠だというふうに思っているところでもあります。

○4番議員（前原五男） 市長からるる、数字でもって説明していただきました。数字が並んでいると、とてもじゃないけれども、みんなが頭の中に入っていないという部分がありますので、私は次の質問のほうに入って、後段、また、数字的な話をしていきたいと思っております。市長から説明がありましたように、総務省の地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがありまして、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとあります。次の、どの指数が悪化の判断材料、材料ですかという質問があったんですが、市長から、この四つの判断材料、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これを全てクリアしているという回答がありましたので、前もっての話がありましたので、一応、安心しております。このうちのですね、四つの判断比率の一つでもアウトがあれば、財政健全化計画を立ててやらなきゃならないというふうになっております。この財政赤字の根源がもしあるとすれば、多分、ないという話だろうと思うんですが、あるとすれば、前の豊留市長、市長だけの責任でなく、この予算を通した私たち議員にも、あるいは、財政課の職員、それに加担した人たちは全てアウトだと思いますが、どう思われますか。また、火の車っていうのは訂正しますか、どうか、お願いいたします。

○市長（打越明司） 一つは、その四つの健全化比率について、クリアをしているから、取り敢

えず安心したと。しかし、先ほど申し上げたとおり、この四つの健全化比率というのは、いわゆる破綻条件のようなものでありまして、その破綻よりずっと以前に予測される様々な財政運営については、できるだけ前もって努力をし、先ほど申し上げたとおり、収入と支出、歳入と歳出がありますけれども、これがきちっと収まるようにやっていくということについては、これは多くの皆さんが、私は望んでいるというふうに思います。この間、いろんな方々の意見を聴かせていただきましたけれども、やっぱり市民の中には、随分その、将来大丈夫かと、指宿は何か危ないんじゃないのか、そんな話をされる方々も随分おられて、我々自ら健全化に向かつての様々な取り組みっていうのは、やっぱり必要ではないかなというふうに思っているところであります。もう一つ、火の車という表現は、どうですかね。先ほど申し上げたように、例えば全国で780余りの市の中で、720位ぐらいにある指宿を、後ろにはまだ60あるがねというふうに考えるか、うちは720番目なのかと、もっともっと上のほうに上がりたいなと考えるかは、人それぞれの受け止め方だと私は思います。今の状況を見ると、少なくとも入って来るものよりも使っているものが多い、そういう、この時間が随分長く経っているということを考えますと、私から見れば、やっぱりこれは火の車だなと。この台所を、いわゆる指宿市の財政を何とか一つ、もっとしっかりしたものにしたいな、というふうに感じるところでありまして、適切であるかどうかというのは、それぞれの方に御判断は委ねたいというふうに思います。

○4番議員（前原五男） 後段でお話したり、質問したりしたかったんですが、既に財政は赤字であるというのを、市長は認識しているようなので、私から地方自治体というのは、どこが黒字ですかと、単独でやっているところがありますかというのを、まず、お聞きしておきましょうかね。

○副市長（有留茂人） ほかの団体のどこかということですが、それについては、今のところ把握っていうか、お答えする状況にはないんですけれども、実質単年度収支の黒字化というふうなのを目指そうというふうなことでございます。それを、まずは目標にしていこうというふうなことで考えておりますので、そこを目標に、今後、市長と一丸となって、ワンチームで頑張っていきたいなと思っているところでございます。

○4番議員（前原五男） 普通交付税や特別交付税を収入として入れていないところは東京都だけなんですよ。ここで、私、前にも説明して、前の議会でも説明したんですが、3割自治といわれる所以はそこにあるわけですよ。100万円の予算の中で、指宿市が持ってこれるのは、税金とか、あるいは手数料とか、いろんなものがありますね。その辺を入れても、30万円しかないんですよ。あと70万円をどうして補うのかという問題なんです。それは、先ほど言ったように、普通交付税、国が施策として挙げた公共事業をすれば、70%とか、50%とか、そういう補助金と言ったほうが分かりやすいんですかね、市民には。そのお金が入ってくるわけですよ。そういうものを図らないで、黒字になるまでって言っても、東京都並みに

指宿市がなるはずはないです。だから、市長、そこなんです。私は、やっぱり70%は国のお金なり、人の物を借りるわけですよ。金融から借りるわけです。そのお金を借りられるというのは、どういう意味かということです。本当に返せなければ、貸してくれるはずはないでしょう、金融関係が。私はそれを市長、もうちょっと余裕を持った気持ちでやってほしいなと思いますよ。そうしないと、新しい市長は何しに来たんだということになりますよね。

ちょっと話をあれしますけれども、一方では、基金が21年度のときは28億円しかなかったのが、現在、約78億円とチラシにあります。これは本当に間違いないでしょうか、本当なんですか。これ、現実問題として、これだけうなぎのぼりで78億円やったのであれば、私みたいにぶっくらぼうな経済を言う人は、300億円ぐらいの仕事をして、まだあるんじゃないかという考えもするわけですよ。だから、その辺もですね、もう少し、市長、前向きに考えてほしいなと思います。市長は、今後、どのように、その交付金なりですね、特別交付金、その辺、市長は県議会にもいました。そして、国政にもいました。こういうつなぎのある人ですので、どのように今後は事業を持ってくるお考えなのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○総務部長（下吹越寿） 議員がおっしゃいますように、現在、起債額が公債費を上回る状況は続いておりますし、地方債を発行する場合というのは、先ほど言われましたように、その後年度の交付税負担率が高い、財政に有利なものを選択して、起債を発行するという形になるかと思っておりますし、また、財政、その収入の部分ですけれども、地方自治体の財源手当てで言われましたように、その地方交付税ですね、特交も含めた形。それと、臨時財政対策債の発行額によって、基金の残高だとか、起債残高に大きく影響を及ぼしますので、収入については、具体的な数字はここで述べることはできないところでございます。

○財政課長（東忠孝） 令和3年度末の基金残高でございますけれども、令和4年度の当初予算の際に配付いたしました委員会参考資料にも記載してありますけれども、一般会計で、見込みでございますが、78億6,000万円というふうになっております。

○市長（打越明司） 平成21年以降、今日まで基金残高が指宿市も増えてきていますが、決算が出揃っている他市と考えてみますとね、ちょうど平成21年の頃は、例えば指宿と南さつま市というのを比較しますと、先ほど申し上げたようにほぼ標準財政規模は一緒。そして、向こうがうちよりちょっと人口が、やや少ないという状況でありますけれども、その頃の借金高、将来負担比率、ほぼ一緒でスタートして、今、13年ぐらい歩んできたということになりますが、その中で、一番大きな基金の推移なんです。例えば、決算が出ている昨年という、今年はまだ、いろいろな事情があって積戻しができましたけれども、決算でいうと令和2年で64億円余り、今年が78億円余りが指宿の状態ですが、南さつま市もですね、今、借金は290数億円あるんです。昨年で言えば、指宿も300億円をちょっと超えているという、

ほぼ一緒。ところが、南さつま市は、その基金残高が200億円を超えているわけです。指宿の64億円からみると、3倍以上の基金を積んできていると。ですから、将来負担比率が少なくなったということになります。指宿も今からせっせせっせと貯金をしようというふうに思っているわけではありません。これから、その出をできるだけ見直していく。市民の方々に痛みをお願いをしていくときに、その分は市はせっせせっせと貯金をしているのかということになっては、これはもう元も子もないわけですから。ただ、できるだけ、1年1年でみたときには、事業を行うのに様々な有利な起債を使う。特に合併特例債であるとか、過疎債であるとか、様々な、指宿にとってはこれでやったほうが良いという起債が幾つもあります。ありますが、そういったものをやっていくときに、大事なことは、毎年、返していつている借金がある。これはもう、公債費ですよ。公債費と、それから、今年行う起債、幾ら借金をするか。だから、借金をする金額と、借金を返す金額が、借金をするほうの金額がずっと多かったわけです。それを、借金をするのを少しでも抑えて、借金を返す金額を増やすことはできませんけれども、これよりは少なく抑えながら事業をすることで、少しずつ指宿の起債残高は減っていくことになるわけです。そういう運営をしてきたい。当然ながら、交付税とか特交だとか、様々なものは、今、地方で、人口がどんどん減る中、産業が苦しい中で、これはもう命綱ですから、徹底的に我々も有利な事業であったり、有利なものについては、何度でも東京に上って相談をして、お願いをして、かつて鎌田知事がコメツキバツタだというようなことをおっしゃっていましたが、まさにそのコメツキバツタになっても、指宿のために有利な、将来に向けた事業は取っていきたいというふうに、もちろん思います。ただ、その根本にいたるのは、その東京とか裕福な自治体のことなんかちっとも頭にありませんけれども、そういう3割自治体のところから、だからこそ、もう本当に一つ一つをできる限り大事にやっぱりやっていく。議論をして、本当に必要なのか、必要でないのか。今年でなければならないのか。1年待てないのか。そんなことをしっかりと議論をしながら、一つ一つを大事にやっていって、結果的に振り返ってみたら、少しずつ少しずつ財政も安定してきた。もし、指宿市で本当に困ったことが起きたときに、このすぐにやっぱり指宿市がいろんな支援策を打つことができる。それだけの余裕を持っておくということ、是非、つくっていききたいなど。今、特にコロナ不況で、指宿は九州の中でもこういう観光、保養、そういった都市の中では最も直撃を受けている地域の一つだと思いますから、それを支えていったり、応援していくためには、本当に、できるだけ我々が体力を持っておくことだというふうに思っておりますので、将来に向けてという意味で言えば、議員の思いとそれほど変わらないというふうに思います。

○4番議員（前原五男） 南九州市や南さつま市の話がされましたけれども、南九州市は今から50億円ぐらいの庁舎を建てていくわけです。南さつま市は県立病院の移設があります。ここもまた、大きな金が出ていくわけです。ところどころによって、そのようなお金というのは

動いているわけで、数字というのは動いているわけで、指宿市がそれだけ指摘されなきゃならないような起債残高、それが増えていくんだらうかと。これは、なぜかという、市長も、それから、市長を支持する方たちも、箱物だけ造って何になるんだらうか。借金だけして何になるんだらうか。さっき言いました、借金がなければ、物はできないよって。私たちの家もそうですよね。200万円か300万円の年収の人が、3,000万円ぐらいの家を造るとしたときに、貸す人と貸さない人と金融関係にありますよね。貸すところはどこかという、それだけ返済能力がある、あるいは、信用があるからだと私は思っております。指宿市はそれだけ信用があったんだらうと、私は思っております。

さて、次の話をします。確かに前市長は野球場改修、順不同かも分かりません、サッカー場・フットボールパーク、市民会館、山川小学校の開設、山川庁舎の移転、開聞庁舎の新築など、たくさんの仕事を、山積みであったものやってきました。そして、今度、市長は多分、7月には市民会館の開館式に、テープカットに行くわけですよね。そういう、などがたくさんあって、20年以上の考え方、いわゆる先行取得しようとか、あるいは建てようかと、いろんな計画を持ちながら進めてきたものなんですね。これだけのことをやった市長に対してっていうかな、ちょっと私は前市長の中しか知りませんので、前市長はよくやっただと、私、思っていますよ。だから、市長、ワンチームというのであれば、最後の結語として申し述べようと思ったんですが、もうこんなチラシはね、おはこにして、やっぺいこうって、前市長と握手するぐらいのね、やはり気持ちを持ってほしいなと。市長は、私が気が小さいもんですからと言うが、そうじゃないと思いますよ。堂々と、1万5,000部でしたかね、あのチラシを入れているわけですから。私もね、入れるときは躊躇しましたよ。いっぱい書いておりました、私も。だけれども、私がしたいのは、やっぱりできることしか書けないよね。だから、チラシもポスターと同じものを擦り込みました。見た人には申し訳なかったんですけども、また同じのを送ってきたか、はがきも同じのを送ってきたかということだろうと思います。だけどね、勝負には勝ち負けがあるわけですよ。選挙は戦いです。そのときだけでいいんだらうと思います。勝ったんだから、これ以上、叩きのめすようなことをしなくてもいいんだらうという気持ちも、私にあります。そうじゃないと言われるかもしれませんが。私、思いは強いんだよって、財政難をね、克服するんだという、その意志は強いんだよって、それは言っているのかも分かりません。けれど、一方ではね、その半面では、そういう気持ちを持つ人もいるっていうことも、思っていてほしいなと思います。

でね、さて、市長、J1のサンフレッチェ広島が来ましたね。激励に行ったと思いますけれども。向こうはどのような感想を持たれましたでしょうか、あのサンフレッチェのほうは。監督とかキャプテンから聞いておりませんか。

○議長（下川床泉） 前原議員に申し上げます。ただいまの発言は通告の範囲外でありますので、注意いたします。質問をもう1回、整理をしてもらっていいですか。

○4番議員（前原五男） あの、数字的な質問でもなく、ただ、どのようにお聞きしたかって。何もなかったらなかったで結構なんです。フットボールパークに行かれましたでしょう。そのときに、サンフレッチェ広島側から、どのような指宿の感想があったかっていうことをお聞きしたいところです。

○議長（下川床泉） 前原議員に申し上げます。ただいまの発言は通告の範囲外でありますので、重ねて注意をいたします。通告内で質問をお願いします。

○4番議員（前原五男） あのフットボールパークを造った、あれは贅沢だと言われました。一部の人は、いや、造ってほしいけれども、あのような大きなものはいらぬということと言われた方もいます。それは、程度の問題なんですね。だけれども、私が言いたいのは、箱物とはちょっと違うんですが、あの緑地帯は必要だったのかなかったのか、市長にお伺いします。

○総務部参与（野元伸浩） 今、議員のほうから、フットボールパークに関して御質問がありましたけれども、いぶすきフットボールパークにつきましては、隣接するスポーツ施設と一体的に活用しまして、市民の健康づくりをサポートするとともに、合宿や大会誘致などを積極的に行い、スポーツ交流の人口の拡大を図りたいというふうに思っております。市民の方に有効的に活用していただきたいということもありますし、また、市外の方についても、より多くの方々に活用をしていただければなというふうには思っております。

○4番議員（前原五男） ちょっと噛み合わない部分もありますけれども、やっぱり気持ちですから、話をしてほしかったなと思います。それは、なぜかと、通告外とかですね、通告内とか、通告内でも答えていない部分もありますよ。全て答えていただけるんですか。そういう問題が出てくるんですよ。だから、数字的な話は私は聞いておりません。だから、自分の素直な気持ちとして、お話ししていただければ助かりましたなと思っております。あそこの土地は目的があって、開発公社に買わせていたわけですよ。20数年前、1平米7千幾らだったと私は記憶しています。みんな、土地があったら出してくれという時期がありましたよ。それを、今まで計画的に使用してきたのかというと、私はそうじゃないと思います。開発公社は困っているわけですよ、塩漬けだったということ。それから、指宿市が願いをして開発公社に代替わりしていたので、その利子は、市が利子補給をしないといけない。こういうことを考えると、やっぱり何らかの形で活用していかないといけないことがあるわけですよ。そういうことを考え合わせながら、前の方がしたから悪いということじゃなくて、それを払拭していくならば、打越明司は大きな市長になれると、私は思います。よろしいでしょうか。ただね、市長、市長は聞いていないと言うかもしれないけれども、フェイクニュースまがいのことが流されているわけです。川尻地区はね、具体的に言いますよ、川尻地区のあの温泉センターは廃止するという話とかね、それから、開聞山麓ふれあい公園と唐船峡そうめん流しは民間へ任せるんだという話まで流れているわけです。議会でもそういう話はなかつ

たわけです。それがね、市長は多分、聞いたことはありますかと言っても、いや、聞いてないですよという答えしか出てこないと思いますので、私のほうで答えておきます。こんなことをね、恥ずかしい質問を私にしようと思っておりませんよ。選挙期間中、こんなありもしない、前の市長がね、そういう話もしないような情報でね、市民を愚弄するような、前代未聞のね、話がまかり通っていたわけですよ、開聞町には特に。私は、そのようなことがないように、今後はね、やっていただきたいなと思います。

○議長（下川床泉） 前原議員。

○4番議員（前原五男） はい。それから。

○議長（下川床泉） 通告に従ってお願いします。

○4番議員（前原五男） あと7分程度ですのですね。次のね、ちょっと飛ばしますけれども、地熱開発などね、どのように進めるのか。振り出しにするのかということです。お伺いします。

○市長（打越明司） 地熱のことにお尋ねがありましたけれども、その前にちょっと、施設等々のこともいろいろと御意見もありましたので、僕の思いも述べておきたいと思いますが、施政方針の中でも話をしましたように、市長という仕事は前のランナーからタスキを受け取って、それをしっかりとつないでいくという仕事であるというふうに僕は思っていますし、この指宿市の長い歴史の中で言えば、もう我々がそのタスキを背負う期間というのは、本当に僅かなもの、4年であったり、8年であったり、それ以上の方もおりますけれども、その間を一生懸命やるというのが、まず、一番だと思います。そういう意味では、私が就任をした2月12日、この時点で指宿にある資源、ある人材、あるいはある施設、様々なことについては、どうやったら有用に活用できるか、どうやったらお荷物にならないような活用策を考えていくか。いろんな方々に利用を呼び掛けていくか。そのことは、リーダーとしての責任だろうというふうに思っています。そのことを、まず、前から残されたものを最大限生かしていくという仕事は、僕にとっても大事な使命だと思っていますので、そこは申し添えておきたいと思います。サンフレッチェレジーナ、女王様という意味の、地元の福元選手が入っているチームが、2回目の合宿に来てくれた。ちょうど前半戦が終わって後半戦が始まる間に、ここで合宿をしていただいたんですけれども、監督などとも話をして、整った環境、いい状況の中で強化合宿ができて、後半に向けて準備ができることはとてもありがたいことだというお話をいただきました。ただ、僕らから見ると、やはりそういう声を、その何百倍も聞いていきたいなと。できる限り多くの方々にそういう情報や使い方、あるいは関わりのある様々な団体にそういったものを紹介していきたいなという気持ちがとてもあるということ、まずは申し上げておきたいと思います。

その上で、地熱開発、あるいは、ここでいう前原議員の思いは、地熱の恵み活用プロジェクトのこれからの展開についてのお尋ねであろうと私は思うのですが、これも、期間中を通

じて僕はお話をしてきましたけれども、この地熱開発、あるいは温泉の活用、こういった大事な問題については、まず結論を急がずに、できるだけ時間を掛けてきちっと語り合う、議論をしていくということが大事だと思います。特にそれは市民間でそういった議論をどんどんしていただく場所がなければならない。そういう機会を作っていかななくてはいけないというふうに思います。この地熱、あるいは温泉資源の活用については、もう市民一人ひとりに様々な意見があって、それぞれ立場も違います。市の役割は、まず、そういう議論をできる場所、それを集約できる場所を準備することだというふうに思っています。結論を持って臨んでは議論になりませんから、結論を持って臨まずに、利害関係を持っている方々もいます。地熱・温泉を活用して事業をやっている、あるいはやりたいと思っている方々もおられる。こういったものに関して、とても知見を持っている専門家の方々もおられる。あるいはこれからの指宿のための温泉や地熱の活用について、意見を言いたい市民の方々もおられる。様々な方々がおられますから、そういう方々が協議する場所というの、きちんと市として準備をしていかなければならないというふうに思っています。多様な意見の中で、この指宿市にどんな役割が求められているのか、規制や保護についての役割もあるでしょう。また、一方で一定の投資が必要なのではないかという要望や意見もあるでしょう。市民が実際に、一体このことについて何を求めているのかということをしかりと受け止めた上で、次のステップに進んでいく。市民の皆様の合意が、とにかく最優先だというふうに思います。そして、そこで、市民の方々から出された意見を基に、この次のステップに指宿市は進んでいくことができるのではないかと、私は思っています。

○4番議員（前原五男） 市長は民主的ですよばらしいと思いますよ。けども、最後はトップとして孤独になって、どちらか、白か黒か、一か八か決めないといけない時期が来るわけです。なぜそれを言うかという、最初のときは100%の補助金で試掘ができるということだったんです。今は、75%ですよ、25%は持ち出しです。指宿市に財源がないっていうんだったら、やっぱり早めにしていくべきじゃないか。本格的なものじゃないんですよ。本格的に臨むための試掘なんです。そういうことで、市長、今後はやっぱり、市長がどっかでお腹を決めなければいけない。そのときには、おおよぼりやったというぐらいの腹を持って、やってほしいと思います。

次に入ります。骨格予算であるが、今度の予算編成はね、予算はあるけれども、土木とか建設業は、その繰越明許費だけで待てるのかなと心配をしているところです。納品業者なりね、そこに働いている人たち、いろんなところにお金は、公共事業というのはちりばめられていくわけですから、そのようなことを考えていただいて、6月議会を待たずに、市長として補正予算を組む考えはないのか、お聞きします。

○総務部長（下吹越寿） 今回、4年度の当初予算につきましては、骨格予算とさせていただきます。それにつきましては、予算編成期に市長選挙が行われたことから、政策的経費を除

く骨格予算として、先ほども申しましたように編成しております。従いまして、政策的経費として位置付けた普通建設事業等については、6月補正予算以降に予算措置することにしております。ただし、一方、継続事業などの普通建設事業につきましては、当初予算に34億1,800万円を計上しております。また、先ほど議員からありましたように、3年度予算につきましても、3月補正で9億5,000万円を翌年度に繰り越すための繰越明許費を設定しております。したがって、影響はないものと考えております。

○4番議員（前原五男） 今までの事業があまりにも大きかったんで、多かったんで、それぐらい多岐にわたって潤いを与えたと、私、思っております。そういうことで、市長も経済学部ですよ。経済は生き物ですよ。よくよく聞いたと思います。私の思いです。健全な右肩上がり、この形、すごく私は好きなんです。いわゆるお金、インフレじゃなくて、物価を抑えてデフレに、デフレスパイラル、そのようになると、人間、ウキウキできませんよね。何とか我慢しようという言葉が出て来るわけです。そのようなことがないように、どうか財政は火の車とか、こう言わずに、私たち指宿市は自然条件の整った、また、温泉があるこの観光指宿を、昔みたいな新婚旅行のメッカとはならないでしょうけれども、個人利用者がたくさん入ってくるような、そのような指宿市にしてほしいなど。市長は、私たちから見れば、もったいないぐらいの高校、大学を出ているわけです。そして、先ほど私が話をしたように、人脈もあるということなので、足踏みしている場合じゃないんですよということをお話して、山川地熱発電、それから、地熱活用事業、これは農業とか水産業も含めてですよ、いろんな観光事業を含めて、早期に片付けて、流石これは打越市長の仕業だと、いい仕業だというようなですね、早く、そのようなことも聞きたいもんだと、これは本音を言っているんですよ。市長、冗談じゃないですよ。そういうね、本当に指宿市が、みんながやったなど、いい市長を選んだなどという方向にね、早く持って行っていただきたい。堅実にね、着実に、指宿の経済が潤う。借金がないようにね。指宿市に今日から手を打ってほしいということ。そして、流石、やっぱり出来た人だと称賛される、指宿市を明るく、活動感あふれる市長になりますように願っています。今、3月ですね。長年、指宿市の行政のために、公務員として御苦労なされた職員に対しまして、敬意を払い、ここ指宿の屋根の下を離れても、空は一緒です。どうか皆さん、指宿市を盛り立ててほしいとお願いをし、そして、その皆さん方の健康と御多幸を祈念しまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時04分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） こんにちは。14番、新川床です。

まずはじめに、今年度末をもって退職する職員の皆さんにおかれましては、長年指宿市の発展のために御尽力いただきまして、ありがとうございます。退職後はお体に十分気を付けていただきながら、今後も指宿市発展のために御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

打越明司市長、御当選おめでとうございます。大変厳しい財政状況を立て直し、10年、20年先を見据えた財政改革を実現し、子供や孫に安心してつなげる市政運営をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1番目の少子化対策について。

1番、(1)子育て世帯に対する支援についてですが、子ども医療費の現物支給について、これまで、保護者の窓口負担をなくし、子育て世帯の経済負担を軽減できないか、と提言してきました。子ども医療費の現物支給の現状はどのようになっているのか、答弁を求めます。

2番目の財政再建計画について。市長の施政方針の中に、入るを量りて出ざるを制す、この精神、方針の下、弱り切った市政の財政を歳入と歳出の面から改革すると述べていますが、どのような財政再建計画を立てているのか、答弁を求めます。

3番目の公共事業の計画・管理等の見直しについて。公共施設等総合管理計画は40年間の計画で、年平均30億円の費用が掛かると説明しています。既に5年経過しておりますが、どのような計画になっているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 財政再建につきましての御質問であります。財政再建につきましては、今回、私が掲げた公約の一つであり、施政方針でも既に述べさせていただきました。午前中の答弁の中でも、本市の財政状況について、るる述べさせていただいたところであります。これまで、短期間の中に公共施設等の整備に活用した地方債の残高が増え続けております。令和3年度末見込みでは320億円となっており、この地方債の償還に関わる公債費も、今後、さらに増えていく見込みとなっております。さらにまた、人口の減少や、なかなか収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症による経済の停滞などによって、市税の収入についてもなかなか伸びが期待できないところであります。このようなことから、10年後、20年後の指宿の将来を見据えた財政改革は喫緊の課題であると考えております。議員、正にお話がありましたとおり、入るを量りて出ざるを制するという方針の下で、歳入歳出の両面から見直してまいりたいというふうに考えているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長等に答弁をさせます。

○健康福祉部長（山元成之） 子ども医療費の現物支給につきまして、お答えいたします。子ど

も医療費の助成につきましては、本市におきまして、子育て支援における環境整備を図るため、住民税の課税、非課税を問わず、平成27年10月診療分より医療費助成対象を小学校3年生までから、中学校卒業までに拡充いたしました。子ども医療費の助成方式としましては、窓口で医療費の自己負担分を支払っていただき、後日、登録した口座に窓口で支払った自己負担分が振り込まれる自動償還払いとなっております。なお、令和3年4月からは、県内一斉に住民税非課税世帯の18歳未満、年度末までの子供を対象に、窓口負担なしの現物給付方式が導入されておりますが、住民材課税世帯の子供たちにつきましては、現物給付方式は行っていないところでございます。

○総務部参与（野元伸浩） 公共施設等総合管理計画の改定版については、現在、パブリックコメント中であり、案の段階ではございますけれども、公共施設等の将来の更新費用について、目標値を見直しております。当初計画策定時に施設の損傷が発生してから対応する事後保全型管理の場合、インフラ系施設を含む、主な公共施設の更新費用は、今後、40年間に総額約1,613億円、年平均にいたしまして、約40.3億円が必要があるとの試算がなされたところです。平成18年度から平成26年度の9年間で施設の改修、整備等を行う普通建設事業費の年平均額が約29.3億円であったことから、約11億円の不足が生じると想定され、この不足分を解消するために、今後の施設管理については、公共施設の損傷の推移を的確に予測し、計画的に対応を行う予防保全型管理への転換により、更新費用の縮減を図るという方針を定め、今後の維持、更新費用を、40年間で30%削減することを目標としたところです。今回、計画改定に当たり、計画期間の残り36年間の予防保全型管理による公共施設の更新費用を再試算したところ、総額は約1,344億円、年平均額にして、約37.3億円と試算されました。この試算額と当初計画策定時の普通建設事業費の年平均額約29.3億円とを比較し、約8億円の不足が生じると想定されることから、今後の維持、更新費用を36年間で24%削減することを、新たな目標として設定したところでございます。

○14番議員（新川床金春） 1番目の子ども医療費の現物支給について。住民非課税世帯はそうなりましてけれども、住民税を払っている15歳まで実施すると、市の負担は、以前は1,000万円掛かると聞いていました。今でも市の負担は1,000万円必要なのか、答弁を求めます。

○健康福祉部長（山元成之） 平成27年3月議会のことであろうと思います。平成27年3月議会では、現物給付方式による医療費無償化を行った場合、国交付金等の減額対象となることから、年間で1,000万円の減額見込みと答弁しています。なお、本市におきましては、当時、国交付金等の減額対象となる現物給付方式は行っておらず、償還払い方式を実施しておりましたので、減額は行われていないところでございます。

○14番議員（新川床金春） 県のほうがですね、住民税非課税世帯の未就学児から18歳までを対象にしています。県の補助金、受けている対象者は市内に何名ぐらいいるんですか、答弁

を求めます。

○**健康福祉部長（山元成之）** 令和4年度の子ども医療費の支給対象者は5,005人で、助成額は1億3,163万2千円を見込んでおります。

○**14番議員（新川床金春）** 残りの18歳までの現物支給を実施すると、市の対象者は何名で、予算は幾らになるのか、答弁を求めます。

○**健康福祉部長（山元成之）** 16歳から18歳のいわゆる高校生世帯で、住民税課税世帯を助成対象とした場合、額にしましては、約1,500万円の増額と想定しております。

○**14番議員（新川床金春）** 少子化対策が指宿にとって喫緊の課題です。市民の皆さんに住みやすい町だと実感していただくために、子ども医療費10歳まで現物支給に取り組み、市の人口減少予測推移を改善する考えないか、市長に答弁を求めます。

○**健康福祉部長（山元成之）** 子ども医療費制度の充実につきましては、安心して子供を産み、育てることができる環境を整え、子育て世帯に対する経済的支援を行うことで、少子化対策を推進する有効な方法の一つであることは認識しております。しかしながら一方で、財政的な問題も検討が必要であり、実施につきましては、慎重に検討しなければならないと考えております。なお、利便性の高い現物給付方式への移行につきましては、引き続き県市長会を通じ、県へ要望してまいりたいと考えております。

○**14番議員（新川床金春）** 県に要望するということですが、指宿市も負担するので現金でできないかというような感じの話し合いとかできないのか、答弁を求めます。

○**健康福祉部長（山元成之）** 問題なのは、財源の問題でございます。今現在、非課税世帯の18歳まで現物給付方式を行っておりますが、これにつきましては県が50%負担をしております。一方、課税世帯につきましては、6歳までは県が50%補助がありますが、7歳から15歳までは市の持ち出し100%でございます。なかなか市が負担をするということは厳しいことから、県下全体で県市長会を通じて、県の財政支援等も含めて要望してまいりたいと思っております。

○**14番議員（新川床金春）** 次に、小中学校の学校給食完全無料化について。学校給食費を完全無料化した場合の試算はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**教育長（吉元鈴代）** 小中学校の学校給食を完全無料にした場合、現在の予算のどれぐらい費用が増額するのかの御質問です。本市におきまして、学校給食費を完全無償化するとすると、令和4年度、児童生徒見込み数2,909名で試算したところ、約1億3,500万円の予算が必要になります。来年度予算案の学校給食費の一部補助額約3,500万円と比較しますと、約1億円増額する必要があるというところです。

○**14番議員（新川床金春）** 県内自治体の学校給食費の現状はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 現在、県内で学校給食費の完全無償化を実施しております市町村は5

市町村でございます。そのほか、何らかの補助を行っている市は、6市あるようでございます。

○14番議員（新川床金春） 南さつま市では、平成29年度から学校給食の無料化を実施しています。南さつま市の学校給食費無料化の取組について、以前、一般質問していますが、その後、南さつま市の現状をどのように捉えているのか、調査しているのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすい町を目指していく上で大事なことでありと認識しておりますが、一方で、継続的な予算の確保が課題となるところであります。当面は保護者の皆様に学校給食費の一部負担をお願いしたいと考えておりますが、今後、学校給食費の完全無償化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 市の人口は、平成22年に2万8千人台になる予測を立てています。少子化対策に効果があるのは子育て支援をすることだと思います。小中学校の学校給食完全化に取り組む考えはないか、市長に答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたように、完全無償化につきましては、市としましても大事なことでありと認識しておりますが、今、一方で継続的な財源の確保も必要となりますので、今後、子育て支援を推進するという観点から、県内他市の状況も踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 次に入ります。3番目の若者世帯の雇用環境整備等について。若者が定住するには、温暖な気候と肥沃な大地を活用した雇用の場づくりが急務だと私は思います。どのような政策を実現し、稼げる町に取り組んでいくのか、計画について答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 若者世帯の雇用環境等の整備についてでございます。市では市の産業の将来にわたる持続的発展を見据え、事業者の投資意欲の促進並びに市民の雇用機会の確保と拡大を図るため、昨年の12月議会において、指宿市工場等設置奨励条例を改正させていただき、併せてこの条例に係る施行規則を改正いたしました。これまでは、対象事業や要件が一部の施設や業種に限られておりましたので、今回、国の地域経済分析システムであるRE S A Sに掲載されている本市の産業特性を参考にしながら、対象業種を拡充し、投資要件等も緩和した上で、これまでも対象としていた工場等の新設や増設、移転、改築、用地の取得のみならず、新たに設備の取得や更新などにも補助金を交付できるよう、改めております。また、新規雇用者の人数に応じて、補助金を交付する制度も新たに設けましたので、設備の投資の後押しのみならず、市民の雇用にも寄与できるものと考えております。市としましては、非常に良い制度を制定できたと考えておりますので、この制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 国では新規就農支援事業を実施していますが、市として市外から

新規就農に来た方に対して、先進農家での就農研修等、どのような支援策をしているのか、答弁を求めます。

○農政課長（鴨崎一郎） 新規就農者の支援についてということで、法人での研修であるとかいうようなことかと思えますけれども、基本的には国の次世代の人材投資、これの準備型等々の制度を活用し、そういったことの斡旋をしております。御相談に来られる方々は、支援センターのほうにお見えになった際に、るる、そういった制度の活用、斡旋について御説明申し上げ、お隣にあります農政普及課のほうとも連携を取りながら、どういった農業活動をしていくのかということをお聞きした上で、アドバイスをするなりというようなことをさせていただきます。

○14番議員（新川床金春） 今後も積極的な支援をよろしくお願いします。

次に、2番目の財政再建計画について。弱りきった財政の改革方針について、市の借金総額は令和3年度末で320億円を見込んでいます。市民生活を守って、ため、無駄な公共事業をさっそく見直していただきたいのですが、まず、どのような公共事業の見直しを実施するのか、市長に答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 公共事業につきましても、今、パブリックコメントをやっていく計画であります。それと、新年度から、先ほど申しましたように320億円の地方債残高を減らしていくということでございますので、行財政改革を実行する部署として、経営改善推進室を新たに設置して、改革を進めていくところでございます。その中で、組織体制のスリム化や事務事業の見直しに着手し、歳出の抑制を図るとともに、一方でふるさと納税などの歳入確保にも努め、将来負担比率の改善を図りたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 市民に市の財政状況をしっかり知らせる必要があると思います。市民に対して、現在の財政状況と今後の取組について、どのようにして説明していくのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 市民におきましても、市の財政状況を御理解いただくのは、非常に有意なことだろうと思います。重要であると考えておりますので、議員からもそのような御提言をいただきましたので、本市の財政状況や政策決定の在り方について、御理解いただく方を、先ほど申しました経営改善推進室等で検討してまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 多くの市民が市の将来に不安を抱き、実績と人脈がある、そして、発言力、行動力のある打越新市長が誕生したと思います。市民の声を聴く場、責任、説明責任を果たす場として、旧12小学校単位で市長との対話集会をする考えはないか、市長、どうでしょうか、答弁を求めます。

○市長（打越明司） 市民に対して、今の指宿の現状を伝えたり、あるいは指宿の現状についての様々な意見をいただくということは、非常に大事なことだと思っております。広報いぶすき等を通じましても、直接いろいろな情報を皆さんに伝えて、市民の方々から、また、意

見をいただくというキャッチボールができればいいなというふうに思っ、3月号、4月号、これからも取り組んでいこうとは思っているんですが、今、お話のありました様々な地域、あるいは様々なテーマごとに、直接、市長が膝を交えて、いろんな今の現状についてのお話をさせていただいたり、要望を聴かせていただく、そういう場所、非常に大事だと思っ、今までの活動の中でも、選挙を通じましても、それぞれのテーマごとにいろんな地域で積極的に膝を交えましようということ、僕自身も発信をしてきたところでありま、今、議員の提案には、前向きに取り組んでいくというふうに答えたいと思っ。

○14番議員（新川床金春） 次に、税や使用料の適正な取り扱いについて、質問します。令和2年4月24日、産業建設委員会とホテルオーナー会との意見交換の場で、入湯税について御指摘をいただいたと伺いました。その後、税務課で調査、聞き取りを実施した結果を基に、一般質問で入湯税について確認したら、私宛に弁護士事務所から内容証明が届きました。内容は、依頼会社の宿泊施設は開業した際、入湯税の取り扱いについて、指宿市と協議し、同市の方針に従って運営してきたと記載されています。このような内容について、市税条例で認めることができるのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 議員から今、お話のあった、弁護士等からの文書とか、その辺については、内容を確認しておりませんので、この場での答弁は控えさせていただきます。

○14番議員（新川床金春） 市は合併当初から2町で償却資産税を取っていなかったんだけど、統一するということで、償却、税の公平性ということでしっかりと徴収するようにしました。その関係で、市民と裁判をする結果となったと思っますが、間違いはないか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） はい、そのとおりでございます。

○14番議員（新川床金春） そのときが平成18年、裁判は20年ぐらいだったと思っ、20年以降だったと思っますが、時期が分かっていたら答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 手元に資料を持っておりませんが、平成23年とか、それ以降ではなかったかと考えております。

○14番議員（新川床金春） 入湯税について、答弁がなかったんですけども、いろいろと調べた結果、例えば66部屋の宿泊施設で稼働率を低く見積もり、50%で積算すると年間300万程度の入湯税が指宿に納入されるようです。モニターをお願いします。見えますかね、ちょっと小さいですね。入湯税が約3,000万ほど入っていないんですが、これについて、税務課としては、入湯税について払ってくださいとかいうお願いは行っているんですか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 特定の事業者に関する入湯税の課税内容等につきましては、お答えすることはできないところでございます。

○14番議員（新川床金春） この宿泊施設は、令和2年11月から入湯税を納める施設となりま

した。この、同敷地内には宿泊施設が3棟ありますが、3棟とも入湯税を納入しているのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** やはり、特定の事業所に対する課税内容となりますので、お答えすることはできないところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 入湯税は、払っていないときには、5年遡及できると。そして、延滞金、加算金が加算される計算式になっていますが、間違いないか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 入湯税もですが、他の地方税を含めた一般論で申し上げますと、過去分について遡って課税するとした場合、地方税法では賦課決定の場合は3年間、税額の更正決定につきましては、5年間と規定されているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 入湯税については、開始が特定できるからということですが、今しか変えられないんですよ。今、変えなければ、未来永劫、入湯税を適正に取れないんですよ。納めていない会社が以前あったということで、ホテルのオーナーたちが産業建設委員会の皆さんに訴えているんです。それが、先ほど私が試算した、12年間で3,000万程度。施設が大きくなり、今、年間300万からだと思います。これをしっかり取れなければ、市長が言っている収入をしっかりと確保するっていうことができないんですよ。税務課では、徴税吏員の入湯税に関する調査権があります。質問権、質問、検査権をしっかりと行使して、入湯税を取る考えはないのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 市税の納付等につきましては、議員御指摘のとおり、適正な取り扱いが当然のことでございますので、今後ともそのようなことを心掛けながら、適正な課税判断を行っていきたいと考えております。

○**14番議員（新川床金春）** 次に、公共下水道の使用料についてですが、公共下水道事業に対して、市は一般会計から毎年繰入金で1億か2億円負担しています。公共下水道事業の運営は受益者負担で賄うことを前提で事業を行っています。宿泊施設や温泉施設及び事業所等で井戸水を使用している会社は何社あるのか、答弁を求めます。

○**水道事業部長（園田猛志）** 手元に資料を持ち合わせておりませんが、複数の事業者が地下水、井戸水等を利用しております。

○**14番議員（新川床金春）** 公共下水道条例に、排除汚水の積算方法があります。第18条第2項、市長は排除汚水量の積算をするため、必要があると認めるときは、適当な場所に計測のため装置を取り付けることができる。井戸水と水道以外の水を利用して汚水を排除する場合において、認定を受けている排除汚水量に変化が生じたときは、そのたび、調査する必要がありますが、指宿はどうなっているのか、答弁を求めます。

○**水道事業部長（園田猛志）** 一般的な話をさせていただきます。下水道の使用料の算定につきましては、令和2年の12月議会におきまして、議員の御質問にお答えする形で御説明いたしておりますが、営業等の場合で温泉汚水があるときなどには、その浴槽容積の2倍の量を1日

の量と定めまして、営業日数に応じて汚水量を算出することを基本としております。また、これに加えまして、オーバーフローの温泉水を直接公共用水域に放流する場合や、温泉水を循環方式によって使用する場合、また、露天風呂などで直接雨水が流入する場合など、その都度調査をいたしまして認定するものとしているところがございます。また、井戸等の水を使う場合におきましても、その水をくみ上げるポンプの能力や使用状況、また、使用人数等により使用量を認定いたしまして、これを汚水量としているところがございます。以上のようなことで、下水道使用料については算定をしているところがございます。

○14番議員（新川床金春） 仮にですね、市内で年間1億円の公共下水道使用料が徴収漏れがあったとします。10年で10億円、50年で50億円、100年で100億になります。繰入金が増え、繰入金を入れなくて済むとなれば、倍の効果があります。10年で20億円、50年で100億円、100年間で200億円の財政改革ができます。財政改革の一番目、一丁目の財源確保と歳出を抑制するために、公共下水道の排除汚水を計量をすることはできるとなっているので、しっかりと井戸水を使っている事業所に対しては、毎年、調査する考えはないか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 下水道使用料における井戸水や温泉水等の汚水量につきましては、認定の際に適正に認定をしております。それによって、賦課徴収を行っております。そういうことで、下水道使用料が不適切という部分ではないものと、適正に処理されているものと私どもは認識しているところがございます。

○14番議員（新川床金春） 適正であろうが何だろうが、量る権利はあるんですよ、市のほうで。ですから、量って、歳入を増やし、歳出を減らすという取組が必要だと思いますので、取り組めないのかと聞いているんです。

○水道事業部長（園田猛志） これまでも必要に応じまして、メーター等を1年間とか期間を決めまして、そこで認定水量等を取るなど、適切な賦課、使用料の徴収に励んでいるところがあります。

○14番議員（新川床金春） はい、時間の関係で次に行きます。

職員の居住制限の規定について。市の職員採用時の受験資格はどのように記載されているのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 職員採用試験においての受験の資格でございますけれども、募集時に、採用と同時に本市に居住ができる者と、そういうような居住要件を入れて募集しているところがございます。

○14番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。ただいま、職員、受験資格において、4月1日に指宿市に居住することということになっていると伺いました。住民、住所変更は実施したが、市内に1度も居住していない職員はいないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 採用時における居住要件は課していますので、採用時点で指宿市外に居住するということはないところがございます。

- 14番議員（新川床金春） ありがとうございます。会計年度職員で、市外から通勤している職員はいないのか、答弁を求めます。
- 総務部長（下吹越寿） 的確な、適切な資料はないのですけれども、会計年度任用職員については、その都度の任用でございますので、居住要件は設けていないところでございます。
- 14番議員（新川床金春） 市民から、財政改革に取り組むのであれば、まず市役所の中から改革すべきですと、私は苦情をいただきました。市外に居住する職員数は何名ほどいるのか、答弁を求めます。
- 総務部長（下吹越寿） 市外に住んでいる職員の数ですけれども、24名が市外から通勤しておりますので、居住しているものと考えております。
- 14番議員（新川床金春） ありがとうございます。市外に居住する職員が多いことに驚きました。例えば、市民税、固定資産税の税金を人数で加算すると、大変な金額になると思います。伺いますが、平成23年に職員の服務規程が改訂になっているのですけれども、その前の条文は分かりますか。
- 総務部長（下吹越寿） 平成23年に服務規程が改正されておりますけれども、その合併前では、その旧山川町、旧開聞町の中の服務規程の中には、居住制限がかかっていたと。ただ、旧指宿市については、そういうような服務規程には、該当する条項はなかったところでございます。平成23年度に改正されたときにつきましても、服務規程については旧指宿市の例による調整を図るとなっておりましたので、合併のとき、改正はしていないところでございます。
- 14番議員（新川床金春） 県内では、霧島市が職員の服務に関する規程において、職員の住所は第9条、職員は市内に居住しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、特に市長の許可を得た者はその限りではないとなっています。市の財政改革と人口減少対策のために、職務、職員の服務に関する規程を一部改正し、職員の住所を追加する考えはないか、答弁を求めます。
- 総務部長（下吹越寿） 議員がおっしゃいますように、職員の居住地につきましては、職員ですから、行政サービスの担い手として、平常時の業務対応はもちろんのこと、災害時などの緊急対応といった面からも、市内に居住することが望ましいと考えます。しかしながら、一方、憲法上、居住、移転の自由も保障されていることや、様々、職員の家庭の事情等も考慮しますと、一律に居住制限を設けることは難しいものと考えております。
- 14番議員（新川床金春） 採用時に指宿に住むことになっているんですよ。ですから、それを追加すればいいんじゃないですか。答弁を求めます。
- 総務部長（下吹越寿） 先ほど言ったのは、受験の資格の要件でございますので、その後につきましては、服務規程の中で規定していくということになりますので、ここについては、様々な見方があると思います。先ほど申しましたとおり、公務員はいかなる場合でも緊急時

に駆けつけるということが求められておりますし、一方、憲法上の自由も保障されていると。その兼ね合いが難しいですので、ただし、採用時には住んでいただいて、指宿市の内容を知っていただく、業務内容を覚えていただくというようなことで、採用時には、そのような受験資格を設けたところでございます。

○14番議員（新川床金春） 次に行きます。

収入確保策についてですが、地方経済分析システムRESASの活用について、平成30年第1回定例会で、RESASの活用を提言しました。庁舎内でどのような取組をしているのかと答弁しようと思いましたが、先ほど部長さんが、産業振興部では使っているみたいですが、ほかの部ではどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務部参与（野元伸浩） 地域経済分析システム、いわゆるRESASでございますけれども、令和元年の10月に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局などの共催の下に、観光消費額を増やすための観光客の周遊・滞在時間延長に係る施策についてというテーマで、RESASを活用した政策立案ワークショップin指宿が開催されたところでございます。市が行ったプレゼンテーションに対しまして、有識者等と意見交換を行い、その結果を踏まえまして、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として計画に盛り込んでいくところでございます。

○14番議員（新川床金春） 取組は分かりました。3年経過しましたが、観光業や農林水産業及び商工業で実際にRESASを使って提案したことがあるのか、お願いします。

○産業振興部長（大迫格史） 先ほども答弁させていただきましたが、商工水産課では、工場等設置奨励条例を改正する際にRESASを活用させていただきました。また、観光課ではSNSの投稿を意識した長崎鼻の写真スポットの整備、それから、インバウンドの心に刺さる体験メニューの構築を目指したインバウンド向け着地型旅行商品造成事業等の企画及び実施の際に、RESASをはじめ、県や市の観光統計等のデータを参考にしてきたところでございます。

○14番議員（新川床金春） 次に、農林水産業の6次産業化について。過去にRESASに関する一般質問したときに、当時の書類に工業統計調査、平成24年度によると、鹿児島県では食品関連産業の制導入に占める割合は高く、付加価値が全国平均を下回り、高付加価値の取組が急務だと言われております。山川と開聞にある市の加工施設をですね、6次産業施設として取り組むことはできないのか、答弁を求めます。

○農政部長（寺田昭宏） 農業に関する6次産業化についての答弁をさせていただきます。県は鹿児島県と農の県民条例や鹿児島未来創造ビジョンの中で、6次産業化を推進するとし、各種事業を行いながら、食品製造業界における付加価値化に取り組んでいるようであります。本市におきましては、市農業用施設を活用しながら、6次産業化を進めて行くということに関して、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連施策がございまして、この施策

は、域内に新たな6次産業を構築していくため、地域産品の商品開発や販売活動等起業支援を行う食品LABOを整備し、市民の誰もが経済活動に携われる環境づくりを行っていくというものであります。本年度は、農産物加工に関する関心のある事業者や、複数の農家の方々に参加していただき、6次産業化に関する課題提起や御提案をいただいたり、地域活性化起業人や地元農家、山川高等学校の協力の下、加工品の新商品開発を行っているところでございます。なお、市農業施設の今後の活用方法等については、指宿市公共施設等総合管理計画の個別計画で定めており、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連施策を進めて行く過程で、既存の農業用施設の施設機能の集約や統廃合、生活改善グループの支援の在り方等についての検討も行っていくとしているところでございます。今後、時代に即した新しい技術、新たなビジネスモデルという視点で、地域産品の6次産業化を推進し、本市農業農産物の高付加価値を図っていくことは、稼ぐ力を生み出すといった意味において、非常に重要な取組であると考えておりますので、今後も取組を推進してまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いいたします。大隅加工技術センターであります。鹿屋市にあり、先進的な機械が導入された、大変素晴らしい施設でした。大隅加工技術研究センターが大隅半島の拠点だとすれば、南薩半島の6次化の拠点として、指宿に、指宿がまず手を挙げて、拠点整備に取り組む考えはないのか、答弁を求めます。

○農政部長（寺田昭宏） 先ほども答弁の中で説明をいたしましたように、農産物の6次産業化は極めて重要な取組であると認識しております。県は鹿児島食と農の県民条例に基づく基本方針や、鹿児島未来ビジョンの中で、付加価値の取組や6次産業化を推進していくと言っていますので、本市関連施策を通じて、国と県との連携を模索しながら、進めていこうというふうに考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 南薩の拠点として、県の加工技術センターに似たようなものを整備する意欲があるかと聞いているんですよ。素晴らしい施設でした。あれが指宿にあると、指宿の農業の所得も上がるし、市民の所得が上がり、市の財政も少しでも良くなっていくんじゃないかと思いますが、国・県にこのような施設を要望できないのかという答弁を求めます。

○農政部長（寺田昭宏） 6次産業化による経済活動には、行政だけではなく、企業力、いわゆる民の力も必要になってこようかと思っておりますので、県・国、もちろんのこと、民間を含めて、多様な主体が協力して、連携していければというふうに考えております。

○14番議員（新川床金春） 次に、3番目の温泉資源の保護と活用等について。指宿市温泉資源の保護及び利活用に関する条例を制定した関係で、多くの地熱事業者が参入しようとしております。最近になると、最近、問題になっている、南迫田の替掘の状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務部参与（野元伸浩） まず、今回の案件の経緯につきまして、御説明いたします。平成29年9月29日に泉源所有者から、パイプが腐食で詰まっているため、掘り替える。これにつきましては、農業用ハウス利用という理由で県に温泉掘削許可申請が出され、平成30年1月9日に県から、既存泉源の替掘の掘削許可が下り、令和元年12月に替掘が完了しております。なお、温泉掘削許可申請書の提出がなされた時点で、県から市に求められた意見書に、10kw以上の地熱発電を実施する場合は、市に事業計画の提出が必要との意見を付したところです。その後、令和2年10月14日に、泉源所有者の同意の下に、発電事業者から市に対して発電事業が可能か調査するために噴気試験を実施したいとの相談がありました。市の条例では、地熱発電事業者は地熱発電に係る資源量調査を行う前まで、又は、温泉法第3条の温泉を湧出させる目的で掘削する場合、若しくは11条の温泉の湧出量を増屈し、又は、温泉の湧出量を増加させるために動力を装置する場合の前までに事業計画を提出し、市長の同意を求めるものとなっております。今回の案件につきましては、泉源所有者による温泉法第3条に基づく温泉掘削許可申請は既に終わっており、県から掘削許可も得て、既に替掘も完了したのちに、発電事業者から事業を行う意向が示されたものでございます。したがって、条例で定める同意を得る案件には該当しませんでしたけれども、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第4条第2項に、地熱発電事業者は事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用事業者、その他、関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならないと定めていることから、令和2年11月18日に発電事業者に、調和のとれた地熱活用協議会で事業計画の説明を求めたところです。その際、協議会からは地下構造等の分析結果に基づいて、モニタリングの泉源を選択すること。発電に使用する泉源、その周辺に位置する泉源、モニタリング泉源の位置を一つの地図に表示し、併せて、その泉源の間の距離が分かるようにすること。噴気試験時のモニタリング分析結果を示すことなどの意見が出され、発電事業者に要請したところでございます。その後、発電事業者においては、令和3年7月に噴気試験を終え、地熱発電事業が可能と判断したことから、令和3年8月に地区の館長に説明をし、協議の上、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、地域住民への説明につきましては、資料を各班に回覧する形式で行われたところです。地域からは発電事業者に対して、騒音対策、災害防止対策の要望が出され、発電事業者からは、寄せられた意見には常時対応するとの回答があったところです。令和4年2月18日、発電事業の運用開始前に、改めて協議会で説明を求めたところ、その中で、噴気試験時のモニタリングデータに、周辺泉源への影響の可能性がある変化が見られることが協議会から指摘されたことから、協議会の意見を踏まえ、市としましても周辺の泉源に影響を与えないような運用を行うこと、そのためにも発電機の段階的な運転を検討すること、噴気試験時のモニタリングの結果について、泉源所有者など地域関係者に対して十分な説明を実施することについて、発電事業者に要請することとしたところです。また、周辺の泉源所有者の方からも、発電事業者に対し

まして、南迫田地区での説明会や現地の視察会の開催、泉源所有者への定期的な戸別訪問の要請がありましたので、令和4年3月14日付で、併せて発電事業者にも文書で要請したところがございます。これを受けまして、発電事業者からは、今年3月24日に地域住民や周辺の泉源所有者を対象とした現地説明会を開催すると連絡があったところがございます。なお、県に確認いたしましたところ、温泉法上、採取した温泉をどのように使うかは泉源所有者の自由とされておりまして、県としても申請後に目的の変更があっても、これは虚偽の申請とはならないとの見解でございました。これまでの経緯、現状につきましては、県とも情報共有しておりますので、状況に応じて県からの指導、助言を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） この問題については、後ほど同僚議員が行いますので、この程度に止めて、次の質問に入ります。

九重町は地熱発電事業者に熱使用料を賦課し、1本の泉源から年間約1億円の収入を得ています。市が温泉資源の保護及び利用に関する条例を施行した平成27年4月1日以降、地熱発電事業を実施している新しい井戸に対し、熱使用料を賦課する考えはないか、市長に答弁を求めます。

○市長公室長（渡部徹也） 九重町の事例でございますが、九重町につきましては、町が熱、いわゆる蒸気、熱水を事業者に提供し、その利用料として、年間約1億円を収入として得ているというふうになっております。その税の関係でございますけれども、地方団体は地方税法上に定める税目、法定税外に、条例により税目を新設することができるかとされているところがございます。ただし、法定外税については、総務大臣の同意が必要となるところです。蒸気や熱水を農業等で利用する事業者さんもおられます。地熱発電事業者に対してのみ課税をするということは、公平性も問われるということもございまして、導入の是非については慎重に議論をする必要があるかなというふうに考えております。

○14番議員（新川床金春） 指宿の条例では、温泉は市と市民の共有の資源となっているんですよ。ですから、これを特区申請して、特別な税をかける、そのようなことはできないのかということなんです。仮に平成27年から動いているところに、熱使用料を取ったらですね、子供の医療費助成事業費や学校給食の完全無料化はしっかりできると思います。指宿の子供のために、この条例改正をしてですね、特区申請をする考えはないか、答弁を求めます。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほども申し上げましたとおり、地熱発電事業者とか、そういった方々に対してのみ課税するということはできない。税の導入とか、そういった部分については、公平性も担保しないとイケないということもございまして、導入の是非は慎重に議論する必要があるというふうなところでございます。

○14番議員（新川床金春） 温泉地の温泉がなくなる危険があるので、乱開発を防止するため

にも特区申請をしてできないかということです。未来永劫、指宿温泉が続くことを願っておりますので、そういうのはできないか、検討していただきたいと思いますが、どうか。

○総務部参与（野元伸浩） 温泉資源につきましては、市民、市にとっては重要な財産であるというふうに認識はしております。地熱発電等での乱開発を防ぐためには、やはり、今現在ある条例の中で、制限ができるものというふうに考えているところです。

○14番議員（新川床金春） 次に入ります。

公共事業の計画見直しについてですが、2番目の指宿市水道事業ビジョン計画についてですが、平成26年、指宿市水道ビジョンや令和3年3月に策定された指宿市水道事業、事業経営戦略を拝見しました。鰻池の水質は令和元年度には大分改善している中、小雁渡浄水場に今年度、4,600万の予算を計画されています。今年度予算には含まれていませんが、今後、どのような計画を立てているのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 議員の御質問の事業計画につきましては、令和2年度に策定いたしました水道事業の経営戦略において計画したものでありまして、経営戦略につきましては、中・長期的な投資、財政計画の見直し期間として、令和2年度から令和11年度の10年間を設定し、事業計画を立てているところであります。経営戦略に記載してあります小雁渡浄水場の脱臭施設の整備につきましては、計画上では令和4年度から令和8年度に計画をしているところではあります。平成29年度にアクアファインが稼働してから、現在、安定した水の供給がされているところでございます。現段階におきましては、経営戦略で計画している脱臭施設の整備については、考えていないことから、令和4年度の当初予算には計上はいたしていないところでございます。

○14番議員（新川床金春） 令和7年から11年にかけて、岡元平水源地や配水池及び第1配水池の整備事業に16億6,710万円計画していますが、事業内容について答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 岡元平水源につきましては、開聞地域の、現在も利用している水源でございまして、今後、水道ビジョンの中では、岡元平の水源につきましては、経営戦略にも載っておりますけれども、岡元平の井戸水の利用につきましては、計画を立てているところでございます。一応、水道ビジョン、また、経営戦略等に計画を立ててございます。私も水道事業は、いつも安全・安心な水を地域住民の方々に届けるのが第一の業務だと認識いたしております。将来的に、どうしても老朽化、また、新たな水源を求めていくということにつきましては、将来の指宿市民の皆さんに安心安全な水を供給することが前提となっております。そちらにつきましては、予算の措置がなされていないということは、これはどう見ましても実効性のないものと捉われてしまいます。そのために、将来的にこれだけする事業を計画し、それだけの財源を担保しているよということを記載してあるのが、水道ビジョン、また、経営戦略でありまして、今後、この経営戦略と水道ビジョン等につきましては、PD

CAをサイクルで見直しをしていく必要があるのではないかというふうには認識しているところではございます。

○14番議員（新川床金春） 令和8年度に水道料金収入が令和2年度より8,546万増額になっています。水道料金の値上げだと思いますが、何%ぐらいの値上げを計画しているのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 経営戦略等の部分で何%のという部分は手元に資料を持ち合わせてございませんので、正確な数字を言えないところでございます。しかしながら、先ほど申しました、様々な施設の新設、建設改良につきましては、それなりの原資が必要となっております。現在も老朽管の更新等についても、莫大な資金を投入してやっている次第でございます。水道料金等の値上げ等についても、今後、時期を見ながら、市民の皆様にご理解をいただければならない時期が来るのではないかというふうには認識をいたしております。

○14番議員（新川床金春） 令和元年8月、総務省自治、自治財政局が開催した水道事業経営の現状と課題、公共下水道事業の経営と、経営の現状と課題という講演会に参加してきました。国では水道事業の広域化、又は、施設の共有化を提言しています。市には指宿、山川、開聞地区、地域、それぞれに水源があり、有事のことを考え、私は水道管、水道管本管を3地域、地域共有することが大事かなと、そのとき学びました。人口減少が進んでおります。いろんな施設を整備するよりも、本管をつないで、人口が2万人になることを予測して、配管を整備することが、水道料金を上げないことになるのかなと私は思います。浄化槽、上水道施設の維持管理費の抑止をするため、そして、市民の水道料金を上げないために、そのような勉強会に参加する考えはないか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 議員に御指摘いただきました、最新の技術等の取り入れ等につきましては、やはりそのような研修会等にも参加をし、学習をして、調査、研究していくべきだろうということで、私どものほうでも研修会等の参加には積極的に職員を派遣しているような状況でございます。

○14番議員（新川床金春） 次に、鰻池の水質改善による財政再建改革についてですが、平成29年9月、山川地域の上水道からカビ臭が発生し、山川地域の市民に多大な御迷惑を掛けました。二度と悪臭が発生しないようにしてほしいなと思っていましたが、市長がアクアファインを今後も稼働してくれるということで安心しました。しかし、地球温暖化の影響で鰻池の水質がどうなるか分かりません。高性能の水質浄化装置、平成25年に市の職員が調査、研究した結果があります。それをもとに、鰻池に1億円の水質浄化装置をしっかりと入れると、問題は発生しないだろうという結果もありますが、そのことについて、間違いはないか答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 市では鰻池の悪臭ということを受けまして、平成30年度に鰻池の水質改善提案業務を行うなど、水質改善方法の調査を行っております。また、人工循環によ

る水質改善装置の調査も行っており、今、議員のほうからありましたものを含め、ほか3社から、装置の特性及び設置に係る費用について説明を行っているところでございます。やはり、地球温暖化などを考えますと、今後も折に触れ、タイムリーに鰻池の水質について、調査、研究をしていかなければならないと考えております。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。小雁渡浄水場、脱臭装置と鰻池の原水を浄化したときの費用の部分に入ります。アクアファインを1台設置したら、50年間で1億9,000万掛かるんです。アクアファイン、ごめんなさい。

○議長（下川床泉） マイクの前で。

○14番議員（新川床金春） アクアファインを1台設置した場合は、リースを4年、8年間して、そのあと、買い取りということで聞いていますが、1,740万円。アクアファインの高性能のやつを入れたら、1億ですね。そして、小雁渡浄水場を脱臭装置でしたときは10億円です。明らかに、アクアファインなり高性能の浄化設備を設置したときが、費用対効果がありますが、先ほども言いました、高性能の浄化施設はアクアファイン以外にあと3社あるように伺っております。そのどこがいいか分かりません。それを調査、研究して、山川地域の皆さんに冷たいおいしい水を提供することは考えられないのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） アクアファインのほか、人工循環の装置が複数あるようでございます。先ほども申し上げましたが、山川地域の方々にとって、非常に大切な生活用水でございますので、その議員の言われた装置を含めてですね、常に注視して検討を重ねてまいりたいと思います。

○14番議員（新川床金春） 次に入ります。開聞地域の指定管理者導入について。以前の一般質問で、開聞地域の指定管理者を導入することを検討していただくということでしたが、どのようなになったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 開聞地域ということでございますが、かいもん山麓ふれあい公園とレジャーセンターについてお答えさせていただきます。かいもん山麓ふれあい公園の運営の在り方につきましては、平成25年に副市長を委員長とし、市内関係団体から選出された9名の委員による、かいもん山麓ふれあい公園検討委員会を開催しております。検討委員会では、かいもん山麓ふれあい公園に指定管理者制度を導入すると、導入前に老朽化した施設の改修が必要となり、多額の費用が掛かることや、導入後には改修などで休業した場合に、休業補償等のリスクが大きいことから、当面の間は市直営で運営していくとの方針が示されたところでございます。これを受けて、市では当面の間は営業収支の改善に努め、市の直営で運営することとしております。また、レジャーセンターかいもんにつきましては、平成30年度に市役所の若手職員によるワーキンググループを組織し、管理運営等について意見集約を図っております。ワーキンググループの意見集約後には、有識者等による検討会を開催する予定でございましたが、かいもん荘跡地利用の進捗状況やコロナ後の観光客の動向等を見極

める必要があることから、ワーキンググループによる意見集約自体を延期しているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 市では、道の駅いぶすきのPFI事業を導入し、2年、しています。2年前も、再度、PFI事業を募集する計画がありました。かいもん山麓ふれあい公園にPFI事業を導入し、全ての施設をリフォームし、いろんな方が指宿に来ていただきたい。私は。

○議長（下川床泉） 新川床議員に申し上げます。発言時間を超過しておりますので、簡潔にお願いします。

○14番議員（新川床金春） 全国から、あのさつき上にパークゴルフを造って全国から人を呼べないかと言っていますが、よろしくお願ひ、言っていますが、PFI事業はできないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） かいもん山麓ふれあい公園は市民や観光客の方に、多くの方に利用されている施設でございます。しかしながら、そばの館皆楽来とコミュニティセンター愉徒里館を含めたかいもん山麓ふれあい公園は直近4年間で平均約5,000万円の赤字となっており、厳しい経営が続いている状況でございます。公共施設は収支の状態のみをもってその在り方を判断するものではございませんが、施設の老朽化が進んでいることを踏まえつつ、もっと多くの方に利用していただけるような方策はないか、議員御提案のPFI制度も含め、また、様々な方策について、地域の方々などの御意見もお伺いしながら、在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時38分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 8番、恒吉太吾です。今回は不登校児童生徒への支援について、一般質問をいたします。文部科学省の令和2年度児童生徒の問題行動、不登校等生活指導上の諸課題に関する調査結果によると、不登校数は小学校では6万3,350人、中学校では13万2,777人となっています。小学校では1%、中学校では4.1%の割合です。不登校の定義とはどのようなものか、お尋ねします。あわせて、本市における不登校児童生徒数はどうなっているか、令和2年度、令和3年度、それぞれ伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 恒吉議員から不登校の児童生徒の問題についての質問がありました。

まず、不登校の定義についてであります。文部科学省が行っている児童生徒の問題行動、不登校等生活指導上の諸課題に関する調査によりますと、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたく

ともできない状況、ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルス感染回避による者を除く、にあること、と定義されております。

残余の質問については、関係部長、教育長に答弁させたいと思います。

○教育長（吉元鈴代） 令和2年度の不登校児童生徒数は、小学生27人、中学生32人、計59人。

令和3年度の不登校児童生徒数は、2月末現在で、小学生20人、中学生38人、計58人となっております。

○8番議員（恒吉太吾） ただいま、不登校の児童生徒の数を示していただきましたが、令和3年度におきましては、小学校で20人、中学校で38人となっておりますが、本市におきまして、不登校の要因としてどのようなものが考えられますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 不登校の要因としましては、小中学校ともに無気力、不安が多い要因となっております。校種別に見ますと、小学校の不登校の要因が親子の関わり方、家庭の生活環境の急激な変化となっております。一方、中学生の不登校の要因は、学業の不振、生活リズムの乱れ、遊び、非行等となっております。発達段階による若干の差異はあると捉えています。

○8番議員（恒吉太吾） 今、小学校、中学校での様々な要因についてお伺いしたんですが、例えばですね、各学校において、不登校の要因に差異が見られますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 学校別において、不登校の要因に大きな差異は特に見られないところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 例えば、不登校の要因の中で、教職員との関わり、こういったことに大きな起因があると思われるような事例があった場合、どのような支援体制を取っているのか。仮の話で申し訳ないんですが、お答えください。

○教育部長（鶴窪誠作） 教師の指導方法等の問題につきましては、管理職が日々の授業参観等による見届けや面談を行い、教師に対して適切に指導を行っております。また、必要に応じて複数の教職員による対応を取るなど、学校全体での支援体制を構築するなどの取組も行ってまいります。教育委員会におきましても、学校と連携し、必要に応じて指導、助言を行っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。

平成28年12月成立の教育機会確保法は、不登校児童生徒等の学習活動に必要な支援、環境整備を基本理念とし、ICTを活用した学習支援もあげております。本市におきましても、令和3年3月策定の指宿市教育大綱、施策の重点事項に、いじめや不登校のない楽しい学校づくり、とあります。不登校や問題行動等の未然防止、早期解決に努めるというふうにも記載がございます。このような点を踏まえまして、市の支援体制や改善への取組について、お聞きします。今回の委員会資料の中でも、子供のサポート体制整備事業として、教育相談員の配置、専門家であるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる支援体制が取られておりますが、それぞれの人数、そして、どのような役割を担っているのか、お答え

ください。

○教育長（吉元鈴代） まず、不登校改善の取組について、でございます。不登校改善の取組としましては、管理職研修会におきまして、まず、児童生徒が課題に対して本音で表現し合い、それを互いに認め合う仲間づくりや居場所づくりを行い、不登校が生じないように、魅力ある学校づくりを心掛けるよう、教職員へ指導をお願いしているところでございます。次に、不登校の児童生徒それぞれに個別の支援計画を作成し、それを活用した組織的、計画的な支援をするよう指導しております。それから、不登校の要因や背景を的確に把握するため、複数のメンバーで家庭環境や個々の状況に関する分析を行い、それを踏まえた支援計画を関係者で共有したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した相談や家庭訪問等の働きかけを行っております。また、適応指導教室、なのはな教室への通級を促し、不登校の児童生徒の社会的自立を目指した支援を行っております。これらの取組で不登校が少しでも改善され、登校日数が増えた事例がございます。

○教育部長（鶴窪誠作） 不登校児童生徒に対する支援といたしまして、市におきましてはスクールソーシャルワーカーを2名、教育相談員を4名、なのはな教室の指導員を1名、あと、スクールカウンセラーとして県事業を含めまして5人の派遣をしているところでございます。まず、スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため、福祉と関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う業務を行っております。教育相談員につきましては、児童生徒の教育相談体制の充実のため配置し、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けての教育相談や児童生徒、保護者の学校や家庭生活等における不安や悩み等の相談を行っております。なのはな教室の指導員につきましては、不登校、又は、登校したくても登校のできない状態にある児童生徒を対象とした自立支援施設、これはなのはな教室になりますけれども、ここで集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導、支援を行っております。スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に努めているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、説明いただきました教育相談員、こちら委員会参考資料によりますと、令和2年度には5人いたように思っております。しかし、令和3年度は4人になって、令和4年度も4人となる予定でございますが、不登校の児童生徒は増加傾向にあるにも関わらず、この教育相談員が減っているのは、市として支援体制が薄くなっているのではないかとこのように感じますが、そのようなことはないでしょうか。まず、5人から4人になったというのは事実として合っているか、間違いがないか含めて、お答えください。

○教育部長（鶴窪誠作） 議員のおっしゃるとおり、相談員につきましては、今、5名から4名になっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 繰り返しになりますが、5人から4人に減って、不登校児童生徒は増加傾向にある。支援体制として薄いと思われませんか。

○教育部長（鶴窪誠作） 不登校の児童生徒に対する対応につきましては、スクールソーシャルワーカーの対応、あと、先ほど説明いたしました県事業を利用しましたスクールカウンセラー等を派遣して、教育相談員の不足をカバーしている状況でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほどありましたが、全ての学校に配置されているわけではない、派遣という形なので、私は支援が薄いのかなというふうに思っております。それぞれスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにしても、専門的知識を持って、スキルもあって、大変素晴らしい方々ではあるんですが、どちらかという傾聴のほうに力が入ってしまうのかなど。やはり、その学校にいるからこそ分かる状況というのがありますが、ちょっと分かりませんが、例えば月に1回行く、相談があったときに行くっていう回数では、本当に学校の状態、子供たちが悩んでいる状態を本当に把握することができるのか。そういった点が甚だ疑問になっておりますが、例えばですね、この循環型と配置校型があると思うんですが、配置されている学校というのもあるんでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 本市においては循環型であります。特に配置されている学校はございません。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほどから繰り返しになりますが、やはり本市として支援体制、薄いのではないかというふうに感じざるを得ません。先ほど申しました教育相談員だけではなくてですね、児童生徒の様々な悩みであったり、問題に対応できる高度な専門的知識であったり経験を持つスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに対してもですね、不登校児童生徒が増加する傾向の中で、やはり教育相談員とともに増員を行う、積極的な支援や体制の確立ができないか、改めて伺います。端的に人を増やしてください、そういった思いでございます。

○教育部長（鶴窪誠作） スクールカウンセラーにつきましては、令和2年度の実績で小中学校に96回派遣しております。相談件数につきましては、575件であります。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、2名配置しているところでございますが、相談業務の実績は令和2年度で998件となっております。今、議員がおっしゃるとおり、不登校児童生徒に対する対応は大切であると考えておりますので、今後も支援体制につきましては、充実させるよう検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） やはり、子供たち、たくさんの悩みを抱えているというのが、この相談件数でも如実に表れております。スクールソーシャルワーカー998件、スクールカウンセラーにおいても575件。これを、この少ない人数で対応するのは大変難しいのではないかと思いますので、是非、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、そして、スクールカウンセラーの増員の対応をしていただきたい、そういうふうに思って、お願いになります。

次は、保護者への支援について、お伺いします。保護者も子供同様に不安な気持ちを抱えております。中にはですね、困っているけれども、誰に相談していいのか分からないといったような保護者の方もいるのではないかと思います。保護者の方に対して、どのような支援や対応を行っているのか、お聞かせください。

○教育部長（鶴窪誠作） 保護者に対する支援としましても、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談、助言などの支援を行っております。また、必要に応じて、家庭訪問等も行っているところでございます。今後も、不登校児童生徒及びその保護者に対する適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） やはり保護者に対しても適切な支援を行うためには、専門的知識を持った方がこれまで以上に必要というのがよく分かりましたので、改めてその点、増員のほう、お願いしておきます。

次は、不登校児童生徒についてのタブレット貸与について、お聞きします。関連がありますので、まずは本市のICT等を活用した小中学校の状況について、お聞かせ願いたいと思います。GIGAスクール構想の推進により、教育のICT化が進みました。そのような中で、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、全国的にも休校となる小中学校も増えております。全国的にオンライン授業の導入が早い段階から始まっておりますが、本市における小中学校のオンライン授業の実施状況について、お聞きします。

○教育部長（鶴窪誠作） 今年度整備いたしました1人1台端末につきましては、まず、オンライン授業等を実施するため、家庭への持ち帰り等について、今、訓練をしているところでございます。今後も各学校で緊急時に円滑な持ち帰りができるよう、継続的に端末の持ち帰りの訓練等を行うよう、各学校をお願いをしているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 私も息子がおりまして、私の息子の中学校でも、一部、タブレットの持ち帰りが始まったというふうに伺っております。私が、今、質問しましたのが、あと、オンライン授業が行われているかも質問しましたので、その点についてもう一度、オンライン授業が実際に行われているかどうか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） オンライン授業を実施する際には、各家庭の通信環境の整備が必要であり、整備されていない場合はモバイルWi-Fiルーター等の貸与が必要になります。また、通信料の負担についても課題があるため、現在、どのような方法が適切か、検討をしているところであります。今後、より一層の活用推進を図るために、環境整備を進めていきたいと考えているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 今の答弁でありますと、問題は学校ではなく家庭のネットワーク環境にあるというふうに受け取れるんですが、それでは要因として挙げた家庭のネットワーク環境の調査を行っているか、調査結果をお伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 各家庭におけるインターネット環境につきましては、調査を行ってお

ります。もし、市でモバイルWi-Fiルーター等の貸与が必要になった場合に、200台必要になるんじゃないかというところで想定をしているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 200台ということで、先ほど小中学生2,907名でしたかね、割合として、家庭でそのWi-Fi環境、若しくはネットワーク環境がない数っていうのは、何世帯、何人になるんでしょうか。200台足りないということでしたので、パーセンテージを教えてください。

○教育部長（鶴窪誠作） アンケート調査を行ったところ、回答数でおきまして、家庭でインターネットに接続できないという回答があったのは、全体の5.4%でございました。

○8番議員（恒吉太吾） その数字から割り出して、大体200台というところが出たと思うんですが、今後その200台、どのような運用の方法を、現在、検討されているんでしょうか。この利用料であったり、そういったところがございますが。

○教育部長（鶴窪誠作） 現在、家庭でタブレット端末を利用できるように、持ち帰り訓練等も行っているところなんですけれども、家庭のインターネット環境を整備するために、インターネットとつなげない家庭につきましては、モバイルルーターの貸与等も含めて、今、検討をしているところでございます。実際、そのアンケートによりまして、200台は必要じゃないかということで数字は出しておりますけれども、具体的な検討は、今後していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） これから具体的な検討ということではありますが、200台、大体どれぐらいの金額になるのか、試算をしていれば、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） あくまでも概算でありますけれども、モバイルルーターを200台購入するとなった場合、約220万円程度掛かるのではないかと試算しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） すいません、繰り返しというか、細くなるんですが、200台で約220万円。私なんか家が使っているのは、1か月に幾ら掛かるという感じで、月極とかなんですが、1台につき1万円というのはどういった計算になるんでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 今、答弁いたしました事業費につきましては、モバイルルーターの事業費でございまして、通信料はまた別でございます。通信料についても、今後、検討する必要があると思っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） こういう形でいろんな試算をされて、家庭のほうの受入れと言いますか、ネットワーク環境が整いつつあるということではございますが、今度はオンラインですので、配信をしないとイケない。ということは、学校側の対応について、ちょっとお伺いしたいと思います。先ほどから家庭の問題のように言っていますが、学校の対応としてできない理由が何かあるんでしょうか。家庭の環境が整えば、明日からでもできる、そういう認識でよろしいでしょうか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 1人1台タブレットの整備につきましては、昨年9月、全小中学校に整備をしているところでございます。それで今、教職員につきましても、その活用について研修を進めている状況でございます。

○**8番議員（恒吉太吾）** と言いますのも、私も中学校の教師をされている友人がおりますが、大変難しい、自分は慣れていない中で、やはりシステムトラブルもとてもあるというふうに伺って、苦勞しております。そのような点からもですね、普通の授業もされる、そして、オンライン授業もするというこの両立というのは、先生方にとっても大変負担が増えることとなりますが、今後ですね、先生方に対しても、このICT活用、その指導力の向上といった点から、何か教育委員会として取り組む考えがないか、お伺いいたします。

○**学校教育課長（常深章）** 本市では、ICTの活用の自主学習会を今年度より開催して、先生方が自主的な学習会を通して、指導技術の向上を目指しているところでございます。そういった活動を支援しながら、ICTの利活用についての推進を図っていきたいと考えております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 先生たちも大変御苦勞されておりますので、学校だけ、教師だけに全てを任すということではなくですね、教育委員会なり、市が主導してですね、サポート体制を取ることができないでしょうか。そうでなければですね、なかなかその勉強会はしても、これからオンライン授業がなかなか前に進まないのではないかというふうに思っておりますので、このサポート体制についてどうお考えか、お伺いします。

○**学校教育課長（常深章）** 市のICT教育の研修会も、昨年度来、実施しております。数校が集まって、合同の研修会を開くなども計画しておりますので、今後、ICTの利活用ができるように、教育委員会としましても、サポートしていきたいと考えております。

○**8番議員（恒吉太吾）** この点について、もう1点だけ質問させていただきます。今回の当初予算のお話になるんですが、これからオンライン授業は始めていかなければならないんですが、今回ですね、必要と思われるオンライン授業に対しての備品であったりとか、消耗品費、これは全く計上されていないんですが、本市は能力の高い先生方がいらっしゃるから、そういったものは全く必要ない、何も必要ない段階で始められるという認識でよろしかったでしょうか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 先ほども御説明させていただきましたけれども、現時点においては、学校や児童生徒が持ち帰りについて習熟が必要であるため、各学校において持ち帰り訓練等を重ね、緊急時に円滑に持ち帰りができるよう指導しているところでございます。オンライン授業を実施する際につきましても、また必要な備品等が出てくると思っておりますけれども、そこにつきましては、今後、検討して、必要な予算につきましては、今後、計上していきたいと考えております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 必要なものは、是非、整えていただきたいと思います。次の質問に

入らせていただきます。

今、るる関連があるということで質問させていただきましたが、不登校児童生徒に対するタブレット貸与について、質問させていただきます。先ほど述べておりました、指宿の教育、この中の17ページでございますが、ICT等を活用した不登校児童生徒の学習を支援するための環境づくりに努める、と方向性が示されております。今、小中学校の児童生徒については、このICT活用、お聞きしましたが、不登校児童生徒の支援のためにICTをどのように活用していく考えか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 現在、タブレット貸与につきましては、持ち帰り訓練等を実施しているところでございますが、持ち帰ったタブレットを活用し、自宅等で学習を行うことは、家庭学習を充実させ、学びの継続を円滑に行う関係からも有効であると考えておりますので、今後、不登校児童生徒への貸与につきましても、検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほど、不登校の理由、起因をお伺いしましたが、学校生活や家庭生活に起因することが多く、また、対人関係から不登校になる、そういうケースもあります。本当は勉強がしたいんだと思っている児童生徒、相当いるのではないかというふうに思っております。そういった点からもですね、タブレットを使った支援というのは、大きな効果があるのではないかというふうに思っております。例えば、学校と適応指導教室を、そして、自宅を結ぶオンライン授業では、学級の様子であったり雰囲気というの、画面を通してではあります。分かるという、そして、学級と接点を持つ、つながることができるというメリットもございます。また、最近はアプリであったり、いろんなAIもありますので、学習アプリやドリルソフト活用では、自分の学習状況に応じて進めていくことができます。そういったことが、不安解消や一人ひとりの状況に合った学習支援が行えるのではないかというふうに、メリットとして考えております。このようにですね、タブレットの活用、デジタル学習の活用は不登校の児童生徒に対して、学習の機会が確保できる有効なツールの一つとなっております。私は全ての児童生徒に等しく学習機会の保障を行ってほしい、そういった思いから、今回、質問をさせていただいておりますが、先ほど申しましたように、小中学校では、タブレットの一部持ち帰りも始まっております。学習の多様性、この観点からもですね、不登校児童生徒に対してもタブレット端末の貸与が行えないか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 不登校児童生徒に対するタブレット端末の貸与につきましても、今後、検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 検討ではなく、進めてほしい、そう思いますが、あわせて、タブレットを利用して、オンライン学習支援、オンライン授業を行う考えがないか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 現時点におきましては、不登校児童生徒を対象としたオンライン授業

につきましては、検討はしていないところなんですけれども、今後、タブレット貸与も含めまして、また、なのはな教室、適応指導教室等での活用も含めまして、検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、このICTを全面活用して、そして、同時に対面で、人でしか行えないこともあると思うんですよ。そういったところを教育相談員であったり、スクールソーシャルワーカーのお力を借りて、人にしかできない丁寧なサポート、アウトリーチ支援というものをですね、集中できるような体制づくりも必要だと思いますので、早急にタブレット貸与と不登校児童生徒に対するオンライン授業にも取り組んでいただきたいと思います。

次は、適応指導教室について、お聞きします。現在、教育支援センターとも言われる所もあると思いますが、本市の適応指導教室は、先ほどなのはな教室ということでお伺いしましたが、どのような教室なのか、取組としてどのようなことが行われているか、お伺いいたします。

○教育長（吉元鈴代） 適応教室について、でございますが、本市では不登校児童生徒に対しまして、社会的自立を目指した支援を行うために、適応指導教室、なのはな教室を設置しております。このなのはな教室では、指導員やほかの子供たちと学習活動や体験活動を通して、幅広い人間関係を醸成したり、自主性、主体性を育成したりしております。また、通う時間と頻度は体調や個々のペースに合わせて決めることができます。通級した日数は在籍する学校で出席扱いとすることもできます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、教育長からもあったんですが、とても今、大事なことをおっしゃったのかなというのが、適応指導教室への参加というのが出席扱いになる、これを実際知らない方が多いんじゃないかなと思うんですが、そういったところ、もう少し対外的に言いますか、皆さんに示す手立てというのは何かお考えではないでしょうか。先日の新聞だったんですが、学校の先生においても、この適応指導教室の存在を知らないというような記事もですね、一部、見られましたですね、そういったところからも、適応指導教室が通級すれば出席扱いになる、そういったところだよっていうのをもう少し示す方法が何かあれば、お聞かせください。

○教育部長（鶴窪誠作） 適応指導教室の内容等につきましては、各学校から保護者等へ周知をされていると理解しております。今後も、学校から保護者等へ周知をしていただくようお願いしたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） どこにあるんだろう、誰に相談していいんだろうっていうのもありますので、是非、周知のほうに努めていただきたいと思います。

先ほど、指宿市としての小中学校の不登校の児童生徒数についてはお伺いしたんですが、その中で、このなのはな教室に通級している人数、児童生徒で、どれぐらいいらっしゃるの

か、お尋ねしたいと思います。あわせて、もし示していただけるのであれば、地域別に、山川、開聞、指宿ありますので、お示してください。

○**教育部長（鶴窪誠作）** なのはな教室の利用状況につきましては、今年度は2月末までで小学生9人、中学生9人、計18人が利用しております。また、地域別についてでございますが、指宿地域が8人、山川・開聞地域が10人となっております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 指宿が8人、山川・開聞で10人ということですが、なのはな教室への通級というのは、原則、保護者が送り迎えになると思いますが、その認識で、まず、よろしいのか。併せまして、今、10人の方が山川・開聞から通級されているということですが、やはりちょっと遠いんじゃないかな、そういった声も伺っておるんですが、そのような声が届いているか。それに対して、どのような対応を行うのか、お聞かせください。

○**教育部長（鶴窪誠作）** なのはな教室への通級につきましては、原則、保護者負担ということになります。山川・開聞地域の保護者等からは、やはりちょっと指宿のほうは遠いという声も届いておりますので、新年度予算におきまして、山川に新たな適応指導教室を設置する予定でございます。

○**8番議員（恒吉太吾）** 現在、一つであったものが二つになるという認識でいいかと思うんですが、場所としてはどこになるのか。そして、なのはな教室という名前が付いていますが、同じように何か名前が考えられているのか、付いているのか。場所と名前、お伺いいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 場所につきましては、山川の多目的研修館に設置する予定でございます。名前につきましては、現在、教育委員会ではツマベニ教室と考えているところでございます。

○**8番議員（恒吉太吾）** 多目的研修館ということですので、あそこにできれば、山川、そして、開聞の方も今よりは通いやすくなるのかなというふうに思います。あそこはとても景色も良くて、開聞岳も本当に雄大な姿で見えておりますし、広大な敷地、そして、調理スペースもあると思いますので、さらに学習であったり体験の枠が広がって、児童生徒のためにはすばらしい環境なのかなというふうに思っております。

次は、学校との連携について、お聞かせ願いたいと思います。適応指導教室と学校との間で、どのような連携が図られているか、お伺いいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** なのはな教室と学校との連携でございますが、なのはな教室に通級を希望する際は、児童生徒の保護者が通級申請書を在籍する学校の校長に提出し、申請書を受理した校長が通級の可否を審査し、適当と認めるときは意見を付して教育委員会に提出することになっております。その後の通級状況についても、学校と連携を取るようになっております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 先ほどもちょっと申し述べたんですが、地元の新聞において、学校側

が適応指導教室の仕組みを把握していないケースもあるという記事がありました。本市におきましては、教職員でそのようなことはないか、改めてお聞きします。ちゃんと周知されているのか。

○教育部長（鶴窪誠作） その件につきましては、学校のほうでちゃんと周知されていると認識しております。

○8番議員（恒吉太吾） これも少し、新聞記事からの引用になるんですが、タブレット貸与や適応指導教室でのオンライン授業につきまして、鹿屋市におきましては、学校との接点を増やすために、通信環境を整備し、学校のタブレット端末の持ち込みを認めております。このことは、通級する児童生徒からも大変好評ということで、今後、オンライン授業への参加も見据えているという記事がございました。再度で申し訳ないんですが、改めて、適応指導教室に通う不登校の児童生徒に対するタブレット貸与、そして、今後、行われるであろうオンライン授業への参加ができないか、もう一度、繰り返しになりますが、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 適応指導教室における不登校児童生徒に対するタブレット端末の貸与、また、オンライン授業につきましては、今後、検討を進めていきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがたい答弁なんですが、一つ問題があるんですよね。なのはな教室、そして、多分これから新設されるだろうツマベニ教室なんですが、現在、通信ネットワークが全くございません。それだけではないんですよ。直通の電話もない、FAXもありません。これでどうやって学校と連絡取れって、保護者と連絡取れって言っているんでしょうか。このような状況では、学校とも連携できない、保護者とも密接につなげられないわけですよ。ネットワーク環境もない、電話もない、FAXもない、孤島ですよ。先月まとめられた不登校児童生徒の支援策を話し合う文部科学省の協力者会議でも、電話、SNSなどの多様な手段による相談体制の整備を求めています。これからですね、今、部長からも答弁ありました適応指導教室においてもタブレット貸与、そして、オンライン授業を検討する、前に進める、そういう言葉がありました、これからのタブレットを活用した学習支援やオンライン授業を見据えて、通信ネットワーク環境の整備と、学校や保護者との相談体制の整備のためにですね、ネットワークの環境整備、そして、電話回線の設置ができないでしょうか。なのはな教室、そして、新しくできるツマベニ教室がですね、孤立しないためにも絶対に必要なんです。学級も、子供たちも取り残されたまま、本当にそれでいいんでしょうか。今すぐネットワーク環境の整備、そして、電話回線の設置、この二つができないか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 現在、なのはな教室におきましては、市役所各課と同様の電話を整備しているところでございます。ただし、Wi-Fiにつきましては、環境は整備されておられませんので、Wi-Fi環境につきましては、今後、整備について検討していきたいと考え

ております。また、新たに設置予定のツマベニ教室につきましても、電話の整備及びWi-Fi環境の整備について、進めていきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、進めていただきたい。それだけをお願いします。

不登校の問題というのは、子供だけに問題があるのではないというふうに思っております。本当に様々なことがある。その点からもですね、現在、不登校の問題というのは、教育委員会だけが対応していることが多いと思うんですが、教育委員会だけ、学校だけで対応するというのは、もう少し限界が来ているのではないかというふうに思っております。本人の問題、もちろんですが、家庭にかかる問題もあります。これは不登校には当たらないかもしれないですが、経済的な問題、そういったものもあります。児童虐待、ネグレクト、そういった深刻な事案ではですね、地域福祉課が関わる事案も出てくると思っておりますが、いじめや不登校の未然防止や支援のために、縦割りではなく、横断的な組織編成により、新しい部署の設置やネットワークを確立する考えがないでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） こども家庭庁ができるようになっておりますので、組織再編についても議員懇談会で説明しましたように、地域福祉課内にこども相談係とこども保育係を新設しまして、対応していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 今の御説明だと、これから不登校の問題は地域福祉課が扱うという認識ですが、それでよろしかったでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） いじめの問題につきましても、現在、教育委員会と地域福祉課で連携を取っておりますので、今後も教育委員会と地域福祉課で連携を取っていききたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 組織編成により、新しい部署、部門、できますので、是非、連携をしっかり取っていただきまして、いじめ、不登校が少しでも改善されるような指宿になってほしいと思います。

不登校になる理由や原因が多岐にわたるように、不登校改善の答えも一つではないというふうに思っております。だからこそ、選択肢を増やすこと、ニーズに応じた支援を行うことで、不登校も改善できることがあるのではないかというふうに思っております。

最後に、市長にちょっとお伺いしたいんですが、今までの総括というわけではございませんが、今、お話ししました不登校児童生徒に対するタブレット貸与やオンライン授業の開始というのは、早期に進めていただきたい。そしてまた、やはり人員が足りないのではないかというふうに認識しておりますので、教育相談員であったりスクールソーシャルワーカー、そういった専門職の増員、そして、適応指導教室のネットワーク環境整備ができないか、こういった点、総合的に指宿の子供たちのために、子供たちの未来のためにですね。そして、やはりこの指宿から誰一人取り残してはならない、市長もそのお考えであると思っておりますが、そういった点も含めまして、この不登校児童生徒への支援について、市長のお考えをいただき

たいと思います。

○市長（打越明司） 今の恒吉議員と執行部との意見を、非常に興味を持って聞いておりましたけれども、いろんな課題があるなということは、十分に今のやり取りの中でも認識をいたしております。優先順位はいろいろあると思いますけれども、研究すべき課題、前向きに検討すべき課題、意識をすればしっかりとできそうな課題、幾つかありますので、市長部局と教育委員会との間で共有しなければいけない課題、そして、きちんとそれぞれのところにある問題を整理して、それぞれできるところから順番に、予算化できるところも含めて、前に進めていければいいなというふうに感じたところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 市長のお言葉、本当にありがとうございます。できるところから少しでも前に進めていただきたい、そういった思いでありますので、是非、お願いいたします。

最後になりますが、東洋のペスタロッチといわれた安部清美先生のお言葉で、一人の子を粗末にするとき、教育はその光を失うというものがあります。どのような環境にあっても、どのような状況にあっても、一人ひとりを大切にすることが教育であるというふうに思っております。子供は指宿の宝です。その宝である子供たちを誰一人取り残さない教育の実現を目指し、子供たちが夢を描き、夢を叶えられる指宿であってほしいと願い、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 7番、新宮領實です。2月6日の市長及び市議選において、新市長に打越明司さんが当選されました。まずは、おめでとうございます。慣れない答弁ではありますが、エールを送らせていただきます。私も市民の皆様の御支援により、市議として2期目をいただきました。今、身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。負託をいただいた皆様に、今後4年間、しっかりと働いてまいることをお誓いいたします。市長は施政方針演説の中で、市民の声には真摯に耳を傾けると言われました。私は市民の一人として、大いなる期待を寄せています。願わくば、行財政改革には大ナタを振るっていただきたい。人事面においては、信念を持った、やる気と行動力、そして、向上心を併せ持つ実力の備わった者、そして、何よりも指宿を愛し、指宿市の発展を考える者を登用していただき、適材適所に配置することをお願いします。この数年間で早期退職を余儀なくされた優秀な方もいるようです。市として惜しい人材でもあります。そういう方々の知見を生かす方法もお考えになってみてはいかがでしょうか。私は二元代表制を強く意識する者として、全てにおいて市政運営に賛同はできないかもしれませんが、市政発展のためなら、協

力を惜しむものではないことを申し上げておきます。これまでも、そして、これからも、是々非々で取り組むことになんら変わることはありません。ボトムアップは時と場合であります。強いリーダーシップを遺憾なく発揮して、改革を推し進めていただきますように。そして、前任者から打越カラーに染め変えて、10年後を見据えて、誰もが大好き指宿、湯の町、観光の町といえる、疲弊した観光指宿の再生に全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。四つの項目にわたり、質問をまいります。

一つ目は、新型コロナウイルス対策について、のうち、第6波、オミクロン株への対応策をどうしているか。

二つ目は、ふるさと納税について、のうち、経済政策として、ふるさと納税に言及しているが、ふるさと納税をどう推進していく考えか。

三つ目は、地熱の恵み活用プロジェクトについて、のうち、地熱開発をどう考えているか。

四つ目は、トイレ事情について、のうち、なのはな館トイレを24時間開放する考えはないかをお尋ねし、1回目とします。

○市長（打越明司） お答えさせていただきたいと思います。

ふるさと納税について、お尋ねがありまして、私の考え方を述べさせていただきたいと思いますが、このふるさと納税というのは、市内の事業者の商品を全国に知ってもらうことができるいい機会でありますことから、事業者が全国をマーケットに販売を拡大したり、販路の多様化を図ったりする絶好のチャンスとなり、生産規模の拡大や事業者の経営力向上の足掛かりとなります。個々の事業者の成長は将来に地域への投資や雇用の拡大を生み、それが本市の産業の厚みのある振興につながるものと期待しております。ふるさと納税は市が返礼品代やその送料などを負担することで、事業者は一般の販売に比べて商品の経費を抑えることができます。また、近年は返礼品の需要と一般のマーケットが非常に近くなっておりまして、事業者の商品が全国で受け入れられるのかどうか、テストもしやすくなっておりまして。寄附者の皆様からのメッセージに目を通してみますと、本市に馴染みのある方や、返礼品を通して本市に良いイメージを持たれる方々がとても多く、指宿ファンの多さを改めて感じるところでもありました。寄附者の皆様が、本市に寄附をしていただいたその思いを受け止めて、大切に、指宿の将来の発展につながるよう、事業の育成や本市産業の振興に努めてまいりたいというふうに思います。特にこのふるさと納税というのは、私の柱である財政再建にも直結する、指宿市の入りの部分を少しでも充実させていくためにも、大きな貢献を期待していますし、そういったものが増えていくことで、指宿地域内の生産者の方々やその製品がどんどんレベルアップしていく、あるいは収入が上がっていく、産業が育成をされていく、稼げる町ができていく、そういう面もあります。さらには、このふるさと納税をしてい

ただける方々、指宿ファン、関係人口、指宿に行ってみたい、住んでみたい、そういう方々もさらに増えていくという、いろんな面で大きな成果をもたらすものだと、そういうものを期待しながら、全力で取り組んでまいりたいものだというふうに思っているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長に答弁をいたさせます。

○健康福祉部長（山元成之） 第6波、オミクロン株への対応策でございます。オミクロン株が主流となっている第6波は、国・県ではピークを過ぎたのではないかとされておりまして。本市におきましては、本年1月以降、本日までクラスターが5例発生するなど、未だ予断を許さない状況が続いていると考えております。第6波の特徴としましては、20歳以下の方への感染の広がりが多く見られること。また、これらの方々を取り巻く家庭や学校、児童施設などでの感染や親の職場での感染なども挙げられるところでございます。感染防止の対応策としましては、引き続き医療機関の御協力をいただきながら、3回目のワクチン接種促進はもちろんのこと、新たに対象となりました5歳から11歳の方へのワクチン接種に関する情報提供、PCR検査の推進を図るとともに、指宿医師会や指宿保健所と連携し、市民に対し、基本的な感染防止について、継続して周知してまいりたいと考えております。

○総務部参与（野元伸浩） 地熱の恵み活用プロジェクトでございますが、地熱や温泉資源の活用につきましては、様々な意見がございます。また、それぞれの立場も異なります。市の役割としては、まず、議論を集約できる場所をつくることだというふうに考えております。地熱開発については、結論を急がず、時間を掛けて語り合うことが大切であろうというふうに考えているところでございます。市民の皆様の合意は何よりも優先すべきものです。そこで出された要望や意見を正式に受け止めた上で、次の段階に進むべきだというふうに考えているところです。

○総務部参与（増永智美） なのはな館のトイレでございます。なのはな館内では、市が所有する屋外トイレは5か所あります。そのうち、2か所のトイレが使用できるようになっております。中央ホール横のトイレは、開館日の8時30分から21時までの開放となっております。体育館外側のトイレが、24時間開放しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 市長からの答弁もありました。自主財源として非常に有望であるというのは、市長の認識のとおりであろうかと思えます。果たして、どういう課題を持ちながら発展させるべきかななどを、順次、お尋ねをしてまいりたいと思えます。この3年間の実績の推移はどうなっているのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） ふるさと納税寄附金の直近3年間の実績につきましては、令和元年度が7万4,134件の13億376万円で、令和2年度が7万9,659件の14億8,157万円となっております。また、令和3年度につきましては、2月末現在で7万6,101件の14億2,897万円となっております。3月末までの見込みといたしましては、14億8,000万円程度を想定しており、前年

度並みとなるのではないかと見込んでいるところでございます。

○7番議員（新宮領實） 昨年と比べてですね、ほぼ横ばいという形ですけれども、その課題というのは、もうお考えになっていらっしゃるでしょうか。課題はこういうことがあったんじゃないかっていうようなことですか。

○産業振興部長（大迫格史） ふるさと納税の全国的な状況が示されておきませんので、詳細な分析は難しいところではございますが、長引くコロナ禍などにより、個人消費も依然低めに留まっていることや、GDP水準が新型コロナウイルス感染症の発生前を依然下回った状態であること、また、コロナ禍により拡大した巣ごもり需要が一巡していることが、ふるさと納税の需要にも影響を及ぼしているのではないかと考えております。また、多くの自治体がふるさと納税に力を注いでおりますので、返礼品として人気の高い牛肉や豚肉などの開発競争や価格競争が激化していることも一因ではないかと考えております。

○7番議員（新宮領實） それではですね、来年度の目標というのは、もうお立てになっていらっしゃるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 来年度は20億円を目標としております。

○7番議員（新宮領實） 20億ですね。その裏付けていうのは、少しあるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 裏付けということではなく、今年の目標が18億円であったわけです。そして、来年度の予算につきましては、今、ふるさと納税業務につきましては、いぶすき観光デザインに委託をしておりますけれども、委託料を増額して、その増員をします。また、そのいぶすき観光デザイン内部の取り組み方をもっと強くするというところで、目標額に達するように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ふるさと納税のうち、何%が自主財源になるのか。また、ふるさと応援基金に全て組み入れるのか、そのところ、お尋ねをします。

○産業振興部長（大迫格史） ふるさと納税は、寄附者からいただいた金額の総額から、ふるさと納税の募集に係る経費や事務経費などの費用を除いたものが自主財源になります。ふるさと納税の経費としましては、返礼品代やその送料、寄附サイトの手数料と運用費、PR・広告費、返礼品開発や受発注などの業務運営費など、寄附の募集に係る経費があり、この経費は国から寄附額の50%以内と定められております。また、そのほかに寄附金受領証事務やワンストップ特例事務に係る経費もあるところでございます。受け入れた寄附金に対し、返礼品などの募集に係る経費が寄附金の50%以内となっており、そのほかに寄附金受領証事務などに5%程度が必要となっておりますので、概ね45%前後が自主財源になっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） そのふるさと応援基金に、言えば約45%、それは全てふるさと応援基金のほうに入れるっていう形よろしいんですか。

○産業振興部長（大迫格史） そのとおりでございます。

- 7番議員（新宮領實） 現在、応援基金というのは、お幾らぐらい積み上がっているんですか。
- ふるさと納税室長（上田和成） 来年度予算の積立の予定の金額につきましては、8億円程度を予定しております。
- 7番議員（新宮領實） 全部で、今ね、ふるさと応援基金は幾らまで積み上がっていますかということですか。8億円までですか。
- 議長（下川床泉） 新宮領議員、真ん中のほうで、マイクの前で質問してください。
(発言する者あり)
- 議長（下川床泉） すいませんけれども。
(発言する者あり)
- 副市長（有留茂人） 基金の状況ですけれども、ふるさと応援基金につきましては、令和3年度見込みで11億5,000万円程度、令和4年度末見込みで14億円程度というふうに見込んでいます。
- 7番議員（新宮領實） 応援基金が出ましたんでね、出ましたので、今現在、幾らまで積み上がっているんでしょうかという形でお尋ねしたところなんですけれども、これからそういう応援基金を、どういうところで使っていくかっていう計画もあるんですか。
- 議長（下川床泉） いいですか。よろしいですか。
- 7番議員（新宮領實） もし、そういうのがお分かりになっていなかったら、もうそれはそれで結構です。そんなに大きな問題ではございませんので、それはそれでいいです。また、後日でも教えていただければ、それでいいと思います。今、お答えになっていただけるのであれば、お答えいただきます。
- 総務部長（下吹越寿） 歳入財源として、一般会計に組み入れて、使用していくということになると思います。
- 7番議員（新宮領實） 現在の返礼品というのは、何品目ぐらい用意していらっしゃるんでしょうか。
- ふるさと納税室長（上田和成） ふるさと納税の返礼品登録は、令和4年2月末現在で、取扱事業者が120社となっており、返礼品の数は879品目となっております。このほかに、複数の返礼品を組み合わせた定期便やお中元などの企画商品が104品目あり、合わせて983品目となっております。
- 7番議員（新宮領實） 中にはですね、売り切れ等とかですね、あると思うんですね。ソールドアウト。そういうのを、やっぱりサイトの確認は常時されてらっしゃるんですか。
- ふるさと納税室長（上田和成） 売り切れ等につきましては、事業者と随時確認をしながら取り組んでおります。連絡を受けましたら、すぐサイトのほうに見直しをしまして、寄附者のほうには御案内するような形にしてございます。

○7番議員（新宮領實） 返礼品の見直しってというのは、毎年されていらっしゃるのでしょうか。どうなんでしょう。

○産業振興部長（大迫格史） 返礼品の新規開発や既存返礼品の見直しについては、ふるさと納税事業の委託先であるいぶすき観光デザインを中心に、市や事業者と連携して実施しております。令和3年度におきましては、4月から12月の期間で77社、303品目の新規登録を行っており、そのうち、いぶすき観光デザインから働きかけて新規登録したものや、商品見直しにより新たな商品として登録したものは123品目あったところであります。また、寄附サイト内にある返礼品を紹介するページの見直しも随時行っておりまして、返礼品の良さが一目で分かるよう、見栄えの良い写真に変えたり、写真に商品の特徴を入れたりするなどの変更を250件程度行っております。

○7番議員（新宮領實） 返礼品にもいろいろなものがあると思うんですね。まあ例えば、当市にも宿泊券のセットとか、クーポン券とかあると思うんですけども、やはり差別化を図るべきではないかなと。他自治体と同じようなことばかりしたって、なかなかその商品力で劣るといふところもおありでしょうから、まあ例えば、例えばですね、体験型、返礼品としてですよ、魚釣り体験ツアーとか、まあ例えば、開聞岳のあの登山ツアーとか、まあ例えば、市内の観光巡りとか、もう一つ言えば、サイクリングツアーを絡めるとかですね、そういういろんな体験型というのは必要じゃないかなと思うんですけども、そういうところも今回からやろうとか、いろいろ考えているとか、ありますでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 寄附者に選んでいただけるためには、様々な需要に合った返礼品をつくるのが重要であると考えております。観光商品などの傾向でも、体験することと泊まることを組み合わせた商品などへの需要が高まっております。最近、本市で登録した体験型の返礼品の中でも、ゴルフと宿泊を合わせたプランに人気が集まっているところであります。市内のそれぞれの産業の強みを生かし、かつ、それを掛け合わせて、さらに魅力が増した返礼品をつくることは、今後、さらに多様化する返礼品需要に対応するために必要なことでありますので、市内産業に積極的に声掛けを行い、取り組んでまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） やはりね、こういう体験型でこう来られるというような人たちというのはですね、やはり、SNSなんかを多様化してね、やはり、そういうことで、指宿って行ったときにはこういうのがあったよっていう形で、こう流していただく、やはり、指宿市のね、PRとして、即効力がありますんでね、この体験型というのは前向きに取り組んでいただきたいなと思いますので、お願いいたします。

次に、最高還元率というのはどんなものがあるって、その品目はどんなのがありますでしょうか。

○ふるさと納税室長（上田和成） ふるさと納税の返礼品の調達額は、国の定めにより寄附額の

3割以内となっております。本市もそれに則って返礼品の調達を行っております。一般的に、ふるさと納税で還元率と言われるものは、実際の返礼品の市場価格をふるさと納税の寄附金額で割った割合を示したものになります。また、市場価格は小売店舗で販売されるものはその小売金額となり、通信販売で販売されるものは、販売価格に送料を足した金額になります。還元率は、返礼品の市場価格が5千円で寄附額が1万円であったときは、5千円を1万円で割った50%が還元率となります。市場価格が1万5千円で寄附額が1万円のときは150%となります。なお、本市の返礼品の中で、最高の還元率となる返礼品につきましては、返礼品それぞれの末端での市場価格を正確に把握できませんので、正確にお答えすることはできませんが、末端の市場価格と寄附額とで還元率が最も高いと見込まれる観葉植物の生産者に確認いたしましたところ、還元率は100%程度ではないかとのことでございました。

○7番議員（新宮領實） 今、観葉植物が出ましたんでね、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、配送方法はまちまちで、中にはクレームもあるとお聞きしたりするんですけども、配送方法というのは統一にはしないんですか。各生産者ごとに、その方々がもう決めずにばっばって送るような状態。指宿としてこの状態で送るんだよという形で統一化されてませんかでしょうか。

○ふるさと納税室長（上田和成） 配送方法につきましては、特定の配送会社に委託をしております。そちらのほうで統一して送るようにはしております。ただし、荷姿、梱包につきましては、各事業者をお願いをしておりますので、送る方法についてはばらばらになってございます。ただし、私どもといたしましては、観葉植物につきましては、やはり転倒の問題、それから、葉の擦れの問題等もございましたので、事業者に集まってお話をいただきまして、3回程度荷姿等の研修をしながら、しっかりとした形で送っていただくように取り組んでございます。

○7番議員（新宮領實） これ非常に大事だと思いますんでね、やっぱり物が送ってきた、雑に送ってきた、きれいにして送ってきた、それはもう全然違いますんでね、だから、そのところは十分お考えになっていただいて、指導できるものは、やっぱり指導していかれたほうが自分たちのためになるわけですから。そのところは、是非、指導していただきたいと思います。お願いいたします。

次にまいります。ふるさと納税のサイトがありますよね。そのサイトのうち、参加しているのはどこになるのでしょうか。

○ふるさと納税室長（上田和成） 本市では、さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるさと一番、ふるなび、ANA、高島屋の七つのふるさと納税サイトにおいて、募集や受付決済を行っております。

○7番議員（新宮領實） もうサイトのね、それだけあれば、ほとんどカバーできるんじゃないかなとは、私も思うんですけども、年収2,000万以上のね、富裕層をターゲットにしたふ

るさとプレミアムというのがですね、あるということで、そういうサイトもあるそうで、これに当市も、そのサイトにも参加したらいかがですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、議員御提案のそのサイトも含め、ほかにも様々なサイトがございますので、できるだけたくさんサイトに掲載することが、ふるさと納税を伸ばすにはいい方法だと思っております。そのサイトの状態等を調査して、判断したいと思います。

○7番議員（新宮領實） よろしく願いいたします。

このふるさと納税にかかわるスタッフっていうんですか、それはどういう体制で、人数は足りているんですか。

○産業振興部長（大迫格史） ふるさと納税に従事する職員は、室長と担当職員2名、会計年度任用職員1名の4人となっております。また、ふるさと納税業務を委託しているいぶすき観光デザインでは、4人体制で運営しております。人数が足りるのかということでございますが、ふるさと納税の寄附金を増額するには、市といぶすき観光デザイン、事業者が一体となって体制強化を図ることが重要なことと考えております。そこで、先ほども申し上げましたが、現在、提案させていただいている新年度予算において、ふるさと納税業務を委託しているいぶすき観光デザインの機能強化を図るため、スタッフを増員するようにしております。あわせて、スタッフの資質向上を図るため、寄附サイトのページ作りや写真加工などのノウハウを取得する支援事業や、返礼品の魅力を引き出すための企画力を強化するための支援事業などを実施することにしております。これらに加えて、PRや広告についても指宿の特色や返礼品の強みを生かした効果的なプロモーションを実施することとしております。

○7番議員（新宮領實） 私、一つね、観光デザインというのは、いまいち実態が見えないんですけども、私だけなんではなかね。観光デザインとこう分散してやるメリットというのが、なんかいいような気がする。できれば、一つの、ふるさと納税課でもいいし、それに一つのところにがっと思集まってね、やられたほうが効率的じゃないのかなと私は思うんですけども、そのところは考えたことございせんか。

○産業振興部長（大迫格史） 現在、ふるさと納税の寄附金は約14億8,000万円ございます。申し込み件数は約8万件で、返礼品の送付数は定期便などの複数回送るものも合わせて、約10万件にものぼります。返礼品の受発注に係る業務は、民間が行うギフト商品販売や通信販売と同様に、受注や配送の管理、返礼品事業者への在庫管理など、専門的な知識を必要としております。特に、件数が増えてきている中で、寄附者へ速やかに対応するためにも、専門的に業務を行う体制が必要となってきたところでございます。いぶすき観光デザインは、本市において新たな戦略に基づいた観光、商工業、農水産業の産業全般の振興を図り、持続可能な観光地域づくりを推進し、もって指宿市の地域経済の振興に寄与することを目的としております。そのため、市内の特産品や農産物、観光商品などを選ばれる返礼品として磨いていくことや、ふるさと納税を本市の産業を合わせて総合的にPRしていくことができると考え

ております。そこで、ふるさと納税業務の返礼品に関することやプロモーションに関することをいぶすき観光デザインに委託し、効率的なふるさと納税の運営と効果的な寄附金の増額を図っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 御自身たちの中でね、これが一番効率的なんだというのであればですね、私もこれ以上のことをね、申し上げるあれはないんですけども。我々のから見てね、そういう分散してまでしたら、意思疎通もできないだろうという思いがあったから、取りあえずお尋ねしたところでございます。まあいえば、先進地視察とかですね、まあいえば、日本全国で1位っていうのが120億で都城市というところがあるんでしょうけれども、そういうところへの視察とか、まあいえば、このふるさと納税に対する研修会とか、そういうことというのは開催したことがあるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 市では、返礼品事業者や市内事業者を対象として、ふるさと納税の状況を知っていただくための事業者説明会や返礼品づくりなどを学ぶセミナーなどを定期的実施しております。令和3年6月に実施した事業所説明会には、事業者107人が参加し、市からふるさと納税の寄附の現状や取組を説明するとともに、ふるさと納税サイトの担当者から、ふるさと納税の全国的なマーケット情報や選ばれる返礼品などについて説明しております。また、令和3年11月に開催したセミナーには、事業者30人が参加し、選ばれる返礼品づくりに向けて、より実践的な内容を説明しております。令和2年7月から令和3年3月の間には3回、観葉植物の生産者向けの研修会も行っているところでございます。なお、先進地視察につきましては、市といぶすき観光デザインの担当職員が寄附額の多い志布志市や大崎町、南さつま市でシステム導入や運営方法などについて現地調査や意見交換を行っております。

○7番議員（新宮領實） せっかくね、先進地に行っているいろんなことを学んできたのであればですね、それを是非、実務で出していただいて、検討材料にさせていただければいいかなと思います。

PR活動というのはしているんですか。まあいえば、指宿市の県人会、東京指宿会、近畿指宿会、中京指宿会、福岡指宿会、いろいろ県人会がね、全国各地にあると思うんですけども、そういうところにふるさと納税のDM等はね、送っておられるんですか。

○ふるさと納税室長（上田和成） まず、令和3年につきましては、コロナ禍により、イベントやフェアなどで直接、寄附者へPRすることは難しかったということがございまして、寄附サイトやSNSを活用した形でのPRを重点的に実施してございます。郷土会等でのPRでございすけれども、このコロナ禍以前につきましては、直接、郷土会等の総会に出向きまして、チラシ等入れながら説明をさせていただいているところでもございます。ただ、現在はなかなかできていないということがございます。そのことがありまして、現在、インターネット等を使いながら、PR等を含めてございます。あと、インターネットを使えない

方に向けましても、全国紙の広告や富裕層向けの専門誌などでの広告等を実施してごさいます。返礼品を選ぶ際にロコミを非常に重要視するというふうな傾向がごさいますので、昨年9月から12月にかけて、ロコミのキャンペーンを実施してごさいます。その中では、1,220件のロコミを増やすことができっておりますので、本市の返礼品を選ぶというふうな形の中の誘導にはなったというふうにごさいます。

○7番議員（新宮領實） いい取組をされていると思う。

企業向けというのはどうなんですかね。企業向けふるさと納税。これを使ってね、社員旅行とかいう形の、なんかどんと来てもらうとかね、そういう企業向けというのはどうなんでしょうかね。

○ふるさと納税室長（上田和成） ふるさと納税はどうしても個人のところになりますので、企業の方が使うというのは、なかなか難しいところではごさいます。ただ、旅行サイトのところで、金額の高い商品も準備してごさいますので、そういうものを活用しながら、個人の方が団体でというふうな形のところには使えていくのかなというふうにはごさいます。

○7番議員（新宮領實） いろんなことを駆使しながらね、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかということをお考えになられながらね、やっぱり、このふるさと納税というののあり方というのをね、これからも是非、お考えになっていただきたいと思ひます。

ふるさと納税については最後になりますけれども、ふるさと納税推進検討委員会とかです、ね、そういう、指宿商業には指宿デパートとかです、ね、あります、ね。これに対して、直接関係していないような事業者も交えてです、ね、ふるさと納税というのを検討する協議会を作り、いろんな面から見てです、ね、振興を図ったらどうかと思うんですけれども、これについてはいかがなんでしょうか。

○市長（打越明司） 議員からいろいろと、今、往復をする間に、いろんな重要なことが指摘をされていたというふうにごさいます。まず、今のお話の前に、このやり取りの中で、私も考えていることは、このふるさと納税を進めて行く上で、幾つか大きな仕事がある。一つは、宣伝をして、しっかりと納税者の方々に呼び掛けること。それからもう一つは、出品をする事業者を発掘をしていく、あるいは、出品をしていくいろいろな商品をブラッシュアップする部門。それから、この受発注を受けて、具体的なそういう作業を進めて行く部門。それぞれあるわけです。私もいろんな出品をされている生産者の方々や工場の方々と、個人的にですけれども、いろんな意見交換をする中で、まだまだ指宿の中では、この遠巻きに見ている生産者、積極的に関わっていくべきかどうか、ちょっと迷っているような方々もまだおられるなというふうにごさいます。なぜそうしないのかというと、なんかクレームがどっさりくるらしいとか、なんかちょっと面倒くさそうだとか、そういうちょっと後ろ向きな意見をおっしゃる方々も、まだ結構おられます、ね。中には、そのサイトの中ではとてもその人気

があつて、先ほど質問もありましたけれども、もう売り切れで、売り切れではないけれども、今、その返礼品を求めても何か月待ちになるよというような分野もある。そういうところについては、今度は生産量とか、加工する場所が足りないものだから、工場を少し広げたり、あるいは、同じような加工力を持つようなところと連携をしてみたり、いろいろとやらなくちゃいけないこともある。だから、分野ごとにはいろんな課題が残っていて、そして、このふるさと納税にしっかりと取り組む体制というのは、やはり、若干この人員がうまく活用されていない、あるいは仕事が明確に、目標が分かれていないというような課題があることは、私ももう当初から感じておりまして、しかし、今年、ふるさと納税をさらにしっかりやっていくための体制はどうあるべきかということ、もういろんな形で、現在、議論をしているところです。ですから、いぶすき観光デザインもある、市のほうにはふるさと納税室がある。こういうところが、もう一番その自分のやるべきことを明確にして、そして、それぞれ取り組めるような体制を作る。そして、必要であれば、寄附額のこの上下によっては、僕らはもう伸びていくことを当然期待するわけですけども、やっぱり人間をそこにはもっと張り付けていく。臨時的な任用職員であっても、そういう人をタイミングよく張り付けたり、予算を付けていくということも必要だろうと思いますし、やはり、一番、観光地とか、こういう返礼品にとって、僕もつくづく大事だなと感じるのは、我々がいい物を作って提示をすれば必ず売れるんだという信念では、どうやら通用しない。いい物を作ったから売れるのではなくて、やはり一番大事なのは、一番何をほしがっているのか、どういうものを求めているのかということ、それを徹底的に研究をして、いわゆるマーケティングですけども、それに合わせて、今、指宿ならではの商品というのは、たくさん考えられますから、そこでの商品開発を、一番みんなが求めているもの、ほしがっているものを、先ほど議員がおっしゃったような商品だけではなくて、ソフトな商品というのも含めて、地域全体で何か売れる物はないか。物ではなくてもいいわけです。アイデアでもパッケージでも、体験でも、大自然でも、いろんなものがありますから、いろんなものを組み合わせて、どうやって売るかということが、これから最大の課題になるだろうと。そして、クレームという言葉で言うとよくありませんが、非常に喜ばれる満足感のある商品と、不平が残る、なんとなくお得感がない商品とありますから、そういったものはどんどん生産者の方々と一緒にフィードバックをして、検討会を開いて、全体的にレベルを上げていく。そうありますと、今、市内の生産者の中には、このふるさと納税で学んで、そして、自前の販売ルートとか売上げを伸ばしているというような方々も、少しずつ見られ始めていますので、そういった意味では、今から取り組むべき課題というのは、幾つかあるなど。今、ふるさと納税推進検討委員会なる提案もいただきましたけれども、私も、もう1回改めてこのふるさと納税を推進していくのに、やはり協力をいただかないといけないのは、もちろん議員の皆さんは、つてが多いから、できるだけ皆さんのつての中で、指宿市に納税をしていない方々に

は、是非、少しでも指宿に納税をいただいて、損はさせないよということで、どんどん進めてほしいのですが、市の職員であるとか、市に関係をする出身者の方々であるとか、そういう方々も含めて、できる限り、やはりもう1回ちゃんと呼び掛けて、どういうふうな形でやっていけば、ふるさと納税ができるのかといったようなこともちゃんと伝えて、そして、本市の出身者の会の方々は比較的年配の方々も多くて、今、おっしゃるようにパソコンがよく使えない、だから、やりたいけれども、どうすればいいのだろうというような方々も随分おられると思うので、そういうところまで含めて、どんどんこの指宿の周りにいろんな層を作っていくための努力というのが、随分必要だというふうに思います。私ども本市においては、ふるさと納税をこれから徹底的に伸ばしていくために、全庁的なプロジェクトを立ち上げていくつもりでありまして、体制強化を図りながら、返礼品に関わっている事業者の方々をはじめ、市内産業をしっかりと支えていけるような体制を整えていきたいというふうに思っています。選ばれるための返礼品を作るために、マーケティング、商品開発が大事であるということは、今、申し上げたとおりで、返礼品の中身の中で、いろんなトレンドや需要を知る機会が増えてまいりますから、その都度に、いろいろな専門家の方々にもアドバイスをいただいて、返礼品の開発を行っていききたいなというふうに思います。荷姿とか包装とか、商品をどう見せるかという技術についても、これから磨く場を設けていきたいものだというふうに思います。市内の事業者が、是非、この産業の垣根を超えて、交流や連携を進めながら、全国のマーケットを目指して、地域全体が稼げる町になっていけるように努力をしていきたいというふうに思うところでございます。

○7番議員（新宮領實） 市長の力強い声、言葉をいただきました。是非、前向きに、本当に前向きに、できるだけお考えになったあとはですね、早急にやるようにね、していただきたい。実行に移さなきゃ何にもなりませんのでね、是非、そのところを考えになっていただきたいと思います。

次にまいります。次は、血圧が上がりそうになりますけれども、地熱のほうにいききたいと思えます。野元参与にはね、もう少し近づけていただいて、大きな声でお願いいたします。あなたはもう、どちらかという声が小さいですので、是非、お願いいたします。

先ほど、地熱開発をどう考えているかということについても答弁をいただきました。南迫田にて、Yという業者が地熱発電開発を進めているということですが、これ事実なんですか。これからお尋ねをいたします。

○総務部参与（野元伸浩） 事実であります。

○7番議員（新宮領實） これ、指宿市内の業者なんですか。それはお答えできますか。

○総務部参与（野元伸浩） この発電の事業を行っている会社は、市外の会社でございます。

○7番議員（新宮領實） ちょっと聞き取りづらかったんですけども、市内ですか。指宿市内。市外。市の外ですか。

○総務部参与（野元伸浩） 市外です。

○7番議員（新宮領實） もちろん、法人登録も市外なんだろうと思っております。その中で、地熱発電をしようとする者は、指宿市に届け出る義務があるのではないかということについては、先ほど同僚議員がお尋ねしましたので、その分の答弁は大体そういう答弁であろうかと思うんですけれども、それでよろしいですかね。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほど答弁をいたしましたとおり、平成29年9月29日に、泉源所有者から農業用ハウスの利用という理由で、県に温泉掘削許可申請が出されました。平成30年1月9日に、県から既存泉源の替掘の掘削許可が下りまして、令和元年12月に替掘が完了しているところでございます。今回の案件につきましては、泉源所有者による温泉法第3条に基づく温泉掘削許可申請は既に終わっておりまして、県からも掘削許可も得て、もう既に替掘も完了したのちに、発電事業者から事業を行う意向が示されたものでございます。このことを受けまして、市としましては、この発電事業者から事業計画を求めまして、令和2年11月18日と令和4年2月18日に調和のとれた地熱活用協議会を開催したところでございます。その中で、委員から様々な意見がございまして、その意見を踏まえまして、市としましても、周辺の泉源に影響を与えないような運用を行うこと、そのためにも発電機の段階的な運転を検討すること、噴気試験時のモニタリングの結果について、泉源所有者など地域関係者に対して十分な説明を実施することについて、発電事業者に要請することとしたところでございます。また、周辺の泉源所有者の方からも、発電事業者に対しまして、南迫田地区での説明会や現地の視察会の開催、泉源所有者への定期的な戸別訪問の要請がございましたので、令和4年3月14日付で、併せて発電事業者に文書で要請したところでございます。それを受けまして、発電事業者からは、3月24日に地域住民や周辺の泉源所有者等を対象とした現地説明会を開催すると連絡があったところでございます。なお、県にこの辺のところを確認をしたところ、温泉法上、採取した温泉をどのように使うかは泉源所有者の自由とされており、県としましても、申請後に目的の変更があっても、虚偽の申請とはならないというような見解でございました。

○7番議員（新宮領實） 協議会の中でですね、説明されれば、温泉利用事業者というのには説明しなくていいんですか。例えば、浴場組合、ホテル業組合、旅館業組合っていうんですかね。我々、配湯業組合。その代表者だけそれは、1・2・3、3名に説明すれば、別なその会員の人たちには説明しなくていいんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 温泉旅館業組合とか配湯業組合、そういった方々の代表者につきましては、地熱活用協議会の委員でございまして、その中で説明をさせていただいて、その方々からの意見を伺っているところです。それぞれの組合の代表者ということもございまして、そういった取り扱いをさせていただいたところです。

○7番議員（新宮領實） ちょっと納得いかないじゃないですか。今までですよ、地熱発電をし

よと思ったら、みんなを巻き込んで、地域の皆さん巻き込んでですよ、しよったのに、今回は南迫田だけなんですか、地域の皆さんって。それでね、今回のはですね、温泉水帯なんですよ、温泉水帯。温泉水帯の中ね、その中にずっと温泉がね、指宿市の中に温泉があるわけですよ。キャップロックの間までのね、中に、温泉水帯というのがあるわけですよ。その中の所を取るわけだから、その南迫田の所とかね、その南迫田の4・5軒の所とかね、そういう問題じゃないんじゃないですか、いかがなんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 温泉資源に関しては、非常に保護をしなければならないというのは、十分認知しているところでございます。今回の発電に関しましても、地域の方々の理解というのは重要であろうというふうに認識しているところです。その中でも、やはり南迫田地区で開発をされておりますので、その地域の方々の理解というのは、求めていきたいというふうに考えたところで、住民説明会等も事業者のほうでさせていただいたところだというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） 都合よくね、この条例なんかもしてね、我々のところには全然声が聞こえてこないじゃないですか。モニタリングの説明はね、我々にもね、説明するべきじゃないんですか、こういうのは。しないんですか。今まではですよ、市のやろうとしたときにですよ、全部巻き込んでしよったじゃないですか。今回はどさくさに紛れてね、南迫田でやっている、もうできている。そういうのが何も我々の中に情報がないもんだから、例の、1・2年前からね、地熱発電のことに対したらね、かんかんがくがくやってきたわけですよ。そのときにね、どさくさに紛れて、なんで南迫田になってしまうんですか。我々の中には全然説明がない。どうなんですか。これ、ちょっと納得できるように、少し説明してください。

○総務部参与（野元伸浩） 今回、この地熱活用協議会の委員の方々につきましては、代表者で構成をしているわけですが、その組合等々の代表者でありますので、その代表者の方々の意見と、あと、その協議会の内容につきましては、各組合等に持ち帰っていただいて、その組合の委員の方々にも周知をしていただくということを考えて、今回、その代表者の、協議会の委員という形で選任をさせていただいて、その中での意見を集約をさせていただくという形をとっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 組合長なんだけれども、全然そういうのが一つも来なかった。一つの、ここばかりで終わるわけにもいきませんので、少し下のほうに行っていきます。

地熱活用協議会を開設する委員の先生方や各代表の委員の皆さん方の意見はどうだったんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 最初に計画が提出された令和2年11月18日の地熱活用協議会では、委員から、発電に使用する泉源、その周辺に位置する泉源及びモニタリング泉源の位置を一つの地図に表示し、併せて泉源間の距離が分かるようにすること。地下構造等の分析結果に基づいて、モニタリング泉源を選択すること。また、その泉源を選択した理由を示すこと。

これまでに実施した噴気試験時のモニタリング分析結果について示すこと。資源量調査の実施後、その分析結果を示すことの見解がございました。その後、泉源位置やモニタリングの分析結果等について、各委員には報告をしてございます。また、令和4年2月18日の地熱活用協議会では、委員から、モニタリングの結果からも、周辺泉源に影響が見られる。掘削深度は温泉層の深度なので慎重にしたほうがよい。周辺の環境に影響を与えないような運用をしてほしい。温泉熱発電としては、発電容量が大きい。1基目の運転から始め、増加していくことはできないか。モニタリングの結果について、地域住民が把握しているのか、きちんと伝わっているのかの見解がございました。

○7番議員（新宮領實） モニタリングを見てね、素人が分かるわけがないじゃないですか。実際いって、馬鹿にして。それでね、モニタリングの結果に影響が見られた時点でね、即中止じゃないんですか、本当は。それをね、なぜ1基目の運転から始め、増加していくことはできないかって、なぜ業者への配慮が目立つんですか。実際言って、業者のために、あなたたちは協議会を開いているんですか、これ。みんな聞いて、そう思うと思いますよ、これ。どうなんですか。御自身たちはね、守っていくのがね、あなたたちの立場なのに、こうしたらね、だんだんだんだんやっていけばいいじゃないですか。モニタリングの中で影響が見られるわけ。影響が見られたら、その時点でね、ストップさせるのがあなたたちじゃないですか。ということですよ、私が言いたいのは。どうなんですか。

○総務部参与（野元伸浩） モニタリングについては、この噴気試験時においてモニタリングを実施したわけなんですけれども、その中で結果については、その影響といった部分が見られるという協議会の委員の見解でございましたけれども、ただ、これが継続的に続くのか、季節的なものなのかというものも見てみたいということがございますので、それについては、今後、モニタリングの調査結果を待って判断をさせていただきたいというふうに思っております。この地熱活用協議会については、活用ということではなくて、当然、その温泉資源を保護するという目的がございまして。ですので、事業者が発電事業を実施するときに、事業計画を提出していただきますけれども、それが本当にその温泉層といったところに影響がないのかどうなのか、そういったことも含めて、学識経験者とか、協議会の委員の方々に意見を求めるものでございますので、市として、その事業者に対して発電事業を推進しているということではございません。

○7番議員（新宮領實） ちょっとお尋ねしていきますね。指宿市の同意なくして地熱発電はできないと思うが、どうなんでしょうか。

○総務部参与（野元伸浩） 今回の案件は、泉源所有者による温泉法第3条に基づく温泉掘削許可申請は既に終わっており、県から掘削許可も得て、既に替掘も完了したのちに、発電事業者から事業を行う意向が示されたものでございます。従いまして、条例で定める同意を得る案件には該当しませんでしたけれども、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第4条

第2項に、地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用事業者、その他関係者に対して事業計画の内容を説明しなければならないと定めていることから、発電事業者に協議会での説明を求めたところでございます。

○7番議員（新宮領實） このね、その、この説明でもね、なんか事業者にね、配慮しているような感じがするんだけど、これって前の市長のね、指示ですか。忖度ですか、なんか。なんか聞いとけばね、なんか事業者のために、あなたたちが動いているみたいじゃないですか。そしてね、我々には一切ね、説明もないですよ。温泉なんかしている人たちはどうなんですか。あそこの下のほうでね、温泉をしている人っていうのはおるじゃないですか。もう名前は言わないけれども。そういう人たちにも全く説明はない。代表者だけすればいいっていう問題じゃないでしょうか、これ。いままでね、あなたたちはもうずっと知っとるじゃないですか。地熱発電っていうのはね、指宿市のね、温泉資源だ。それを守る、活用もいいよ、活用しようというのね。だけど、活用の前に守らなきゃいけないというものはね、守っていかなきゃ。あなた指宿市で飯食っているんでしょ。それでね、指宿市の宝だよ、温泉って。それをね、たやすくね、他市の業者に売り飛ばしてどうするんですか。それぐらいしか、私は見えないけれども。それでね、我々には用途の説明もないんだよ。それでね、要請しましたって。人んごとみたいに言うな、言わんでくださいよ。要請してしなかったら、もう即取消やって。それぐらいの大きなね、強い気持ちでね、やるべきだったんじゃないですか。どうなんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 温泉は守るべきものだという議員の強いお気持ちは、私ども事務局も同様でございます。今一度、今回のこの経緯について、改めて御説明をさせていただきますが、もともと個人の方が持ってらっしゃった泉源でございます。それが、長年使われていなかったわけですが、その個人の方から農業用利用ということで替掘の申請が出されました。議員御承知のとおり替掘というのは、既存泉源の5m以内で、深さは1.2割増しまでですから、既存の泉源と変わらないものが出来上がるということになります。温泉法上、これも議員御承知かと思えますけれども、出てきた温泉をどのようにその方が利用するか、浴用なのか、ハウスなのか、発電なのかということは、県としてはそこは問わない、問えないというのが、今の法体系の中での状況です。そうした中で、今回、その泉源所有者の方の同意の下で、発電事業者が入ってきて、発電をやりたいということがあったわけでございます。私どもは、先ほど来申し上げておりますように、新規掘削をして、深く掘ってやる状況ではないので、同意する、あるいは同意しないという審議の案件には当たらなかったんですけども、機会あるごとに、どうか説明をしてくださいということで事業者の方においでいただいて、そして、地熱の協議会で2度、詳しく説明をもらいました。協議会の地元の代表の中には、公衆浴場組合の方、それから、配湯業組合代表の方、温泉旅館組合の代表の方、それぞれの立場の代表の方が入ってお話を聞いておられます。これまでも議員御承知のように、そ

の方々がお話を伺って、それぞれまた持ち帰って、どうなのかというのを議論としたケースも過去にあったかと思います。事務方としては、そういう手順を踏んで、今までやらせてきていただいたところです。事業者も、南迫田地区並びに周辺の泉源を所有している方にも訪問して説明もしておりますし、公民館長へも説明をしております。我々も実際、泉源所有者の方のところを回りまして、どうですかというお声も聞いております。影響が完全にあるかどうかというのは、今回、噴気試験の期間が非常に短かったこと、モニタリングが1回しかされていないことから、鹿児島県並びに専門家の先生においても、断定はまだできないけれども、注意深くしないといけないよねという状況でございます。それら要請をしまして、今回、事業者も現地で見学会をちゃんとやって、地元の方々へも理解を得ますという方向で、今、動いてくださっているところでございます。残念ながら、議員も御承知のように、現在の日本の法体系の中では、条例で地熱発電を規制するということはできないところでございます。そうした中で、市としても取り得る手段を最大限取って、今、調整を図っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） もうちょっといってから、ちょっと話をしますね。地域住民や隣接する温泉配湯業者や観葉植物生産業者への説明責任も当然あると思うが、確認はできているんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 地域住民への説明につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、令和3年9月に資料を各班に回覧する形式で発電事業者が行っているところです。その後、令和4年2月22日にモニタリングを実施している泉源所有者、関係者に対して、発電事業者が説明を行っております。また、市から発電事業者に対しまして、今年度中の南迫田地区での説明会、視察会の開催、泉源所有者への定期的な戸別訪問を要請し、発電事業者からは、3月24日に地域住民や周辺の泉源所有者等を対象にした現地説明会を開催するとの連絡があったところでございます。

○7番議員（新宮領實） だから、地域住民というのは南迫田のね、方々ばかりかかっていうことですよ。あなた、今、言ったじゃないですか。泉源所有者の南迫田のあそこ辺りの方々ばかりですか。我々は関係ないですか。あの地域の人たちだけなんですか、あなたたちの言う地域住民っていうのは。指宿市民じゃないんですか。

○市長公室長（渡部徹也） まずは地元ということで、南迫田地域の方に丁寧に御説明を申し上げるとところが基本になろうかとは思っているところでございます。議員御承知のように、これは発電に限らず、温泉を新規掘削する場合には、県が距離制限というのを設けております。一定の距離を離さないと駄目ですよ。それは、そうでないと影響があるかもしれないということから定められているところです。我々はそれを参考にしながら、今回の地点を見まして、周辺にある泉源等を見まして、まずはそのエリアからということで御説明を申し上げました。もし、議員がおっしゃるように、指宿市全部の泉源所有者に説明をすべき

かということであれば、また、そういったお声があれば、我々は事業者には伝えないといけないなどは思っているのですが、先ほども申しました、既存泉源の替掘を活用してやるということで、県が一旦許可を出しております。県が許可を出したということは、県の見立てとしては、周辺泉源に影響がない場合、許可しなければならないという温泉法の趣旨がありますので、そういったことで許可が下りたんだらうというふうに受け止めているところで

○7番議員（新宮領實） あなた、もう何年もね、この分にね、携わっているんじゃないかなと思うんだけど、メディポリスの時代からね、携わっていると思うんだけど、あのときはどうだったのよ。あのときは全部の方々に、全部、全部、賛同をいただいてやったのがね、あるじゃないですか。検討委員会もね、されて、あそこは独自の検討委員会をされてね、指宿市から副市長とかです、行かれて、いろいろ会議に出て、こういう形でこういうふうにして、こういうふうにしますからということで、皆さん方から同意いただいてね、あそこはそれにこぎつけたのよ。今回のね、自分たちだけでね、こそこそこそやっている。こんなのでね、市長、いけると、僕はあとから貰いますけど、しっかりこのところは聞いてってください。彼らの背任行為だよ。背信行為だよ、指宿市に対して。私は本当、そう思っている。あなたたちはありきやないか。業者の。それも指宿市のね、指宿市のね、方々の、指宿市のあの業者とかね、そういうものでもない。かすめ取られているんじゃないですか、自分たちの。あそこから、仮にだったらね、なんか税金でも入って来るんですか。売り上げの何%とか、そういうのが出てるのかな。指宿市のなんか、なんか交わしているのがあるんですか。まあ例えば覚書とかだ。協定書とかさ。あなたたちは得意じゃない、こういうの。そういうのがあるんですか。ないんでしょうね。あとから、これありましたとかっていうようなことはないよ。どうですか。

○総務部参与（野元伸浩） 今回の南迫田地区の案件につきましては、先ほどから御説明いたしておりますように、新規での掘削ではなく、既存泉源を使った事業であるというふう聞いておりますし、そういうことだということでございます。ですので、そういった意味からして、既存泉源の部分でありますから、その替掘で出た部分についての温泉利用については、何の利用をしても構わないという形になりますので、今回、たまたま発電事業を実施したいということで事業者から説明があったところです。先ほどから話をしているように、協議会で協議をした上で、事業を計画しておりますので、市としてその事業を推進しているということではございません。我々としなくても、温泉資源というのは重要でありますので、保護はしていきたいというふう認識しているところです。そういった意味からしても、先ほど協定の話が出ましたけれども、その協定につきましては、温泉資源の保護をするという下で協定を結ぶということを考えているところでございます。決して市に収入がどうのこうのとか、事業者にも有利なようにというふうな協定ではございませんで、あくまでも温泉資源

を保護するという立場の下で、事業者と協定を結びたいというふうを考えているところで

す。

○議長（下川床泉） お知らせをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○7番議員（新宮領實） 今ね、いろいろお聞きしているんですけども、指宿市のね、温泉資源を売り渡している協議会にね、大義があるんですか。指宿市の運業者でもないところに、ただただ便宜を図っただけじゃないですか。そう思いませんか。あとね、温泉資源保護条例を制定しね、最後ですわ、温泉保護審議会を作る考えはないんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 私ども、業者に便宜を図っているといったことは一切ございません。協議会においてもそうでございます。きちんと提出された事業計画に基づいて、専門家の意見も交え、地元の方々の意見も取り入れながら審議をしっかりとしてもらっております。今回は、何度も申し上げますが、今まで使われていなかった個人所有の泉源を替掘をして使う、そして、使ったあとのそのお湯というのも全量還元で元に戻します。そうしたことから、鹿児島県も地熱発電であるから余計汲み上げていっぱい使っている、そういった判断はしていないところです。たまたま上に乗っているのが発電所だった。これがオクラハウスだったらどうなるんだ。お風呂場だったらどうなるんだ。地熱発電だけが駄目なのか。そういったことも慎重に我々は考えないといけないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 地熱発電だから大事なんじゃないですか。地熱発電はね、365日汲み上げるんだぜ、ずっとね。掛ける24ですよ、24時間。全部、毎日もう、止めることはない。だけど、オクラ業者というのはね、オクラが必要なときだけしかしない。配湯業者もね、そのときだけしかない。そんな時間制限でね、みんな使っているわけよ。だけど、もう一つ言いますね、還元井の話が出ました。還元井はね、何年かしたら詰まるのよ。詰まったらね、薬品を入れて、通さなきゃいけない。薬品入れたらね、その温泉水帯にね、その薬品が全部まきちかられる。汚染されるんだよ。それあなた、水飲みます。それ、温泉使ってね、顔を洗ったりしているとき、その水も入るじゃない、口にね。そんなのも考えなきゃいけないということだよ。単に、地熱発電をしたからやっせんやっせんって言っているわけじゃない。還元井は掘ったら還元井を掘ったで、詰まるの、何年かしたら。メディポリスがそうです。九州電力なんて何t入れているか、何件入れているか分かります、あそこ。ただ、皆さん方は見ないだけで、もうどれだけ汚染されているか分かんないぐらい。大体、硫酸系じゃないとね、これ溶けないの。そこのところ考えたことあります、渡部さん。

○市長公室長（渡部徹也） 一般論で申し上げますと、還元井が詰まるということは、私も承知をしております。還元井が詰まった場合は、スケール除去にいろいろな対策がありまして、浚渫をするというのが、まず一番。2番目に、議員がおっしゃるような特殊な薬剤を入れるというのもありますけれども、これはどこも、九州電力であれ、ほかの事業者であれ、環境

に問題がない、汚染されない、そういう対策が十分取られているものというふうに私どもは聞いております。今回、この還元井がどのような対策を取られるかというのは、まだ詰まっていないですし、稼働していないですから分かりませんが、事業者からはそういった環境に影響がないものをしっかりやっていくというふうな報告は受けているところがございます。

○7番議員（新宮領實） そういう安全性が確かめてからね、操業じゃないんですか。安全性の確かめもない前にね、あなたたちは操業させるんじゃないかな。そんな溶かすのにね、人体に害がないっていうのはね、あり得ないと思っているんですけども。それはもうしっかりね、第3者のところで分析してもろってね、使うんだっただけですよ。だけど、見てないわけよ、我々は、そこのところをね。そこのところを考えなきゃ。いつね、12時頃ね、夜中に、ばんばんばんばん入れられたらさ、たまったもんじゃないじゃないですか。そういうモニタリングができるようにしているんですか。

○市長公室長（渡部徹也） そうした議員の御心配がないように、私どももこの事業者と環境保全に関する協定をしっかりと締結をすべきだと、そういったところを監視するのが市の役割だというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） 最後の、この温泉資源保護条例を制定してって、私、お尋ねしましたけれども、これには答えてくれないんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 今回の泉源につきましても、個人所有のものであり、泉源所有者が温泉の活用方法として地熱発電事業を選択することは自由であり、条例や法律で規制することはできないところでございます。温泉掘削の許認可につきましては、温泉法に基づきまして、鹿児島県にございます。県の審議会で慎重に審議し、影響がないと判断した場合には許可が出るところでございます。そのような背景を踏まえまして、地熱発電に限らず、浴用利用や農業利用など、様々な温泉事業の掘削が行われてきたところです。そうしたことから、地熱発電事業のみを規制するということはできないのが現状でございます。同時に、市民の財産を守るという点から、周辺の泉源に影響を与えない開発行為がなされるべきだというようなことは承知しているところです。今回の件につきましても、発電事業者、地域関係者、県と情報を共有しながら、関係者間で協議してまいりたいというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） 先ほどね、何て言うかな、条例や法律で規制することはできませんとか何とかという答弁があったように思うんですけども、16日の朝刊にね、温泉掘削、町の許可制という見出しがあったんですよ。これ、群馬県草津市ですよ。温泉の乱開発の抑止を図るために、温泉利用の掘削事業者などに、事前申請等、町から許可を受けることを義務付ける条例であるって。こんなのを条例作ってもね、規制することはできませんって、さっき言わなかったですか。それはできるんですか、規制が。条例使ったって、こいつら馬鹿かって言われるのと一緒じゃないですか、どうなんですか。

○市長（打越明司） 議員の地熱開発に関するいろいろな思いは、今、十分に聞かせていただいたところであります。私が就任する以前からあったお話でございまして、その後はいろんな方々と、関係者の方々とも随分お会いをして、いろんな意見を聞かせていただきました。そして、協議会の中身についても、つぶさに報告をしていただいでもらって、これまでの経緯はそれなりに分かっているつもりですが、全国で、この温泉資源というのを、どんなふうにして持続可能な状態で利用していくか。あるいは、規制をしていくかという問題は、非常にやはり難しい問題だなと改めて感じています。全国で、許可権は県があるわけですね。市町村に許可権があるわけではないものですから、温泉を特に大事にしなければならないという本市のような町の場合には、どうやって今まで上手く活用してきたか、あるいは絶対に枯渇をさせないとか、おかしなことが起きないようにするために、市町村が間に入って、随分この調整や苦勞をしているというのが、全国的な実態だと思います。全国で幾つもそうしたことで裁判が起きたり、判断を仰ぐというケースがありますが、なかなかこの地元だけの理由でその規制を認めるというような裁判判例はほとんどないという状態でありまして、この地下資源を含めて、もともと使っている方々と、新たにやってきて使う方々の間で、これは私のものだ、だからお前は来るなという、この理屈はなかなか成り立たない世の中になっているんだなというのは、つくづく感じているところでもあります。既得権というものを、裁判では認めておりません。ですから、草津がですね、16日に、全国初めての条例を制定をして、僕も条例の中も全部取り寄せて見てみましたが、恐らく、草津でも、草津は皆さんも御存じのとおり、温泉そのものがまさに町の将来を担う、そういう本当の意味で生命産業になっている町で、しかも全国で行ってみたい温泉の第一位ですから、そういう意味では、それを守るこそが、これからその50年後、100年後までのこの町の存亡に関わるんだろうという思いで僕も読ませてもらいましたけれども、中身としてはですね、いろんな法律家にも聞いてみましたが、恐らく、効力は相当に厳しいのではないかというふうなことであります。例えば、これを無視して誰かが開発をして、それを裁判で勝負をしましょう。これはもちろん前提としては、県が許可をしたというケースの場合ですよ。それでも、ちょっと難しいよというような判断をされる法律家も多いです。だからそういう意味では、なかなか法律的には難しいものがあるかなというふうには僕も実は感じて、難しいなと思いますけれども、しかし、これは恐らく、規制をするというよりは、もう宣言法と言いますかね、うちの町にはもう来るなと、絶対駄目だという思いをみんなに発していると。それでも、あの町では止めておこうというふうには思ってもらおうと。そういうような効果は、ひょっとしたらあるかもしれないなというふうには思っているところです。いずれにしても、今回の流れの中で、特にこの開発業者に対して便宜を図るとか、何か有利な取引や、そういったものがあるということは、絶対に私自身が認めることはありませんし、そのようなことがあったときには厳に対処していかなければならないと思いますが、今、職員が答えておりますように、指宿の市

民の一人として、この温泉をできる限り周りの泉源に影響を与えないように、いい形で持っていくために努力をしているということだけは、これは間違いないというふうに思いますし、これまで、この地熱を考えておられる業者の方々の対応を見ていても、要請をしたことに対しては、できる限り誠実に、今の段階では答えていっていると。今、運用をスタートしているわけではありませんので、周辺の方々は、一度にその大きな事業をスタートしてもらおうと随分心配だから、段階的に少しずつ様子を見ながらやってみてはどうかというような意見も出ているようですけれども、そういったことも含めて、検討をさせていただいているようです。いずれにしても、実際に始めるということになりますと、今、お話があったように、我々のほうからできる限り最大限のルール、あるいは、これだけは守ってほしいというものを市として、法律で定めることはなかなか難しくても、もうお願いのレベルかもしれませんが、強いお願いをする形で協定を結ぶということは十分に可能だというふうに思っていますので、いろいろとこれからまだ検討をしないといけない課題はたくさんありますけれども、そういう気持ちで私はいるということを申し上げておきたいと思います。

○7番議員（新宮領實） お話もよく分かりますよ。でもね、僕は50年後、100年後、150年後、200年後っていうのはね、やっぱり地熱発電なんていうのはいらない。指宿にはやっぱり観光と温泉、これはね、本当に末代まで残していかなくちゃならない問題と僕は思っている。だって、もしね、その温泉水帯がね、汚染されたらね、お客さん来ないです、もう指宿には。そこのところもね、やっぱり考えなきゃ。そしてね、温泉が出なくなったって、温泉の出ない指宿に何の魅力があるんですかっていうこと。何で指宿を呼べるんですかっていうことです。そこのところもね、是非ね、市長ね、お考えになっていただきたいなと思います。答弁はいいりません。

あと、最後になります。これ簡単です。市長。ほんで、これ簡単。最後ね、トイレ解放について、お尋ねしたいと思います。もう地熱発電終わりましたんで、申し訳ございません。なのはな館のトイレの開放はね、私、令和2年12月、令和3年12月、そして今回と、この一般質問で取り上げてまいりました。今まで答弁いただいた内容に全く相容れないものがありますので、再度、お願いをいたします。これから、やっぱり4月、5月とですね、市民の利用も増えてまいります。利用層も高齢化が進みますね、トイレも近くなって我慢できない人もですね、多いんですよ。人間はやっぱり食と排泄というのはですね、生きていく中で一番大事な行為であります。あるものはですね、有効に使うことはできないのかということ。ないものねだりをするわけじゃない。今あるトイレを、もう24時間いつでも開放していただく。これはね、是非、お考えになっていただきたいなと。なのはな館です、市長。これはね、もう是非、4月末のアロハ宣言のときに、大体、あそこ辺りでするんじゃないかなと思いますけれども、もうそのときまでにはですね、是非、なのはな館、24時間開放するようにですね、是非、お願いをできないかなと思いますけれども、市長、答弁いただきたい。

○総務部参与（増永智美） なのはな館では、早朝からグラウンドゴルフの大会などもあります。そのような利用者がたくさん集まる場合は、大会の前日から主催者に中央ホールの横のトイレの鍵をお貸しして、早朝から開けて対応をしておりますし、また、体育館外側の24時間開放しているトイレにつきましては、12月議会のあとにセンサーライトも設置しまして、暗い中でもライトがつくような形で、あそこのトイレは24時間使えるようにしておりますので、是非、こちらのトイレを使っただけたらと思っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） それは承服しかねる。市長、どうなんですか。

僕のが止まって、今、市長にお尋ねしたじゃないですか。止まらないですか。

（発言する者あり）

○市長（打越明司） この質問をいただいて、私たちも随分これは議論しました。やはり24時間型ということになりますと、なかなかつらいねと。それで、どういう方々が要望して、一番たくさんの方々が活用できる時間というのについては、先ほども話がありましたように、その管理者とか主催者とか、そういう方々に鍵を早目に渡して、それで皆さんに使っていただいくださいという対応をしています。だから、それよりもっと早朝の時間帯に、例えばウォーキングで来られるとか、あるいは夜のもう暗くなってからあの辺を活用している方々、その人たちにも使ってほしいというのが、議員の趣旨なのかなというふうに思いますけれども、やはりそうなる、市としては事故や犯罪等、様々なことを想定をして、準備をしないといけないだろうというふうに思いますので、そのコストも含めて、幾つかの課題をクリアしなければならない問題だなというふうに感じているところであります。

○7番議員（新宮領實） 何百人という方々からね、要望書をお出しすれば、開放するんですか。

○市長（打越明司） 要望書があればということではありません。今、話をしましたように、そういう趣旨であるということは理解をしておりますので、その防犯上の問題が一番の問題だろうなということを認識しておりますので、それを全て解決するには、今度はコストの問題も出てくるだろうと。そういったことも含まれて、ちょっと検討してみる必要があるということでもあります。

○7番議員（新宮領實） 防犯上、防犯上って、もう聞き飽きましたんですけどもね。だって、指宿市に100、100まではないか、トイレがあると思うんですよ。まあいえば、あのひょうたん池ね。競技場ね。いろんなどころがあるんだけど、篤姫の所とかね。まあいえば、長崎鼻とかね。そんなことを言ったらきりがいいんじゃないですか。私は、本当ね、この話して、何でその防犯上、防犯上になるのかなと。あそこだからかなと。まあいえば、そのところにですね。

○議長（下川床泉） 新宮領實議員に申し上げます。

(発言する者あり)

○総務部参与(増永智美) なのはな館は非常に敷地も広いです。そういう広い敷地の中に、人目につきにくい場所がたくさんあります。そういうことからしても、一般的に犯罪が起こりやすい場所というのは、入りやすく見えにくい場所と言われておりますので、なのはな館のように広い敷地の所に24時間開放されたトイレが何か所もあるということは、防犯の点からも好ましくないと考えておまして、体育館の外側のトイレを1か所、24時間開放しているところでございます。

(発言する者あり)

△ 延 会

○議長(下川床泉) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、22日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

第 1 回 定 例 会

令和4年3月22日

(第4日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和4年3月22日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第8号 指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の  
制定について
- 日程第4 選挙管理委員及び補充員の選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

- |          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 |

|                                 |        |        |        |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 建設部長                            | 山崎 一磨  | 教育部長   | 鶴窪 誠作  |
| 水道事業部長                          | 園田 猛志  | 山川支所長  | 中島 裕一  |
| 開聞支所長                           | 山下 秀一  | 総務部参与  | 野元 伸浩  |
| 総務部参与                           | 増永 智美  | 市長公室長  | 渡部 徹也  |
| <small>総務課長兼選挙管理委員会事務局長</small> | 山下 浩二  | 危機管理課長 | 竹山 修一  |
| 財政課長                            | 東 忠孝   | 税務課長   | 坂元 一博  |
| 環境政策課長                          | 湯ノ口 孝  | 長寿支援課長 | 大岩本 幸司 |
| 地域福祉課長                          | 内村 喜代志 | 健康増進課長 | 廣森 政宏  |
| 商工水産課長                          | 宮地 主税  | 観光課長   | 上川床 聡  |
| 観光施設管理課長                        | 岩林 茂樹  | 農政課長   | 鴨崎 一郎  |
| 農業技術課長                          | 富永 敏尚  | 土木課長   | 東 恵一   |
| 建築課長                            | 山田 昭浩  | 学校教育課長 | 常 深 章  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 事務局長   | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 木下 英城 |
| 調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下知恵議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

18日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○13番（井元伸明） おはようございます。13番、井元でございます。通告してございます2項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本年の3月をもって定年退職されます職員の皆様方、長い間、市政発展のために御尽力を賜り、誠にありがとうございました。今後ともに、健康には十分留意されて、地域発展のため、また、市政発展のためにもお力添えをいただきますように、お願いを申し上げます。

さて、先月の2月6日には、市長選挙と市議会議員選挙の同時選挙が行われました。市議会議員も20名から2名削減されて18名となりました。また、新市長も変わられて、打越市政がスタートをいたしました。市長におかれましては、これまでの豊富な経験を十分に生かされて、これからの指宿市発展のために、健全な市政運営をしていただくことを強く期待をいたしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

2月6日に選挙が行われて、14日には臨時議会が開催をされ、28日には第1回定例会が招集・開催をされました。あわただしい中でのスタートとなりましたが、市役所の空気もまだ落ち着かない状況の中で、新年度の予算等の骨格についてはほぼ決まっていたと思われませんが、選挙戦で訴えられました公約は、新年度の予算に対し、なかなか反映されにくい状況であったろうと思われそうですけれども、この忙しい中でも、市政運営の引き継ぎは行われたものと推察をいたしておりますが、今回の新年度予算において、新市長としていくらかでも反映させられた部分があるならばどこであるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、池田湖の環境整備の中で、これまでも何回かお尋ねをさせていただいておりますが、改めてお尋ねをさせていただきたいと思っております。現在、池田湖周辺環境整備を行って

ります。現在の池田湖周辺環境整備も、ほぼ外観は完成をしているようでもございます。あわせて、指宿スカイラインの大迫出入口の道路改修についても、残りの改修工事もわずかとなってきましたが、現在はコロナ禍の中で、指宿市への観光客も激減している状況でもございますが、このコロナ感染対策等が徐々に落ち着いて、再び多くの観光客の皆様が指宿市においでいただくことを心よりお待ち申し上げたいと思いますが、そのときに対し、池田湖周辺は指宿市の観光の玄関口でもあると思われまます。まず、指宿スカイラインから下りて来られて、目の前の九州一の池田湖に来られたとき、最初の印象が非常に大切だろうと思われまます。今、整備中の親水性の護岸整備を進められておりますが、水辺に下りたときに魚などが出迎えてくれたら、どれだけの感動を覚えるのかと思うと、なかなか今の状況は難しい状況もあろうかと思われまます。この護岸整備がきれいにいくらなっても、肝心の生態系が伴っていないと、本来の親水性の護岸整備とは言えないと思われまます。そこでお尋ねをいたしますが、実際、水辺に下りたときに、どのような魚類が生息しているのか伺いますが、池田湖でよく釣りをしておられる方々に話をよく聞く機会がございました。昔は池田湖ではオオウナギやコイ、フナがよく釣れておりましたが、しかし、今はほとんど釣れないとの話をよく耳にいたしております。また以前は、梅雨時になりますと、現在のえぷろんはうす前の約50町歩ほどございます干寄地区の田んぼにおいては、産卵のために多くのフナが上がって来ておりました。それを多くの市民の方々が素手で捕まえられたこともございました。それに、池田湖湖畔においては、多くの釣り人もおられましたが、現在はその姿を見ることはございません。そこでお尋ねをいたします。これまでに池田湖の生態系について、どのような調査をされたことがあるのか、お尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。井元議員から新年度の予算に対して、市長の意向はどれぐらい反映できたのか、という趣旨の質問をいただきました。御案内のとおり、令和4年度の予算は、予算編成期に市長選挙、市議選挙が行われましたことから、政策的な経費を除く、骨格予算での編成となっております。市長選挙を終えて、私が市長として就任をさせていただいたのが2月12日であって、非常に厳しいスケジュールの中で議会の開会も迫っており、丁寧な精査をできないままに、今回の予算を議会に上程させていただきました。

今般の厳しい市の財政の状況においては、骨格予算であったとしても歳入歳出両面を見直す必要はあると思っておりますが、その時間が十分にはなかったというのが正直なところでもあります。私は今回の市長選挙においては、御案内のとおり財政再建を公約の一つとして、市民からの負託に応えなければならないというふうに感じておりますが、財政再建はいわば身を切る努力、身を切る改革でもありますので、市民の皆様方にも我慢をお願いしなければならないことも、これからあろうかと思っております。これまで、公共施設等の整備に活用した地方債の残高が少しずつ増え続けて、令和3年度末の見込みでは、約320億円の起債残高となっており、この地方債の償還に関わる公債費も、今後さらに増えていくということが見込

まれます。本市の財政再建は、正に喫緊の課題であろうというふうに思っております。

新年度から新たに経営改善推進室を設置をして、効率的かつ効果的な財政運営をするために、早速、新年度予算から歳入歳出両面を見直し、財政基盤を確立しながら、落ち込んだ地域経済の立て直しなど、本市の課題を克服するための施策を積極的に展開してまいりたいというふうに考えております。本市の明るい未来の展望を描くためにも、まずは、令和4年度を財政再建元年として位置付けて、財政再建を着実に進め、今後の予算に反映させてまいりたいというふうに考えております。

残余の質問は、関係部長に答弁させます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 池田湖の生態系に関して、どのような調査をしてきたのかということですが、池田湖は2級河川であり、県により主体的な管理が行われているところですが、生態系調査につきましては、これまで環境省をはじめ、県や鹿児島大学、また、指宿市、南九州市、鹿児島県で構成される、池田湖水質環境保全対策協議会による生態系調査が行われております。最近では、令和2年に県が生態系調査を実施し、魚類や水草植物の現地調査を行っております。その結果、コイ、フナ類、アユ、テラピア等が確認されているところでございます。

**○13番（井元伸明）** それでは、2回目の質問に入りますが、まず、市長の政治姿勢についてということでお尋ねいたしましたけれども、時期が時期だけにですね、2月6日ということがありましたので、大方の骨格予算というか、それはもう決まった時点であったかと思えますけれども、市長も先日の一般質問の中でも、市の財政状況について、るる述べていただきましたけれども、非常に気を付けてやっていかなければ、今後、大変な状況になるんじゃないかというふうなお話をいただきましたけれども、私も実はそのような危惧は持っておりますけれども、今言われたようなですね、財政についての負担を徐々に減らしながら、市民生活に対して支障がないようにということであろうかと思えますけれども、この市債の残高というか、これなんかもですね、今までは大丈夫である、大丈夫であると、国・県の補助金、あるいは合併特例債を使ってやるから、市に負担はないんだというような説明をいただいておりますけれども、決してですね、100%支援、国の補助ばかりじゃなくて、やはり市の持出しというのでも幾らかあるわけですし、そういうのが積み立ててくると、この起債残高というのはどんどん増えてくるわけでありますので、今後についてはですね、何年か後にはこの返済も順々に始まってくるとの説明をいただきましたけれども、そういう中でですね、今度の施政方針で述べられた中で、五つのキーワードというのを説明をいただきましたけど、本当に分かりやすい状況で説明いただきましたけど、この中でまずですね、行財政改革を推進する部署を新設するというふうに説明をいただきましたけど、状況等についてはですね、この前、議会でも説明を総務のほうからいただきましたけれども、この設置準備状況についてはどういうふうになっているのか、本当にこういう状況で4月にスタートできるよ



うな体制が整っているのか含めてですね、この行財政改革を推進する部署というのは、どういふことを主に担っていくのかですね、その内容について、説明を求めたいと思います。

**○市長（打越明司）** 財政再建のための部署の設置につきましては、既にこの4月1日からの機構改革の中で指示をして、その部署は設置をされる予定になっております。それに合わせて人員の配置等々、現在、検討しながら内示が近づいているという状況でもございます。この4月1日スタートについては、おさおさ怠りなく進めていこうというふうに思っております。

せつかくの質問でありますので、具体的にどのような形で進めていくかということについては、先だつての本会議でも少しお話をしましたが、一番の基本は収入に見合った支出、市でいえば歳入に見合った歳出にしていくと、これが一番の基本中の基本だというふうに思いますが、現在はまだそういう状況は出来上がっておりません。今年度の予算でも歳入を越える歳出になっておりますので、繰入金を活用する予算編成ということになっております。これをまずは、その歳入歳出をきちっとできるように最大の努力をする。もう一つのポイントは公債費という形で毎年借金を返していくわけですけれども、新たにその市債を更に発行して事業を行うという、新たに市債をまた発行しているわけでありましたが、この起債の発行と公債費、借金の返済、これが起債を返済よりも多く借りていく、借金をたくさんして、その借金を返すほうがそれを下回っていると、これは間違いなく財政再建は進んでいかないわけですから、可能な限りこの起債を抑える、市債の発行を抑えていくということに努めなければならないだろうというふうに思っております。そのことを念頭にしながら、財政再建のポイントになるのは将来負担比率、一般会計に占める将来の負担をできるだけ下げていくということ念頭に置きながら、この経営改善推進室でも様々な事務事業、一つ一つの事業についても見直しを行っていく、あるいは効率的な組織運営になっているかどうかということも含めて、それをチェックしていく、そういったことを中心にやっていかなければならないなと。歳入に当たっては、できる限り国や県の支出金を活用していくということを積極的にやっていかなければいけない。自前だけの資金でそれを起債にして返していくというのではなくて、できるだけ補助金を活用できるもの、国・県の負担を求められるもの、そういったものをできるだけ活用しながら、より効率の高い行政の形を進めていかなければいけないなというふうに思っております。また、クラウドファンディングなどの新たな取組にも積極果敢にチャレンジしていく必要があるだろうというふうに思っております。

入りの部分については、先だつてもお話ししましたように、ふるさと納税にも力を注がなければならないというふうに思います。本市に納税してくれた方々に満足をしていただき、ふるさと納税に出品をしていただいた生産者の方々も喜び、更に納税によって指宿の本市の財政が少しでも潤うという、一石三鳥の事業に育て上げて、歳入確保の一助としていきたいなというふうに思っております。

今申し上げましたことについては、すぐに取り組めるものもあれば、少し時間が掛かるも

のもあろうかと思いますが、いずれにしても、こうした活動というのは、市民の皆さんや議員の皆様方の御理解が欠かせないというふうに思います。私と職員が一丸となって取り組んでまいりますので、この財政再建についての取組は、改めて御協力のほどをお願いしたいと思います。

それから、この五つのキーワードについてのお尋ねがありました。財政再建については今のようなお話であります。稼げる町というのを実現をするということは、非常に重要な柱であろうと思っております。私は人を迎えて稼ぐ産業とモノづくりを通じて国内外に売込んで稼ぐ産業、この二本柱に大別をして、それぞれの特性を最大限に活かせるように取り組んでいかなければならないというふうに考えております。施政方針の中でチェンジだけではない、リボンであるというふうに申し上げましたが、単に変えるということではなくて、生まれ変わると、指宿の再生を目指していくというふうに考えております。コロナ禍で経済的な損失に直面をしている産業には早急に対応していく必要があります。短期的に効果的な支援を行ってまいりたい。中期的にはポストコロナの時代を見据えた戦略づくり、それに基づく地域づくりに取り掛かってまいりたいというふうに思っております。農畜水産業をはじめとするモノづくりの分野と、観光業など人を迎える産業は深い関わりがあります。そのことを私たちはもっともっと意識する必要があると思います。そのために、庁内に横断的なワーキングチームを立ち上げて、市内のあらゆる分野から人材を集めて、戦略づくりのチームを作り上げながら、協力体制を築いてまいりたいと思っております。私なりには、今後、産業の振興に大切な共通課題というのは、一つはマーケティング、一つは商品の開発、一つは労働力の確保、これが大きな資産になるのかなというふうに思っているところです。様々な分野が連携・補完できるように、これまでほかの分野との関わりをあまり考えていなかった市民や職員の皆さんの意識も改革をしながら、稼げる町を実現してまいりたいと思います。さらに、稼げる市役所も実践していくということが必要だろうと思います。先ほど申し上げました、ふるさと納税の分野であります。指宿はこの制度の導入時のころには取組が少し弱くて、十分にポテンシャルを發揮しきっていないのではないかとこのように考えております。正に今こそ、市役所を挙げて取り組む必要があります。いぶすき観光デザインの方も借りながら、資金も人材も投入する分野だと考えております。正に入るを量りての入るを増やしていくチャンスだというふうに考えます。

そのほか、住みやすい町、あるいはIT化と情報発信も重要な政策であります。その詳細にわたっては別の機会に詳しく御説明させていただきたいと思いますが、本年度の具体策としては、子育ての支援にあつてはこども相談係、こども保育係の設置をするとともに、IT化の推進に対しては、市民の皆様がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、令和4年度から新たにデジタル戦略を担うデジタル戦略課を設置し、市役所はもちろんのこと、地域を含めた本市全体のIT化を進めてまいろうと思います。執行部と市議会、そして市民、地域、市

内外の指宿ファン、それぞれがワンチームとなって各施策の実現に向け知恵を出し合い、議論を深めながら、そうした取組を通して、指宿の再生を図ってまいりたいというふうを考えているところです。

**○13番（井元伸明）** ありがとうございます。今のこの五つのキーワードについて、本当に分かりやすく説明いただいたことの中です、私が一番大事だろうと思うのがですね、議員の皆さん方とは同志であるということをお初述べられておりましたけども、そしてワンチームの中に市民、地域、市役所、市議会をやっぱり議論を深める中で一体となっていかなければならないということをお強くおっしゃっていただきましたけど、まだ市政が始まったばかりでございますので、多くの期待というのはなかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、次回の6月補正予算あたりからですね、少しずつできることがあればですね、公約に近いような一部分でもですね、何か反映できるのであればと思っておりますけど、ぼつぼつ6月ごろに期待をしたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。もし、思いがあれば一言いただければありがたいと思います。

**○市長（打越明司）** 先ほど申し上げましたように、今すぐ取り掛かれること、少しプランを、戦略を練って、おいおい取り掛からなければならないこと、あろうかと思っておりますが、できることから順番に、積極的に取り組んでいきたい、それぞれの議会ごとに、少しでも前進をした成果を御報告できればなというふうに思います。

**○13番（井元伸明）** 是非、大きな期待をして、希望を持って前向きに見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

その中でですね、市長に最後にお尋ねしたいのは、市長の説明責任という言葉もありましたけれども、この説明責任の中でですね、今まで執行部の方々は我々議員、全員協議会、議員懇談会の席で、る説明をいただいておりますけれども、最近あまり説明も、市長としての説明もですね、市長というのは最高責任者でございますので、聞いていなかったように思っておりますけれども、市長についてはですね、今後、全てというわけにはいかないと思っておりますけど、事の重要案件というようなのがあればですね、それについては議会の議員懇談会等でですね、是非、説明を求めたいと思っておりますけど、市長の気持ちというかですね、思いはどういふものがあられるのか、お尋ねしたいと思っております。

**○市長（打越明司）** 井元議員が正に御指摘のとおり、この市政を進めるに当たっての重要な案件につきましては、議員懇談会等の機会を通じて、御説明をする機会を是非とも設けさせていただきたいと思っております。また、その際には議員の皆様方からの御意見や御提案などもいただいで、市政運営の一助に是非させていただきたいと考えております。

**○13番（井元伸明）** 今後の御活躍に期待をしたいと思います。

続いて、池田湖の生態系についてお尋ねをいたしますけど、今までこの生態系について、どのような調査をされたかということでお聞きしましたが、環境省の出先機関の調査である

とか、鹿児島大学のとか、水質保全協議会において令和2年度ですか、現地調査もしているということでありましたけれども、その詳しい調査結果についてはですね、どのようなものが報告をされているのかですね、もしあれば、お示しをいただきたいと思います。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 令和2年に県が実施した結果によりますと、魚類で10種類、甲殻類で2種、貝類で2種、合計14種の魚介類が確認をされております。前回、平成22年に池田湖水質環境保全対策協議会が鹿児島水産高校との協力の下に行った生態系調査では、オオウナギ、ワカサギ、ドブガイ、カラスガイが確認されておりましたが、今回の調査では確認をされておられません。

**○13番（井元伸明）** 以前はですね、いろんな魚も確認をされていたと、それと含めてですね、私なんか小学生のころは、池田湖から琵琶湖にですね、ワカサギを相当持って行ったことを記憶に残っておりますけれども、それからすると、今は本当に生態系が変わってきているのかなと、いろいろ理由はあろうかと思っておりますけれどもですね、この、ウナギも少ない、コイ、フナもいないと、今さっきテラピアもいるという報告もありましたけどですね、外来種ですね、ソウギョとか、レンギョとかいるからということもありましたけど、含めてですね、池田湖は海藻類というか、藻がもうほとんど見られるような状況でもあります。私この前、今、環境整備している前に行きましてですね、前の池田湖の護岸とは全然、形態が変わっております、私はちょっと下から、横から見させていただきましたけど、今は水温も大分下がっておりますですね、この護岸の岩肌と砂を敷き詰めてありましたけど、この奥にちょっと行ってみようかなと思ったんですけど、ちょっと足の状態が悪いから踏み込みはできませんでしたが、こういうところを整備するにあたってですね、やっぱり生態系も徐々に、今、海に対してはヒラメとか、いろんなもの、タイとかですね、放流もいたしておりますけど、あそこまでしてほしいとは言いませんけれども、何か戻るような環境を何かでもしていかないと、前の池田湖は戻って来ないと思います、いろんな意味ではですね。この調査をされた中で、もう数が少なくなっているということをしよっちゅう聞いているんですけども、この魚介類についての数はどれぐらいを確認されたのか、その調査をお聞きになっておれば、ちょっとお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 池田湖に生息している魚の数については、生息数が調査されておらず分からないところでもあります。県の調査によると、以前確認されていたドジョウ等が確認されなくなったことについては、絶滅したか、もしくは極めて小規模な個体群が、かろうじて存在している状況にあると考えられる。減少、もしくは絶滅の原因は不明であるが、テラピア等の競合種の加入や、護岸や周辺の水田を取り巻く環境の変化等が考えられるとされているところでございます。

池田湖には、かつて水生植物を多量に食べるソウギョが生息しておりましたが、平成5年以降はソウギョは確認をされておられません。令和2年の調査では、ホザキノフサモという水

草が沿岸に広く分布していたと記載されており、水草に産卵を行うコイやフナ類にとっては、よい繁殖環境にあるとされているところでございます。

**○13番（井元伸明）** 非常にこの生態系調査というのは難しい問題もあろうかと思えます。一つにですね、この池田湖の以前はオオウナギというのが非常に多く釣れて、にぎわった時期もございました。そのためにはですね、池田湖のオオウナギ、コイを食べたいがためにですね、わざわざ名前を申し上げていいかどうか、出しませんけど、小学校の近くにですね、料理屋さんがございます。そこに旅館というのを当時やっておりましてですね、そこの方々が池田湖で捕れるウナギ、コイ、あるいは山で捕れたキジとかですね、ハトとか、いろんなものを出してくれるということで、わざわざ全国からそれを目当てにですね、来られた方も結構おられた時期もあったんですよ。だから、やっぱりこれをまた、この域の環境だけじゃなくして、いろんな環境が変わってきているのは事実でありますけれども、少しでもできる状況にするためにですね、特にこの池田湖のオオウナギがいなくなって、数が少なくなってきている状態はですね、ウナギというのが、一回、産卵のために新川を下って海に下るわけですね。下って、また稚魚が上がって来て、初めて池田湖で大きくなるというウナギの生態らしいですけども、このウナギがですね、なぜ上がって来れないのか、少なくなって、来れないのかという状況をですね、いろいろな方にお尋ねするとですね、いろんな状況がですね、今、この新川の河川工事をいろいろ県のほうでやっていただいておりますけれども、この河川工事をするに当たって、擁壁というか、2・3mぐらいの高さで災害が起きないようにということで造られたこの護岸工事がですね、あるがためにとてもじゃないけどシラスウナギが登れないだろうと、上ってもごく少数しかいないという話をよく聞いているんですけども、これなどですね、それとあわせて、このウナギを戻すようなためにはですね、その池田湖の生態系にちょっといろいろ興味のある詳しい方の話を聞きますと、横側にその3mぐらいの擁壁のあるところですね、100mmか200mmぐらいのパイプを準備するか、あるいは2・30cmぐらいの側溝でもいいから、通り道を造ってやったら、自然に生態系というのは戻ってくるんじゃないかという話をよく聞くんですけどもですね、これも指宿市がするとかせんじゃなくて、いろんなことを思うにはですね、やっぱり県のほうに指宿市が何らかの形で働き掛けをしていただかないと、元には戻りにくいと思うんですけども、こういう状況にですね、何かするべきじゃないかということをあわせて、もう一つはですね、池田湖の魚の産卵場所ですね、今、新永吉の棚田の下に一部はそういう砂浜があったりして、産卵の場所があるそうなんですけれども、もうそれもほとんど狭くなって、産卵しにくいような状況になっているという状況もありますので、あわせてですね、このウナギが帰って来れるような、そういう設備というか、装置というかですね、そんなお金が掛かるような状況じゃないと思われまうけれども、こういうことにですね、指宿市として取り組んでいく考えがないのか、あるのかですね、検討いただけるのか、そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。

**○建設部長（山崎一磨）** 議員御指摘の河川に段差がある分につきまして、これは落差工と申します。この落差工はですね、水の流れの速度を抑えまして、河川災害の発生を防止するよう設置されているところでございます。落差工がありませんと、川の流れによってですね、護岸の洗掘が起こり、護岸の崩壊、並びに溢水等により災害等が発生するために設けられているものでございます。なお、先ほど申されました魚の通り道、魚道につきましては、落差工に切り込みを入れてある部分につきましては、魚道という形で設置してはございます。ただ、水量の多いときには、その魚道から魚が上がるような形で設置はされているところではございます。ただ、2m、3mと落差工の段差が大きいものにつきましては、議員の申されたような魚の道、関係者の護岸をすとかいうのが必要になってくるというふうには思っております。新川につきましては、河川管理者であります県や南薩土地改良区との協議も必要になろうかと考えておりますので、これらの関係機関と協議してまいりたいというふうにご考えているところです。

**○13番（井元伸明）** 是非、御検討をお願いをしたいと思っております。去年ですか、流域治水協議会というのも立ち上がっておりますので、そういう中でもですね、非常にこの新川、指宿市においてはですね、新川水系と二反田川水系と二つ分かれているようではございますけれども、是非この新川水系の中では、担当の方は指宿市が危機管理課長さんとか、耕地林務課長、土木課長、そして建設部の都市・海岸整備課長さんとか、水道課長さんも入っていらっしゃるようです。これに南薩土地改良区とか、開聞土地改良区とか、そういうメンバーも、それと気象庁の方々もですね、鹿児島气象台の方々が入ったりとか、もちろん県の農政部、土木部とか、いろんな方たちが危機管理課とかですね、関係者がいろいろ入っての協議会になっているようですので、是非そういう中でですね、もし機会があれば御検討いただきながらですね、池田湖の、もちろん水害・災害が起きないようにということを前提にしていることであると思いますが、そういうことが協議できるのであればですね、またお考えいただければと思います。よろしくお願いたします。

続いて、池田湖の周辺環境整備についてなんですけれども、今、ほぼ工事も終わっているようでもありますけれども、併せてですね、私は前回の一般質問のときに申し上げましたけど、せっかくトイレが池田湖の前にあるのに、なぜ新しいトイレができる前に壊したのかということをお聞きしましたけれども、その後ですね、今の旧売店、市が貸付けされていた売店は、きれいに解体をされ、整地をされておりますけれども、その横側にですね、バス停の所に仮設トイレという形で2つ置いてもらってはありますけれども、このトイレ等ですね、もう見れば外観等は出来上がっているようでもありますので、いつとも早くですね、せっかく観光に来られた方は、全部使えなくても、トイレの一部でもできればありがたいのかなと思うんですけども、これまでの工事の進捗状況に合わせてですね、このトイレなんかの使用は、早めにできるのか、できないのか。できるとすれば、大体いつ頃を想定して

いらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 公衆トイレにつきましては、まだ供用開始ができておらず、御不便をお掛けしております。市では、道路向かいに仮設トイレを設置するとともに、貼り紙等により近くのイッシートイレ、それからえぷろんはうすのトイレを御案内させていただいているところでございます。市としましても、なるべく早く公衆トイレの供用を開始させたいと考えておりますが、この4月以降も県がトイレ周辺の歩道や駐車場の整備を行うことになっております。利用者の安全確保の観点から、まだ供用開始できる状況にはないところでございます。一日でも早く供用開始できるよう、県にも要請してまいりたいと思っております。具体的な時期については、県との協議ということになっておりますので、申し上げられないところでございます。

**○13番（井元伸明）** これからです、周辺の歩道整備、駐車場とか、芝生広場も整備を行うということでありましたけれども、できるだけ早くですね、是非、供用開始、トイレだけでもできればありがたいなと思っております。

それとですね、あわせてこの場所から、今、整備をやっておりますそこからえぷろんはうすまでのウォーキングロード整備が、最初計画されておりましたけれども、当初、住民の方々との説明会の中で、反対意見などもあったことからですね、一時先送りという形で、そのようになっているという話を伺っておりますけれども、この先送りされているウォーキングロードの場所はですね、以前から何回もお尋ねしておりますけれども、浸水問題も以前発生をしている場所でもございます。浸水問題はありますけど、この池田湖についてのですね、水利権というのは、指宿市民の大切な飲料水としても使用されている場所でもございます。またですね、畑かん用水としてですね、指宿市、南九州市、枕崎市の農業用水として、約6千haの畑かん地域にですね、水を送っております。そのうちに指宿市は約2千haで、農家戸数というか、受益者の方ですね、5,478戸の農家の方が、この畑かん用水を利用されて、一生懸命農業を頑張っておられるという状況もございます。そういう大切な水を溜める場所としてですね、この水位を溜めるためには、62mから66mまでということで、これは簡単に決めたんじゃないで、もう畑かんを始める前にですね、環境庁のアセスメントをさせていただいたりなんかして、その状況の中で62mから66mまでは安全でしょうという形で許可はしていただいておりますけれども、近年になってですね、この66mに限りなく近くなってきましたと、湖畔の元指宿市が宅地販売として販売した場所のところに、現在の戸数は大体3戸数から何戸数かだろうと思っておりますけど、浸水が発生して、なかなか安心して生活ができないと、家に入りができない、トイレが使用できない、台所のあれを使えないということがありまして、長いことですね、市に何とか対策を取ってほしいということで要望が出ている場所でもありました。これまでの執行部の私のお尋ねに対してですね、執行部からは関係機関というか、畑かん事務所とか、南薩土地改良区とか、そういうところに池田湖の水位を下げ

ていただくように、何とかお願いをするということを説明をいただいておりますけれども、なかなかできる状況ではないということも、私も聞いておりましたけれども、一昨年の11月にこの畑かん用水の管理をしておりますですね、南薩土地改良区の責任者の方々とですね、農水省に池田湖の水位問題について、下げれないかということで御相談に行っていました。国においてもですね、池田湖の水位を下げることについては、非常に難しいと、簡単にいきませんよということでした。国においてはですね、現在の異常気象等による局地的な大雨等の災害防止対策としてですね、様々な観点から、各省庁間の横断的な対策を検討をしているので、まずは指宿市が県の河川課と相談をして、それから県から国に対して要望があれば、国にしても相談にも乗る用意はありますよということを伺っております。そのときはですね、要望という形で相談に行きましたけれども、普通はお忙しい農水省の課長さんなんかであればですね、5分程度が関の山であったと思いますけれども、2時間以上時間を割いていただいて、国交省の課長さんをお呼びいただいたり、農水省のいろんな課長さんを一緒に呼んでいただいたりしてですね、そして鹿児島県の県庁にも電話していただいたこともありました。それぐらい池田湖の問題はいろいろあるということですね、ある程度はその課長さん方は知っていらっしゃるんですよ。農業用水は大切なものであるということも含めてですね、こういう相談をするときですね、私は今、南薩土地改良区の理事もさせてもらっておりますけど、市長も今度から委員外の理事という形で就任されておられますけれども、そういう形でこの水は下げれないかということをしたときにですね、南九州市、枕崎市の方々はですね、それは指宿市の問題だから指宿市で解決してくださいよと、まずは、ということをしよっっちゃうと言われておりましたので、わざわざ国に行って、どういう状況なのか、できないのか、改めて相談に行きましたけれども、そういう状況をですね、できないということでもありましたので、この前の質問でも申し上げましたように、現在、国の防災減災対策事業に乗れば、今度サイクリングロードを造ろうとしている、整備しようとしている場所と同じ地域が、たまたま浸水場所にも当たりますので、一緒に何かこれは土木課と観光課、これも縦割り行政じゃなくして、横の横断的な話合いの下でですね、何かできるんじゃないかということをお願いはしておりましたけれども、その後ですね、どういう検討をされたのか、土木、観光課においてですね。もし何か進展があれば、お示しをしていただきたいと思います。

**○建設部長（山崎一磨）** 池田湖の周辺の浸水対策につきましては、安全安心に生活するために重要な課題であると捉えております。防災減災事業につきましては、先ほど議員からも御指摘がありましたように、流域治水という形の国の制度がございます。その制度が県南薩地域におきまして、池田湖を含む新川水系のほか、五つの二級河川水系が令和3年11月に南薩地域流域治水協議会として設置されたところでございます。今後、この協議会におきまして、関係機関と連携して課題の共有に努め、ハード・ソフト事業を含めた事前防災対策につなげ



ればと考えているところでございます。

なお、公園からのウォーキングロード等を含みまして、この防災事業でという話がありましたけれども、この件につきましても、やはり防災事業と観光事業、これらを一緒になって検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（井元伸明）** 是非ですね、前向きな検討をお願いをしたいと思います。それと、今度は3年3月に南薩地域流域治水協議会というのが設置をされておりますけれども、設置のメンバーはですね、いろいろ多くの市も関係しております。指宿、南九州、枕崎、南さつま市の各市長さんが参加をしておられますので、こういうところで積極的に協議をしながらですね、前向きに検討していただきたいと思います。

もう時間もありませんので、最後ですけれども、このですね、私が浸水の話をしたりなんかするのをですね、この前の選挙のときに、初めて選挙カーで尾下地区に入らせていただきましたら、選挙カーを止められましてですね、あなたは池田の井元さんでしょうということから、ちょっと降りてくれというから降りて行きましたら、池田のことを一生懸命心配してくれてやっているのは分かりますけれども、池田湖の水位が上がってきたときに、困っているのは池田地区だけではありませんよと、尾下地区もそういう状況がありますよ、知っていますかということでありましたけど、これまでに、私もこの前ちょっと行きましたけれども、どのような状況があって、河川管理者は県ですので、どういうことがあったのか、もし確認されているのであればですね、お尋ねいたします。

**○建設部長（山崎一磨）** 県に尾下の件で確認しましたところ、尾下地区集落南西側の護岸につきまして、平成19年、平成30年に台風に伴い高波が発生し越波が起きたことから、護岸基礎部から土が吸い出され、畑の陥没被害が発生しております。この陥没被害につきましては、各年度復旧工事が施工されているところでございます。なお、尾下地区におきましては、この平成19年、30年の護岸背面の陥没による復旧工事以後におきましても、南西側の畑地帯に面した護岸におきまして、波の影響による洗掘の恐れがあることから、令和元年度から年次的に、護岸の改修工事が県により実施されているところでございます。

**○13番（井元伸明）** もう最後ですけれども、この尾下地区の護岸工事についてはですね、新たに整備されたところもありました。丈夫に整備されておりました。けれどもですね、このまっすぐ行ったところの西側というか、池田の新永吉の棚田近くに行けばですね、まだまだ整備をされていない状況、このまま温暖な地域で気候も落ち着いて、あそこに住み着いた方もですね、いろんな集会場を今整備をされているようでしたけれども、そういう方々もいて、また新たに住民が増えてきている場所でもありますので、今後のですね、この整備の予定というか、この西側の地区のほう、これについて何か県のほうでというか、整備するような予定があれば、お尋ねしたいと思います。

**○建設部長（山崎一磨）** 尾下地区並びに新永吉地区、全ての面におきまして池田湖の護岸、老

朽化した部分も結構ございます。そのような案件につきまして、県と一緒に現地を確認の上、早急に手だてすべき護岸につきましては、一緒になって県のほうに要望するなり、市でできる分については、市で対応してまいりたいというふうを考えております。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** おはようございます。私は日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたします。

ロシアによるウクライナ侵略に対し、世界中から戦争をやめろの声が上がっています。プーチン政権は病院や学校などを破壊し、罪なき市民の命を奪う暴挙に出ています。しかも、原子力発電所を攻撃し、外部からの電力供給を切断するなど、世界規模の大惨事になりかねない事態も迫っています。国連総会緊急特別会合での非難決議に続き、国連人権委員会の調査委員会設置が採択され、ロシアの孤立が白日の下にさらされています。ロシアの行為は国連憲章や国際法に違反するものであり、いかなる言い訳も通用いたしません。戦闘を直ちにやめ、無条件で撤退すべきです。国際社会における紛争を解決するため、武力に訴えることを許さない世論は、世界の大勢です。一方で、ロシアの侵略を口実に、自民党や維新の会などから憲法9条では国は守れない、米軍と核兵器を共有すべきなどの発言が相次いでいます。岸田政権は、敵基地攻撃能力の補充の検討を表明し、衆議院憲法審査会が連続で開催されるなど、改憲論議も一気に強まっています。ロシアの蛮行が明らかにしたのは、軍事対軍事の対応では国民の生命、財産は守れないということです。敵基地を攻撃すれば反撃を受け、全面戦争になり、攻撃の抑止にはなりません。日本被団協は維新の会の核共有提言に対し、日本国民を核戦争に導き、命を奪い、国土を廃墟と化す危険な提言だとして撤回を要求しています。求められているのは軍事同盟ではなく、平和の国際秩序を強め、核兵器を廃絶することです。日本国憲法には、再び侵略国家にならないとの決意が込められています。憲法9条を生かした平和外交こそ、紛争の平和的解決に向けた日本政府が取るべき態度ではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問をいたします。

新型コロナ対策について、新型コロナの感染状況はどのようになっているのか。

農業問題について、政府は、今後5年間で米を作付けしない水田を、水田活用の直接支払交付金の対象から外し、補助金の減額引きはがしを強行しようとしているが、指宿市民にはどのような影響があるのか。

地熱問題について、質問いたします。令和3年度に露天風呂予備泉源掘削工事に約7,000万かけて掘削をし、失敗に終わっているが、なぜ蒸気泉源掘削工事でなければならなかったのか。なぜ失敗に終わったのか。検証がなされたのかどうかを質問し、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から露天風呂の予備泉源の掘削についての御質問をいただきました。今回、替掘工事を行ったそもそもの泉源というのは、平成12年度に掘削されており、その段階から蒸気が随分噴出していたというふうに伺っております。ヘルシーランド露天風呂の予備泉源の確保については、新たな場所での掘削となると、設備等の改修も伴うこととなるため、様々な条件を踏まえた上で、第1泉源の替掘が最善であると判断をし、今回の工事を実施したところであります。掘削が完了した段階でお湯の量を調査したところ、最大で毎分174ℓの汲み上げ量が確認できた時間帯もございましたが、汲み上げが確認できない時間帯もあり、平均では毎分35ℓ、湯温については67.4℃から78℃であり、残念ながら、露天風呂を賄うだけの泉源には至らなかったということでございます。その検証と残余の質問につきましては、関係部長から答えさせます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナの現状につきましてお答えいたします。本市の新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、令和2年7月に初めて確認されました。昨年の12月までに141人の感染者が発生しております。第6波といわれる感染力の強いオミクロン株に置き変わって以降、本市におきましても感染者の増加がとどまらず、3月17日現在で459人確認されました。本年1月9日以降だけで318人の感染者が確認されております。その内訳でございますが、10歳未満が60名、10代46名、20代32名、30代52名、40代39名、50代28名、60代以上が61名となっており、クラスターも5件発生しております。

**○農政部長（寺田昭宏）** 水田活用交付金事業の見直しについての御質問ですが、令和4年度における水田活用の直接支払交付金の見直しのうち、本市に影響のあるものとしては、交付対象水田要件に関する現行ルール of 徹底というもので、具体的には、水張りができない農地、すなわち畦畔や用水路がない農地等は、交付対象水田から除外するというものであります。これにつきましては、現場課題を検証しつつ、令和4年から令和8年までの今後5年間で、一度も水稲作付が行われない農地を交付対象水田としない方針が国から示されたところであります。

**○産業振興部長（大迫格史）** なぜ蒸気泉源掘削だったのかということでございました。現在、ヘルシーランド露天風呂に使用している泉源は、蒸気泉源でございます。タンクで蒸気に水を混ぜて浴用に使用しているところでございます。一般的に言う温泉泉源は、泉源から液体の温泉水が湧出するものを言います。蒸気泉源は水蒸気のみが噴出するものと、熱水と水蒸気が噴出するものがあり、いずれも温度が100℃以上であるものを言うところでございます。このため、蒸気泉源と通常の温泉泉源の違いは、水蒸気を伴うのか、それとも液体のみ

なのかという点でございまして、温度も蒸気泉源のほうが高温となっております。そこで、泉源を掘削する際は、地中の状態や、求めるものが温泉水なのか蒸気なのかによって方法が決まってくることとなります。今回、替掘工事を行った元の泉源の温度は、県の温泉台帳の情報によると100℃となっております。元の泉源が蒸気泉源であったことを踏まえ、同等の泉源確保が必要であるとの認識でございまして、蒸気泉源の掘削を実施したというところがございます。

また、検証ということですが、掘削をした業者等にも確認しましたが、5m以内の替掘であっても、出ないことはまああるということがございます。

**○10番議員（吉村重則）** まず、コロナの関係から質問をします。今年になってから6波がかなり増えているということですけど、学級閉鎖なんかも起こっているわけですよね。保育園、幼稚園を含めて小学生ぐらいまでの対象として、去年の8月から小学校休業等対応助成金が国から示されているわけですよね。去年の8月からはどのような状況なのか。去年8月から12月までの分については、もう申請が終わっていると。今年1月1日から今月31日までの分については、5月31日までにすればいいということになっているわけですけど、まず小学校の休業等対応助成金について、どういう制度なのか、説明をしてください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 新型コロナウイルス感染症により小学校などが休業したときや、子供が感染したため、その世話を保護者が行うとき、保護者が勤めている場合は休みを取る必要が出てきます。小学校休業等対応助成金は、世話をを行うために休みが必要となった保護者である労働者に対し、事業主が労働基準法上の年次有給休暇以外で休暇を取得させ、賃金を支払った場合に、事業主が国に助成金を申請すれば、上限はありますけれども、支払った賃金相当額が事業主に支給されるという国の制度でございまして。

**○10番議員（吉村重則）** 昨年8月からこの制度が導入されているわけですけど、昨年8月から子供の感染状況、学校を休んだりとか、保育園を休んだりしている、その実態はどうなっていますか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保育所等の休園でございまして、令和3年度、市内の保育所等におきまして休園となった施設は6施設、放課後児童クラブにおきまして休所となった施設は4施設ございました。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 令和3年度におきまして、市立学校において学級閉鎖を行った学級等は1学期に1校1学級、3学期現在までにおきまして、8校20学級でありました。また、1校で学校全体の臨時休業も行っております。

**○10番議員（吉村重則）** この制度については、申請主義になるわけですよね。保護者の皆さんは、ほとんど知らないのが現実だと思うんですけど、この内容について保護者への伝達、知らせていく、どのような方法でやられたのかどうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金等の制度に

つきましては、これまで8回、教育委員会から市内小学校に向けて周知をお願いし、保護者に対して制度の案内に努めてきております。今後も保護者への周知に努めていきたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** この制度の場合は、企業のほうが申請をしなければならないという問題でもあって、なかなか休んだからといって、即、申請ができない、本当に理解できるだけの説明がなされているのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会におきましては、学校に小学校休業等対応助成金等の制度について、保護者への周知をお願いしているところですが、各学校におきましては、実態に合わせて文書の配布及び全戸一斉メール等の方法により、市内全小学校において実施されていることを把握しております。また、学校に対する保護者からの問い合わせにつきましては、3月18日時点で35件あったと把握しております。内容としましては、助成金申請に必要な欠席の証明書の発行に係るものであります。

**○10番議員（吉村重則）** 1月から3月、今月いっぱい、3月31日については、まだこれから申請はできるわけですので、保護者の方々、また、できれば企業のほうにも、なかなか全国的な中では、企業のほうが渋ったりしていて、もらえない状況なんかも出ているというのが新聞記事なんかでも出ています。そういう意味では、やっぱり企業のほうにも是非そういう要請なんかをできたらと思うんですが、その辺はどうなんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** この制度は令和2年から実施されておまして、その制度が始まった直後の令和2年4月から、市のホームページに掲載して紹介してきているところでございます。今、企業にという御質問でございましたけれども、指宿商工会議所や菜の花商工会には、会員事業所等に対して、会報やメールなどを通じて、この制度の周知をしていただくようお願いしておまして、菜の花商工会は今週、指宿商工会議所は4月の会報で周知していただけるというふうに伺っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 次に、農業問題について質問をいたします。さっきの指宿市への影響については、5年間水田を作らなければ、この交付金がもらえないと。市の農家にどのような影響が出てきているのか。水を張ることによって、これまで転作の作物が植えられてきているわけですね。水を張ることによって盤ができて、なかなか作物ができないというような状況も起こってくると思うんですが、5年後なんですけど、どのような交付金がどのくらい下りて、どのような状況なのか、その辺が分かれば。

**○農政部長（寺田昭宏）** 現在、本市全体の水田総面積は、約248.5haであります。そのうち約28.5%の水田が今回の見直しの影響を受けるのではないかと考えているところでございます。なお、国からはまだ具体的な要件が示されておられませんので、現段階では具体的な影響額について試算することが難しいというふうに考えているところでございます。なお、今後は国からの具体的な説明があり次第、対象農家の方々に見直しによる影響度を含め、周知説

明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 政府が減反政策をする中で、協力をしてきた農家が、もうここでぱっきり切られてしまうような状況だと思えますよ。それで、転作、畑作としての作物をするに当たって、環境整備といったらいいんでしょうか、水路基盤整備とか、そういうのでもかなり投資がされてきているんですか。

**○農政課長（鴨崎一郎）** これまでの環境整備というところで言いますと、確かに要件でございます用水路、それから畦畔、こういったものの実態というのが、かなり変わってきております。他府県におきましても、そういった実情を踏まえて、現在の課題の洗い出しを始めているところも既にございますが、私どものところも、先ほど部長から答弁がございました約28.5%の水田、ここの課題というのを現状で把握をする必要があろうかと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 水田活用交付金の場合、麦、大豆、多年草牧草10a当たり3万5千円と、ソバ、菜種は2万円で5年間、作付けをしない場合は全てなくなるということですけど、本当に農地を守っていく、また、田んぼなんかの場合はダムとしての役割も果たしたりしてきているわけですよね。農家が本当、管理をしていかなければ荒れてしまうという面からすれば、本当にこのような政府の一方的な、財務省ですか、米の生産ができない農地、米以外の生産が定着している農地を交付対象から除外すべきと、財務省の不当な一方的な関係でされるわけですけど、本当に農地を守っていくという面では、市としてこれが導入された場合、どのような方向で守ることを検討しているのか。

**○農政部長（寺田昭宏）** これまで国の方針に沿って転作を行ってきておりました。本市としましても、転作率は非常に高い水準にあったというふうに考えております。ソバとか高収益の作物を転作として植付けていた場合に、5年に1回水田に戻すということは、非常に大変だというふうに考えます。他県においても、先ほどありましたように、国の助成負担が比較的軽い野菜などに取り組むべきではないかという声も、関係団体を通じて出されているようでもありますので、本市につきましても県と連携を図りながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 麦、大豆にしても、10a当たり3万5千円と、これでも農家としては価格が保証されていないという面では、どうにか管理をしている状態なわけなんですよ。そういうことを考えれば、やっぱり価格補償とか、所得補償的なものを作っていないかければならないんじゃないかと思えますよ。国が一方的にこういうことを決めて、地方に行けば、それを今度は維持ができない状態になるわけですよ。だから、そういう意味ではやっぱり指宿のほうで、本当に市の財政そのものは、先の質問の中でも改革は必要だという市長の答弁があったわけですけど、そういう中でも、やっぱり指宿の場合は、若い農家が県内でも、全国の中でも多いわけですよ。ですから、農家を守ろうという面からすれば、財政の中で少しでもそういう補償的なものを作りながら、政府に対してやっぱり価格補償、所得補償をすべ

きだと。地方は本当にこのまま今の総理大臣が言っているように、20年後ですか、農家従事者が7割減になると。だから、水田の農家は今の従事者の6分の1すればいいんだと、今、平均2兆近くなんですけど、全国で。これを12兆にすべきだと総理大臣は言っているわけですよ。こうなった場合には、本当に地方は崩壊してしまうと。家族経営を守るんだということを、やっぱり国に対してどンドン申していくべきだと思うんですけど、市長はどのように考えますか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先ほども申しましたように、国からの見直し方針を受け、実際に農家受益者からも戸惑いの声が上がっていることは聞いております。今年に入り、他県においても構成市町村とともに、対応策の検討を始めたところもあるようですので、本市につきましても、県レベルでの対応策が検討できないかということをお求めまいりたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 政府が、米価については、ほとんど責任を持たないという中で、暴落補填や来年の作付け対策など、独自の対策を実施している自治体も全国にはあるわけなんですよ。そういう中で、ひとり親世帯などに食糧支援のためにお米券というのを市として導入する考えなんかはないのでしょうか。市長、お願いします。

**○農政課長（鴨崎一郎）** 米政策についてということで、市の独自の政策ということになるかと思えますけれども、今回、この国の制度の見直しを受けて、先ほどから申し上げており、他府県におきましても、今後どういった対策ができるかというようなことを県ぐるみで話し合いを始めていると。これは、令和3年度に入って動き出しをしていると、先進の県ではあるようです。そういったところで、今御質問のあったようなことも含めて、私ども市として、それから県としての取組というところで検討をしていくことになるかと思えますけれども、現段階でそういった取組を進めていきますということには、現段階では言及ができませんところがございます。

**○10番議員（吉村重則）** 次に、新規就農者への対策として、機械導入、新規就農者が就農する場合に、1,000万円の無利子融資が申請されるということなんですけど、4月からなんですけど、何名かの方が手を挙げているとか、そういうことはどうなんでしょうか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 相談が数件あるようでございます。

**○10番議員（吉村重則）** これまでの次世代支援については、全部国費で賄われていたと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 来年度から見直しの内容につきましては、経営開始5年までの年間最高150万円が交付されていた経営にかかる資金が、来年度からは見直しで3年までの年間最高150万円となっているようであります。また、新たに創設される事業につきましては、経営発展のための機械、施設等の導入に係る支援として、補助対象事業費が上限1,000万円の経営発展支援事業が設けられております。なお、経営開始に対するこれらの支援事業は、併用

による活用も可能であると聞いておりますが、国の要綱等がまだ定まっていないことから、事業の交付要件や内容の詳細については不明であります。先ほど内訳について御質問がありましたが、この機械導入等に係る経営発展支援事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1、本人が4分の1の内訳となっているようであります。

**○10番議員（吉村重則）** インボイス制度の導入について、昨年6月議会だと思ったんですけど、農家への影響はどうかと一般質問で取り上げたわけですけど、この間、税理士を雇ったりして、かなりいろんなところで勉強会なんかも開いているみたいですけど、農家への影響とか、その辺については大体分かってきているんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 消費税の仕入れ控除方式である適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、令和元年度の消費税軽減税率導入に伴い、令和5年10月1日から課税売上げ1,000万円を超える事業者を対象に義務付けられる制度であります。この制度は、売り手が買い手に対し、正確な適用税率・税額を伝えるほか、販売事業者等が仕入税額控除を受けるため、売り手や買い手が適格請求書、いわゆるインボイスの保存を必要とする制度であります。制度の中では、農協等に対する特例や卸売市場特例が設けられているほか、免税事業者に対しましては、令和11年9月までの段階的税額控除措置が講じられているところでございます。

想定される農業者への影響といたしましては、課税売上が1,000万円以下で、特例等の対象にならない農家は、適格請求書を発行できず、仕入税額控除ができないことを理由に、適格請求書、インボイスを必要とする事業所との取引において、従来の取引額から控除ができない仕入税額を差し引いた価格設定への変更や、場合によっては取引の内容が変更になる可能性がございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今後の農業従事者について、政府のほうでは20年後は、今130万人以上の従事者が42万人ぐらいに減るという計画がされているんですけど、指宿市の場合はどうのような見通しを持っているんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 基幹的農業従事者とは、5年ごとに行われる農林業センサスにおいて、15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している人です。10年後、20年後の基幹的農業従事者数については、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年の国勢調査に基づき算出した将来推計人口や、本市における就業者数に占める基幹的農業従事者の割合などにより独自で算出した場合、令和12年が1,625人、対令和2年で282人の減、令和22年が1,370人、対令和2年で537人の減と推計しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 政府のほうでは、大規模化することによって農地も守れると考えているのかどうか、食料についても守れるかどうかだと思っておりますけど、地方における農家の減少というのは、環境整備からしても、また、水田のダム化の問題にしても、本当に大変な状況になると思うんですよ。このままどんどん減少していくことに、市長自身はどのよう



に考えますか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農業従事者の減少は、我が国の食料生産に多大な影響を与えるものがあります。本市が総合振興計画に将来都市像として掲げる食料供給都市の実現にも影響を及ぼすものであります。減少対策としましては、まず、新規就農者の確保が重要であると考えております。その中で本市は、新規就農者が早期の経営確立に向けて作成する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者数が、制度開始の平成26年度から令和2年度までの累計で、県内1位の状況にあります。また、夏のオクラ、冬のソラマメやスナップ、実えんどうに代表される豆類など、高収益作物を生む肥沃な土壌を求め就農するIターン者も見受けられます。このような状況と、国や県、本市の支援策等について、就農相談会やホームページ等により国内に向けて積極的にPRし、農業従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。加えて、人口減少において、労働力そのものの不足がいわれている今日、少ない従事者でも維持できるような農業構造への転換については、農地の利用権の交換等により分散する経営農地を集約化し、作業効率化を図ることやロボット技術、ICTを活用したスマート農業の導入による農作業の省力・軽力化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 農業問題だけ取っても、この水田活用交付金の見直しとか、それとか、インボイスによって農業経営がかなり厳しくなってくる。離農される方も結構出てくるんじゃないかと。今後の農業従事者にしても、結局、自然災害が大きい、苦勞している割には採算性がないというのを考えれば、国に対して農政に、全般について、いろんな問題について意見を申していくと、インボイスについても中止を求めていくというような考えは、市長としては持っていないですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 今後につきましても、県、農協等の関係団体と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** なかなか市長に答弁してもらえないんですけど、この新規就農の1,000万の負担について、さっき国が2分の1、県が4分の1ということで答弁があったんですけど、全国知事会なんかの陳情なんかによって、予算案の中では国が全額負担する方向になっているというのを新聞記事では見ているんですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、市長会を通じて国に対して地方を守れということで要請していただきたいんですが、市長、どうでしょうか。

**○市長（打越明司）** たくさんの御質問をいただいておりますが、先ほどの減反政策のことも含めて、このままの状況で静かに見守っていくというふうには考えておりません。今まで協力をしてきた方々、それから今回対象になる池田であるとか、山川成川であるとか、様々な地域の現状を私も見に行き、いろいろお話も聞かせていただいてきて、今後5年間の推移の中で様々な方法を通じて、この指宿市地域の現状を伝えていって、今のような形で財務省主導の考え方というのについては、いささか申し上げたいこともたくさんありますので、地方

の声として伝えていく必要があるなというふうに思いますし、後継者の育成、あるいは定住については、今後、地方が生き残るための大きな重要な柱であると思っておりますし、指宿はまだまだそういった面では、農業を更に伸ばしていく、あるいはその生産を担う人たちをもっともっと育てていくということが、いろんな意味において重要だというふうに認識しておりますので、本市単独ではできない分野もありますけれども、各方面と協議をして、特に農業県である鹿児島県とは連携を取りながら、我々も必要な声を適時に上げていきたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 本当、国に対して異議を申ししていくと、これは本当に全農家がひとつになっていけば、国としてもめちゃくちゃなことはできないと思っておりますので、是非、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

次に、地熱問題について、さっき替掘について蒸気泉源掘削でなければならなかったんだという説明もされたんですけど、まず、指宿市における砂むしも含めて、泉源についてはどのくらいあるんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光施設管理課が所管して温泉施設等に使用している泉源は、砂むし会館砂楽が2本、砂楽横の砂むしの里交流広場が1本、ヘルシーランド温泉保養館が1本、ヘルシーランド露天風呂が1本、山川砂むし温泉が2本、レジャーセンターかいもんが2本の計9本でございます。

**○水道事業部長（園田猛志）** 市の温泉供給事業で所有しております泉源の数につきましては、摺ヶ浜系統に元湯泉源と四郷湯泉源の2か所があります。湯之里系につきましては湯之里泉源が1か所、弥次ヶ湯系統につきましては弥次ヶ湯泉源の1か所を所有しております。

**○10番議員（吉村重則）** 今のところこの泉源については、詰まるとか、そういう問題はないんですか。

**○水道事業部長（園田猛志）** 市の温泉供給事業で所有している泉源につきましては、いずれの泉源につきましても、現在詰まりなどの不具合もなく、安定した温泉供給を行っているところでございます。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランド露天風呂で使用している泉源は、バルブ上部から蒸気が噴き出しているため、危険な状況であると専門業者から指摘を受けており、改修が必要であると認識しております。また、レジャーセンターかいもんの2本の泉源のうちの1本を、令和元年度に替掘する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で材料の納入等に不測の日数を要したため、替掘を見送っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今のところ問題ないということですけど、その露天風呂の替掘の蒸気泉源掘削したために、設計料から管理料含めて約7,000万掛かっているわけですよね。それに対して納得のいく説明になってないと。今後、市が掘削をすると、もうどこの泉源を掘削をするにしても、蒸気泉源掘削が当たり前になるのか。

**○産業振興部長（大迫格史）** まず、蒸気泉源の掘削が当たり前になるのかという御質問でしたが、その前にまず、7,000万円掛かるのかということの疑問があるということでしたので、その点から御説明したいと思います。

今回の替掘工事に係る費用が、平成12年度の掘削費及び民間の温泉掘削の費用に比べて高すぎるという御意見をいただいているところでございます。そこで、まず今回、替掘工事を行った際の積算資料と、平成12年度の掘削の際の積算資料を比較し、大きく違う点や比較が難しい点を御説明したいと思います。

今回の替掘工事の積算につきましては、さく井・改修工事標準歩掛資料に基づき積算しております。各項目の大まかな内訳を御紹介させていただきますと、例えば、掘削費は掘削の口径ごとに分かれておりまして、それぞれに労務費、掘削時の逸泥対策防止剤等の費用、掘削時に使用するビットや掘削機、ポンプ等の消耗品、これらの機械を動かすための燃料費を個々に積算しております。検層費は掘削後に坑内の検査を行うための費用であり、労務費や検層装置に関する費用を個々に積算しております。ケーシング費は設置するケーシングの口径ごとに労務費や材料費、溶接に使用する消耗品、ケーシング管を挿入するための燃料費等を個々に積算しております。このほか、セメンチング費、仕上げ費用、仮噴気試験費など、それぞれ個々に積み上げて積算しているところでございます。一方、平成12年度の掘削に係る積算資料の内訳は、口径ごとのボーリング費と保護管、用導管などの記載がございまして、1m当たりの単価が記載されておりますが、ボーリング費の単価がどのように積算されたのか、その詳細な内容に付いては内訳が付いていないところでございます。また、スリット加工という費目がございしますが、これもメートル当たりの単価が記載されているのみで、また河川砂利及びセメンチングの費目は、立方メートル当たりの単価が記載されているのみでございます。さらに、泉源口周り処理及び仮設費につきましては、単位が一式となっております。詳細な積算資料がないところでございます。このように、保護管の費目以外の細かい内訳の積算資料がないため、労務費や各工程における消耗品、機材を動かすための燃料費、掘削に係る機材等の費用がどの費目に含まれていたのか、含まれていないのかがはっきりしないところでございます。このようなことから、平成12年度の資料は積算の根拠となる資料がございませんので、今回の替掘工事との比較ができない状況となっております。なお、平成12年度の資料は、保護管設置の項目についてのみ労務費が記載されております。これは、今回の替掘工事においてはケーシング費に当たると考えられますが、その労務費と現在の労務費を比較しますと、現在は約2倍に単価が上がっているところでございます。

次に、今回の替掘工事の費用が民間の温泉掘削の費用に比べて高すぎるという御指摘も御意見も上がっておりますので、その点について御説明させていただきます。

鹿児島市内の掘削の業者に問い合わせましたところ、まず、温泉掘削の単価につきましては、単純に幾らというものではなく、掘削のケーシングプログラムによって変わり、通常の

温泉なら、まず口径が200mmで何m、その先を150mmで何m、またその先を80から100mmで何m掘削するのか計画を立て、使用する機材、材料等を決定しますが、それでもレジャーセンターかいもんの泉源のように厚さ1cmの鋼管でも硫酸イオンの影響ですぐに腐食してしまうこともあるため、泉質等によっても使用する材料が異なるので、掘削費用も変わってくるということでございました。単純な1mの単価では、20年前頃は1m当たり5万円から7万円ぐらいでしたが、最近の掘削では1m当たり10万円を超える費用になっているということでもございました。

次に、温泉泉源掘削と蒸気泉源掘削の費用について問い合わせたところ、掘削に使用する機械や材料が異なり、蒸気泉源掘削のほうが単価は倍以上になるため、温泉泉源掘削に係る費用と蒸気泉源掘削に係る費用を比較すること自体が間違いであると指摘をされたところでございます。また、蒸気泉源を掘削できる業者は、温泉泉源を掘削できる業者に比べて極めて少ないということでもございました。それから、工事費用を積算する際には、直接工事費と間接工事費等がありますが、蒸気泉源の場合には掘削に使用する機械が大きくなるため、この間接工事費の費用が大きくなるということでございました。また、掘削方法も通常の温泉泉源掘削とは異なり、蒸気がいつ噴出するか分からず、場合によっては暴噴する恐れもあるため、蒸気を逃しながら掘削する必要があることから、掘削に使用する機械が異なり、そのため1日に掘削できる深さも短くなるということでございました。また、熱で坑内が崩壊しないように泥水に使用する薬品も異なってくるということでございます。このように、手順、危険度、材料が異なることから、蒸気泉源掘削は費用が非常に高くなるところでございます。なお、今回の替掘工事につきましては、設計業務委託を行い、さく井・改修工事標準歩掛を基に積算しており、適正に工事費の積算を行っているところでございます。

また今後、どこの泉源についても7,000万円掛けて掘削するのかということでございました。各施設の泉源は、泉源の深さや温度、構造がそれぞれ異なっております。そのため、例えばレジャーセンターかいもんの川尻温泉の替掘では、深さが29mで約900万円掛かり、また同じくレジャーセンターかいもんの恵比寿温泉は深さが900mで約1億円の掘削工事費用が掛かるといわれております。この2本とも、通常の温泉の泉源でございます。このように深さによって大きく金額が異なり、構造や状態によっても異なってきますので、全ての泉源において同一の費用になるということとはございません。

また、掘削方法につきましては、新規掘削、増掘、替掘のどの方法が適切なのか、その状況によって異なってくるため、どの方法で掘削するかということは現時点では申し上げられないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 平成12年の掘削と今回比べたり、蒸気泉源が温泉掘削からすると倍になるとか、そういう説明があったわけですけど、この替掘がなされ、約7,000万掛けた中で、例えば、坑口の坑口装置のところでは380万と、これは出口の資材の部分だと思うんです

よ。380万、それに工事代を含めると、これについてはどのくらい掛かっているんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の替掘工事の仕上げ用口元装置について、設計額で比較しますと、当初積算時の額がゲートバルブや配管、圧力計等を設置するために材料費が330万7,710円、労務費等が60万1,099円の計390万8,809円となっておりますが、掘削の結果、ヘルシーランド露天風呂を賄うだけの泉源確保には至らなかったため、バルブ設置につきましては既存のゲートバルブの設置に変更し、新たな材料は圧力計のみとなったことから、最終的な積算時の額が材料費8万8,200円、労務費等22万9,076円の計31万7,276円になっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** ケーシング管が200mから320mの部分が挿入されていないわけですね。これについてはどのくらいの費用に、資材も含めて労賃を含めてどのくらいになるのか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の替掘工事の深度200mから320mにかけての当初積算時の設計額は、材料費が61万5,494円、労務費が19万6,700円となっておりますが、掘削の結果、泉源確保には至らなかったため、今後、今回掘削した泉源を活用できるよう、深度200mより深い部分につきましてはケーシング管を設置しないこととしたため、材料費と労務費の額はゼロ円となり、最終的な積算値の額は燃料費等を含め、86万5,366円の減額となっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今回、入札価格と経費として支払った部分は5,700万前後で20万ぐらいいか変わってないんですね。さっきの説明の中で、440・450万経費も労賃も見積りからすれば450・460万は減額されているのに、支払としては20万ぐらいいか変わらないと、これはもう完全におかしいわけですね。それと、前回の一般質問の中で、工期が長くなったという説明もあるわけですがけれども、今のこの資料なんかによって見る限り、工期が長くなる理由は全然ないんですよ。例えば、深度を深く掘るとか、追加して、とにかく蒸気を得るんだというのであれば分かるんですけど、入札価格と工事内容そのものは全く一緒なんですよ。なんで工期が長くなるのが、そういうところに反映されてくるのかどうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の替掘に係る工事につきましては、先ほど答弁しましたとおり、仕上げ口元装置を設置しなかったことによりまして、設計額で359万1,533円の減額となっております。また、200mより深いところにつきましては、ケーシング管を挿入していないため86万5,366円の減額になっている部分もでございます。しかしながら、工事の方針決定等に時間を要したことと、天候不順もございまして工期を延長したため、機材器具損料が141万1,094円の増額となったことや、掘削時に深度60m付近で坑内に送り込んだ掘削泥水が透水性の高い地層中に失われ、泥水が返って来なくなる状況が想定外に発生しておりまして、その対策に係る費用が154万7,984円の増額となっております。また、露天風呂の利用者から掘削作業をする作業員が見えてしまうという状況にございましたので、当初、想定して

いなかった目隠しのための仮囲い費用が338万7,960円の増額になったことなどもあり、相対的に当初契約金額から20万8,788円の減額となり、変更後の契約金額が5,689万7千円となったところでございます。

また、工事期間が延長になった理由について、書類になかったというようなお話でしたが、議員が令和3年12月21日に来庁されております。そのときに、ヘルシーランド露天風呂第1泉源の掘削工事の変更契約に係る書類を開示請求したいという申し出がございまして、公文書開示請求書を提出していただいております。その際に、担当職員が聞き取りをしましたところ、契約金額の変更契約書とその内訳が分かるものがほしいということでございました。その後、令和4年1月4日に再確認のため、担当職員が電話で請求書類の内容について改めて確認を取ったところ、工事費の変更に係る契約書とその内訳が分かる設計書の開示で良いという回答でございましたので、建設工事請負変更契約書と変更設計書の開示を令和4年1月7日に実施しているところでございます。これらの文書につきましては、それぞれの費用の増減の理由は記載されておりますが、工期が延長された理由は記載されていないところでございます。なお、工期の延長につきましては、別な書類がございまして、変更指示書第2号の変更理由書に工期を延長する理由が記載されているところでございまして、天候不順等による遅延や工事の進め方の検討が必要なため、令和3年9月30日まで延長しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 気象条件とか、そういうことが言われたんですけど、公共事業の場合は、何でも土木事業についても、そうして工期はどんどん延びていった場合には、最初の契約からどんどん増えていくと、こういうやり方が指宿の常識なんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 工事請負契約において、工期の変更等につきましては、変更する理由、その中で工事の内訳、工法等の変更がある場合には請負金額の増額は、当然必要かと思っております。ただ、今回の場合につきましても、いろいろな形での変更理由に基づいて、最終的な変更契約金額を積算されているものと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 掘削の段階でいろんな問題があって変更がされた。監理料が500万以上あるわけですね。その市側との打ち合わせ、担当が誰だったのか分からないんですけど、そういう打ち合わせの記録、これは残されているんですか。

**○観光施設管理課長（岩林茂樹）** 管理の記録については残されております。

**○10番議員（吉村重則）** 蒸気が出なかったと、やっぱり地下の中で目に見えないわけですよ。ですから石があるとか、そういうのは常に監視をしてなければならぬと思うんです。そういう本当に時間単位で記録は残っているということでもよろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、時間単位という御質問がございましたけれども、時間単位ということではなく、詳細な記録が残っているということでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 特に温泉掘削をするとなった場合には、見えないわけですよ、地下

のものは。ですから、その石があること自身も見逃してしまうという状況もあると思うんですよ。その辺も問題はないと、今残っている記録の中でちゃんと残っているということによるしいんですね。

**○産業振興部長（大迫格史）** はい、そのとおりでございます。

**○10番議員（吉村重則）** あのヘルシーランドの近辺は、民間も含めて10何か所掘削をしているんですよ。その中で、今回320m、200mから320mについては、全然石もないと、蒸気のあるところではないというのが、この報告の中では出てきているんですよ。あの近辺で掘削をした場合には、1か所もそういうところはないんですよ。だから、本当にそういういい加減なやり方を、本当に地中の中は、すごく目に見えないわけだから、そこを本当にやっていかなければならない。監理料を500万以上やっつていながら、こういう結果になったというのが理解に苦しむんですよ。しかも、予算計上するとき、令和2年の3月議会で6,000万からの予算が上程されたときに、9名の議員で今掘削をする必要はないと、減額修正したんですけど、10対9で可決した事業なんですよ。実際やってみたら、約7,000万掛けて掘削ができなかったと、蒸気が出なかったと、これをもう市としては今後、10何本、泉源があるわけですよ。こういうことも無駄な事業、逆に言えば、7,000万もどぶに捨てるようなこういうやり方は、本当にしていいのかどうか。しかも、予算を取るときに担当職員はいるけど、専門職はいないと、だから業者に丸投げ。その見積りを作った業者が、今度は随意契約で取っているわけですよ。こんなことが行政の中で認められるのかどうか。だから今後、掘削をするのに、こういうやり方をやって掘削をしました。出ませんでした。7,000万、1億、さっき開聞では1億掛かるということが言われたけど、掘削したけどだめでした。1億どぶに捨てました。こんなやり方をしているかどうか。市長は本当にこの問題についてはちょっと教訓として、今後の問題として検証する必要があると思うんですけど、市長はどう考えますか。

**○市長（打越明司）** 今の、昨年の温泉掘削についての質問を興味深く拝聴させていただきました。私は個人的にはありますが、当時の平成1桁台の頃に携わった方々、あるいは平成12年の露天風呂のほうの1号機の掘削に関わった方々、いろんな方々から当時の事情も含めて、いろいろとお話を聞かせていただきました。また、周りのフルーツランドなんかでも個人の自費で、温泉掘削をして、出てこなかったという方々もおられたりして、あの地域では今議員がおっしゃるように、なかなか出ない層もある、あるいは非常に蒸気が盛んにある層もある。先ほど暴墳という言い方をされましたけど、そういう危険性もあるところもある。そういう地域での掘削でもありましたけれども、私は今回のこの事業の一つの大きな、我々が学ばなければならない教訓として思うことは、やはり市民からお預かりをしている税金でありますから、残念ながら出なかったということでは、多くの方から誠にもったいないことをしたという思いがあることは間違いないだろうというふうに思いますし、また、そういう結果に終わらないように、最大限の努力をしなければならないと思いますが、そのために

は、当時の1市2町時代の頃から含めて今日に至るまで、やはり温泉とともに生きてきたまち、あるいはこれからも温泉とともに生きていくまちだという意味からは、やはりこの市の中に、こうした温泉の管理とか、掘削とかということに関する本当の意味での知見を持っている専門家を育てていく必要があるということが大変感じました。今、お話があったように、市が施設管理で持っている泉源が9本ある。そして今、温泉配湯のための泉源が4本ある。この13本の泉源も今十分ではないところもありますが、そこそこ運営はしていますけれども、いつ、いかなる状態で、また今回のように替掘が必要であったり、予備泉源を造っておいたほうが良いというようなところも、これからも随時出てくるだろうというふうに思いますので、すぐということとは難しいですけども、そういう温泉と共に生きていくまちとして、本当に必要な知見を持ったスタッフを育てていかなければいけないということを学ばせていただいたというふうに思います。

**○10番議員（吉村重則）** 私のほうから提案しようかなと思ったんですけど、本当にこの露天風呂の替掘については、蒸気掘削泉源だからということで業者に丸投げしているという実態が明らかになっているわけですね。ですから、やっぱり市長が答弁されたように、専門のスタッフを育てると。市が抱えている泉源について、ちゃんと管理ができる体制を是非作ってほしいと思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、地熱発電について、同僚議員の質問の中で、農業用として県のほうに申請をして県が許可をしたと。その後は目的外であっても認めざるを得ないという答弁だったんですけど、これはもう事実なんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** こちらに関しましては、当初、農業目的ということで県に申請を出され、県はその許可を出して、実際、掘削がなされたということでございます。その後、発電事業者から発電をしたいということがございまして、県にも、この掘削に関する目的については、農業利用から発電事業に変わりますけどという確認を我々としましても取ったところ、県としては掘削に関して、そういった目的の変更というものについては、特段、制限といったことはないということを確認しております。

**○10番議員（吉村重則）** 県のほうで問題がないということであれば、市はこれについては認めざるを得ないと。指宿市の地熱を守るという立場から、こういう状況でよろしいんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 掘削に関しては県の許可でございますので、そちらは県が許可をしたということでございます。農業利用から地熱の開発に目的が変更されたということでございますけれども、そうであったとしても、市としては条例に基づいて、地熱の発電をすることであればその事業計画を出していただいて、調和のとれた地熱活用協議会の中で学識経験者や、そういった委員の方々の御意見を伺っているというところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、これから先、農業用で掘削をして、発電に変えていくとい



うことは、今後、許されていくということになるんですよ。これでよろしいんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 先ほどから御説明しておりますとおり、掘削に関しては県の許可でございますので、ただ、地熱に関しての発電に関しての部分に関しましては、先ほどから申し上げているとおり、協議会の中に学識経験者とかおりますので、そういった御意見を伺いながら判断していきたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 市として地熱を守るという感覚は、全然ないんですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地熱資源に関しては、市の共有財産ということで、これを保護していくということは非常に重要なことだということは認識をしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 認識をしているというけど、これから先、県が許可をしました。掘削をして発電に切り替えますと、これがどんどん許されるということですよ。本当に、地熱を守るという立場に立ちきれているのかどうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地熱資源は先ほど話したとおり、市としても保護をしていかないといけないというふうに考えているところです。ただ、活用に関しましても、適正な活用というところで調和のとれた地熱活用協議会を設けて、その中で学識経験者の御意見等も伺いながら、その発電事業者には、そういった意見等も申し述べたいというふうに考えているところです。

**○10番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、県のほうに申請をした。許可が出た。掘削をした。地熱発電に変えますと、農業用からすると、これがどんどん許されるという認識はないんですか。

（発言する者あり）

**○総務部参与（野元伸浩）** 先ほどから話をしているとおり、地熱発電に関しては、協議会の中で説明を伺いながら、そういった保護というものを含めて審議をしていただいて、その結果に基づいて事業者には説明をしていくという形になろうかと思えます。ですので、その意見について、やはりいろいろモニタリングをしていかないといけないと、そういった部分もございまして、もしそういった既存の泉源等に不具合が生じた場合は、それなりの対応を取っていないかなければならないというふうには思っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 何にしろ、地熱を守るという面から考えると、断固とした態度を取るべきだと思うんですけど、市長はどう考えますか。

**○市長（打越明司）** 僕の手元に、平成27年に作った指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例というものを置いてあるのですが、この中で、温泉資源は市及び市民の共有資源であるということ、そして市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とするというふうにならうって、この条例を作っているわけですが、その後、7年間のいろんな情勢の中で、様々な、当時、今おっしゃるようなことも含めて、地方公共団体の持っている今の力の

中で、及ばざる部分が随分あるということは認識しておりますが、この目的を達成するために、もっともっと市としても検討しなければいけないことがあるのかなというふうに思います。この前、議場で草津の条例のお話も出て、僕も草津の条例も含めて研究をしてみたんですけど、やはり向こうもそうですけれども、国が法律を作り、県が権力を持っていると。その中で、地方公共団体は何とか、守る側に軸足を置いた市町村については、相当四苦八苦ししているという状況が現実ですよね。指宿の場合は、先ほど僕が申し上げたように、温泉とともに生きていくというような決意を持っているまちですから、そういう意味では県の理解をもらって、この条例との間でも、もっと効果が発揮できるような方法、最も効果が発揮できるのは何なのかということは、大いなるやっぱりテーマだなというふうに思っております。今、即座に十分な答弁はできませんけれども、そういう思いの中で今後、研究、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時27分  
再開 午後 1時28分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西田義哲議員。

○6番議員（西田義哲） 皆さん、こんにちは。議員番号6番の西田です。

早速ですが、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、サツマイモの基腐病について、お伺いいたします。本市は、開聞岳の噴火によりできたれき土壌により、良質なサツマイモを生産している産地でございます。そのまま食す青果用やお菓子の原料、また芋焼酎の原料など、幅広い用途で活用されていることは、皆様も御存じのことと思います。基腐病につきましては、平成30年に本市で初めて発生が確認されており、昨年の第1回定例会の一般質問で、令和2年度の発生状況は、市内全体の生産ほ場のうち約2割で発生が確認されたと答弁いただきましたが、令和3年度の発生状況はどうだったのか、お尋ねいたします。

次に、棚田振興について、であります。令和元年に棚田地域における人口の減少、高齢化の進展などにより棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的な機能性の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とした、棚田地域振興法が制定されました。それに伴い、本市でも協議会が発足され、様々な取組が行われたとお聞きしております。そのかいあって、先日、新永吉地区と尾下地区の棚田が、農林水産省が取り組むつなぐ棚田遺産、ふるさとの誇りを未来へに選定されました。地区住民の皆さんをはじめ、携われたボランティア団体の皆様、そして担当課の職員の皆様の御努力のたまものだと、大変喜ばしく思っているところですが、これまでどういった活動が行われてきたのか、その活動内容をお伺

いし、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（打越明司）** ただいま、西田議員より棚田の保全等に対しての御質問がありました。今回、農林水産省のつなぐ棚田遺産として、本市から尾下、新永吉の両地区が2か所同時に選定されましたことは、西田議員と同様、誠に喜ばしいことだと考えております。私も県議会議員の時代からしばしば新永吉の棚田には足を運んで、永年にわたってこの棚田を支え、守り続けてきた方々の努力をよく知っているだけに、感慨深いものがあります。特にこの新永吉地区の棚田が西日本で1か所、祭田に選ばれ、平成12年秋の天皇陛下への献上米にみんなで取り組んでいったことは、忘れられない記憶であります。

さて、これまでの活動の内容でありますけれども、令和元年度の棚田振興法の制定を受けて、本市でも令和2年度から新永吉、尾下両棚田において、地域での話し合い活動を行いながら、棚田の里道整備や市内の小学生とその保護者等を対象にした稲刈りワークショップなどの開催に取り組んできたところでございます。また、本年度は尾下地区において市内NPO法人と連携をし、地域活性化センターの助成金を活用した地域内外住民の交流・活動拠点整備を目的とした旧田口商店のリノベーション等にも取り組んでおります。このような取組などが認められ、新永吉と尾下の棚田が将来にわたって引き継いでいくべき棚田として、令和3年6月に国の指定棚田地域に指定され、そして令和4年2月の農林水産省のつなぐ棚田遺産への選定に至ったものと考えております。

残余の質問については、関係部長から答えさせます。

**○農政部長（寺田昭宏）** サツマイモの基腐病の令和3年産の発生状況についてであります。令和3年産につきましては、8月の長雨以降、一部のほ場で被害が拡大し、約8割となっている状況であります。ただし、この被害程度はほ場内で1株でも発生した軽微な被害を含んでいるものであります。ほ場内で3%以上の被害が認められる割合を見ると、約2割程度となっているようであります。

**○6番議員（西田義哲）** ありがとうございます。まず、基腐病から質問を行いたいと思います。糸状菌が原因で発生するというので、対処法なども国や県、それから本市のホームページ、あるいはマスコミ等の広告でも度々示されているようですが、先ほどの答弁の中で、令和2年度と同程度、3%以上が大体2割ということでしたけれども、なかなか収まっていなのが現状のようですが、本市では、その発生を抑えるためにどのような取組を実施されたのか、お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 基腐病対策といたしましては、まず、ほ場に病害を入れないための健全苗の確保、次に、ほ場で被害を広げないため、初期発生株の除去、ほ場の排水性の改善、早掘りによる発病前の収穫が有効であります。また、発病が確認されたほ場では、残さを可能な限り回収・除去するとともに、畑の耕うん回数を増やし、分解促進を図ることが大切であります。市では、県農政普及課やJA等関係機関と一体となり、プロジェクトチームを設

置し、定期的に農家を巡回し、これらの指導等を行っておりますが、巡回時にはほ場で基腐病を確認した際は、発生株の抜き取りと併せて、薬剤アミスター20フロアブルの散布をお願いし、早期に対策を行っていただいた所につきましては、対策を取っていないほ場と比較すると被害が拡大しておらず、効果を確認しているところでございます。

**○6番議員（西田義哲）** 答弁いただきましたように、基腐病の発生を抑制するには、ほ場の排水をよくする物理的な改善で菌を増やさない。それから、収穫した後の残さをほ場内に残さない。それと、健全苗を確保してほ場へ菌を持ち込まないということが大事だということで答弁いただきました。昨年の第1回定例会の一般質問で、菌を保有した苗を持ち込まないように、健全苗の確保が重要で、その対処法として旧山川町で実施されていたバイオ苗の生産を行う考えはないのかという質問に対して、安定的にサツマイモを生産する上で、どのような施策が必要であるか、バイオ苗の活用の問題も含めて関係機関と検討したいという回答をいただいておりますが、その後、どのような検討がなされたのか、お伺いいたします。またあわせて、被害があった生産者に対してどのような支援をなされたのか、お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 市バイオ施設を活用した苗供給に関しましては、市内のサツマイモ農家に対しまして、サツマイモ苗確保状況についてのアンケートを実施したところ、ほとんどの農家について、現状確保ができており、不足していないとの回答でした。県内で苗を生産している種苗会社等にサツマイモ苗の供給に関して問い合わせをしたところ、増産が可能であるとの回答であったことから、現時点におきましては、バイオ施設の再稼働は考えていないところでございます。

被害のあった生産者への支援に関しましては、令和2年度から本年度にかけては、国のかんしょ重要病害虫対策事業やサツマイモ基腐病対策事業等に取り組み、この事業を生産者に活用してもらおう形で、市が申請の事務局として支援を進めているところでございます。

**○6番議員（西田義哲）** ありがとうございます。バイオ施設に関しましては、生産者の方が苗の確保とか、十分できているということでしたので、再稼働はしないということで、生産者の方の確保ができているのであれば、もう再稼働は必要ないなと思います。調査までしていただき、ありがとうございました。

生産者の高齢化、そしてコロナ禍の影響で海外からの研修生が入国できない状況が度々起こっているようで、生産者の皆さんも労力の確保に苦慮しているとお聞きしております。その対策として、農業用のドローンを購入して薬剤散布を行ったり、あるいは民間企業や団体などにドローンでの薬剤散布の委託を行ったりして、省力化を行っている生産者などの情報はお持ちでないか、お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** サツマイモへのドローンによる薬剤散布につきましては、県経済連が作業委託をし、散布を行っているようであります。本年度は4回実施され、延べ13件の生産

者が取り組み、約9haの散布実績となっているようであります。また、生産者のドローン導入状況につきましては、法人や大型農家等3件の生産者が導入していると伺っているところでございます。

**○6 番議員（西田義哲）** 昨年の第1回定例会のときに、ドローンでの作業委託の面積をお聞きしたところ8haぐらいで、令和3年度が9haということで、若干増えているようです。また、ドローンを導入している企業、法人、あるいは大型農家も3件ということですが、国の支援事業でこういったドローンの薬剤散布機の購入、又はドローンでの薬剤散布の委託費の助成があったとお聞きしておりますが、どのような内容だったのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 国の支援の内容につきましては、被害のあったほ場への定額助成をはじめ、防除用機械の導入、苗や苗床消毒用の殺菌剤、土壌消毒剤、ウイルスフリー苗、防除用薬剤等の購入費に対しまして助成し、令和2年度以降延べ118名が約1億円の補助金を申請しているところでございます。また、ドローン散布委託に係る経費についても助成対象となっておりますが、これまで生産者からの申請はされていないようであります。なお、ドローンの購入につきましては、2件の生産者がサツマイモ以外のキャベツ等の品目を含めた防除を目的とし、別事業、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業を活用して導入しているようであります。

**○6 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。それでは、今後の対応策をお伺いいたします。ドローンを導入している生産者の方に、実際に行う薬剤散布についてお伺いしましたところ、これまで1haの畑を人の手で散布するのに準備から散布が終わるまで、大体3時間程度かかっていたと。ドローンを使用して散布すると、それが全て終わるのに30分程度で終わるということをおっしゃってございました。また、昨年農道を走ってございましたら、ドローンのテスト飛行を行っている生産者がいらっしゃいましたので、お話を聞かせていただいたところ、先ほど申しましたように、コロナ禍により海外の研修生が入国しづらい状況、それとドローンを使用することで薬剤散布も女性含め、誰でもできるようになる。そういった理由でドローンを購入したというふうにおっしゃってございました。一昨年ほど前から焼き芋などの人気が出ていまして、サツマイモの需要というのが大変高くなっております。昨年は平均単価も高くで推移したとお聞きしております。他の産地が基腐病などで出荷がままならない状況の中で、本市は安定してサツマイモの生産ができる産地ということで、現在、取引をされている業者、あるいは市場関係者の方々にPRをすることで、本市がサツマイモの供給基地として絶対的なものにできるのではないかとというふうに私は考えているところで。そういった観点からも、生産者が安定してサツマイモを栽培できるように、例えば、ドローンなどを導入するといった先駆的な取り組みをされている生産者への市独自の支援を実施するお考えはないのか、お聞きをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** サツマイモは台風等の災害にも強く、夏期における本市の重要品目と

して栽培されていますが、全国的に生産量が減少する中、近年では需要も多く、高単価で販売されており、本市においてもこのチャンスに乗じて規模を拡大したり、新たな栽培をスタートする農家があると聞いております。一方、基腐病に関しましては、年々、被害が拡大傾向にあり、被害対策による安定生産が喫緊の課題となっております。このことから、市では関係機関と連携し、独自の被害対策としてマイエンザを活用した実証ほを設置したところ、一定の成果が確認しております。令和4年度につきましても、引き続き効果を検証してまいりたいと考えております。また、今年3月、種芋の安定確保のため、JAが蒸熱処理装置を導入しておりますので、JAと連携し、利用促進に向けた支援策を検討してまいりたいと考えております。さらに、農業者の収入減少に対応するセーフティネットとして収入保険制度があります。予期せぬ被害から農業経営を守るためには、この収入保険への加入が非常に重要であると考えておりますので、更なる加入促進を図ってまいりたいと考えております。

**○6 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。確かに収入保険制度というのが導入されておりました、このおかげで生産者というのは攻めの農業というのができるようになったと、私も感じております。ただ、この収入保険制度というのは、農家への支援ということで、今回のこのサツマイモの基腐病に関しましては、その先があるということですね。先ほど冒頭申しましたように、このサツマイモというのを原料にしてお菓子を製造しているメーカーさんも本市にはいらっしゃいますし、焼酎を作っている蔵元というのもございます。そういった方々の影響というのも出ること、基腐病によって芋が減産されるとそういった企業への影響というのが出て来るわけですね。ですので、確かに収入保険制度というのありがたい制度なんですけど、やはり現場での指導、先ほどありましたマイエンザですね、それから熱蒸処理、そういった現場での指導をしていながら、基腐病の発生というのを抑制できるように努めていただきたいなというふうに思います。冒頭の答弁で2割程度ということで、大分抑えられているということですので、担当課の皆さんの迅速な対応のおかげだというふうに感謝はしております。菌ですので、目に見えないもの、しかも生き物ですから、なかなか対処するのは難しいと思いますけれども、引き続き国や県、関係機関と連携を図りながら、生産者が安心して生産できるようにサポートしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

では次に、棚田振興について、質問をさせていただきます。棚田の整備はもちろん、棚田に関するワークショップや旧商店のリノベーションなど、様々な活動を行った結果での今回の認定だというふうに答弁をいただきました。私も10年前、ある事業に携わった際に市外にお住まいの方を新永吉地区の棚田に案内をしたところ、その際、その方が指宿にもこういうところがあるんですねとおっしゃったのを、今でも鮮明に覚えております。やはり指宿というと、どうしても温泉、そういう観光地が頭に浮かぶみたいなんですけれども、こういう棚田、自然豊かな所というのがあるんですねということで、感心をなさっていらっしゃいまし

た。今でこそ先ほど答弁いただいた活動などもSNS等を通じて発信されて、この新永吉の棚田、それから尾下の棚田にも訪れる人が多くなっているということをお聞きしております。実際、昨年7月に、議会だよりに掲載する棚田の写真を撮影するのに尾下地区へ行きましたら、そのときも大学生ぐらいの若いグループが、5・6人のグループでしたかね、来られていました。指宿の新たな観光スポットとして、また、つなぐ棚田遺産として認定されたものを、これから維持していかなければならないというふうに思うのですが、現在、どういった課題があるのか、お伺いをしたいと思います。

**○農政部長（寺田昭宏）** 新永吉、尾下地区につきましては、本市においても特に高齢化と人口減少が著しい地域であり、棚田の保全・維持が困難になってきている状況であります。あわせて、両棚田につきましては、急傾斜地であることに加え、ほ場が狭く、不整形であるため、大型の農業機械が入らず、農作業効率が上がらない生産条件の不利な農地となっているような所でございます。そのため、集落内における農業の担い手、また、集落外部からの新規参入者がなかなか現れず、棚田の保全振興に係る人材が不足している状況にあります。

**○6番議員（西田義哲）** 労力、人材の不足が現在の課題としてあるということですが、そのような課題に対して、どのような解決策を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 歴史ある棚田を保全し、将来へ継承していくためには、地域おこし協力隊など核となる人材を外から呼び込み、棚田に関わる関係人口を創出していくことが必要であるというふうに考えております。棚田の優良事例に挙げられている岡山県美作市などでは、棚田専任の協力隊を複数名投入しているようでございます。現在、指宿市におきましては、棚田選任の地域おこし協力隊1名を招へいし、棚田地域の保全、振興に尽力いただいておりますが、令和5年までには地域おこし協力隊を増員し、棚田地域で核となる人材を確保していきたいと考えているところでございます。また、棚田保全に係る草刈り等の労力軽減を図るため、令和4年度当初予算におきまして、自走式草刈機の購入費を計上させていただいているところでございます。

**○6番議員（西田義哲）** 地域おこし協力隊の増員と、それから草刈機の導入ということで、自走式の草刈機については、今定例会で予算計上はされているわけですね。委員会でも既に承認されておりますけれども、過度な機械整備というのは、やはり維持管理費が掛かるので適当ではないと思うのですが、先ほど基腐病のところでも申し上げましたけれども、機械を導入することで作業効率を上げるというのは大変必要なことだというふうに思います。今回、棚田遺産として認定がされたわけですから、今後、棚田を見に来られる方というのは、多分多くなるのではないかと。そのときに草が繁茂した状態で棚田の美しさというのが損なわれているのでは、元も子もないわけですので、是非購入をして維持管理に努めていただきたいというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊の導入を図りたいということなのですが、本市では平成28年に制定された指宿市定住自立圏形成方針の中で、外部の人材活用として定住促進や様々な地域づくりにおける担い手確保策として、大学や地域おこし協力隊等の外部の人材を活用し、持続可能な地域づくりと情報発信を行うとともに、これらの人材定住につながる施策を検討、展開していくというふうに記載をされております。実際、こういう志を持った方が尾下地区にも居住されて、地域の方々とともに棚田の維持管理や地域活性化の活動をされているということをお聞きしております。そのほかにも同世代の方が消防団に入団したとお聞きしました。先日の常任委員会で団員数というのを確認しましたがけれども、定員562に対して、現在、令和3年4月付けで520人ということで、市としてもなり手の少ない消防団員に入団していただいたと、大変ありがたいことだと思います。指宿市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略のK P Iで消防団員の確保ということで、2015年515人だったのが2020年4月には520人にもっていくということで数値目標というのも掲げられておりますけれども、そういったことにも十分寄与する部分になるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、市にとってもありがたいことですが、その地域に住まわれている住民の皆さんが安心して生活ができるようになるのではないかなというふうに思っているところです。現時点で、このような地域のリーダーとなる人材が育ちつつあるということは実証できているわけです。地域おこし協力隊につきましては、係る経費につきましても、特別交付税措置されるわけですので、特に問題はないというふうに私は考えるのですが、担当課としてはそういったことも踏まえた上で協力隊を招へいしたいということで、維持管理に努めたいということでもよろしいですか、再度お伺いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 地域おこし協力隊の採用の前倒しにつきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○6番議員（西田義哲）** ありがとうございます。棚田振興を基盤にして、その地域が一体となり、これからを担っていく世代の方々が率先して活動を行っていくことで、遺産としての棚田も維持していただけるようになるのではないかなというふうに考えております。新永吉地区、それから尾下地区の両地区において、地区住民の皆さんを中心に、活発な活動が展開されております。棚田という資源、それから地区住民の人材という資源、この二つの資源をもって本市の将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて実行されていくということは、大変ありがたいことではないかなというふうに私は考えるのですが、市長、どうでしょうか。この棚田振興に対するお考えをお聞かせいただくことは可能でしょうか。よろしくお伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 棚田については、地域振興の一つの大きな柱になる、指宿の観光資源の一つにもなると思っております。特別交付税措置もあることですし、可能な限りいろいろな方法を通じて、この振興を図ってまいりたいというふうに思います。指宿の中山間地域をど



のような形でこれから守っていくか、発展させていくかは大きな課題の一つだというふうに思います。

**○6番議員（西田義哲）** ありがとうございます。安心いたしました。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、3月末で退職される皆様に対しまして、長年の御労苦に対し感謝の意を申し上げます。今後、お過ごしになる時間が皆様にとって今まで以上に有意義なものとなりますようお祈り申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時08分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** こんにちは、5番、東勝義です。先ほどの同僚議員の一般質問があまりにもスムーズでしたので、なかなか変な緊張感が湧いてきました。落ち着いて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3月の定例会初日、新市長の施政方針を拝聴させていただき、感銘を受けた議員の1人です。まさに、チェンジだけではなく、リボン、生まれ変わる、再生させていくというフレーズが、私の愛する現在の指宿市には必要だと考えております。我々18人の議員も、お互いを尊重し、理解し合い、議論し合いながら、指宿再生のための一議決権を持った責任ある立場であることを再認識する必要があると考えます。私自身、打越市長が一つ目のキーワードに挙げられたチーム指宿の一員であり、ワンチームの一議員として、任期満了まで信念を持って誠心誠意努力していく所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、二つ目のキーワードとして上げておられた、財政再建の観点からお伺いいたします。財政再建と人件費削減は切っても切り離せない関係にあると考えます。令和4年度一般会計骨格予算261億9,400万円の歳出予算の約16.76%を占める人件費43億9,100万円の内訳として、正規雇用職員及びパート、アルバイトなどを含めた会計年度任用職員など、それぞれ何人分として計算されたのかお答えください。

次に、骨格予算の14.89%に当たる補助費等38億9,900万円の中のいぶすき観光デザイン運営負担金8,000万円についてであります。申し訳ありませんが、質問の流れを鑑み、通告書の2から質問させていただきます。一般社団法人いぶすき観光デザインは、当初、どのような目的で設立された法人なのかお答えください。

次に、令和3年度12月定例会でも質問させていただきましたが、空き家について、であり

ます。本市の住宅総数及び空き家数、空き家率などについてお答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 東議員からいぶすき観光デザインの当初の目的についてのお尋ねがありました。少子高齢化をはじめ、本格的な人口減少時代を迎える中で、指宿市民が住みよい環境を確保し、将来にわたり地域の活性化を維持していくためには、地域経済の縮小を可能な限り防ぐことが喫緊の課題と言えます。本市の生命産業は、宿泊業を中心とした観光業や農畜産業や水産業、及びその関連産業であります。そのため、国内外からの観光客誘致はもとより、地域資源を生かした体験メニューや御当地グルメの開発、農林水産物の特産品などの販売強化などを積極的に推進し、地域内の稼ぐ力を高めることで観光客を呼び込み、リピーターや指宿ファンを増やし、観光地としての地位を確立していく必要があります。また、それらの取組を通して、本市の交流人口や関係人口、ひいては定住人口を増やしていかなければなりません。しかしながら、今日の行政指導による観光施策の展開にあっては、職員の定期的な異動によって専門性やノウハウを持った人材の育成、人脈等の継承、蓄積が困難であるなどの課題があります。そこで、会計年度にとらわれない中長期的な戦略やプロモーション、継続的なマーケティングの調査、その効果検証など、多くの役割を期待されて、いぶすき観光デザインは設立されたところであります。

残余の質問につきましては、関係部長がお答えをいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 令和4年度当初予算に計上しました人件費の一般会計の正規職員は、指宿商業高校の教職員を含めまして420名分、会計年度任用職員が451名分でございます。

**○総務部参与（野元伸浩）** 空き家数、空き家率につきましてですが、5年に1回行われる国の住宅・土地統計調査によりますと、直近の平成30年10月1日の調査では、住宅総数2万2,960戸のうち5,390戸が空き家であるとの推計値が出ており、空き家率は23.48%となっております。

**○5番議員（東勝義）** 今、市職員の人件費についてお伺いしております。2回目の質問に移らせていただきます。先ほど回答された雇用人数は一般会計のみの雇用人数であったと思いますが、特別会計、企業会計、教職員などの合計人数ということは分かるでしょうか、お伺いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 特別会計、企業会計を含めまして、職員でいいますと483名、会計年度任用職員が460名でございます。その差が特別会計や企業会計の職員数と会計年度任用職員数でございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。ここに同僚議員に調査していただいた資料がありますが、人件費についてだけ見てみますと、平成28年だけ予算に対して決算額が5,725万円多くなっていますが、平成23年度から平成27年度までは約2億から4億少なく、平成29年度から令和元年度までは約5億、令和2年度に至っては約8億の差異が生じております。予算に

対して決算が少ないということになります。1年間に職員数などの増減など考えられないのですが、どういうことかちょっと分かりやすく御説明をお願いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 確かに広報等で予算と決算の人件費について差がありますので、そこで戸惑われていることだろうと思います。広報紙に掲載している当初予算額と決算額の差異についてでございますが、広報紙の決算額につきましては、総務省が自治体の決算状況を調査する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を掲載しております。その中で、人件費につきましては、普通建設事業費に係る事務経費として普通建設事業費に計上できることとなっており、その額を人件費から差し引くこととしております。普通建設事業費が多額であった令和2年度の決算においては、特に人件費から普通建設事業費に振り替えた額が大きく、約6億円となっております。また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計で計上すべき職員人件費も一般会計に計上していることから、決算統計の際には一般会計からそれぞれの特別会計に職員人件費を振り分けており、その額が例年2億円前後となっております。そのために、当初予算額の人件費と8億円ほどの差異が出ているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ということは、建設関係が多くなると人件費が少なくなるという、簡単な考えでよろしいのでしょうか。

**○財政課長（東忠孝）** そのように考えていただいて結構かと思えます。

**○5番議員（東勝義）** 本市近隣の南九州市や南さつま市、枕崎市などの人件費について調べてみますと、予算と決算の差異が大体約3%から6%でありました。本市は約14%から19%となっておりますが、これについてはやはり説明をお願いします。

**○財政課長（東忠孝）** 他市の予算決算の分については、今、把握はしていないところでございますけれども、先ほど総務部長から御説明いたしましたとおり、予算の額と決算の額の違いについては、普通建設事業費に占める人件費、支弁人件費といいまして、その普通建設事業費に携わった職員の分を一定額、決算の場合には振り分けることができますので、その額と特別会計の人件費につきましては、当初、一般会計の人件費で予算の場合には計上するのですけれども、決算におきましては、その人件費を繰出金として処理しまして、特別会計の人件費として決算では処理することとなりまして、8億円ぐらいの差が出ているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 差異については、これは人件費を削ったというわけではなくて、人件費を別な方向に流用というわけではないのですけれども、別な振り分けということで理解してよろしいのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** その差異について、今言った建設事業費に振り分ける分、特別会計に送る分以外の差異の分につきましては、職員人件費の人事異動や産前産後休暇、育児休業等の職員が取った場合の、そういう部分につきましては、所要額を増減させて、その都度補正予

算で補正して、多額の不用額が出ないような調整を対応しているところでございます。

○5番議員（東勝義） 何となく分かったような分からないような気持ちでいますけど、大体分かったような気がします。4年度においてはどれぐらいの差異が生じるという予想なのか、分かっていたら教えてくださいませんか。

○総務部長（下吹越寿） 今のところでは計算はできていないところでございます。

○5番議員（東勝義） 今、正規雇用職員が483名、特会も全部入れてですね、それと任用職員が460名、私のちょっと調べたところによると、なかなか指宿はこの職員数というのが、ほかの他市に比べて、ちょっと多いような気がするとか、データがありますが、やはり、財政再建を考えた中で、正規雇用職員数や会計年度任用職員数、現在の雇用職員の階級数などを見直しを含め、人件費についてどのようにしていくべきと考えておられるか、分かればよろしくをお願いします。

○総務部長（下吹越寿） 財政再建につきましては、身を切る改革でもございますので、当然、市民にも痛いところを要求しないとならない。その反面、職員自らも一定の身を切る改革をしなければなりませんので、その再建に向けた人件費等につきましても、同じような類似団体でいうと平均より低いのですけれども、ただ、給与体系を示す指数におきましては、やはり県内でも高い方で、ラスパイレス指数というのがありますけれども、それでも高いほうでございまして、今度作る新たな部署におきまして、そういう組織体制も含めた内部の改革もあわせて進めていきたいと考えているところでございます。

○5番議員（東勝義） すみませんね、なかなか答えにくいところで、市長に聞いてもよかったんでしょうけど、市長は、いや、切りますよということは言えんでしょうから、ここで終わります。

いぶすき観光デザインについての市の関与についてです。設立目的については、非常に詳しい説明で、本市の基幹産業である観光業、農業、漁業などの地域産業が連携して観光地域づくりを推進し、経済を発展させるために設立されたのは分かりましたが、しかし、この法人は、私の記憶違いか分かりませんが、DMO法人として資格を獲得し、国から認証を受けて地域産業発展のために国や県などから補助金などをいただくために設立するんだという説明を受けた記憶があるんですが、説明違いでしょうか、お答えください。

○産業振興部長（大迫格史） 今日の観光動向を見ますと、旅行形態が団体から個人へとシフトをしております。また、物から事へと指向性の変化も進んでおります。旅行ニーズが複雑化、多様化してきている状況でございます。こうした変化の中で、本市の観光振興を図っていくために、砂むし温泉を代表とする温泉など、地域のホスピタリティなども含めて、本市が誇る地域資源を最大限に生かし、観光客を呼び込み、リピーターや指宿ファンを増やしていく取組が重要となっております。そこで、そのサイクルの中で市内にお金が落ちる仕組みを構築していく必要もあります。このような現状を踏まえまして、より民間的感覚の下、

長期的なスパンで行政と産業、地域の合意形成を図りながらデータの収集分析を行い、効果的な情報発信やマーケティングを展開していくために、その旗振り役としていぶすき観光デザインを設立したところでございます。今、議員がおっしゃるように、DMOを取りに行くということは、そのとおりでございます。

○5番議員（東勝義） 現在のところ、このいぶすき観光デザインは国からとか、県からの補助金というのは、全く取得できない状態だということではよろしいでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） DMOの候補法人の資格を令和3年11月に取得しております。

○5番議員（東勝義） DMOの候補法人というのが、もう分かっています。これは分かっているんですけど、候補法人であって認定はされていないと。私が今言っているのは、国か県からの補助金をもらえる状態にあるのかなのかということをお聞きしています。

○観光課長（上川床聡） 現在のところはまだ候補法人という形でございますので、受けられるという状況にはないところでございます。

○5番議員（東勝義） それでは次に行きます。また次の段階でちょっと質問させていただきます。市の負担金8,000万円についてですが、人件費として幾らか、農政観光の事業費が幾らかなど、内訳をお願いいたします。

○総務部長（下吹越寿） いぶすき観光デザインへの負担金7,979万6千円になっておりますけれども、内訳は職員等の人件費が6,343万1千円、マーケティングに係る委託料、事務費などの運営費1,636万5千円となっております。なお、令和3年度に主に関係する課でございました観光課、商工水産課、農政課、農産技術課の4課でいぶすき観光デザインに係る人件費等の負担金総額を按分して予算計上しておりましたが、今後、いぶすき観光デザインの事業展開が市地域振興全体に寄与するということを考えまして、市全体で支えることがふさわしいと考えて、今回、総務課で計上したところでございます。

○5番議員（東勝義） 今、人件費について、6,300万円程度あるということですが、何人分の人件費でしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 職員の人件費6,343万1千円ということでございますけれども、26人分でございます。

○5番議員（東勝義） すみません、びっくりしました。いぶすき観光デザインで、そんなにたくさんいらっしゃるじゃなかったっけ。職員の幹部が4・5人で、職員は4・5人ということだったと思うんですが、そのほかに今回、いぶすき観光デザインは別に雇うということではよろしいんでしょうかね。

○総務部長（下吹越寿） 今、東議員がおっしゃった部分でございますけれども、内訳で申し上げますと、理事長1名、専務理事1名、地域消費者推進理事1名、理事が11名、監事2名、プロパー職員が1名、専門人材職員等が3名、再任用職員が1名、経理・庶務臨時職員が2名、それと市が派遣している職員の時間外等を含めたのがこの金額でございます。ただ月何回来ると

か、そういう非常勤の理事もこの中に含まれるということで、その人件費も含まれるということでございます。

○5番議員（東勝義） その人件費の中には市の出向職員、4・5名の人件費は入っていないんですよ。

○総務部長（下吹越寿） 職員が派遣法に基づき4名派遣していますが、その人件費の分は含まれておりませんが、時間外につきましてはこの中に含まれているところでございます。

○5番議員（東勝義） 分かりました、ありがとうございます。では次に行きます。令和元年度に設立準備のために検討委員会を設置し、令和2年1月24日に一般社団法人としたと思うんですが、運営経費としてこれまで幾らぐらい負担をされたのかをお答えください。

○産業振興部長（大迫格史） いぶすき観光デザインへの運営経費でございますけれども、令和元年度は設立検討会に対して950万2千円の負担金を支出しております。また、令和2年度は予算額5,771万7千円、決算額として3,106万6,919円を観光課から支出しております。不用額2,665万81円につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う未執行分で、当該年度内に市に戻入されております。令和3年度は予算額5,857万円となっております。先ほど総務部長から説明がありましたとおり、観光課、商工水産課、農政課、農産技術課がそれぞれ予算化しております。なお、セールスやプロモーション活動といった観光関連事業費につきましては、観光課が978万6千円を支出しております。

○5番議員（東勝義） これは取材のときにもらった資料だったんですが、今、県の出している地域DMO、この冊子なんですけど、これには令和2年度が市からの負担金9,847万、受託費4,581万、事業収入581万150円、その他1,053円となって、もらった資料とはちょっと違うんですが、どちらがどうなのか、たいした問題じゃないのか、ちょっとお聞かせ願えれば助かりますが。

○産業振興部長（大迫格史） 今、議員御指摘のその資料につきましては、私どもは把握しておりませんので、内容については答弁いたしかねるところでございます。

○5番議員（東勝義） だと思います。というか、これは、国の設立計画、DMOが出した計画があるんです。インターネットに載っているやつです。これによって令和2年度の、K P I 指数というのは分かりますよね、K P I 指数から全て書いてありますが、ここに令和2年度総事業収入1億4,989万7,643円と、市からの負担金9,804万7千円となっているものですか、これがどちらが本当なのかうそなのか、これは国に対して出したいぶすき観光デザインの計画書なのか、計画書みたいなものなんでしょうけど、これについてちょっと差異があったものですかからお伺いしたところでしたが、市としては把握してないということでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今の資料につきましては、市では把握をしてないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 分かりました。これはまた後日、そちらのほうで調べてください。よく分かります。

コロナ禍の影響でK P I 指数も整理できず、また地域も疲弊しているが、デザインはこれまでどのような事業を手掛けてきたか、お答えくださいませ。

**○産業振興部長（大迫格史）** いぶすき観光デザインでは、これまでコロナ禍における緊急経済対策として、令和2年度にプレミアム率200%の地域商品券やみらい宿泊券を販売し、疲弊する観光業界の支援を行っております。また、特急指宿のたまたま箱を活用した、いぶたまに乗って指宿を応援、いぶすきよかもんプレゼントを実施し、需要が低迷していた牛肉や観葉といった農畜産物のP Rを行い、消費喚起を促しました。あわせて、W e bやデジタルサイネージ、テレビ放映用のP R動画等を制作し、コロナ収束後の旅行意欲の高い層やエリアへのアプローチも行っております。令和3年度におきましては、宿泊費の2分の1を割り引く今だけ直割キャンペーンを実施しながら、観光誘客を図っているところでございます。いずれの事業につきましても、緊急事態宣言等の発令による人流抑制と緩和、それに伴うG o T o T ラベルの実施と停止など、観光動向が日々変化していく中で、関係団体等と連携を密に行いながら、効果的な時期に事業展開が図れたと認識しているところでございます。

このほか、いぶすき観光デザインは中長期的な視点として、アフターコロナの観光動向を見据えて、グーグルフォームを活用したW e bアンケートや、中央大学と連携したデータ分析等を継続的に実施しており、令和3年度においては地域資源のG A P調査も実施するなどして、本市観光の実情把握と今後の方向性の確立に努めているところでございます。市といたしましても、こういった調査結果等を分析し、今後の施策の参考にしていきたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 本当に様々な動きをしてもらったということは分かっております。昨年の産業建設委員会の中でしたかね、産業振興部長がいぶすき観光デザインについては、いつまで市が負担金を出して支援していかないといけないのかという質疑に対して、一刻も早く金融機関などから借入れを起し、自立していただくよう要請し、市からも4・5人の支援員を送っているところですよという答弁があったと思うんですが、一般社団法人として自立するよう指導しているのか、お答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** いぶすき観光デザインの事業につきましては、今、産業振興部長から答弁いただいたところですが、現在、いぶすき観光デザインに対して早期に円滑な事業展開が図られるよう、公益法人への派遣法及び市の条例に基づきまして、4名の職員を派遣して支援しております。いぶすき観光デザインとしましても、これまで2名のプロパー職員を採用し、組織体制の確立に努めているようでございます。また、当初の目的の一つとしておりました観光庁が定めるDMO候補法人に申請し、登録がされているようでございます。そのような中、長引くコロナ禍の影響により、思うような事業展開を図りにくい状況ではありま

すが、ウィズコロナ対策として、緊急事態宣言解除以降の観光需要の喚起を促すことを目的に、市民及び県民をメインターゲットとしたプレミアム付宿泊券の販売を実施し、令和4年度には旅行者の視点から興味度の高い傾向が見られる地域資源について、関係者と連携した体験コンテンツの造成やブラッシュアップなどを行い、観光、商業、農水産業等の地域経済振興につながる事業を実施しているようです。観光庁もDMOが自治体からの補助金等に完全に依存することは望ましくないと考えており、将来に向けて一定の自主財源を確保するための方策を検討する必要があると考えていることから、方策やロードマップ策定を促すなど、市としても助言してまいりたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** これ、皆さん方がちょっと把握してないということだったんですが、先ほど示したこの確立計画の収入の欄にもですね、令和3年度から令和6年度まで、市の負担額を8,217万円、受託費を2,780万円という計画をしているんですよ、DMOが。ということは、観光庁はDMOが自治体からの補助金に依存することは望ましくないとしているという答弁だったんですが、自立する計画も意思も全くないと思えるんですが、市としてどのように今から指導していくおつもりでしょうか、よろしくお願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 市の補助金負担金等の支出のことにつきましてですが、先ほども申しましたように、今年度DMOの候補法人に登録されたばかりでございますので、将来に向けて一定の自主財源を確保するための方策を検討する必要があると考えております。したがって、方策やロードマップ策定などを促すよう、市としても助言、指導、協力してまいりたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 今度からいぶすき観光デザインも道の駅彩花菜館の指定管理として忙しくなるわけです。今、この前も同僚議員が言いましたけど、ふるさと納税に関しても、この観光デザインが一役買ってたということと言ったんですけど、観光デザインには私が産業建設委員会にいるときに、委託を観光デザインにして、また観光デザインが委託をしてという、委託の委託ということをちょっと聞いたことがあったんですが、そういうことは考えていないんですね。観光課から観光デザインにこういうことを委託する。でまた観光デザインは別な業者に委託するということはないということよろしいんでしょうかね。

**○産業振興部長（大迫格史）** 道の駅のことでございましたら、そのような話は聞いていないところではございます。

**○5番議員（東勝義）** 市の指定管理は今から始まると、それで多分忙しいだろうということで、今言っているのは、それもしながら、今までなかった彩花菜館の管理をしながら、今度はまだふるさと納税に関しても関わってくるでしょうから、そういうことが今の観光デザインにできるのかできないのか。それと委託の委託ということはあるかないのかということをお伺いしているんです。

**○産業振興部長（大迫格史）** ふるさと納税につきましては、令和4年度の目標額を20億円に設



定してございます。この20億円を達成するためにも、現在委託先となっているいぶすき観光デザインの体制を強化する必要があると考えておりまして、委託料を増額しているところでございます。この増額した経費を基に、いぶすき観光デザインではそういった道に長けている方をこちらのほうにお呼びして、その方に専門的に従事させるという話も聞いておりますし、また、そういった専門的な業者とも連携を取りながら、20億に向かって取り組んでいくというふうに聞いているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、私が言っているのは、この観光デザインというのは市が作った法人です。それをずっと市の人件費をもって経営するということは、まずあり得ないんじゃないかなと。できれば早く自立してほしいと。それに向けてやはり観光デザインも自立自治に向けた動きをしてもらいたいんですが、それについて、市長、やっぱりどこまで、いつまでということとは言えないんでしょうけど、やはりそういうことに対して指導していくという心構えがあるでしょうか。

**○市長（打越明司）** 私も就任をさせていただいて、いぶすき観光デザインの在り方については、いろいろと検討する必要のある課題が幾つかあるというふうに思っておりまして、現実の問題としては、設立の当時と比べると指定管理者を得て彩花菜館の運営もする。あるいはふるさと納税の様々な受発注のお手伝いもする。あるいはマーケティング調査を行ったりして、観光戦略づくりにも力を発揮をする。あるいはまた商品開発だとか、ふるさと納税の出品をしてくれるような方々へのアドバイスとか、発掘もする。随分多岐にわたっているいろんな形になっていて、混在している状況でありますから、今、それに携わっている指宿市役所内の様々な課や対策室等も含めて、役割分担と予算の分担を、もう一回きちっと整理をしていかないと、場合によっては重なったことを両方でしているケースとか、あるいは場合によっては少し空回りをして無駄な予算なども使ってしまったケースとか、いろんなことが考えられるなというふうに思っていますので、そこはしっかりと、今後、経営改善推進室でもきちんとした役割等、あるべきやっぴり姿について検討していく必要があるなというふうに思います。今、指宿市がやっている仕事の中で、いつまでも指宿市が市役所内でやるということではなく、アウトソーシングをして、民間としてやりやすいことをやったほうが、ずっと推進ができること、そこは整理をして、将来どのような形にもっていくかという目標を作って、連携を取りながらその方向に向かって、目標を共有しながらしっかりやっていかななくてはならない、そのように思っているところであります。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。本当にいろんなことをやってしまうと、全てが手付かずになって中途半端になってしまうような気がして、私はそこが心配だったもんですから、今回観光デザイン、補助金、財政再建からいけば、やっぱり人件費、また補助金等、こういうところからまた身を切っていかなければいけないかなと思って、今回質問させていただきました。市長、ありがとうございました。

次、空き家についてです。空き家が23.4%と、5棟に1棟は空き家ということになっているようなのですが、この推移について、5年ごとでしょうけど、分かれば、何年か、30年がありましたけど、20年、25年とかありますか。よろしくお願いします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 先ほど住宅土地統計調査ということでお話をさせていただいたんですけども、この調査につきましては、抽出された一部の世帯を調査して、全体を推計するという標本的な調査でございますが、この調査による空き家率につきましては、平成20年が17.04%、平成25年が19.52%、平成30年が23.48%となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。指宿市だけの問題じゃないと思いますけど、市長も今回の選挙において市内全域を回り、空き家、空き地、危険空き家など目の当りにしたと思います。早急に手を打たないといけない状況だと思っていることで、私もそう思っているんですが、三つのキーワードに上げられていた住みやすいまちづくりのためにも、愛する指宿の景観を守り、空き家倒壊、空き家火災などの危険から市民の生命、財産を守り、安心安全に暮らせるように整備する必要があると考えておりますが、これに対して、やっぱりどうでしょうか、私は12月議会で条例を制定して、早目に対応したほうがいいんじゃないかということを一一般質問でさせていただきましたが、総務部のほうでか、検討されたかどうか、お聞かせください。

**○総務部長（下吹越寿）** 危険な空き家に対する条例の制定につきましては、他市の条例を調査、参考とし、空き家等対策を推進する特別措置法の規定にない緊急的な応急措置等を盛り込んだ条例の策定について、実は今年1月に市空き家対策協議会を開催して意見を聴取する予定としていたところでございますけれども、御存じのように、新型コロナウイルスの感染が広がったために、やむを得ず中止いたしました。来年度以降ですけれども協議会を開催し、議員からのそういう意見もございまして、あわせて、同協議会の委員の皆さん方の意見を聴いた上で、条例の制定を進める考えでおります。

**○5番議員（東勝義）** よかったです。地方自治法の国土交通省の資料によりますと、平成26年の統計なんですけど、全国1,718自治体のうち、451自治体が独自の空き家対策特措法を持っていると、国の特措法に合わせて空き家について各市町村で対処しているようですので、是非、早急に協議会を立ち上げて条例、厳しい条例というわけではありませんが、やはり前もって厳しくできる条例をしていかないと、本当に危険空き家が多いですので、それについてよろしくお願いします。

次行きます。インターネット上に、各自治体の空き家等対策計画が検索しますとあります。その中で、近くで喫緊で言いますと、鹿屋市の空き家対策等を計画を参考にさせていただきました、今回。本市も令和2年4月に作成された空き家等対策計画という、私は初めて知りましたが、もらいました。これを一般の取材時に危機管理課からいただき、じっくり拝読させていただきましたが、私もそうなんですけど、計画を立てて満足して、その後の実行が伴

わないと、私は特になんですが、そういうことがあるんですが、計画の4ページにあるような空き家等及び所有者等のデータベース化と情報管理について、現在、進行しているのか進行していないのか、今からするのか、ちょっとお聞かせ願えれば助かります。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がお持ちの計画の中にもありますように、空き家及び所有者等のデータベース化について情報管理をしていくというような文言があるようでございますけれども、先ほど参与が言ったのは統計上の調査の空き家ですので、実際、私どもが危機管理課で調べているのは、消防団員が1軒ずつ回った数ですので、実際、その差はございますけれども、3年に1回、消防団による調査をやっているのですが、空き家、空き店等の所在地の情報、どこが空き家になっているかという情報や、市民からの相談、公民館長からの相談等により言われた場合は現地調査を実施して、空き家の状態、所在地、所有者を含めまして、どういう助言をしたのか、どういう勧告をしたのかということ記録をして、それを管理をしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** これに条例じゃありませんけど、今、特措法の関係で助言、指導、勧告、命令、行政代執行、鹿児島県では鹿屋市が1件あるみたいなんですが、この指宿市で命令までいったところという危険空き家なんかはありますでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** そういう空家特措法に基づく勧告についてはしておりませんが、これまでもこういう一般質問の中で答弁しているのですが、所有者を調べまして、もちろん相続等もいろいろありますので、文書での解体だとか、安全確保策について適正な管理をお願いしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** よろしくお願ひします。なかなか進まないというのが、この前の一般質問でもあったものですから、やっぱりそれを進めるためには、やはりしっかりとした条例並びに心構えというのが必要だと思うんですが、次に行きます。

地域提案型空き家活用事業補助金というのが2項目に分けて、今、指宿市ではあるようですが、空き家の解体撤去工事などへの補助金として使うことができるのか。また、この活用事業補助金について、詳しく説明をお願いいたします。

**○総務部参与（野元伸浩）** 市では、空き家を活用しまして地域活性化に主体的に取り組む地域を支援するために、平成30年度から15万円を上限に地域の空き家マップづくりや活用の普及啓発のためのチラシづくり等を支援する地域提案型空き家活用事業、調査研究事業でございますが、こちらの要綱を定めているところでございます。またさらに、その次のステップといたしまして、50万円を上限に空き家を地域で公益的に活用する場合に支援する地域提案型空き家活用事業、活性化実践事業の要綱を定めているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 地域提案型、この50万円というのは、これはリフォームなんかには使えらと、この前、総務水道委員会ではあったんですけど、リフォームだけなんですか。それともほかにトイレとかもあったんですけど、それを全部使えるということではよろしいんでし

ようか。

**○総務部参与（野元伸浩）** この地域提案型空き家活用事業の活性化実践事業につきましては、議員御指摘のとおり、そのリフォーム、空き家の改修、そういった部分について、上限50万円として補助をしているところでございます。ですので、議員が御指摘されましたトイレとか、そういった部分についても一つの改修ということになりますので、上限50万円として補助をしているというところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 私は本当、勉強不足か分かりませんが、こういう空き家活用事業というのがあるのか、知りませんでして、この前、ちゃんと分かったんですが、今までこの50万円というリフォームについて、使った方がいらっしゃれば、何件ほどあったのか、お聞かせください。

**○総務部参与（野元伸浩）** 今のところ1団体が活用をしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 1団体というのは一軒家のことでしょうか。団体名じゃなくて、1軒の空き家に対して1団体が使ったということよろしいのでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** こちらについては、公益的に活用をするということでありまして、その地域団体、そういったところに補助をするという形になっておりまして、一つの団体に対して補助を1件だけしているんですけども、空き家の軒数的には1軒という形になっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 再度聞きます。1団体が三つの家をリフォームするとなった場合、1軒につき50万でしょうか。それともその1団体が3軒のリフォームをするのに、全部で50万でしょうか、どちらでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 1軒につき上限50万です。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。こういうことがあるという、市民の方々になかなか知らされていないんじゃないかと思うんですが、これは広報いぶすきとか、リフォームする、したいという方がいらっしゃるところに宣伝とかいうことは、総務としてやっているのでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** この補助制度につきましては、市のホームページで周知をしております。今後は、広報紙でも広く市民の方々に周知をさせていただきたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。それでは、今、まだ指宿市ではないでしょうけど、空き家がなかなか、危険空き家、山川のほうでも結局あの空き家は道路にはみ出していたのが、今、同僚議員が言いましたけど、中のほうに崩して網を被せると。あそこは活お海道があつて観光客が多いところでありまして、あそこを通るたびに、指宿はこんなところなんだというのがあつて、なかなか片付かないと。行政代執行ってなかなかできないんですけど、これに関して、やっぱり空き家の解体の工事に関して、やはり補助金とかいうのをば、ないと困るんじゃないかなと。鹿屋市はあります、鹿児島市もありますが、指宿市がな

い。お金を使いたくないんでしょうけど、やはりいつまでたっても危険空き家が減らない状態。それと危険空き家はあるのは分かるんですけど、隣近所に住んでいる方が本当に怖がっています。それに関して、今さっきも言いましたように、やっぱり市民の生命財産を守るためにも、この危険空き家、どうも片付かない空き家に関して、何か手を考えるということを考えているんでしょうか。

**○市長（打越明司）** 議員の御質問の中にありますように、私自身も今回の市長選挙の準備の中で、随分歩かせていただきましたけれども、放置された空き家が市内のいたるところで目にされて、増えてきたなというのを実感として持っているところであります。空き家問題は、少子高齢化や若年層の都市部への流出という問題と表裏一体のものであるというふうに思います。もちろん、危険な空き家につきましては、所有者等に管理責任があり、個人の財産に対し行政が関与すべきかどうかなど、様々な意見や課題もあります。しかしながら、これらの問題を十分に議論し、本市でできる範囲で何らかの施策を講じる必要があると、私は考えております。今後、ますます危険な空き家が増加することが予想され、本市におきましては、地域提案型の空き家活用事業などの活用に対しては補助をするなど、本市の人口減に歯止めをかけるための各施策を講じているところではございます。あわせて、市民生活に重大な影響が予想されるような危険な空き家につきましては、個別の手立てが必要だなというふうに考えております。本市は、この課題に対しましてほかの市と比べますと、これまでやや消極的な対応であったと考えておきまして、今後、条例の制定や解体撤去工事補助金等につきましても、他市の補助状況や内容等を精査し、市の空き家等対策協議会の意見も踏まえました上で、市の財政状況も勘案をして、前向きに検討していく所存でございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。去年12月、させていただきました。今回2回目、どうしても成川もそうなんです、徳光もそうなんです、私も牛乳配達の関係でいろんな所を回って、本当に危険な空き家があって、そのたびに隣近所の方々が風が吹けば怖い、音がすればちょっと気持ちが悪くという感じで言われております。確かに、喫緊の問題ではありましよう。そしてまた、財政も厳しい中でしょうけど、やはりそこもなかなか考えながらやっていってもらえれば助かります。明司市長も今回、実際、トップになられて、私が尊敬する松下幸之助さんが、人をつくるんだと、人をつかって会社を運営するんだということを言われました。やはり、それぞれ価値観の違う480人、460人というたくさんの方々がいらっしゃいます。その価値観の違う方々を一つの価値観にまとめて、今から指宿再生のための選手として育てていってもらわなければなりません。市長におかれましては、やはり体調に気を付けて、これから大変なところもあるでしょうけど、頑張っていってください。私も微力ながら応援させていただきます。よろしく申し上げます。

これにて、一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時13分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、一般質問を行います。ロシアのプーチン政権は2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。国連憲章では主権尊重、領土の保全、武力行使の禁止などを加盟国に義務付けており、ロシアの行動はどこから見ても国連憲章違反の侵略行為であることは明瞭です。これはウクライナ市民の平和と命を踏みにじると同時に、国連憲章に基づく世界の平和秩序を根底から脅かす極めて深刻な事態です。さらに、プーチン大統領は核兵器による威嚇も行っていますが、決して許されることではありません。ロシアによるウクライナ侵略に抗議する声は、全世界と地域に広がっています。武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退することを強く求めて、以下、通告に基づき一般質問を行います。

まず、政治姿勢の問題です。六つの事柄について通告をしてありますが、いずれもこの間に一般質問でも何回か取り上げて、提案や要求などをしてきた問題です。今回の質問は、細部にわたって繰り返し議論を重ねようということが必ずしも中心ではなく、新しく打越市長に変わった下で、市長の基本的な考え方を整理して伺おうというものであります。ですから、同じ答弁をするにしても、市長の言葉として答弁をいただきたいと思えます。

まず、子育て支援として三つの提起をさせていただいております。一つは、国保税には2万5,200円の均等割がありますが、18歳以下の子供に係る均等割をなくしてはどうかということです。二つ目には、学校給食を完全無料にしてはどうかということです。三つ目には、子ども医療費を高校卒業するまで無料にすることです。それぞれ基本的な市長のお考えを伺います。

次に、高齢者の補聴器購入に対する助成制度についてです。前任の市長もその必要性自体についてはお認めになってきたところではありますが、打越市長はこの件は基本的にどのように考えて、実現に向けての取組をする考えであるか、伺います。

次に、学校や公共施設のトイレに生理用品を無償配布することについてです。打越市長はどのように考えるか、基本姿勢を伺います。

この件での最後として、パートナーシップ宣誓制度についてはどのように考えるか。制度について改善すべき点や都市間提携についての在り方等を含めて、お考えがあれば基本点をお答えいただきたいと思えます。

市営住宅家賃の減免について、公営住宅法に基づく市営住宅は、地方自治法等の定めによって必要な事項を市営住宅管理条例として定めています。第14条には家賃の決定、第16条に

は家賃の減免又は徴収猶予についての定めがあります。要約すると、家賃の額は収入に着目するが、特別な事情がある場合は減額、減免、猶予等ができるということだと思います。そこでまず伺いますが、家賃の減免について、条例等ではどのように定められているかどうか。具体的になっているかどうかを含めて答弁いただきたいと思います。

次に、減免の実績について、第16条の第1項関係、第2項関係、第3項関係、第4項関係とそれぞれ実績があるかどうか、伺います。

次に、同じような行政サービスがある場合は、県の例に倣ったり、他市の例に倣ったりすることはよくあります。そこで、県営住宅においては、家賃の減免について、どのような場合にどの程度減免するとなっているかどうか、示していただきたいと思います。特に、収入に着目しての減免について、示していただきたいと思います。また、県内他市において条例等の整備状況等実績はどのようになっているか、伺います。

緊急通報システムについて、緊急通報装置の給付事業であります。その目的、仕組みや内容、実績はどのようになっているか、伺います。

次に、生活道路の点検と整備計画についてであります。生活道路の点検と整備計画というふうに通告してありますが、認定外道路という意味ではなく、生活に密着した道路という意味であり、指宿市道、並びにその周辺の取付けや歩道などを含むものであります。私は昨年から今年にかけての一定期間、健康上の理由から車の運転をすることを医者に止められておりました。そのことから、しばらくの間は電動アシスト自転車に頼っていました。すると、車を主な交通手段としていたときとは別な道路事情が見えてきました。自転車は軽車両ですから、原則として車道を通行します。ただし、例外があつて、1. 標識があるとき、2. 13歳未満の子供、3. 70歳以上の高齢者、4. やむを得ない場合、5. 交通量が多い、6. 道路の幅が狭いなど、交通安全確保のために必要な場合は例外となっています。また、車いすやいわゆる電動シニアカーは歩行者扱いになりますから、原則歩道を通行することになります。車の運転が日常になっている人からすれば、想像できないようなちょっとしたへこみや段差が通行を妨げ、あるいは危険を誘発している現状があります。そこで伺いますが、身近な生活道路の点検と整備計画はどのようになっているか、伺います。また、自転車、車いす、電動のシニアカー視点での点検と整備計画を持っているかどうか、伺います。

小田墓地公苑内の環境整備についてであります。旧墓地、新墓地合わせて2,638区画用意されているようです。立地場所としては、平地ではありませんから、当然勾配もありますし、階段もあります。階段といっても何段もある、いわゆる普通の階段もありますし、登山道にあるような低い段差のものが2・3段というものもあります。手すりについても、長いものもあれば短いものもあると思います。墓参りに行く人は比較的高齢の人が多いのではないのでしょうか。そこで伺いますが、現在あるトイレに洋式トイレの導入はできないかどうか。また、手すりや段差の整備についてはどのようになっているか、伺います。いずれもこの間

に市民から整備の必要性が寄せられていたものであります。答弁をお願いいたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員から幾つかの問題について御質問いただきましたが、2点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、国保税の均等割をなくすることについてどのように考えますかということですが、国保税の均等割につきましては、加入者一人ひとりに均等に課税されており、子供を含めた全ての被保険者に人数に応じて負担をしていただくようになっております。そのうち、所得が一定の基準以下である低所得者世帯については、均等割及び平等割が7割、5割又は2割のいずれかに軽減される制度があり、その軽減分については公費により負担軽減が図られているところであります。また、令和4年度課税分からは未就学児に係る均等割についても、5割は公費による財政支援が行われる予定となっております。18歳以下の均等割軽減につきましては、これまでも軽減の対象年齢の拡大等について、全国市長会を通じて国に要望をしているところであります。子育て支援策等の観点からも医療保険制度全体の問題でもあることから、国と連携しての施策が構築されるものと期待をしているところであります。仮に、本市で独自の減免制度を構築したとしても、減免により不足する多額の財源が必要となりますので、本市国保の厳しい財政状況から見て、現段階では18歳以下の減免制度については、実施は難しいものと考えております。

生活道路の点検と整備計画について、どのような基本方針を持っているかというような御質問でありました。本市総合振興計画におきましては、利便性に優れた快適なまちという基本目標の中で、近年の車社会の進展に伴い、交通量が増加しつつある市道につきましては、幹線道路を補完する整備を推進するとともに、生活道路としての機能を高め、安全で安心して通行できる利用者の視点に立った道づくりというものを基本方針として定めているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁をさせていただきます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校のトイレに生理用品を無償配布することについてでございます。学校では、保健室等で生理用品の配布を行っております。教育委員会では、学校のトイレに生理用品を置くことについて、これまで実施いたしました試験的導入やアンケートの結果を基に、県及び他市の取組も踏まえながら、導入について引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校給食を完全無料にすることについてでございます。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的に、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しているところでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み、育てやすいまちを目指していく上で、大事なことであると認識はしておりますが、一方で継続的な予算の確保が課題となるところでございます。当面は保護者の皆様に学校給食費の一部負担をお願いしたいと考えているところでございますが、今



後、学校給食費の完全無償化につきましては、慎重に検討していきたいと考えているところ  
であります。

**○健康福祉部長（山元成之）** 私からは子ども医療費、高齢者の補聴器購入、緊急通報システム  
の三つの項目につきまして答弁させていただきます。

まず、子ども医療費につきましてでございます。子ども医療費の助成につきましては、本  
市においては子育て支援における環境整備を図るため、住民税の課税、非課税を問わず、平  
成27年10月診療分より、医療費助成対象を小学校3年生までから中学校卒業までに拡充いた  
しました。子ども医療費の助成方式としましては、窓口で医療費の自己負担分を支払って  
いただき、後日登録した口座に窓口で支払った自己負担分が振り込まれる自動償還払いとい  
ました。なお、令和3年4月からは、県内一斉に住民税非課税世帯の18歳年度末までの子供  
を対象に、窓口負担なしの現物給付方式が導入されておりますが、住民税課税世帯の子供た  
ちにつきましては、現物給付方式は行っていないところでございます。

高校卒業までの無料化につきましては、子ども医療の対象者拡大により、子供の保健の向  
上と子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備して、若者  
世代の流出を止めることが少子化対策を一層推進するための重要な施策であることは認識し  
ております。しかしながら、一方で財政的な問題も検討が必要であり、実施につきましては  
慎重に検討しなければならないと考えております。

続きまして、二つ目の高齢者の補聴器購入に対する助成制度についてでございます。一般  
的に高齢になると耳が聞こえづらくなる方が増えていくという事は理解しており、主に都  
市部において補聴器購入助成制度が広がりつつあることも認識しております。その対策の一  
つとして、本市におきましては、耳が聞こえづらくなる高齢者の方々が、住み慣れた地域で  
いつまでも安心して暮らし続けることができるように、生きがいがづくりや社会参加を推進し  
ていくことも重要であると考えているところでございます。高齢者の補聴器購入に係る助成制度につ  
きましては、一定のニーズはあると理解しておりますが、新たな助成制度の創設につきまし  
ては、多額の財源が必要になると予想されることから、現時点では市独自の新たな助成制度  
の創設は厳しいものと考えております。

三つ目の緊急通報システムにつきまして、まず目的は何かとのことでございます。市では  
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための様々な施策を行っており、その一つとし  
て緊急通報体制等整備事業があります。この事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの  
世帯、身体障害者の世帯で体調不良などの緊急事態が発生したとき、親族などに速やかに連  
絡が取れるようにすることを目的としております。申請者には、簡単な操作で家族などに通  
報される機能を備えた機器の購入助成を行います。ボタン一つで登録された連絡先に速やか  
に通報され、必要に応じて救命活動が行われることから、高齢者等が安心して在宅生活を  
送ることができる環境整備に有効であると考えております。

続きまして、どのような仕組みで、どのような内容かについてでございます。緊急通報装置は本体とペンダントがセットになっており、N T T回線に取り付けた本体又はペンダントの緊急ボタンを押すことで、あらかじめ登録された家族などに緊急通報として連絡が入るものがございます。通報先は最大4か所の電話番号を登録することが可能となっており、第1通報先が応答した後、電話を切ると第2通報先へ発信が切り替わり、登録者全員に通報されます。なお、通報先が35秒以上応答しない場合、次の通報先へ切り替わり、登録者全員が応答するまで不在者へ再発信される仕組みとなっております。

続きまして最後に、利用実績数についてでございます。過去3年間における緊急通報装置の給付実績は、平成30年度32台、令和元年度23台、令和2年度16台となっております。機器は買取りになっておりまして、電話回線を利用した通報であるため、市において利用回数の把握はできませんが、緊急通報装置を利用した消防署への通報が毎年数件あると聞いております。

**○総務部参与（増永智美）** 公共施設のトイレに生理用品を無償配布することについてでございますが、コロナ禍により社会問題として取り上げられた経済的理由などで生理用品が十分に入手できない生理の貧困については、様々な支援が必要な方を相談窓口につなぐ対策として、令和4年3月1日から試行的に生理用品の配布とアンケートを実施しております。窓口で引換券を提示すると、理由などをお伺いすることなくお渡しすることになっております。引換券の設置場所及び生理用品の配布につきましては、市役所総合案内、地域福祉課、保健センター、ふれあいプラザなのはな館、山川支所市民福祉課、開聞支所地域振興課の各窓口で行っており、引換券については各窓口のほか、対象者の利用の多いと想定されるトイレにも設置しております。

次に、パートナーシップ宣誓制度について、改善充実させる点でございます。パートナーシップ宣誓制度の都市間連携につきましては、令和4年2月1日に鹿児島市と連携協定を締結いたしました。連携したことにより、宣誓者が指宿市から鹿児島市に転出する場合、指宿市にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出することで、鹿児島市でも指宿市の受領証が継続して使用できます。なお、都市間連携の有無に関わらず、他自治体でパートナーシップ宣誓制度を利用している方が指宿市に転入する場合、一定の必要書類を省略し、手続をすることができます。また、これまで事前の予約については、電話かメールでの手続としておりましたが、電子申請でも予約手続ができるようになっております。今後も、より良い制度となるよう、当事者の方の意見も聴きながら推進してまいりたいと考えております。

**○建設部長（山崎一磨）** 市営住宅家賃の減免について、条例等でどのように定められているかとお尋ねです。市営住宅使用料の減免につきましては、指宿市営住宅管理条例第16条第1項に、市長は特別の事情がある場合において、特に必要があると認められるときは、家賃を

減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができると規定されております。第1号に入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき、第2号に入居者又は同居者が病気にかかったとき、第3号に入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき、第4号に前3号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事情があるときと定められているところであります。

減免の実績についてですが、住宅使用料の減免の実績につきましては、直近では令和元年度に2件あります。この減免の内容としましては、火災のり災により容易に回復しがたい損害を受けたことにより減免を行ったところです。なお、指宿市営住宅管理条例第16条第1項第3号に該当いたしております。第1号、第2号、第4号につきましては、実績はございません。

次に、県営住宅においてどのように定められているかとの御質問です。県営住宅の家賃取扱要領によりますと、入居者及び同居者の収入月額が5万円以下の場合や、入居者等が6か月以上の療養を要する疾病にかかり、又は災害により著しい損害を受けた場合などに減免対象者に該当し、減免額は収入月額が2万5千円を超え5万円以下の場合は家賃等の4分の1を、2万5千円以下の場合は家賃等の2分の1が減免対象となるようでございます。

県内他市における条例等の整備状況についてであります。県内他市の状況を確認しましたところ、鹿児島市、霧島市及び南薩地域では南さつま市、南九州市につきましては、要綱等で減免制度を制定しております。なお、鹿児島市及び霧島市につきましては、収入による減免を行っております。また、減免対象者の収入基準につきましては県と同様であります。運用方法などは異なっているようでございます。

続きまして、生活道路の点検の整備計画についてでございます。生活道路の整備計画におきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法によりまして、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての利用者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることを原則としながら、道路法や道路構造令に基づき設計に反映しているところであります。また、点検につきましては、自転車やシニアカー等の視点での点検も必要であると認識しているところでございます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 私からは墓地公苑内の環境整備についてお答えさせていただきます。市営小田墓地公苑には3か所のトイレがありますが、男女、多目的トイレを含め7つある大便器のうち、6つが和式トイレ、1つが洋式トイレとなっております。お墓参りに来られる方の中には高齢者等も多く、たくさんの方がトイレを利用することから、お墓参りに来られた方々に気持ちよく利用していただくためにも、洋式トイレへの取替えの必要性を認識しているところでございます。また、手すりや階段につきましては、今年度1か所取替え修繕を行ったところであります。取替え修繕を行うに当たり、全体的に調査を行ったところ、ほかにも修繕が必要な箇所があったことから、令和4年度から年次的に計画してまいりたいと考

えております。

**○17番議員（前之園正和）** 1番目の政治姿勢についてであります。最初の方に言いましたように、国保税の均等割については市長から答弁をいただきましたが、全体としてこれまでのやりとりの内容、現状の答弁だったかと思えます、各部長からは。私がお聞きしたのは、これまでの確認ということにとどまらず、新しく市長が変わられたことで、市長の考えはですね、これまでのことをそのとおりに進めていくという単純なものなのか、これはちょっと疑問を持っているということがあれば示していただきたいし、これはこれまでの答弁よりですね、更に急ぐべきだという認識があれば示していただきたいし、市長のざっくりとしたといいますかね、基本的な考えを伺いたいということだったわけで、国保の均等割以外は、ちょっとお答えいただけないでしょうか。

**○市長（打越明司）** 基本的には今の現状を踏まえた各部長の答弁によるものと思えますけれども、それぞれ議員の質問の意図といいますか、願いというのは、私も共通して感じる場所もあります。いずれにしても、なかなか財政再建を目標にしながら、今、市政運営を進めようとする中で、確実な御返事をできるような状況にはないということで御理解いただきたいと思えます。

**○17番議員（前之園正和）** これまでのやりとりで前任の市長のを含めて、必要性は認めたものは同じ、認めていच्छやるし、検討するというものはするという、特段変わるものはないと、同じような考えでやっていくということによろしいんですね、ちょっと確認したいと思えます。

**○市長（打越明司）** 今後、できることを含めて前向きに取り組んでまいりたいということであります。

**○17番議員（前之園正和）** それではちょっと各部長でいいんですが、具体的なことをちょっと伺います。国保税の均等割についてはお答えいただきましたが、仮に法定外部分として一般会計から繰り出すと、均等割をですね、免除するというので、そうすれば幾らぐらいの市独自に予算が必要ということになるのでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 財源自体が法定外繰り入れになるかどうかということは別にいたしまして、令和4年3月現在の国保被保険者数は1万1,845人となっております、うち18歳以下の被保険者は1,213人になるところです。仮に18歳以下の被保険者の均等割を免除した場合、低所得者における7割及び5割、2割軽減や、来年度から施行される未就学児の均等割軽減といった法定軽減に係る軽減額は、公費により財政支援があります。それ以外に議員お尋ねの市独自に均等割を減免した場合は2,460万円の財源が必要となるところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 次に、学校給食の完全無料ということになれば、今現在、1万1,000ですけど、全額無料とすれば幾ら掛かることになるか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 本市におきまして学校給食費を完全無償化としますと、令和4年度の

児童生徒見込数2,909名で試算したところ、約年間1億3,500万円の予算が必要になるところでございます。

- 17番議員（前之園正和） 次に、子ども医療費を高校卒業まで無料にということになれば、市の必要経費はあと幾ら必要ということになるのでしょうか。
- 健康福祉部長（山元成之） 16歳から18歳のいわゆる高校生世帯で、住民税課税世帯を助成対象とした場合、約1,500万円の増額と予想されます。
- 17番議員（前之園正和） それでは次に、時間があつたらちょっとまたやりたいと思うんですけど、市営住宅の家賃の減免について、伺います。市の管理条例の第16条の1項において、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときに、家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予ができるというのが記載してあるということは答弁をいただきましたが、その実績としては、火災のときの実績はあるけど、その他の実績はないということでしたが、この収入に着目した基準もなければ、当然、申請用紙もないということではよろしいわけですね、確認をいたします。
- 建設部長（山崎一磨） 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 17番議員（前之園正和） 住宅管理条例では第16条に先ほども言ったように、収入に着目して、これが大変な場合には減額免除、徴収の猶予できるというふうになっているが、なつてはいるが具体的なその要綱もなければ、規則もないということで、申請用紙もないという状況であります。そこは市長、収入に着目した減免の基準を作り、申請用紙を作るというのが、申請者があるなしに関わらず、作っておかなければならないことではないでしょうか。
- 建設部長（山崎一磨） 指宿市住宅管理条例施行規則第12条に、減免に関する申請手続については定めておるところでございます。ただ、これ以外の要綱、要領等では定めていないところでございます。
- 17番議員（前之園正和） ほかの県などの、鹿児島市など例を示していただきましたが、収入認定が月額が2万5千円以下の場合には家賃の2分の1、収入認定月額が2万5千円を超え5万以下の場合には4分の1を減免するようになっていると、県もそうだということですが、少なくとも同じような額を、収入額を示した基準を作るということは、もう当然のことではないでしょうか。
- 建設部長（山崎一磨） 公営住宅の家賃につきましては、収入に応じて計算された額が決定され、既に低廉な家賃で提供しているところ。国から示されている減免の基準は、収入等がおおむね生活保護基準以下とされています。また、住宅に対する支援制度の中には、生活保護制度における住宅扶助や失業、休業等による収入減少に伴う住居確保給付金があり、これらの制度と市営住宅の減免制度との整合性や、入居者以外の世帯との公平性等について検討する必要があります。家賃減免の基準につきましては、以上のことを踏まえまして、県内外の自治体の制度を参考に検討をする必要があると考えているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 市の条例第14条で家賃の決定ということで、これはその収入によって家賃が幾らから幾らまでの人は家賃が幾らですよ、ここからここまでは幾らですよということで決まっていると、それはどこもそうじゃないですか。その上で、14条で指宿市でいえば14条で家賃の決定があつて、その上で16条によって大変なところは減免できるという、そこが県や鹿児島市などは具体的になつていて、2万5千と5万を区切ってですね、半分あるいは4分の1減免できるというわけですから、当然、16条に基づくそのものさしを示すしということは、当然の義務じゃないですか。法体系としての義務じゃないですか。そういう意味で16条に基づく規則なり、要綱なりで、いうところの2万5千とか、5万とか示して、同じようなものを作る必要性があるということによろしいですか。

○建設部長（山崎一磨） ここ1・2年、コロナ禍の影響により収入が減少した入居者も少なくないとは思っております。引き続き県内外の自治体の制度の調査研究を行うとともに、入居者以外の世帯との公平性が保たれるよう、関係部署と連携を図りながら、真に困窮している入居者の支援となるよう、要綱等の制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） ですから、14条において収入は幾らと決まっている、そのことをもって減免の必要性うんぬんというのは別ですよ。14条で決まった額にも関わらず、16条によって減免できるというふうになっているわけですから。これからするということじゃなくて、16条に基づく減免できるというふうになっているのが、具体的な施策が取られてなかった、基準も示されてなければ申請書もないと、これは責任ですよ。今から考えますということでは済まない問題ですよ。市長、そこをどう考えますか。

○建築課長（山田昭浩） 市営住宅の中で、最も低い家賃というのは、全世帯の割合でいくと0から10%に相当する世帯を対象としております。生活保護基準の収入分位が7から8%程度に相当するとされていることから、最も低い家賃は生活保護基準を想定して決められたものと考えております。しかしながら、収入等が生活保護基準以下や住宅確保給付金の給付相当にあるにも関わらず、特別な理由により制度を利用できない場合等も想定されますので、県内外の自治体の減免制度を調査研究して検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） ですから、16条で特別の事情がある場合で、特に必要があると認めるときは減額若しくは、となつているんですよ。どういう意味ですか、これは。どういうときに減免ができる、減額ができると、ものさしを示せないで漠然とした問題ですか、そこを言っているんです。

○建設部長（山崎一磨） 議員のおっしゃることは分かります。ものさしを示せということだろうというふうに理解しております。その中で、そのものさしの収入月額をどの程度にするかというのにつきまして、他市町村、県内外の調査をいたしまして、そのものさしについて検討して決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○17番議員（前之園正和） ですから、鹿児島市、霧島市とか、示されていましたが、も

のさしを示しているところは2万5千と5万なんですよ。2万5千円以下の場合には2分の1、2万5千円から5万の場合には4分の1という、ものさしはもうでき上がったものとは言いませんけど、見習うべきものははっきりしているんですよ。あの自治体は幾らで、この自治体は幾らというばらつきがあるわけではなくて、言ってみれば県のものにそろえてあるんですよ。そういう意味では、これから周りを見て検討するというのではなくて、県にそろえますということでもよろしいんじゃないですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 鹿児島県にそろえるのは、簡単ではあると思います。ただ、指宿市独自でその基準を定めていくことも必要であるというふうに考えておりますので、今後、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 県が2万5千円以下の場合には家賃が2分の1というふうになっていますが、指宿市の独自の検討した結果、2万5千円じゃなくて3万以下の場合には2分の1ということもあり得るということですか、これから検討するというのは。県の基準が示されているので、一応、市独自で検討するというわけですから、場合によってはより減免の制度を充実するということもあり得るということも考えていいんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 検討した結果、県と同じになる可能性もあるかと思えます。ただ、県の減免制度といたしまして、預貯金等の絡みが入っていないところでございます。そのようなところをやはり慎重に検討していくことが必要であろうという考え方の下、先ほどの答弁とさせていただいたところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** プラスのほうばかり言いましたけど、じゃ、2万5千円が3万じゃなくて、指宿は検討の結果2万ということもあり得るということなんですか。これはほかより減免制度を後ろ向きにするということですけど、どっちにもあるということですか。

**○建設部長（山崎一磨）** そのものさし、2万5千、5万円については、検討の結果、先ほども申し上げましたけれども、同じになることもあろうかと思えます。ただ、それだけではなくて、より良い減免制度となるよう検討していきたいという形の下で答弁させていただいているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 県やほかの市が示している2万5千、5万というのがありますけど、より良い制度となるよう検討するというのが今の答弁ですけど、その意味には減免制度を更に充実するというふうに私は聞こえるんですけど、そういうことですか。

**○建設部長（山崎一磨）** そういう捉え方もあろうかと思えますが、市営住宅入居者以外の方々との公平性も当然考えていかなければなりませんので、そのような不公平感が出ないというような形でのより良い制度という形で答弁させていただいております。

**○17番議員（前之園正和）** より良いということと矛盾をするんですよ。ほかのところということになれば、民間のアパートに、じゃあ補助は市がするのかということをするれば、それはないわけですから。それはもう引き下げる口実にしかならないわけです。やろうと思えば

ですね、検討すれば2万5千、5万というのは一応、県をはじめですね、示されているわけですから、条例で16条でできるというふうになっているわけですから、要綱とか規則とか、これから作るにしてもですね、条例改正は少なく、急々には必要ないんですよ。ですから、今からでもすぐでもできるんですよ、条例に基づいてですね、2万5千、5万というのに基づいてやると。必要ならば詳しくするために条例改正とかあるかもしれんけど、とにかく規則、要綱とかでやろうとすれば、もう今すぐにでもできる。ものさしも県にそろえればいいわけですよ。市長、これまでの担当とのやり取りを聞いて、いかが考えますでしょうか。

**○市長（打越明司）** 私も実は、今の議論を聞きながら、十分に理解してないところもあるような気がします。十分にこれから勉強した上で、今の議員の主張や思いもよく分かりましたので、いい答えを出せるようにこれから検討していきたいというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** これはもう条例を変えようという話ではなくて、条例を具体化をしようということですが、2万5千、5万という県のものさしがありますので、これに沿って即座にやっていただけるようお願い申し上げまして、また次の機会にお願いしたいと思いません。

それから、緊急通報システムについてですが、これは一人暮らしとか、そういうところですね、いざというときに緊急時に通報できるようにということですが、答弁でもありましたように、NTT回線がなければ、このシステムは生かせないことになるわけですね。一人暮らしで緊急に連絡を取るべきということから言えば、NTT回線が必ずしも持っているということにはならないわけですよ。ですから、ほかのところに通信回線があるなし、あるいは種類に関わらず、同様のシステムをですね、何かできないかということは、やっぱり考える必要があるんじゃないかと思うんですけど、それについてはどのように考えますでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 緊急通報システムにつきましては、例えば24時間365日、オペレーターが対応してくれるものもあるようです。また、センサーを活用したものや、長時間家電や水が使用されない、逆に長時間使用され続けている場合に、家族へメール等で通報されるものもあるようです。今後、高齢化が進みますので、緊急対応というものは大変重要なものであると思っております。今後も引き続き調査研究を続けてまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 答弁もありましたように、今ある市の緊急通報装置、これだけではなかなかクリアできないところもあるし、家電なんかを使ってですね、長時間使えばなしになる、あるいは使われないということで自動発信するというものもあるようです。ですから、そういったことも含めて、あらゆる人にですね、対応できるものを、やっぱり考えると。それが今の市の緊急通報システムに組み入れられるもの、組み入れられなくて、ほかに要請をするものというのが出てくるでしょうけども、その検討をする必要があると思うんで



すけど、当面の問題として、このNTT回線だけじゃなくて、携帯、スマホ、キャリアはどこであろうとですね、携帯、スマホでも対応できるようにということはできないか、その点はどうでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 基本的には、今現在使っている緊急通報装置がNTT回線を推奨されております。一方で、議員がおっしゃるように回線を使わずに携帯電話等で対応できるものもあるやに聞いておりますので、その辺につきましても調査研究をしてみたいと思っております。

○17番議員（前之園正和） そうですね、だから現在のシステムという枠においてはNTT回線というのがあるかもしれませんが、全ての人に対して必要なシステムを構築するという点からいくと、今の制度を拡充する、あるいはまたほかのシステムを連動するということも含めてですね、今後、やっぱりそのことについては検討する必要があるというふうに、執行部もそう理解をしているということで確認をしてよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 現在使っている装置はNTT回線でやっておりますが、一方でITの時代になりました。民間においては様々な機器が開発されているようですので、高齢者が使いやすい優しい機器につきまして、今後も調査研究をしてみたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） それから、生活道路の点検についてであります、自転車や車いす、シニアカーでの視点での点検の必要性をお伺いしましたところ、その必要性はあるということだと思っておりますけれども、その視点に立っての整備計画といえましょうかね、点検は必要性はあるということですけど、これまではやられていたのかどうか、その点はどうでしょうか。

○土木課長（東恵一） 我々土木課につきましては、職員パトロール等も含めながら、車目線である所、また更に危ない危険な箇所につきましては、車を降りて歩きながら段差解消、また陥没、ポットホールなどについても注意しながらパトロールを現在行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 例えば歩道ということからすると、歩行者、車いすなんかですね、歩行者扱いですから、例えば目的の場所に行くのに、例えばなのはな館に行きたいというふうにしたときに、ちょっと入口のところにはちょうど横断歩道がないわけで、向こうにずっと行って、回ってということに、法的にいえばなるわけですよ。そういうことを考えれば、横断歩道が必要とする所にあるかどうかという問題も出てくる。それから、ちょっとした段差ですね、健常者の場合はなんてことないけど、車いす等の場合は問題になるということもあろうかと思うんですが、そういうことを含めての、パトロールの際はですね、やられているかどうか、その点はどうでしょうか。

○土木課長（東恵一） パトロールにつきましても、そのような状況を危惧しながらするように心掛けているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 道路に関する国のガイドラインというのがあるようですが、歩道と横断歩道の段差は2cmと定められているようです。車いすでは越えられ、白杖で確認できるのが2cmということからのようです。この2cmを一つの基準として、これはもう歩道と横断歩道の場合ですけれども、これは2cmというのはいつの基準だと思うんですね。この2cmを意識したパトロール、点検というのはどうかなというふうに思うんですが、それはやられていますでしょうか。

○土木課長（東恵一） 議員のおっしゃいますその2cmを基準にしてやっているつもりですが、実際のところ解消できていない箇所というのもあると思います。ただ、我々のパトロールとしましては、現場にたどり着くまでの間、また職員パトロールとして随時そのようなことを気にしながら現状としては努めているところでございます。

○17番議員（前之園正和） これは意識して見ないと、車社会の下ではですね、やっぱり見過ごす部分だというふうに思うんですね。ですから、いっぱい市内にはこういう所があると思うんですよ、その必要性のあるところが。だから、逆に言うと、いっぱいあるもんだから、不自由を感じていてもですね、ここは段差を解決してほしいというのは、なかなか要求としても出てこないんじゃないかと思うんですね。言えばかりがないから。そういったことでは、やっぱりだめなんであって、点検のときにですね、やっぱりそこは意識してやるということが必要じゃないかと思うんですが、これを機にと言ったらおこがましいんですけども、やはり歩行者目線、それから軽車両目線でのですね、点検というのは大事じゃないかなと思うんですけど、今後への決意も含めてちょっと伺います。

○土木課長（東恵一） 議員のおっしゃるとおり、そのような段差解消部分につきましての見方というのは大事なところだと思います。今後も、そのようなものを注意しながら一生懸命パトロールに努めてまいります。

○17番議員（前之園正和） それから、小田墓地のことですが、現在、3か所にトイレがあって、7基のうち6基は和式、1基が洋式だということで、洋式トイレの導入についてはその必要性があるということでもありますけど、手すりや階段の整備についても、最近やったということも含めて、今後、年次的にやりたいということですけども、トイレのほうについては、まずいつ頃までにというものをお持ちでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 現段階では時期等については、まだ定かにしてないところでございます。

○17番議員（前之園正和） トイレも手すり、階段もそうですけれども、しばらく待ってくれず済む話ではないというふうに思うんですね。今必要としては、やっぱり、財政的には一気にできないということは理解していますけれども、必要性からいくと、今必要というものは今必要なわけですよ。その点では具体的なものを示してやっていただきたいと思うんですけど、手すり、階段についても、これは聞くところによるとブロックを分けて、何か年間で

やるという計画があるように聞いていますけど、そのことを含めてちょっと伺います。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 手すりにつきましては、現段階であると3か所、取替えを計画をしているところでございます。令和4年度につきましては1か所、あとの2か所につきましては、やはり、その現状の更なる把握、応急処置とか、そういうものも含めて、優先順位とか、随時、今後も小田墓地公苑内の確認をしながら、計画してまいりたいと思います。

**○17番議員（前之園正和）** そのブロックを分けてということもちょっと聞いているんですけども、3ブロックに例えばするとすれば3年で済むのかなという、ちょっと直感的に思うんですけど、そういった意味を含めて、やっている途中で新たな必要性が出て来るという場合がありますけれども、一応今の計画ではどの程度で手直し、あるいは補修等もできるということとは言えないのでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 予算措置等の関係もございますので、課としては、できるだけ早い段階で修理できるように検討してまいりたいと思います。

**○17番議員（前之園正和）** この問題は、市のほうが計画的にチェックをし、必要に応じて施工するということがありますし、要望が具体的に上がって来た時点で確認は必要でしょうけれども、それでやるということも必要かと思うんですね、そこら辺のところを含めて、市民の要求に沿って対処していただきたいというふうに思います。

それで、最初言った、最初の部分にちょっと戻りますけど、政治姿勢のところですね、トイレに生理用品を無償配布することはできないかということについて、学校側と公共施設の側と答弁をいただきましたけれども、昔は公園のトイレにトイレットペーパーがないというところもありましたけど、それはもう昔々の話であってですね、トイレにトイレットペーパーがあるのは当たり前であります。それと同じように、トイレに生理用品を必要とする人がいるわけですから、トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品も必要なときに使えるようにということは、当然のことだと。ジェンダー平等の視点からいっても求められることと思うんですが、市長はそのトイレットペーパーがあるように、当然のものとしてあるべきだということについては、また、ジェンダー平等との関係では、どのようにお考えでしょうか。

**○総務部参与（増永智美）** 生理の貧困問題としては、真に必要としている方へしっかり配布することであり、単に配布することで終わらせるのではなく、ほかに抱えている困りごとについても把握して、必要な支援につなげる機会とすることだと考えております。今後、トイレに直接生理用品を配布することも含めまして、支援が必要な方を相談窓口につなぐための対策を検討していきたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 真に必要とする人ということではありますが、トイレットペーパーがですよ、例えば、どこそこの窓口にありますから、必要な人は持って行ってくださいということにならないわけですよ。ですから、必要とする人に必要な場所で、必要なときに提

供するという事になれば、やはり学校もそうですけれども、公共施設のほうもですね、その場に、トイレの個室に置くということが求められるわけです。最後ですので、時間からして、市長のお考えを伺います。トイレトペーパーがあるようにあるべきじゃないかということ。

○市長（打越明司） 今、その問題についていろいろな意見があって、試行をしている最中でありまして。この試行の中で、いろいろな意見や要望、声を聴く仕組みも作って、その声が届くような形に、十分かどうかは分かりませんが、その試行を続けている最中でありまして、そのことを踏まえて、いい形で今後も検討を続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（下川床泉） これにて一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 4時20分 |
| 再開 | 午後 | 4時27分 |

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第8号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第8号、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、議案第8号、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

スポーツに関する事務のうち、学校における体育に関する事務は教育委員会に残し、ほかには市長部局が管理し執行するということだが、事務が分かれることによるデメリットというのは考えられないかとの質疑に対し、特にデメリットはないと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(下川床泉) 次は、日程第4、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい  
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

選挙管理委員には、今村了氏、大道武雄氏、大岩本稔氏、馬場久生氏、以上の方を指名い  
たします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異  
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今村了氏、大道武雄氏、大岩本稔氏、馬場久生氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第1順位、高橋國十郎氏、第2順位、徳留博昭氏、第3順位、牟田浩一氏、第4順位、森和美氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、高橋國十郎氏、第2順位、徳留博昭氏、第3順位、牟田浩一氏、第4順位、森和美氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

3月23日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、3月23日は休会とすることに決定いたしました。

## △ 散 会

○議長(下川床泉) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 知 恵

# 第 1 回 定 例 会

令和 4 年 3 月 28 日

(第 5 日)



## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和4年3月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第10号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第8 議案第15号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第16号 令和4年度指宿市一般会計予算について
- 日程第10 議案第21号 令和4年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第22号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第23号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第13 議案第17号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第18号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第19号 令和4年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第20号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第28号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第29号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第30号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について

○日程第21 議案第31号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について

○日程第22 議案第32号 指宿市議会委員会条例の一部改正について

○日程第23 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 闢 支 所 長	山 下 秀 一	総 務 部 参 与	野 元 伸 浩
総 務 部 参 与	増 永 智 美	建 設 部 参 与	星 倉 淳 一
教 育 部 参 与	中 摩 浩 太 郎	総 務 課 長	山 下 浩 二
財 政 課 長	東 忠 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び東勝義議員を指名いたします。

△ 議案第9号及び議案第10号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第9号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び、日程第3、議案第10号、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第9号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び、議案第10号、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び4日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第9号について。育児休業を取得できなかった1年契約の非常勤職員は、これまで妊娠すると必然的に退職という選択肢しかなかったが、条例の一部改正によって、継続して勤務できる可能性が出てくるということかとの質疑に対し、そういう可能性が出てくると思うとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第10号について。消防団員数はどうなっているかとの質疑に対し、令和3年4月1日時点で、条例定数564名に対し520名で、マイナス44名となっているとの答弁でした。

消防団員による捜索活動は毎年どれくらいあるかとの質疑に対し、2018年は捜索が11回、述べ697名の出動、2019年は捜索が1回、述べ49名の出動、2020年は捜索3回、述べ219名の出動となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第12号及び議案第13号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第4、議案第12号、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について、及び、日程第5、議案第13号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第12号、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について、及び、議案第13号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第13号について。市民会館施設使用料は、これまでと大幅に変わるのかとの質疑に対し、ホールについては、これまでと同額としており、そのほかの部屋については、こ

れまでなかった部屋があることから、従来の該当しそうな部屋の面積と比較をして、大きくなったものは若干上げ、小さくなったものについてはそれに合わせて調整をした。元の市民会館と比較して、大幅な値上がり感がないように調整をしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第12号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号及び議案第13号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第11号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第6、議案第11号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第11号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例の一部改正について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

空調機の使用料については、規則で後もって定める予定ということですが、サブアリーナ等との調整をされなかったのかとの質疑に対し、開聞総合体育館のサブアリーナの冷暖房使用料等を考慮して規則で定めるようにしておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第14号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第7、議案第14号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第14号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び4日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、財政課所管分に対し、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新宮領實) 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第14号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第16号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、学校整備室所管分について。西指宿中のトイレ改修について、場所はどこで、男性用、女性用がそれぞれ何個あり、それを単に和式から洋式に替えることなのかとの質疑に対し、場所は中庭の西側にあるトイレを洋式化する。数については現在、女子トイレは和式が9、洋式が1だが、これを洋式6、和式2にする。男子トイレについては現在、和式が6、洋式が1だが、これを和式1、洋式3にするとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、指宿商業高校及び学校教育課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(田中健一) 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第14号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第16号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日及び10日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。タブレット端末を20台購入するということが、農業委員以外には配られないのかとの質疑に対し、農業委員と農地利用最適化推進員が19名ずつの合計38名いらっしゃいますが、今回、タブレット端末の配布の案内がなされた際は、推進員の半分で10台ということを当初示された。その後、追加で要求するところはないかという御案内がされたことから、推進員の19人分と会長用の計20台ということで、改めてお願いをしたところであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課及び観光施設管理課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第15号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第8、議案第15号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第15号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過において、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第16号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第9、議案第16号、令和4年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和4年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び4日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、質疑でも明らかになったように、自衛官の募集に関して、自衛隊側から自治体側に対して、基本4情報の提出を求めることができるとなっているが、自治体側が応じなければならないという義務はないわけである。できるということで提供しているようだが、義務ではないということをはっきりしている。自衛隊がどうということではなく、個人情報の

問題として見た場合、問題があると思う。個人情報を提供しないでくれという申出を聞き入れる仕組みもないし、提供したという報告もない。福岡市では、除外申請を出せば情報提供の対象から外すという取扱いをしているようである。個人情報保護という立場からも、大きな問題があると言わざるを得ない。議案第16号はそういう問題を含んでいるので反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。健幸のまちづくり事業のシステム利用料は1人幾らかとの質疑に対し、健幸ポイントプロジェクトの参加者については、初年度は歩数計代込みで年2千円、継続参加者は年千円、3年目以降は年500円となっている。e－wel l l n e sの運動教室の参加者については、週1回コースで月2千円、月2回コースで月千円であるとの答弁でした。

自治会への加入促進を支援するため、どのような取組をしているかとの質疑に対し、対象者には市民課の窓口で案内し、その後、公民館長の方々が訪問して加入をお願いしているが、会費が払えないとか、地区の行事に参加できないなどの理由により、加入に至っていない場合がある。公民館長や地区民から相談があった場合には、連携して加入を勧めている。各地区をお願いしている部分が大部分ではあるが、市に相談があった場合、なるべくその地域とのつながりを大事にしてほしいという話はしていきたいとの答弁でした。

人権啓発推進事業として、人権に関する諸問題を解決するため、どのような関係機関や団体と連携して啓発活動をするのかとの質疑に対し、関係機関として県や法務局、団体として人権擁護委員やレインボーポート向日葵、自治会等、あらゆる関係機関と人権に関する全てについて連携していきたいと思っているとの答弁でした。

意見として、指宿市民の健康づくりのため、また、医療費抑制につながるような取組をしているところへ、たくさんの職員が視察できるように予算化していただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について。職員人件費について、市内から通勤する職員と市外から通勤する職員の通勤手当及び住宅手当など、どのようになるのかとの質疑に対し、通勤手当は通勤距離が2km以上の場合、距離によって金額が変わり、上限の範囲内で支払っている。市外から通勤する職員でJ R等の公共交通機関を使用する場合も上限の範囲内で支払っている。住宅手当は条例や規則に従って、市内及び市外に関係なく、補助金が支払われているとの答弁でした。

会計年度任用職員の任用は1年契約で更新があるということだが、更新回数に限度があるのかとの質疑に対し、働きたいという意思があり、能力実証の結果が良ければ、更新回数に限度はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。財政課が所管している普通財産の建物を売却することは検討していないかとの質疑に対し、貸付けもしていない消防本部跡地や消防格納庫の跡の建物については、利用価値が高くなく、売却というよりは財政状況を勘案しながら解体という計画になっているとの答弁でした。

入札の公表についてはどのような運用をしているかとの質疑に対し、工事設計等に関しては、執行後、予定価格、契約者、契約額など、全て公表している。ただ、業務委託等については、同じような案件が発生する可能性があるということで、予定価格等に関しては公表しないという運用をしているとの答弁でした。

意見として、普通財産の売却、貸付け業務があるが、実際、貸付けている建物はどんどん老朽化していく。市民に活用してもらうことのできる施設はできるだけ売却し、生きる施設にしてもらいたいというものがありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。十町西部分団消防車庫が新設される建設予定用地はどのような理由で選定されたのかとの質疑に対し、十町西部地区の中心部が望ましいことや緊急招集、出動時に参集しやすい道路事情、駐車場用地を含めた敷地面積等を考慮した。さらに、分団員及び後援会の方々の要望があったことから選定したとの答弁でした。

石油貯蔵施設立地対策事業で購入する小型動力ポンプ軽積載車9台は、どこに配備する計画かとの質疑に対し、現在、小型動力ポンプ軽積載車は、開聞方面隊のみ4台配備されているが、今回購入する9台は、指宿方面隊に4台、山川方面隊に3台、開聞方面隊に2台配備する計画であるとの答弁でした。

意見として、山火事等に対応するための対策として、山間部にも消火栓の設置を検討していただきたいというものがありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。議会費が前年対比1,716万1千円の減額となっているが、主な要因は何かとの質疑に対し、議員定数が20人から18人になり、報酬及び期末手当が減額したこと、さらに、議員定数減により、費用弁償や市外旅費など、所管事務調査等に伴う費用の減額が主な要因であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について。コンビニ収納手数料の単価はどのように決定されるのか。また、交渉の余地はあるのかとの質疑に対し、各コンビニと個々に契約するのではなく、統括して収納する株式会社電算システムとの契約で、平成28年度当初から57円で継続契約している。単価的には安いと言われているため、値下げ交渉は難しいと感じているとの答弁でした。

コンビニ収納について、カード決済も取り扱って収納率を上げることは考えられないかとの質疑に対し、キャッシュレス決済を国も推進しており、現在、市民課の窓口の手数料や税務課の証明手数料などは、Pay Payで決済ができるようになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について。新年度はどのような研修に参加する予定かとの質疑に対し、千葉県で開催予定の市町村アカデミーの監査委員特別セミナー、熊本市で九州各市監査委員会総会、福岡市で日本経営協会の監査講座、県内では阿久根市で県下の監査委員会総会と監査委員事務局長総会、南さつま市でも研修が開催され、参加する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。山川の閉校となった3小学校の跡地利活用について、どのような会議を行ったのか。経過と、今後、どのようにしていく計画かとの質疑に対し、市の望ましい学校づくり調整会議において、令和元年度教育委員会を中心に地域からの要望を聞き取り、各地区の総会で要望をまとめて提出している。令和2年度には各地区でアンケート調査やワークショップ等が開催されている。令和3年度には旧小学校区ごとに各地区の要望が教育委員会に提出されている。庁内にある学校跡地利活用検討プロジェクトチームが素案を作成し、方針の策定を行い、なるべく早く確定していきたいと考えているとの答弁でした。

定住促進対策事業では何名を予定しているかとの質疑に対し、第二期指宿市人口ビジョンでは、目標として、子育て世代の夫婦、子供が毎年5世帯を予定しているとの答弁でした。

地域提案型空き家活用事業とはどのような内容かとの質疑に対し、地域提案型空き家活用事業には2つの事業があり、地域にある空き家のマップやデータベースを作る事業とリフォームの一部を助成する事業がある。今後、広報にも力を入れ、注目していただけるようにPRしていきたいとの答弁でした。

J R指宿枕崎線の指宿駅の窓口時間の縮小、二月田駅のトイレ廃止などについて、市として復活してほしいと要望できる場はあるかとの質疑に対し、復活してほしいと要望する場はあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。障害者や高齢者の方々が行きやすいような投票所の整備など、どのような状況かとの質疑に対し、現在、市内の投票所の中で4投票所の7か所にスロープを設置して、行きやすい環境整備に努めているとの答弁でした。

投票率を上げるため、期日前投票をどのような形で行えば良いと考えているかとの質疑に対し、投票の在り方を再度、委員会で検討し、投票しやすい環境づくりに努めていきたいとの答弁でした。

意見として、期日前投票など、市民が投票しやすく、高齢者及び体が不自由な方々も投票に行きやすいスタイルを検討して、改善を図っていただきたいというものと、投票所は市内に31か所あるが、高齢化は進むし、障害者の方々が自分の選挙権をしっかりと果たそうと言っ

ても、階段の段差が厳しくて投票を諦めた方もいるので、誰でも投票できるような環境づくりに取り組んでいただきたいというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和4年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、スポーツ振興課所管分について。フットボールパークに関して、全体でおおむね幾らの予算になるかとの質疑に対し、維持管理費は約2,300万円になり、ほかに人件費として1人分400万円を計上しているとの答弁でした。

フットボールパークはJリーグが来ても試合ができるのかとの質疑に対し、練習をするに当たっては資格や公認というものは必要なく、そのチームが満足できるグラウンドであればどこでも可能であるが、公式戦はスタジアムの規格の条件があるためできないとの答弁でした。

スポーツ推進委員は市内に何名いるのか。地域ごとに決められているのか。校区ごとになっているのかとの質疑に対し、定員は30人であるが、現状は29名で1名欠員になっている。各校区又は区に推薦をいただいて委嘱をしているとの答弁でした。

スポーツ推進委員はボランティアに近いと思うが、報酬の見直しは考えていないのかとの質疑に対し、報酬については当局の方とも打合せをしながら、また、スポーツ推進委員の方々に情報を聞きながら、できるところは対応していきたいとの答弁でした。

意見として、スポーツ推進委員の充実を図るためにも、報酬の見直しを是非お願いいただきたいというものがありませんか。

次に、社会教育課所管分について。ポケットWi-Fiは台数、使用料と合わせて、どの職員が使用しているのかとの質疑に対し、社会教育課の事務所にルーターを1台置いてあり、社会教育指導員が4人、中央公民館主事と校区公民館主事が2人、地域学校協働活動推進員が1人おり、それらの事務処理上、インターネットに接続しなければならないため活用し

ているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について。トイレの洋式化について、昨今のコロナ禍で各学校の手洗い場の自動水洗化が進んでいるが、計画の中に入っているのかとの質疑に対し、今回、改修するトイレには予定しているとの答弁でした。

スクールカウンセラー事業で専門のカウンセラーに相談することだが、年17回はどのように決まっているのかとの質疑に対し、回数についてはこれまで大体15回で推移してきた。令和3年度は回数を1回増やして16回を予定しており、来年度はさらに1回増やして17回を予算計上しているとの答弁でした。

意見として、スポーツと学力を両立させ、計画をしながら指宿のスポーツの底上げを図っていただきたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。教育振興費のこころのプロジェクト夢の教室事業は、令和3年度も小学5年生が対象で、令和2年度は中学生も対象だったと思うが、小学5年生だけに限定した理由は何かとの質疑に対し、夢の教室事業は平成27年度から実施をしている。今の中学2年生は小学5年生のときに既に受けているため、今年度からは小学校5年生のみを対象として実施したとの答弁でした。

小中一貫教育推進事業費で外国語活動支援員配置事業として、本市独自に平成30年度から小学校1・2年生に外国語活動を導入しているが、内容的にはどうしているのかとの質疑に対し、3・4年生で行われる英語活動、外国語活動の指導の前準備になるように、挨拶であるとか、英語に親しむ活動で、年に6回程度実施しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。学校管理費の中にオンライン授業のための必要な備品とか消耗品は含まれているのかとの質疑に対し、令和4年度の予算の中ではオンラインに関わる備品等の経費の計上はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。給食で使われる食材について、指宿市で生産される農産物と市外から購入する材料費は何かとの質疑に対し、学校給食センターで使用している食材が市内のものか市外のものかというのは分からないが、令和2年度の購入実績は市内業者からの購入割合が40.5%、市外業者からの購入割合は59.5%となっているとの答弁でした。

意見として、市内で生産されるB品でも良い。裁断すれば同じ材料になるので、できる限り市内の材料を採用するようというものがありました。

次に、学校整備室所管分について。トイレの整備事業のうち、多目的トイレは整備するのかとの質疑に対し、多目的トイレという名前ではないが、障害者用トイレとして大きめのト

イレを造る予定であるとの答弁でした。

補正予算と併せてトイレの改修を指宿小学校、柳田小学校、山川中学校の設計業務委託をしているが、このほかにも未整備の所があるのかとの質疑に対し、小中学校のトイレについては今年度の補正と来年度に予算計上をしているが、まだ洋式化率が低い所もあるので、今後も洋式化率等を勘案しながら、順次整備を進めていくとの答弁でした。

意見として、柳田小学校のトイレは風雨の吹き込みも見られるので、トイレ改修工事と併せてその対応をするようにというものがありました。

次に、歴史文化課所管分について。新指宿市民会館オープニングイベントはいつを予定し、どのような内容かとの質疑に対し、現在の計画では8月21日、日曜日を予定しており、内容は指宿市出身の芸術家、大山大輔さんを含めたオペラ公演のほか、地元高校生による文化活動の発表、市民会館のために新たにつくられたハンヤ踊りの披露などのアトラクション、また、指宿市出身の漫画家、バロン吉元さんの原画展などのイベントを開催することを計画している。事業費は319万3千円を予定しているとの答弁でした。

市の郷土芸能保存会は高齢化が著しく進み、なかなか難しい状況にある。保存活動を引き継いでいかないと、1回途絶えてしまうとなかなか復活するのは厳しいと思うが、これについてどのような方向で考えているかとの質疑に対し、地域の郷土芸能は高齢化等により後継者が少なくなっている状況がある。そうしたことから、市の郷土芸能保存会では様々な研修会を積み上げる中で、学校との連携を通して、子供たちに郷土芸能を知る機会をできるだけ設けるような努力をし、また、来年度に予算計上しているが、伝統文化フェスティバル事業を新市民会館で開催し、多くの方に郷土芸能を知っていただく機会を増やしながら後継者を確保し、地域での知名度を上げていく努力を各団体と一緒にやっていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。マイナポイント事業が昨年からはまっていると思うが、現在、市民の中でどれだけマイナンバーカードを作成しているのか。このポイント事業を実施することによってどれだけ増やしていきたいという目標があるのかとの質疑に対し、マイナンバーカードの指宿市の交付率は2月末現在で35.57%であり、国の目標は100%を目指しているが、国の交付率で42.41%、県の交付率で39.93%となっている。マイナポイント事業の目標率は特段設けていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。現在の収納率は幾らになるかとの質疑に対し、令和4年2月末現在で現年度分が93.68%、滞納繰越分が46.12%、総計で90.62%となるとの答弁でした。

悪質とされる滞納者、財産や預貯金があっても支払わない、払う意思がないという方に

は、滞納処分として差押え等を行っていると思うが、直近で何件になるのかとの質疑に対し、令和3年度分については、令和4年2月末現在で差押えは合計で64人であり、交付要求等を含めて5,056万円程度となっているとの答弁でした。

滞納整理システム改修業務委託で233万2千円組んでいるが、これは金融機関とのどんな取組になるのかとの質疑に対し、滞納処分に伴う預貯金の照会業務で、業務の迅速化や滞納事案の早期着手を図るためのデジタル化に対応した金融機関等に対して、システム改修をすることで、迅速にデータでのやり取りができ、早期に滞納事案に着手できるようにするためであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。公害対策事業の中で池田湖水質環境保全対策協議会と連携し、池田湖の水質環境保全対策の推進を図るという目的で14万6千円を計上しているが、この協議会はどこがどういう形でやるのかとの質疑に対し、鹿児島県、指宿市、南九州市で協議会を設立しており、その協議会の中で水質検査や池田湖の水に親しむイベント等の開催をしているとの答弁でした。

海岸清掃作業員3名を雇用とあるが、3名で海岸清掃は果たして大丈夫か。どれほどの効果があって、主にどういう作業をしているのかとの質疑に対し、指宿の海岸線で対象となっている地域を1週間から10日ほどかけて清掃をし、流木やプラスチックなどのごみを集めて産業廃棄物として処分をしているとの答弁でした。

令和4年度において、山川火葬場、指宿火葬場、両火葬場を一括管理で約950万円の委託料とのことだが、その金額というのはどういうところからはじき出されるのか。それで適正なのかとの質疑に対し、これまでの指宿火葬場、山川火葬場の委託料については、指宿火葬場が600万円程度、山川火葬場が320万円程度となっている。件数としては実績になるが、令和元年度が指宿火葬場425件、山川火葬場230件、合計655件、令和2年度が指宿火葬場417件、山川火葬場240件、合計657件で、指宿と山川を比べた場合に大体2倍程度の開きがある状況となっているとの答弁でした。

火葬場を使用する際に支払う1万円の使用料は、火葬場の維持管理に充てていることになるのかとの質疑に対し、指宿火葬場、山川火葬場の運営において、公衆衛生その他公共の福祉に寄与するための維持管理費として、総額2,800万円程度掛かっている。火葬場の使用料はこの事業費に充てられて、全体的に使われているとの答弁でした。

意見として、火葬業務に携わる者に対して、その委託料が果たして適正とは思えず、特殊業務の委託料を見直すべきではないかというものがありました。

次に、国保介護課所管分について。温泉入浴利用料の助成事業費は、砂むし会館砂楽、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんとあるが、助成費が足りないとか回数券が足りないという方もいるようだが、それぞれの実績はどのようになっているのかとの質疑に対し、

令和2年度の利用者数は、砂むし会館砂楽が6,187名、ヘルシーランドが1万6,061名、レジャーセンターかいもんが7,629名となっている。砂むし会館砂楽は1人年24回、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんは共通になるが、1人年48回の利用助成をしているとの答弁でした。

地域介護基盤整備事業で看取り環境の整備を行う事業所とあるが、これはどういう仕組みになっているのかとの質疑に対し、介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設への改修費、ベッドの設備投資について補助するものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。はり・きゅう等施術助成について、対象者と助成額、回数はどうなっているのかとの質疑に対し、対象者は65歳以上又は身体障害者が受給者となっているが、全ての方が利用されるのではなく、窓口で申請をされた方になる。予算は昨年度と同額だが、令和4年1月末現在で券を受け取りに来た方は1,640人いる。そのうち、利用している方が1,172人で、助成額は1回900円、回数は年間18回までとなっているとの答弁でした。

約18%の方が利用限度まで使われているということだが、そういった方から、以前と同じく30枚に戻してほしいとか、事業者も含めてそういった声は届いていないのかとの質疑に対し、回数について18回では少ないという声は、利用者からは特段聞いていないが、施術者からは聞いているとの答弁でした。

意見として、はり・きゅう等施術助成について、市民の方からも以前の回数に近い形に戻してほしいという声もある。やはり、市民の健康保持と保健の向上を図るためにも、助成額、助成回数の見直しも検討していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。保育士等処遇改善臨時特例事業について、月額9千円程度上がる処遇改善だが、対象となる保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブの数と対象の人数はどうなるのかとの質疑に対し、保育士等の処遇改善事業の対象施設については、認可を受けている施設が対象となる。特定教育保育施設、保育所、幼稚園、認定こども園が21施設、特定地域型保育所、小規模保育施設が1施設である。放課後児童クラブについては放課後児童健全育成事業の交付金を受けている施設が対象となっており、対象施設は14施設で、今回の処遇改善の対象職員数は令和3年度2月時点で、保育士等処遇改善事業分が380名、放課後児童支援員等処遇改善事業分が26名の見込みであるとの答弁でした。

病児保育事業について、現在、1園のみだが、その利用頻度と保育料金はどのようになっているのか。また、保育士の確保はどうしているのかとの質疑に対し、指宿医療センターの保育所をお願いをしている。保育士の確保については、現在、保育士が足りない状況で相談を受けている。市では保育士の斡旋はできていないが、利用状況等については毎月会報等を

いただき、報告を受けているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。自殺対策事業について、このコロナ禍、いろんな生活苦で自殺を考える方もいるようだが、自殺防止のために指宿市が取り組んでいることは何かとの質疑に対し、自殺対策のためにゲートキーパー養成講座を開催している。小中学校がコロナ禍で開催したくてもできないという意見があったりしたが、今年度は民生委員にも2回目の開催ができた。9月に一般向けに養成講座を実施した。令和4年度も9月に実施予定になっている。9月の自殺予防週間、3月の自殺予防月間については、図書館とかに特設会場を設けてPRし、広報紙等を通じて呼び掛けているとの答弁でした。

コロナワクチンについて、市民の26.1%が3回目の接種を終えているが、非常に数字も少ないようだ。今の感染状況では子供や保育園児とかが、非常に数が増えていると思われる。全国的に東京も含めて、低学年というか低年齢にもワクチン接種が始まっている。希望者の方だと思うが、指宿はどうしているかとの質疑に対し、低年齢層の5歳から11歳までのワクチン接種については、今週の月曜日、3月7日から市内の医療機関で開始した。現在、290名ほどの方が申し込みをいただいていると確認している。なお、接種率については国・県を上回っており、遅れているということはないとの答弁でした。

ドクターヘリについて、救急車がドクターヘリを要請したが、運用時間外でドクターヘリを要請できなかったと聞く。運用は何時から何時までになるのかとの質疑に対し、時間については把握していないが、着陸地点の関係で運行できない時間があるというのは聞いたことがあるとの答弁でした。

意見として、ドクターヘリについて、命を守る観点から、とても大切な事業である。安心・安全を守ることも大事なことだが、何よりも命を守ることが1番大事なことだ。県に対して運用時間の見直しの検討を要請できないかというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和4年

度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日及び10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。棚田地域振興について、これまでの棚田における取組の成果は出ているのかとの質疑に対し、令和元年度の棚田振興法の制定に伴い、令和2年度から本格的に新永吉と尾下で棚田の取組をしており、今、地域おこし協力隊が、荒廃している現状が多い尾下を重点的に尽力していただいている。令和3年度には尾下と新永吉の棚田エリアが国の指定棚田に指定され、令和4年2月には、つなぐ棚田遺産に鹿児島県で4か所が選定され、その中には新永吉と尾下の棚田も含まれている。これまでの棚田保全に対する活動が、農林水産省のつなぐ棚田遺産に認定されたことで、公に認められたものと思っているとの答弁でした。

地域おこし協力隊には、最終的には地域に定着して、この棚田を生かして農業生産をやってもらえるのが最終目的だと思うが、そういった市の考えを理解してもらったうえで採用していると考えてよろしいですかとの質疑に対し、任期終了後に定着をして生業をつくるというその準備も兼ねて、リノベーションや空き家対策、田んぼの活用などをしてもらっているとの答弁でした。

意見として、オクラの品質保持検証事業を積極的に進めてもらって、早い段階で良い結果が出せるよう努めていただきたいというものがありました。

次に、農産技術課所管分について。観葉のまち指宿事業についてはどのようにして盛り上げていこうと思っているかとの質疑に対し、今年度まではコロナ禍において、思ったとおりのイベント活動などができなかったが、観葉植物のPR、イメージアップに市内外のイベントで取り組んでまいりたいとの答弁でした。

マイエンザについては、効果としてはどのような結果が出ているかとの質疑に対し、農業用のマイエンザということで推進しており、今年は3万3千リットルほどを提供しております。畜産の悪臭対策に活用しており、以前に比べて苦情が寄せられる件数としては減ってきております。毎年定期的に購入していただける耕種野菜の方々もおり、定着してきていると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。多面的機能交付金事業があるが、市内の20団体はどれも高齢化が進んでいる。高齢化対策について検討されているのかとの質疑に対し、環境整備会の事務局である広域協定の方で別途事業予算化されているものがあるので、危険を伴うよ

うな作業であれば、広域協定の事務局が持っている予算で対応できればと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について。荒廃地はどのくらいあって、減ってきているのかとの質疑に対し、荒廃農地は平成30年度は122ha、令和元年度は120ha、令和2年度は118haとなっており、令和3年度は117haとなる見込みである。少しずつではあるが減少してきているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。ドローンを購入して地籍調査で活用したいということだが、山間部で操作することについては何ら支障はないのかとの質疑に対し、ドローンについては、山間部においては立ち入れない部分があるが、航空写真等を活用して、できるだけ近距離の写真で地権者に説明しようとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。道路新設改良工事で12路線あるが、どれぐらいの要望があって12路線になったのかとの質疑に対し、予定では市内25か所の要望をしていたが、骨格予算ということで12路線に削っているとの答弁でした。

市が管理している普通公園はどれくらいあるのかとの質疑に対し、普通公園は9か所あるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。電柱移設で300万円というものがあるが、区画の中で何本くらい電柱移設があるのかとの質疑に対し、区画整理の区域の中での電柱移転になるが、現在、秋元川の改修を行っており、その周辺に電柱がまだ残っております。おおむね2・30本を予定しているところだが、予算に関しては、1本に対して幾らという単価を決めて組んだというわけではなく、区画整理区域の中にある電柱を移設若しくは新設を含めた形で、これくらいになるだろうということ組んだものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。魚見団地のトイレ改修工事は何件を予定しているのか。また、今後のトイレ工事の計画はどのようになっているのかとの質疑に対し、魚見団地については10か所を予定している。今後の水洗化工事については現在、残りが17戸なので2年くらいかかるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について。令和4年度にスポーツ合宿、キャンプを予定している団体があるのかとの質疑に対し、いぶすきフットボールパークが整備され、非常に活用されている。女子のプロサッカーチームであるサンフレッチェ広島

レジーナが夏と春にキャンプをしており、引き続きキャンプをしたいという意向は受けている。また、鹿児島ユナイテッドも1月にキャンプをしていただいたが、今後も定期的にキャンプをしたいという意向を受けている。ほかにも開聞総合グラウンドも鹿児島国体に向けて整備をしたが、ここにもトヨタ自動車ソフトボール部が毎年来たいという意向を受けており、コロナの関係で2年連続中止となったが、また来年度、来たいという意向等を受けているとの答弁でした。

スポーツコミッションいぶすき、S C Iについて、官民一体型となっているが、組織形態としてはどうなっているかとの質疑に対し、S C Iについては令和2年4月に設立しており、市体育協会、観光協会、商工会議所、菜の花商工会、いぶすきスポーツクラブ、指宿観光&体験の会が加入している。行政と民間がお互いに負担しながら、スポーツの交流関係人口の拡大や指宿の知名度の向上、地域経済の活性化などを図るということを目的として、誘致活動と受入れ活動に取り組んでいる。この組織が団体、企業、それから、個人の方に入ってもらったという棲み分けもできており、また、会員も部会員とサポート会員、賛助会員といういくつかの棲み分けがある。団体については正式に部会員という形で入っていただいている。市で一丸となって誘致活動、受入れ活動をしていこうという組織になっているとの答弁でした。

意見として、いぶすきフットボールパーク、市営野球場、陸上競技場などがありますので、これらの施設を最大限有効活用してもらえるようにP R活動に努めていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。商工業振興管理事業の中の新型コロナウイルス感染症に関わる経済対策のための経営安定化助成事業はどんな事業ですかとの質疑に対し、指宿商工会議所と菜の花商工会の会員事業所の方々が年会費をそれぞれ納めているが、コロナ禍にあって、事業者の方々からそういう固定経費に対する負担が非常に大きいという意見が上がってきたので、市として会費収入がなくなることへの対策及び事業者の負担軽減という目的で、会費相当額を支援するというにしているとの答弁でした。

消費生活相談員については、コロナ禍の中においてどのような相談が多いのかとの質疑に対し、特に多かった相談は、通信販売、定期購入契約、フィッシング詐欺というようなものであった。また、近年、特に多くなってきているのが、インターネットを活用した商品販売のトラブルで、特にコロナ禍において、インターネットを使った売買、購入契約が多く、これらに対する相談を行っているとの答弁でした。

イッシーバスの停留所について、椅子のある所とない所があるが、この違いは何かとの質疑に対し、待合環境の整備については、警察からも道路の通行の安全上、椅子などを設置して良いかどうか示される。土地がしっかり確保されていて、安全が確保できる所は、重要度に応じて設置を検討したいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税室所管分について。ふるさと納税の返礼品の点検はどのようにされているのかとの質疑に対し、返礼品については、各産業ごとに取組方を変えている。観葉植物については、通信販売をされたことがない事業者が多かったことから、発送などについて研修をした。そのほか、サイトに口コミや評判の情報が集まってくるので、その情報をもとにしながら、個別に事業者には指導をしているとの答弁でした。

半島振興広域連携促進事業補助金として、輸出関連の補助金だということだが、どういう内容なのかとの質疑に対し、この取組については、南薩の4市で協議会を作り実施している。4市の事業者が台湾や東京などのフェアや商談会に参加しながら、販路拡大を進めていくのを支援する事業になるとの答弁でした。

意見として、ふるさと納税の目標額が20億円となっている。指宿には素晴らしい特産品があるので、それ以上のふるさと納税を獲得できるように努めていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。稼げる地域づくり推進事業によって観光資源の発掘をするということだが、どこ辺りを新たに発掘するという計画なのかとの質疑に対し、エリアとしては砂むし温泉以外でも、池田湖周辺や開聞岳周辺など、様々な観光地があるので、そういったところを大きなフィールドで捉えて、アウトドアの可能性を調査していく形になるとの答弁でした。

指宿大好き体験については、鰻のスメなどを活用する体験の観光ということだが、これは農政部や教育委員会などと連携して進めていく事業なのかとの質疑に対し、指宿大好き体験は基本的には観光課が所管しているが、新たな体験のブラッシュアップについては、農政部、教育委員会を含めて、また、場合によっては商工水産課も含めて協議をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。Wi-Fiスポット管理事業費について、Wi-Fiスポットを今後増やしていくという計画というのがあるのかとの質疑に対し、この事業については現在の12か所のみである。今後、場所を増やすかについては検討してまいりたい。なお、これとは別に、観光課で摺ヶ浜一带の整備の中でWi-Fiの整備というものを考えているようであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 議案第16号、令和4年度一般会計予算について、反対の討論を行います。

例年、3月卒業予定の高校生などを対象に、自衛官募集に係るダイレクトメールが来ています。届いた本人あるいは保護者の中には、赤紙が来たと表現した人もおり、不安と不気味さを感じている人もいます。現に、私のところにも怒りとともに、なぜなのかと尋ねてきた人もありました。これはいわゆる適齢者と言われる高校卒業や大学卒業の人などの情報を手に入れ、一斉に自衛隊地方協力本部から発送されているダイレクトメールであります。その名簿をどのように手に入れたか、それは市が提供したものであります。紙ベースで提供するにしろ、データで提供するにしろ、人件費も含めて何某かの経費も伴います。自衛隊法並びに同施行令において、名簿の提出を求めることができるとなっているということが、市が名簿を提出する根拠とされていますが、自衛隊側から求めることができることと、市側がそれに応えるかどうかは別の問題であり、応えなければならない根拠がないことは、市自らが答弁しているとおりであります。福岡市は適齢者の4情報提供はしていますが、除外申請をした人の分については提供しないようです。指宿市の場合は、除外申請の仕組みもなければ、提供したことの連絡もない。全く知らないところで4つの個人情報があるのと同じように漏らされる。どのような理由を付けようとも個人情報保護という立場から許されることではありません。

国保会計の繰出のうち、いわゆる法定外の分について、令和3年度の1.2億円に対して9,000万円減額になり、3,000万円になっています。国保税が高くて生活を圧迫しているもとで、国保税を引下げてほしいというのは、被保険者の切実な願いです。法定外繰入を増やすことは、国保税をできるだけ低く抑え、被保険者の願いに応えようとする表れでもあります。前年対比で同額の法定外繰入であっても、医療費が抑えられれば国保税を抑えることも可能となります。そこで、4年度についてはコロナの影響もあって医療費が少なくても済みそうということから、納付金が少なくなる見込みであり、法定外繰入を少なくしても国保税は据え置きにできる見込みとのことです。納めやすい国保税にして、被保険者の願いに応えるならば、法定外繰入は減額せず、国保税の引下げこそすべきです。国保税の引上げがないことから、国保会計にはあえて反対はしませんが、一般会計において国保会計への法定外繰入が、一般会計から見れば法定外の繰出になりますが、減額されていることは許容できません。

また、予算の中にはマイナンバーカードを推進するための予算も含まれます。もともと、

マイナンバー制度は行政運営の効率化及び行政分野における、より公正な給付と負担の確保を目的としています。社会保障の給付と税，保険料の負担を個人ごとに分かるようにし，給付を抑制して国の財政や大企業の負担を減らすことを狙っています。根本的に是非を問い直すべき制度です。マイナンバーカードの全国民取得をコロナ危機の中で推進する道理も必要性もありません。政府が為すべきは医療と暮らし，営業に対する抜本的な支援です。マイナンバー制度は直ちに撤回中止を求める立場から反対をいたします。

また，市長選挙があったことから，骨格予算を組まざるをえなかったとはいえ，市民の暮らし，福祉を守るための新たな施策も特に見えないことを指摘して，討論を終わります。

○議長（下川床泉） 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第16号，令和4年度指宿市一般会計予算について，を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は，いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって，議案第16号は，原案のとおり可決されました。

△ 議案第21号～議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次は，日程第10，議案第21号，令和4年度指宿市水道事業会計予算について，から，日程第12，議案第23号，令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について，までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は，総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました，議案第21号，令和4年度指宿市水道事業会計予算について，から，議案第23号，令和4年度指宿市温泉供給事業会計予算について，までの3議案について，審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月4日，関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果，3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第21号について。建設改良費にある委託料でどのような事業を行うのかとの質疑に対し，排水施設整備費の委託料については，推進工法で排水管を敷設する詳細設計の業務委託費であるとの答弁でした。

鰻池の原水をきれいにすれば小雁渡浄水場の維持管理費も軽減できていると思うが，経費削減のための勉強会を行ったことがあるか。また，今後，行う計画はないかとの質疑に対し，これまで，関係課と取扱い等の協議をした形跡がない。アクアファインを入れてから異臭は発生していないことは事実である。今後，水質を保全しながら，より安価に上水道の供給ができるかということをしつかりと研究していかなければならないと認識しているとの答弁でした。

意見として，山川地区の命の水を守るため，関係課としっかりと連携を取って，原水の浄化をして水道料金が上がらないように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に，議案第22号について。いぶすきフットボールパーク周辺で雨天時に浸水する所があると聞いたが，どのように捉えているかとの質疑に対し，下水道事業の計算上において，雨水の排水量は足りるという設計になっている。ただ，水道課はサッカー場等を新設する際の建設事業に携わっていないため，答弁できないとの答弁でした。

弥次ヶ湯地区の雨水対策はどのような計画かとの質疑に対し，現在，ポンプ場は2か所検討している。今回は上流に2 t のポンプ場の整備を進めている。今後，下流側に6 t のポンプ場を計画しているので，完成した段階において，弥次ヶ湯地区の床上浸水というのはなくなっていくと考えているとの答弁でした。

意見として，弥次ヶ湯地区の雨水ポンプ場が令和11年の完成予定と説明があったが，市民からの要望が上がってから30年近く経っている問題であるので，計画どおり実施されるように切にお願いしたいというものと，新田地区の雨水対策が万全かなという心配をしている市民がいるので，しっかりと確認していただき，問題があるときは整備していただきたいというものがありました。

次に，議案第23号について。指宿市温泉供給事業として，配管による給湯戸数が587戸というのは，温泉のまちとしては非常に少ない気がするが，様々な方法を講じて市民に温泉の恵みを届けることは考えられないかとの質疑に対し，様々な方法による供給に関して，費用対効果等を見定めたことはなく，法的にできるかということも研究したことがない。温泉供給事業の将来も厳しいと思われるということを含めながら，今後，検討していきたいとの答弁でした。

泉源施設建設費が計上されているが，どのような事業かとの質疑に対し，今後，施設を新設した場合，耐用年数等を考慮してどれだけの投資が必要かということと，投資した場合，経営戦略以上の料金改定も必要になってくることから，再度，施設の更新計画を立て直そう

ということで計上したとの答弁でした。

意見として、温泉料金が上がっていくと、基幹産業である観光業が衰退していくことから、計画を練り直して料金改定をしなくて済むような対策をしていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号から議案第23号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第23号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第17号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第13、議案第17号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第15、議案第19号、令和4年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第17号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第19号、令和4年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第17号について。レセプト点検事業については、いろんな形で点検をしながら医療費を抑えようということだろうと思うが、これの大きな効果というのはどういうものがあるのかとの質疑に対し、レセプト点検の主な目的は、医療費の適正化であり、診療の医科、調剤、また、柔道整復等で適正な範囲内で診療を受けているか、過度な薬剤調剤等の取得をしていないか、そして、複数月にわたって縦覧点検等を行って、診療機関が点数の過重な請求をしていないか、そのような点検をしており、決して被保険者に医療費を抑制しなさいという内容のものではないとの答弁でした。

後発医薬品の普及促進ということで、ジェネリック医薬品について通知をもらったり、病院でも説明を受けたりするが、どれくらい医療費の抑制効果が表れているのかとの質疑に対し、令和2年度は全体の85%がジェネリック医薬品を使用しており、金額ベースでは57%、約5,200万円の削減効果があったと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。保険料の収入で大体8%くらい昨年からすると上乗せされている。保険料の計算は県の連合会の方でされていると思うが、どういうことを予測して、8%上積みが出てきたのかとの質疑に対し、後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合で運営されており、当初予算に計上する保険料の算定についても、広域連合で行っている。保険料の予算額が増となった要因は、団塊の世代の加入により、被保険者数が急増すること、2番目に、医療の高度化などにより、1人当たりの保険給付費も依然として増加傾向にあること、また、2年おきに改定される保険料率が、令和4年度は増額改定が予定されており、予算額もその分増加としたとの答弁でした。

人間ドック助成事業があるが、1人当たり幾らと決まっていると思うが、その金額と、年間何人の方々がこれを利用しているのかとの質疑に対し、人間ドック医療費助成については、市の方では1万9千円を行っており、被保険者の方々が市内の医療機関で受診した場合に負担する金額は、男性で9,240円、女性で7,700円になる。なお、受診者は令和3年度190名の予算に対して、174名の受診者が医療機関により報告が上がっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。65歳以上の1人暮らしの方々に配食サービス等を行っているが、対象者はどれくらいで、土日も配食は可能なのかとの質疑に対し、令和4年1月末現在の利用者が313人となっている。土日も配達しており、休みは年末年始の12月31日から1月3日だけとなっているとの答弁でした。

配食サービスの個人負担は幾らになるのかとの質疑に対し、非課税世帯や生活保護世帯、年金収入で変わってくるが、基本額は1食800円のうち、本人負担が455円で、非課税世帯並びに年金収入80万円以下の場合は405円になるとの答弁でした。

長寿介護課の所管で、介護予防活動支援事業費とろぼん体操介護予防事業費があるが、健幸・協働のまちづくり課でのろぼん体操に、健幸のまちづくり推進事業の一環として支援をしていると思うが、これと連動した支援という形になるのか。それとも健幸・協働のまちづくり課のものと全く別と考えているのかとの質疑に対し、ろぼん体操の介護予防事業については、健幸・協働のまちづくり課と連携した形で行う体制を取っているとの答弁でした。

意見として、ろぼん体操はコロナ禍とはいえ、地域の中で健康増進はもとより、心の健康にも寄与しているので、その取組をスタッフ及び事業費も含めて、もっと充実したものにしようというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 議案第18号、令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場から答弁いたします。

後期高齢者医療制度は令和4年10月から、単身で合計所得金額が200万円以上、2人以上の世帯は合計金額が320万円以上で2割負担になります。また、保険料が、均等割が5万5,100円から5万6,900円に、所得割は10.38%から10.88%に値上げになります。年金額は減らされ、保険料や医療費が増やされては、年金ではやりくりが成り立ちません。保険料を滞納すると短期保険証や資格証明書が交付されることになっています。高い負担を押し付けられる医療報酬も別枠にする。別立てにすることで差別医療を押し付けるものになっています。後期高齢者医療制度の廃止を求める声も強く、後期高齢者医療制度に反対し、廃止を求める立場から反対討論といたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号及び議案第19号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第19号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第20号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第16、議案第20号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(田中健一) 産業建設委員会へ付託されました、議案第20号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、コロナ禍で利用者が減少しており、収束しないと回復が難しいと思うが、減少を少しでも抑える手立てについて、どのような考えがあるかとの質疑に対し、令和4年は開設60周年を迎えることとなっており、この機会をチャンスと捉えて、多くのPR、広報等に力を入れていきたい。また、経費の削減も併せて行っていきたいと考えているとの答弁でした。

次に、エレベーターの保守点検委託において、年何回点検されているのか。また、利用者から苦情はないかとの質疑に対し、毎月定期的な点検をしており、年12回の点検となる。苦情については特にはないが、通常のエレベーターはワイヤー式が主流であるが、唐船峡は油圧式になっていることから、少し下がるような現象があるとの答弁でした。

意見として、今後の営業努力をしながら基金を増やしていくということだが、エレベータ

一の全面改修についても近い将来出てくる可能性がある。これらを含めて財政当局ともしっかりと連携を取りながら、今後の運営について考えていてもらいたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第20号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。
よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第27号～議案第31号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第17、議案第27号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第21、議案第31号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件2件の計5件であります。

まず、議案第27号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年人事院勧告の趣旨に基づき、職員の期末手当の支給率及び額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第28号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、議会議員の期末手当の支給率及び額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第29号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、特別職の職員の期末手当の支給率及び額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第30号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ2,604万6千円を減額し、予算の総額を295億742万円にしようとするものであります。

次は、議案第31号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2,604万6千円を追加し、予算の総額を262億2,004万6千円にしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（下吹越寿） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第27号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年人事院勧告の趣旨に基づき、職員の期末手当の支給率及び額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、一般職の期末手当の支給率を、現行の100分の127.5から100分の120に改定しようとするものであります。

第2条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を、現行の100分の127.5から100分の120に改定しようとするものであります。

なお、附則において、これらの条例は公布の日から施行することとし、あわせて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の127.5分の15を調整額として、令和4年6月支給分の期末手当から減額することとしていると

ころであります。

次は、提出議案の5ページを御覧ください。

議案第28号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、議会議員の期末手当の支給率及び額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、6ページを御覧ください。

改正の主な内容は、議会議員の期末手当の支給率を、現行の100分の167.5から100分の162.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとし、あわせて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の167.5分の10を調整額として、令和4年6月支給分の期末手当から減額することとしているところであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第29号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、特別職の職員の期末手当の支給率及び額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、8ページを御覧ください。

改正の主な内容は、特別職の職員の期末手当の支給率を、現行の100分の167.5から100分の162.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとし、あわせて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の167.5分の10を調整額として、令和4年6月支給分の期末手当から減額することとしているところであります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第30号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,604万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を295億742万円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を補正するものであります。

内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から主なものについて御説明させていただきますので、15ページを御覧ください。

款3民生費，項2児童福祉費，目6子育て世帯への臨時特別給付金事業費，節11役務費4万6千円及び節19扶助費2,600万円の減額補正につきましては，当初，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）において，増額補正を議決いただいたところですが，その後，国から増額分の交付申請については，令和4年度予算に計上し，交付申請することとの指示があったことから減額するものです。

なお，この同額をこの後で説明いたします，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第1号）で計上させていただきます。

次は，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款15国庫支出金2,604万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金の減額であります。

次は，提出議案の10ページを御覧ください。

議案第31号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の令和4年度指宿市一般補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,604万6千円を追加し，歳入歳出予算の総額を262億2,004万6千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款3民生費，項2児童福祉費，目5子育て世帯への臨時特別給付金事業費，節11役務費4万6千円及び節19扶助費2600万円の合計2,604万6千円の補正につきましては，子育て世帯への臨時特別給付金に係る対象者見込みの増に伴う扶助費等で，先ほど説明いたしました令和3年度一般会計補正予算（第17号）で減額しようとする同額を計上するものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款15国庫支出金2,604万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時24分
再開	午後	0時25分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

△ 議案第27号～議案第31号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（下川床泉） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第31号までの5議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第31号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号から議案第31号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第31号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第32号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第22、議案第32号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

△ 決議案1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第23、決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本決議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、決議案第1号を採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 議長挨拶

○議長（下川床泉） 令和4年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期市議会定例会は、去る2月28日の開会以来、本日までの29日間にわたり、令和4年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。

さて、国内においては、昨年末から懸念されていた新型コロナウイルス感染症の第6波が到来し、オミクロン株などの新たな変異株による感染の勢いは依然として衰えることなく、多くの新規感染者数が報告されています。本市においてもクラスターが発生するなど、市民生活への多大な影響が続いている状況となっております。このような中、今期定例会においては、ワクチン接種のほか、プレミアム付き共通商品券発行事業や緊急経営安定化助成事業など、感染症対策と地域経済活性化の両面を推進するための費用を含んだ令和4年度当初予算を可決いたしました。執行部におかれましては、効果的、実効性、即効性ある予算執行に全力で取り組んでいただくよう強く要請いたします。

本市議会は、市民に開かれた議会を目指して制定した指宿市議会基本条例に基づき、市民が安全で安心して暮らせるよう、更なる議会の活性化に努めていく所存であります。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間、市政発展に御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識をふるさと指宿の発展のために生かしていただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（打越明司） 令和4年度第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいただき、一言、御挨拶を申し上げます。

私は、指宿市長に就任して初めての市議会定例会も、本日をもちまして最終日を迎えますことに、深い感慨を覚えるとともに、正直ほっとしているところであります。去る2月28日の開会本会議以来、本会議並びに各常任委員会におかれまして、それぞれ慎重なる御審議を尽くされ、全ての議案につきまして、本日、議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、私は10年後、20年後を見据えて、将来を楽しみにできる町にという目標を掲げ、指宿市長に就任をいたしました。これからいよいよ、本市はこの大きな目標を達成するために、ワンチーム、そして、財政再建、住みやすい町、稼げる町、IT化と情報発信という5つのキーワードを基本の柱として、まちづくりを進めていくこととなります。まちづくりはもちろん、一朝一夕にできる簡単な仕事ではありません。丁寧に時間をかけながら、戦略的に粘り強く、生活先進地を目指す取組を続けることが、指宿の将来を楽しみにしてくださる人を少しずつ増やしていくことにつながると考えております。そのためにまず、ワンチームを作っていく努力をしまります。市役所の職員や各種の任用職員との意見交換や議論を積極的に行うことや、市民との語る会あるいは各団体との活発な情報交換などを通じて、ワンチームづくりを進めてまいります。さらには、財政再建に力を入れ、徹底した事業や予算の見直しを行い、あわせて、ふるさと納税などの歳入確保にも努め、締めるところは締め、必要な部分には人材も財源も充実をさせる、これこそが入るを量りて出ざるを制すということであると考えているところであります。これから展開していく事業におきましては、節約という言葉を念頭に、コスト意識をしっかりと持ち取り組むとともに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の声に耳を傾けながら、一つ一つ着実、丁寧に、真に必要なとされている施策を見極めることが、魅力あふれる指宿へ生まれ変わる、リボーンの第一歩であると信じております。私自身、身を粉にして、これから始まる新しい指宿市政の推進に全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様方の一層の御支援と御指導をお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。令和4年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（下川床泉） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和4年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 山 本 敏 勝

議 員 東 勝 義

参 考 资 料

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

2月24日、ロシアは度重なる国際社会の警告を無視し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このロシアによる隣国の領土を武力で侵略する行為は、明らかに国連憲章に違反するものであり、国際秩序の根幹を揺るがす世界の安全に対する重大かつ差し迫った脅威である。さらにプーチン大統領が核兵器による威嚇を行っているのは、言語道断であり、唯一の被爆国として断じて容認できない。

よって、本市議会は、ウクライナの主権を侵害するロシアの軍事的暴挙に対し、厳重に抗議し強く非難するとともに、世界の恒久平和と安定の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、在留邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。併せて、国際社会と連携して、ロシアに対し、制裁措置など断固たる措置を実施するよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月28日

指 宿 市 議 会